

第 5 編

自治のあゆみ



町民の生活に必須な事務が
円滑に処理される役場事務室

第一章 町の行政

第二節 町のあゆみ

一 自治の芽ばえと戸長制度の発足

徳川初期、村々に名主・長百姓・百姓代のいわゆる村方三役が置かれた。この村方三役や五人組の制度によって、切支丹防止・年貢上納・犯罪防止・上意下達などの機能を發揮しつつ相互扶助の連帯責任を持つ点において、不完全ながら村々にも自治組織が芽ばえてきた。

ところが明治五年四月太政官布告第一一七号をもって伍組編成法が發布された。これは四戸から十二戸までの間で適当に組み合わせる伍組を編成し、組内の公選で伍長一人を置き、伍長の公選で正副戸長を定め県がこれ



副戸長申付書



連合村当時の文書

を調査の上任命することになった。退職の際は正副戸長、伍長連署で願い出で県令の許可を受けることになっていた。

この伍組は徳川時代の五人組にならったもので、自治体の末端組織として設けられ、富里村を例にとれば、村発足以後は旧村ごとに一人の伍長惣代が置かれていた。

伍長惣代の任務や選任方法等を知るために、明治十二年七月富里村会で制定した伍長惣代定則条例を左に掲げる。

甲号第三議案第五号

伍長惣代定則条例

第一条 伍長惣代ハ都テ該組進歩ニ至ラン事ヲ担任ス

第二条 布告布達及村役所ヨリ達スル処ノ趣旨各伍組或ハ毎戸之ヲ説示シ而村役所ヨリ屢々照会ノ件アレハ之ヲ回答スヘシ

第三条 道路橋梁堤防田畑保護等ニ関涉スル事件悉ク担理セシムヘシ

第四条 前条掲ル外ト雖モ非常アル節ハ可成丈災害等ニ罹ラサル様百事注意スヘシ

第五条 伍長惣代勤務年限二年トス

但止ヲ得サル等ヨリ勤務相成カタキ節ハ該組伍長保証書ヘ連印ヲ以其事情村役所ヘ可願出モノトス

第六条 戸長ニ於テハ伍長ヨリ申出ノ事情調査ノ上任免ノ義命スヘシ

第七条 伍長惣代撰挙ハ各伍長ニ於テ投票スルモノトス其順序ハ戸長ヨリ撰挙スヘキノ趣旨投票可差出当日ヲ予定シ用紙相添各組伍長惣代ヘ通達スヘシ

且惣代ニ於テハ各伍長通知迅速撰挙シ而シテ投票当日迄ニ村役所ヘ差出スヘシ

第八条 戸長ニ於テハ各組分投票悉皆調整ニ到ラハ調査ヲ遂ゲ当選ノ者ヘハ勿論

尚当撰人ノ姓名各伍長ヘ相達スヘシ

第三議案第五号

伍長惣代手当費説明書附録

伍長惣代旧各村耆員トシ独リ桃ヶ久保小村ナルヲ以テ波高島へ合併トス然レバ十一員ノ給料トシテ金拾五円之レヲ三ツニ分割シ而シテ其一ヲ反別ニ一ツヲ地価金ニ一ツヲ現戸數へ賦課シ其三種合スル金額ヲ用途トシ是レハ少シク斟酌ヲ加ヘ各村給額ヲ決定セハ果シテ公平ナラント欲ス是ヲ以テ概畧其給額ヲ得ル左ノ如シ

- 一金壹円 清沢
- 一金八拾銭 大炊平
- 一金壹円 岩欠
- 一金壹円 杉山
- 一金貳円 北川
- 一金壹円貳拾銭 市ノ瀬
- 一金壹円 波高島桃久保
- 一金參円 常葉
- 一金壹円 上ノ平
- 一金壹円 下部
- 一金五拾銭 湯ノ奥

名主・長百姓の名称は戸長・副戸長に変わったが村々では依然名主・長百姓の名称を潜称していた。名主と戸長とはその職務内容において、性格が違ふことは次の布達によつて明かである。

布達

戸長の職務は、村内人民を奨励督責し、庁の布達を速かに施行し、租税を収め、耕耘牧畜を励め小学を盛んにし、戸籍を正し、地券を調べ、堤防・用水・道路・橋梁を修繕し、舟車を通し、工芸を開き、物産を興し、その他一切の諸務をつかさどる事。

さらに明治六年四月、「戸長可心得条々」が県から布達されて、戸長の任務はますます重くなつた。

戸長可心得条々

一、戸長の儀は支配内一統之者へ伝達之事件を始め平出諸世駆引等其役務たり時

により支配内之惣代にも可相立事に付謹而御仁政之御趣意を奉じ精勤を遂ぐべき事。

一、役職に傲り尊大驕奢の所行堅く誠之、町村内の者より申出る儀は是非をわかつたずさし押へ情実を上達せず、或は公事訴訟等に付賄賂を請け依怙之取計等いたすまじく、方正廉直を旨とし条理明らか可取計事。

一、追々相達する趣吃度相守諸布令其外伝達無沈滞速に取計旨趣審かに町村内之者共へ可申聞事

一、町村内之者離散せざるやう注意いたし貧窮之ものあらば難渋極まらざる内扶助の手立をなすべし、自然下において心に不任程の事は速に申べく常に華美の奢を警め、無益之費を省き農業を勧め諸人成立の心遣ひ肝要たるべき事。

一、隣町村相親み互に気を付諸事申談聊隔絶する人有之べからざる事。

一、田畑荒さざる様堤防橋梁道路溝川等修補に怠るべからず自然水損等にて大破に及び下において普請調へ難き程の事は速に申出べく荒地場起返し之儀も村中申合せ精々力を尽すべし。若村内之力に不及事は是亦速に可申事。

一、田畠用水筋山林等境界を正し争論起さざるやう兼て可心付事。

一、貢納之米金其外諸上納期限に至り差支さざるやう手配方兼々可心懸事。

一、官用と号し町村へ不当之出金いたさせまじく諸入費は常に明細書に記し置き惣て清廉の取計肝要たるべき事。

一、運輸の便を起し土地を開き良木を植付物産を盛んにし永世土地の榮をはかるべき事。

一、善を勧め悪を誡め風儀をよろしきに導く事役人の勤方にあり心得方宜からざるものあらば懲戒に教諭を加え行状を改めしむべし、且又諸人に抽て心得よろしき者あらば逐一に申出べき事。

一、会所集議の節、飲食に長じ又は雑話に打過費用を省ず職業を妨る事堅く禁之心得違無之様町村内へも兼々可申聞事。

一、常々戸籍の取しらべ怠らず支配内に不審の者不可留置事。

一、溝川道路不潔にして塵芥腐敗し都て臭気あるものは養生に害あり常に申合掃除等怠さる様可申付事。

一、凶年飢饉の手当怠なく心配逐べき事。

一、火之元別て入念相慎候様可申付事。

右之通相心得べき者也

明治六年第四月

山梨県

二 区制と郡制

明治五年正月県下を八十区に分ち、一区をおよそ千戸を標準として、七八か村から二十四・五か村ぐらいで編成し、各区に戸長一人、副戸長二人ずつを置いて専ら戸籍事務を行わせた。(この年はじめて戸籍制度が実施された。これを壬申戸籍という) 区制がしかれて八代郡は第一区から第十六区までとなり、各区に村々を所属させた。

これによって折門・八坂は第十一区に、山家は第十二区に、熊沢・嶺・久保・大山・芝草・大磯小磯・根子・瀬戸は第十三区に、三沢・樋田・車田・切房木・道・水船・古関・中之倉・釜額は第十四区に、上田原・一色・市之瀬・北川・岩欠・杉山・大炊平・清沢・常葉・上野平・波高嶋・桃ヶ窪・下部・湯之奥は第十五区にそれぞれ編入され、各区に官選の戸長・副戸長が置かれた。

然しこの区制は明治九年十月三日改編されて、県下を三十四区とし下部町全域は第二十区となり、この時から正副戸長は、正副区長となつて共和村の二宮貫平が区長に任命された。

達

毎区戸長副戸長廃止更ニ区長副区長ノ称ヲ以テ一区一人ツツ置候条区内ノ村ニ於テ篤ト人選致シ一村封書ヲ以テ来ル十一月十五日限り可申出右給料ハ可為民費条区限相当取定可伺出事但シ区長副区長人選中ハ是迄ノ通元正副戸長ニテ事務可取扱事

十月二十四日

山梨県令

土肥 実匡

この改編された区制は僅か二か年で終わり、明治十一年九月新たに郡区町村編成法が制定、公布されて従来の区制は廃止された。

(郡区町村編成法の条文は第三編第四章二節参照)

第一章 町の行政

右によつて府県の下に郡、郡の下に区町村を置くことになり、その大きい郡は東・西・南・北・上・中・下などに分割することになった。しかし郡には郡長を、町村には戸長を置いて行政事務を執ることになった。

本県では十二月十九日山梨・八代・巨摩・都留の四郡を分けて山梨・八代をそれぞれ東西に、巨摩を南中北に、都留を南北に分割して九郡となし各郡に郡役所を置いて官選の郡長を配置した。この時下部町全域は西八代郡に属し、市川大門村の旧御陣屋に郡役所を置き、最初の郡長に南巨摩と兼任の名取善十郎が任命されて来た。

郡の分割については、初め八代郡の割石峠以南と、巨摩郡の大柳川以南を合わせたいわゆる東西河内領をもつて河内郡を設置して、岩間へ郡役所を置く案が出た(この案はその後大正時代にも出た)が、結局この地方は中央に富士川という自然の境界があるので採り上げられず、県の方針によつて八代郡は東八代と南八代に、巨摩郡は東巨摩・西巨摩・南巨摩に分割することに定めて、内務卿に認可の申請をしたのであるが、時の内務卿伊藤博文の裁断によつて八代郡は東八代と西八代に、巨摩郡は南巨摩・中巨摩・北巨摩に変更のうえ認可になった。

三 町村合併と町村連合

これより先、町村合併促進の方針が打ち出されていたが、さらに明治七年九月二十五日山梨県布達甲第一八四号をもつて、県下の小村群に対し強力な合併勧奨が行われた。

(布達文は第三編第四章二節へ掲載につき参照)

これが契機となつて、県下には続々と合併による新村が誕生した。下部町内においては、いち早く明治七年十月九日嶺・久保・大山の三か村が合併して三か村が隣保団結するという意味で三保村となり、十一月十七日八坂・折門二か村は畑熊など外九か村と合併して昔からの九一色郷であったところから九一色村となった。翌明治八年四月二十三日には清沢・大炊平・岩欠・杉山・北川・市之瀬・常葉・上之平・波高嶋・桃ヶ窪・下部・湯

之奥の十二か村が合併して、多くの村が合併したという意味と、また、富みたる里という意味で富里村と称し、同年六月三十日には上田原・下田原・一色・宮木の四か村が合併して共同和楽の意をもって共和村となった。さらに同年熊沢村は隣接岩下・寺所・五八と合併して河頭村を組織した。その他の村々は県から強い勸奨を受けながら、従来の小村に強い愛着を感じそれから脱しきれず合併しようとはしなかった。

そこで県はこれら勸奨に応じない小村群に対して、連合組織を命じて来た。よって明治十三年一月三沢・樋田・河頭・車田・切房木の五か村で三沢村外四か村連合。道・水船・芝草連合。大磯小磯・根子連合。古関・瀬戸・中之倉・釜額連合などの連合村をつくった。(道以東が全部連合して古関村外八か村連合を組織した時もあった)

これら連合村当時の資料は極めて乏しく、それぞれの連合村に連合戸長が置かれたはずであるが、その氏名を知る由もないことはまことに残念である。ただ、僅かに明治十三年に古関・瀬戸・中之倉・釜額の四か村連合戸長は伊藤顕孝であり、同十五年に道・水船・芝草連合戸長は内藤常右衛門であった程度である。

さらに明治十七年十月になって三保・山家・落居の三か村連合が成つて、一応自治体としての適正区域を定めるに至つた。

町村の合併や連合村の成立によって村役所を設置しなければならぬ。さらにこのころ学制の頒布によって続々と学校が設けられ、その校舎も必要になって来た。然し発足早々の村々では早急に庁舎や、校舎を建設する余裕もなければ資金もない状態で、止むなく一時の便法として学校は神社や寺院、あるいは芝居小屋などを借用し、村役所は民家を借用するのがいずれの村でも通例であった。

郡区町村編成法が施行されて以来若干の改正はあつたが、そのまま定着状態で十年を経過した明治二十一年、市制町村制が公布されて自治体の基礎はいよいよ強固になった。この法律の趣旨は公布に際して発せられた詔書によって明らかである。

詔書

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ旧慣ヲ存重シテ益之ヲ拡張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽
明治二十一年四月十七日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤 博文
内務大臣 伯爵 山県 有朋

市制町村制は全部で八章百三十九条から成り、明治二十二年七月一日をもつて施行され、これが施行によって明治十一年七月施行の郡区町村編成法第六條及び第九條但書と、明治十七年五月第十四号布告町村会法は廃止された。この町村制は、その後部分的には何回も改正されたが、昭和二十二年四月十七日法律第六十七号をもつて公布された地方自治法が翌二十三年施行されるまで、全国の町村では金科玉条として守られて来た。

町村制の施行によって従来の戸長・副戸長の名称は廃止されて新たに町長・助役・収入役の三役が生まれた。また、これを機会に町村の合併が勸奨されたので、今までの連合組織は解体されて各地で分合が行われた。

山梨県令第四一号

來七月一日ヨリ県下ニ市制町村制ヲ施行スルニツキ、町村ノ区域左ノ通り分合改稱ス。但合併ニ係ル旧町村名ハ大字トシテ之ヲ存シ、飛地ハ各其所在町村ノ地籍ニ編入ス。

明治二十二年六月二十六日

山梨県知事 中島 錫胤

村名	旧村名
久那土村	三沢村・車田村・切房木村・樋田村・芝草村・水船村・道村
古関村	古関村・釜額村・中之倉村・瀬戸村・根子村・大磯小磯村
下九一色村	九一色村ノ内、畑熊組・中山組・折門組・三帳組・笠組・高萩組・八坂組・下芦川組

富里村 富里村・大河内村ノ内字川向
 落居村 落居村・河頭村
 山保村 山家村・三保村

四 富里村

富里村の誕生

明治八年四月二十三日富里村は発足した。いずれの村も合併するまでにはいろいろの経緯もあり、また、準備期間をも要したのであるが、富里村も十二か村合併が実現するまでには一年半も前から話し合いがあったらしく、明治七年一月作成の次のような議定書が発見された。

拾式ヶ村合併議定書之事

今般蘭州諸政御維新萌襲之一如陋習ヲ一洗シ旧慣ヲ棄捐シ更ニ合併改正ニ付衆庶一般以服膺貫徹之儀方今各所仰御太助上順序蓋人民交際之目度ヲ以蘭村正副戸長伍長以凶陸合及各自銘之得稟議量法一定確實決意謹肅之至子茲度予其議依頼其定屢愿口則儀不可違背条々

- 一、戸長一名確定之事。

但人選之儀者右拾式郷入札可致事

- 一、副戸長之儀者拾式郷へ一名宛人選可仕候方一難相立候ハ、伍長ニ而正副戸長同様相動可申事。但年給之儀者副戸長同断相心得可申事

- 一、戸長年給金三拾八円ニ而毎月休日一六ヲ除之外日勤尤事務取調申之儀者休日ニ不関相動可申事

- 一、正副戸長者勿論伍長代理ヲ以府ノ内郡区出張之節者日当金拾式銭五厘所謂飯料紙代附立之事

- 一、副戸長年給一円ニ定メ其餘戸長代理トシ而副戸長伍長会所詰合日当者金拾銭ヲ以相動可申事

- 一、会所取設之儀者蘭村中央元常葉村へ設立可致事

会所入用筆墨紙炭油蠟燭代共一ヶ月金式円戸長ニ而相賄可申事、堤防用悪水路道路橋梁其他行状之儀者小路限取許可申且持山大会之儀者更ニ従前之通相可心

第一章 町の行政

得事、定使一人此年給粗麦ニ而式斗入拾俵ニ金三円給与之事但外傭夫之儀者其時々賃銭ヲ以遣払可申事

- 一、雑査村費之儀者年内六月十二日両度ニ割右遣払之本月ヨリ金高ニ照準拾分ノ一ヲ以利子計算之事

- 一、村内差縛之儀ニ付会所ニ而取調中入費勝敗ニ不拘双方当分之出可致事

但他村ヨリ相手被故公事相成候ハ、其当人ニ而不残出金可致事。

右者拾式ヶ村正副戸長伍長共協議之上村法取極申候然ル上者従後急度相守可申候為後証一同連署之上確定依而如件

甲斐国八代郡第拾五区

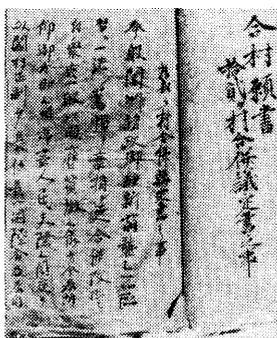
拾式ヶ村合併

富里村

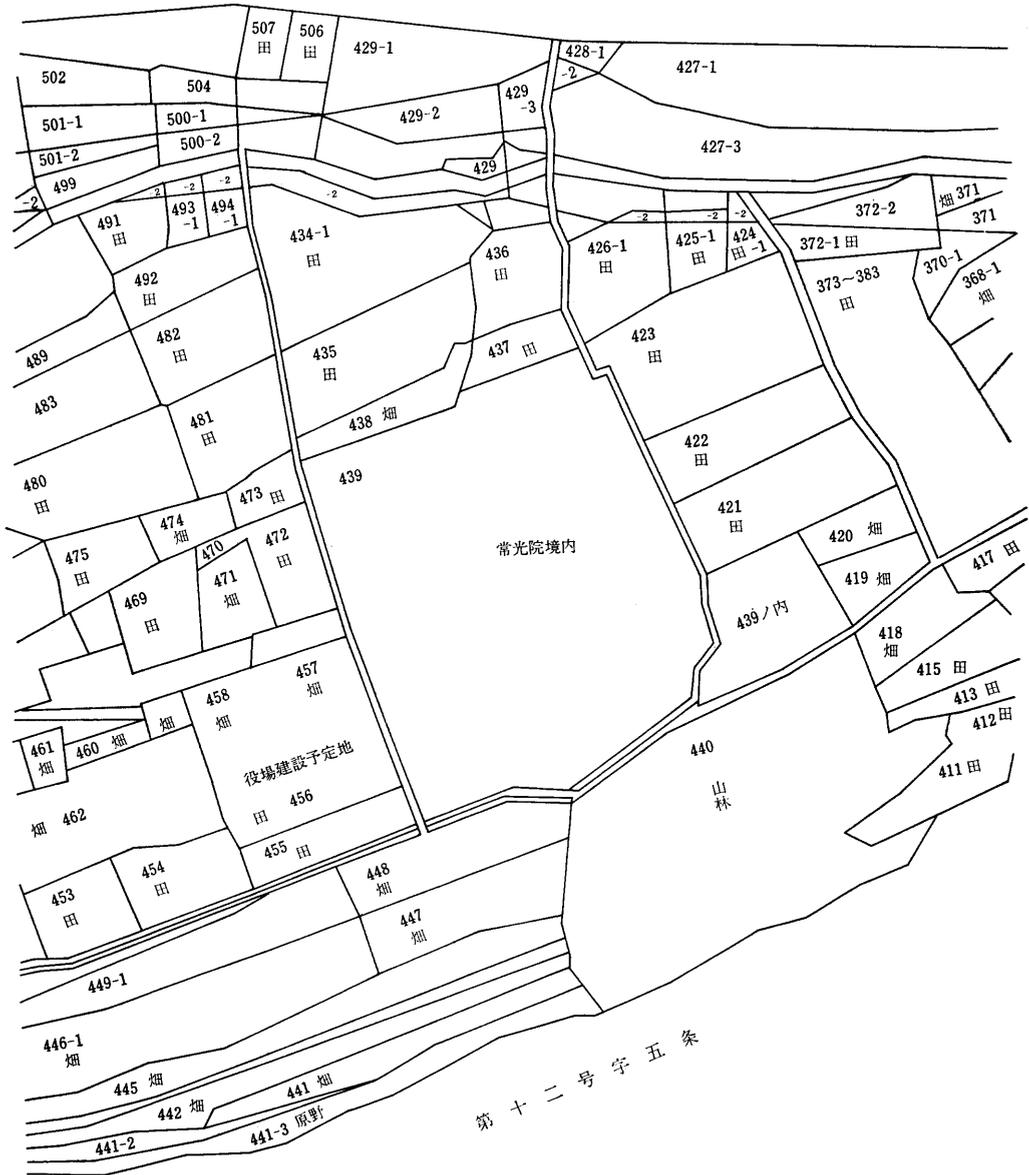
右は上之平区から出た資料であるが、これで見ると富里村が誕生する一年余も前から戸長や副戸長の選出方法や、配置などを決めていたばかりか、給料や雑給、勤務日や一・六日（現今の日曜日に相当する日）の休日まで決めている。

これらの状況から類推すると、拾式ヶ村の合併は比較的スムーズに進んだと思われる。

明治八年四月二十三日富里村は発足して最初の戸長に北川の小林政勝を選び、発足早々のこととて常葉の常幸院を借用して村役所を置いた。しかし村の基礎が固まるにつれて借家住居では何かと不便を感ずるので庁舎新築の必要に迫られ、明治十三年村会の決議をもって、常幸院境内へ接続した参道の東側第四五番から第四五八番まで水田四筆合計四畝十四歩（四・七五・〇三平方メートル）を常幸院領上地なるをもつて村で払い下げて敷地とすることに、早速県に対して上地払い下げの手続きを取った。



敷地上地御払下願添付図面



次はその申請に対する許可指令である。

村役所新築ノ為敷地上地御払下願

西八代郡富里村

戸長 小林 政勝

右奉申上候本村役所今般新築可致議決ニヨリ依而ハ位置適応ニ付本村常盤組常幸院領上地ノ内江設置仕度候間該地ヲ役所為敷地ト御払下ゲ被成度別紙取調並ニ図面相添此段奉願上候以上

明治十三年三月十二日 右

戸長 小林 政勝 團

山梨県令 藤村紫朗殿

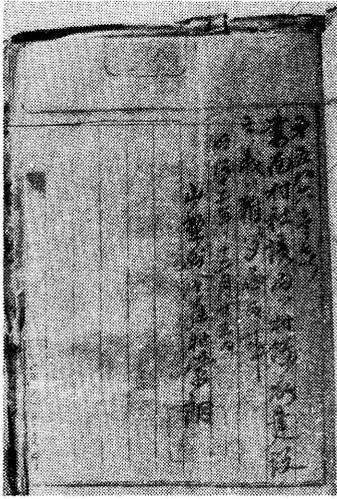
第式〇四老号

書面願之趣聞届候条地代金式拾円本月十五日迄ニ所轄郡役所へ可致上納事但地代金上納済地券下與之義更ニ可申出事

明治十三年五月四日

山梨県令 藤村 紫朗 團

敷地ができたので庁舎を建築することになったがここに一つ問題が起きた。それはこの敷地が湿田で建物の腐朽が早いことと、隣接して常幸院の草ぶきの大伽藍があるので火災などの憂いもあり、さらに交通も不便であるとの理由で村会は再び敷地を村社諏訪神社境内と定め、県へ許可申請をしたところ、指令第五八六号、明治十二年十二月廿三日付で「村社境内ハ村役所建設之義難聞届候」とい



指令書

再び敷地を村社諏訪神社境内と定め、県へ許可申請をしたところ、指令第五八六号、明治十二年十二月廿三日付で「村社境内ハ村役所建設之義難聞届候」とい

う指令であった。(上掲写真)

前記指令に接したので止むを得ず、三たび他に敷地を求めなければならぬことになった。この時戸長は桜田正容になっていた。桜田戸長は適当な場所が見つかるまでの間、暫定的に市之瀬の戸長自宅へ移した。次はそれを証する郡長の認可指令である。

村役所位置御願

西八代郡富里村

戸長 桜田正容

右者本村役所之義従前仮ニ常葉組常幸院ニ設置候処今般村民協議ノ上都合ニ依リ自宅ヲ以テ当分之間事務施行仕度候ニ付此段奉願候以上

明治十四年五月三十日 右

桜田 正容 團

西八代郡長 名取善十郎殿

第三五〇号

書面之趣認可候事

明治十四年五月三十日

西八代郡長 名取善十郎 團

役場庁舎新築

常幸院から役所を市之瀬の戸長宅へ移して執務している間、一方では適当の場所を探しているうちに、売家があるというのでそれを買うことにした。それは常葉字東で松井晴豊所有地第一、二一六番地に建設してある建坪一六坪一合(五三・二二平方メートル)の民家である。

早速市之瀬からここへ移って、以来数年を経過するうち町村制の発布によって村役所は村役場となり、この時大河内村の一部川向が分村合併して規模はますます拡大して来たので手狭を感ずるに至ったため、新生富里村

の第一代村長松井晴豊は庁舎の移転拡充を決意し、東前院所有地で字白代第一、〇二三番から一、〇二六番までの水田四筆合計四畝十五歩(四四六・二八平方メートル)が最適地と認め、こと先に敷地予定地として払い下げである常幸院前の村有地を交換してもらおうこととして村会の議決を経た。次はその許可願とこれに対する指令である。

土地交換許可願

西八代郡富里村大字常葉字五条下

第四百五拾五番外三筆

田合別四畝式拾四歩 所有者富里村

明治十三年五月役場敷地トシテ払下相成罷在候処該地ハ湿地ニシテ工事ヲ成スモ忽チ朽破シ永久保存ノ見込無之隣地ハ常華院現境内ニシテ草葺ノ大堂宇ニ接シ火災ノ憂有之而ノミナラズ通路甚不便等ヨリ今般更ニ白代第十二三番ヨリ第十二十六番迄合別四畝十五歩当村東前院所有地ハ本村中央ニシテ前後ニ道路ヲ有シ人民ノ便利ナルヲ以テ該地ト交換ノ上役場新築致度村会議決ノ上双方熟議行届候間地所交換ノ儀御聴許被成下度

明治廿四年七月九日

富里村長 松井 晴豊 團

西八代郡長 近森茂晴殿

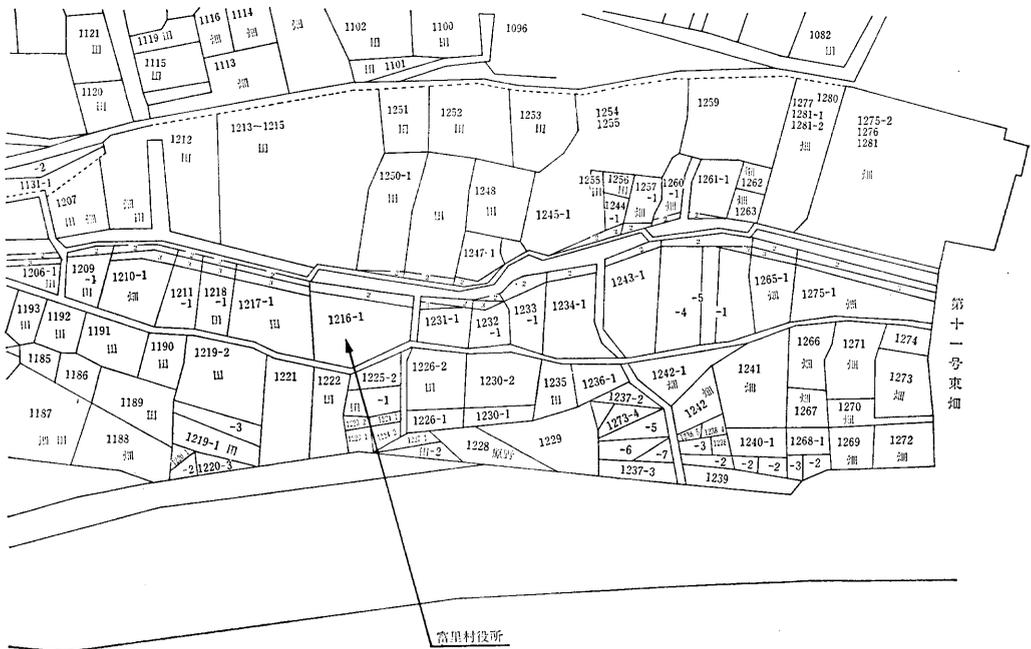
右により郡長の許可があつて敷地が決定したので、松井村長は村役場位置変更の件を村会にはかつて決定し、さらに県知事に対し位置変更の認可を願ひ出た。

村役場位置変更願

西八代郡富里村長

右ハ当村役場ノ義当村常葉区地内字東第千式百拾六番地建家ヲ買受仕用罷在候処其位置構造等不完全ニシテ水患火災ノ憂多キヲ以テ村会ノ決議ニ依リ同区地内字白代第千式拾参番地へ新築移転致度候間御認可被下度此段奉願候也

市之瀬桜田戸長宅から此処へ移転 (現在地へ移る前)



明治二十四年十二月十八日

右村長

山梨県知事 中島錫胤殿

松井 晴豊 團

これに対し次の認可指令があった。

山梨県指令丙第巻〇八九号

西八代郡富里村長

明治廿四年十二月十八日願村役場位置変更の件認可ス

明治廿四年十二月二十二日

山梨県知事 中島 錫胤 團

このようにして役場を移転新築した。これまでに何回か移転をしたが、この時以来時に修理や模様替えはあったが、合併による大下部町の役場となつて昭和三十五年改築するまで約七十年間、村のまた町の中心としての建物が存在したのである。

さらに移転による旧庁舎は、明治二十六年十月二十日の村会において売却することになり次のような決議がしてある。

村会決議理由

本村有基本財産建物ノ内建家宅棟（十六坪一合本村旧役場）本村常葉地内字東第千二百十六番地松井晴豊所有地ニ建設アリテ借地料ハ金四円以上建物修繕費金参円以上合せて金八円内外ノ金額ヲ年々村税ヨリ支出セリ。然ルニ該建物ヨリ生ズル収益等更ニ無之得失相償ザルニヨリ売却スルモノトス。

右の決議によつて、同月二十五日付郡長の許可を得て右建物は民間へ払い下げてしまつた。

かくて役場の庁舎は建築したものの年々殖える書類・帳簿などを保管する倉庫が必要になつて来た。年々増加する村税の賦課額に対し、さらにこ

第一章 町の行政

のうえ建築費を課税して、村民の負担を加重することは当事者として思ひ難いので延期して来たが、遂に明治三十二年に至り書類を完全保管する上から倉庫建築を決議し、費用は基本財産のうちから支出することとなつた。次はその申請及び許可指令である。

基本財産消費ノ件稟請

西八代郡富里村長

別紙本村会決議ノ件ハ本年度ニ於テ村役場倉庫新築ノ必要ヲ感シ該費ハ臨時費トシテ村税ヨリ支出セントスルモ經常部ニ於テ式千四百有金円ノ巨額ニ達シ到底負担ニ堪エ難キヲ以テ予算額金百円ハ本村有基本財産ノ内ヲ以テ支出致度決議相成候条町制第百廿七条ニ依リ許可ヲ乞フ

明治卅二年四月十九日 右

村長 佐野保正 團

西八代郡参事会

西八代郡長 小林 陽殿

村会決議理由書

本村役場倉庫新築ノ必要ハ夙ニ村会ノ認ムル所ニシテシバシバ會議ニ登スルト雖モ年々歳々經常村税ノ賦課ノ重キヲ加ヘ延期シ来リタルモ弥本年度ニ於テ新築ノ決議ヲ為シタリ然ルニ本年度經常村税ハ二千四百有金円ノ巨額ニ達シタルヲ以テ村税ヨリ徴収スルハ到底其負担ニ堪ヘ難キニ付金額金百円ヲ基本財産ヨリ支出スルノ決議ヲ為シタリ。

第五号

富里 村 役 場

明治三十三年四月十九日付出願富里村基本財産全員消費ノ件
右町制第百二十七条ニヨリ之ヲ許可ス

明治三十三年五月十四日

西八代郡参事会

西八代郡長 福島為則 團

各種学校設立

学校については、明治七年の五月十六日許可により第一大学区第四十四番中学区第六十七番常葉学校（学区取締人若林直次郎）が創立、開業して常幸院を仮校舎として借用中であつたが、十月諏訪神社境内にある芝居小屋（歌舞伎座）を修理してこれに移った。これは戸長から藤村県令に提出した左の願書によつて知ることが出来る。

学校之義ニ付御願

八代郡第十五区

常葉村

村社諏訪大社境外上知

一、取交（とりませ）木数 十六本

村社江合併末社跡公納地

一、同取交 木数 三十一本

メ 四拾七本

右奉申上候常葉学校之義ハ当村常幸院ニ仮設有之候処村内並合併々協心之上村社諏訪大社内ニ四間七間之歌舞伎（伎）座有之候間右臺ヲ營繕到し移校仕度候ニ付前書木数無代価ニ而御下ケ被成下度依而明細帳相添此段奉願上候 以上

明治七年十月二十八日

右付

伍長惣代 小林仁右衛門

副戸長 馬場 幸八

戸長 遠藤源五左衛門

山梨県令 藤村紫朗殿

右のほか明治七年には各所に学校が設立された。即ち五月十六日には第六十六番高嶋学校在、五月十七日には第六十八番市之瀬学校及び第六十九番北川学校在生まれた。後、市之瀬学校と北川学校は統合して瀬川学校と

なり、これらの学校は富里尋常小学校が発足するまで続いた。

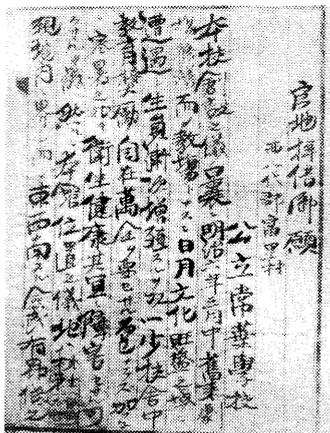
常葉学校は常幸院から諏訪神社境内の芝居小屋へ移つて数年を経過するうち、児童数もふえて狭隘を感じるようになり、且つ芝居小屋を修理した不完全な仮校舎のため児童に対する寒暑の影響などにより保健上もよくないので、出来得れば校舎を新築したいが経費の關係上、それも出来ないの一部増築をすることになり、その敷地として神社境内拝借方を願ひ出でたが、神社境内なるが故に許可にならなかつた。次はその文書である。

官地拝借願

西八代郡富里村

公立常葉学校

本校創設之儀曩ニ明治六年三月中旧來劇場修繕而シテ教場トナスニ日月文化旺盛之域ニ遭遇シ生員漸次増殖スルヲ以一少校舎中教育奨励自在万全ヲ要セサル而已ナラズ加之フルニ寒暑ノ如キ衛生健康其宜ニ障害セサル可カラサルヲ識ル然ルニ本館位置之儀、北ハ村社諏訪大神社現境内ニ界シ而シテ東南西南タル僉民有低駄之田圃ニ接絶患フルニ校舎裏面ニシテ咫尺モ増築之便ニ供セズ更ニ新ニ建築ヲ要スレドモ学資闕乏随テ一朝整理スル能ハス万々止ヲ得サル義ニ付這般該校増築之為メ所属村一同会合反覆諮詢候得共該社境内之区画ニ倚ラサルヲ得ス、設ヒ増築スルモ社内聊風景ヲ損サス却テ装麗清潔ヲ加フ、而レトモ仰ゲハ現社地境内ナルヲ



官地拝借願

以御認可之奈何ヲ憂ヘ俯テハ他ニ増箇之不便地ナルヲ之レ懼ル重畳困却之至ニ耐ヘス且増築之儀ハ実ニ本校学事進否之細大ニ関涉シ加之学科授業之体裁ヲ支ヘ一向難默止ニ付請フ前述之情状閣下深く御察被為在該地拝借之義御許容被降置度別紙

地引絵図面相添主幹之者連署附テ奉仰候以上

明治十三年四月十四日

右校委員

堀内源太郎

同

渡辺儀右衛門

右社司掌

依田 国明

山梨県令 藤村 紫朗殿

前書願出候ニ付奥印仕候也

右村戸長 小林 政勝

前書之通願出候間即送達候也

明治十三年四月十九日

西八代郡長 名取善十郎

山梨県令 藤村 紫朗殿

第壹八七式号

書面難聞届候事

明治十三年四月廿三日

山梨県令 藤村 紫朗

また、北川学校についても最初発足の時は北川の正福寺を借用して仮校舎としていたが、ここは長塩や殊に丸畑方面からの通学には極めて不便のため協議の結果、地域の中央である長塩へ移転することとなり、明治十四年七月から校舎を新築するまでの間、受性坊で授業をするようになった。但し当分の間長塩北川交互半年開校のこと。

公立小学校移転御許可願

西八代郡富里村

北川学校

第一章 町の行政

右者は迄当村正福寺ヲ借家仮校舎トシ授業罷在候処該居ハ属村ノ片隅ナルテ以テ生徒通学上不便ヲ讓ニ付今般一同遂ケ協議ヲ同村受性房ヲ借家シ暫時仮校舎トシ移転仕度候間御許可被下度此段奉願上候 以上

明治十四年七月七日

右校

学務委員 赤池 邦久

戸長 桜田 正容

山梨県令 藤村 紫朗殿

第三八七四号

書面之趣聞届候事

明治十四年七月九日

山梨県令 藤村 紫朗

先に常葉諏訪神社境内へ校舎増築を計画申請したが、藤村県令から神社境内まかりならぬといつて許可されなかつたので、止むなく役場の二階や日向の小林秀基方を借用して、暫定的に分散授業を行つていた。

明治二十八年三月二十五日の村会で校舎新築の議が起つたが、協議の結果、軍国多事の折にて民費多端なるの故をもつて翌年度まで延期ということになつた。しかして翌明治二十九年二月二十九日の村会において正式に決定し、神社境内の隣接地へ木造草葺平家建の校舎一棟を建設して、初めて独立専用の校舎を有するに至つた。次に掲げたのはその経緯を証する文書である。

基本財産金ヲ以テ土地買得ノ件稟申

別紙本村会決議ノ件ハ本村立小学校校舎狭隘ニ付増築ノ必要ヲ認メ校舎一棟新築スルコトニ決シタルモ敷地買得ニ充ツル費用ナキニ依リ本村有基本財産金ノ内ヲ以テ土地ヲ買得シ村立小学校校舎敷地ニ致度決議相成候間町村制第百廿七条ニ依リ許可乞フ

明治三十年五月十五日

西八代郡富里村長

小林 正堯

西八代郡長 小林 陽殿

村会決議理由

本村立小学校舎狹隘ニ付増築ノ議起リ昨廿九年該費用徴収セシニ其后設計ヲ變更シ別ニ宅校舎ヲ新築スルコトニ決シタル結果敷地ヲ買得セサルヲ得サルモ該費用ニ充ツベキ余裕ナク然リト雖モ新ニ賦課徴収スルハ一方ナラサル手数ヲ要シ且民力ニ堪ヘ難キニ依リ基本財産中ヨリ金百六拾円ヲ支出シ本村渡辺藤吉所有地ヲ買得シ本村立小学校舎敷地トナスコトヲ議決セシ以所ナリ。

取調書

西八代郡富里村常葉地内

字白代第千貳拾九番

一、田壹畝貳拾九步地価金五円六拾銭七厘

令所第千參拾番

一、田貳畝五步 地価金七円七拾貳銭四厘

合反別四畝四步(四〇九・九二平方メートル)

此地価金拾參円參拾貳銭七厘

此買得代金百六拾円也

右之通相違無之候也

明治三十年五月十五日

西八代郡富里村長 小林正堯 團

第三号

明治三十年五月十五日付稟請富里村々會議決基本財産金遺弘ノ件

右町村制第百廿七条ニ抛リ之ヲ許可ス

明治三十年五月廿五日

西八代郡参事會

西八代郡長 小林 陽 團

明治三十年度における校舎新築費決算報告書によれば、総額五百七拾七円九拾七銭七厘となっている。以来右校舎を使用すること約八年、児童數

は年々増加の一途をたどり、再び校舎の狹隘を告げるに至った。

明治七年以来、常葉学校・高嶋学校・下部学校・杉山学校・市之瀬学校・北川学校などが創立されていたが、明治二十五年経費の関係などもあつて常葉高嶋・北川を除き他は統合などによつて廃校し、それらの地域住民は希望者のみ就学して他は義務を免除することにした。よつてこれらのうち部落によつては私塾のような形で子弟の教育をしていたが、これでは完全な教育ができないので相諮つて各部落から村長に対して陳情・請願などが続出した。その一部を紹介すると。

教育免除解融請願書

山梨県西八代郡富里村

下部区・湯奥区 杉山区・丸畑区

百式拾戸総代

右教育免除解融ニ付請願仕候

教育ハ社会一般ニ普及スベキ者ナルモ我富里村部内下部区外三区ノ如キハ去ル明治二十五年免除サレタリ依テ今般該村民挙ゲテ解融ヲ請願致シ候間此段御許容被

下度候也

理由

教育ニ関シテハ上、陛下ヨリ明治二十五年十月三十日忝ケナクモ詔勅(年が違つているが教育勅語の事だらう)ヲ下賜セラレタリ国体ノ精華ハ教育ニアリト、宜ナル哉、夫レ国家ヲ富強ニシ国民ヨシテ国法ヲ遵守セシムルモ抑々教育ニ淵源セザル莫シ、是レニ依テ是レヲ見レバ社会教育ハ一日モ忽ニス可カラサル者ニシテ最モ緊要ナル事ハ喋々ヲ要セズ、勿論社会ノ形勢ニ徴シテ明晰ナリ、若シ一国民ニシテ斯ノ如キ重大必要ノ教育無カリセバ果シテ如何、曰ク其ノ人民ハ必ず清國人ト等シク忠ナク孝ナク蒙昧固陋ノ境界ニ立到リ從テ奴僕視セララルナラン、今ヤ前途顧慮スレバ実ニ慨クニ勝ユ可カラズ、依テ該村民等拳テ請願スルニ到リシモ畢竟国民福ヲ増進セシムルニ外ナラズ、故ニ当本願ノ如キハ時勢ノ依テ濫触スル者速ニ使用シテ免除ヲ解融セラレンコト村民一同連署ノ上奉請願候也

明治二十八年十月八日

右丸畑区人民総代

赤池 瀬平[㊟]
赤池 彦七[㊟]
赤池 信正[㊟]
伊藤 茂平[㊟]
岩松 幸吉[㊟]

杉山区総代

小林 正重[㊟]
小林新五左エ門[㊟]
小林儀右衛門[㊟]
小林千代吉[㊟]
小林伊右エ門[㊟]

湯奥村総代

浦田 義幸[㊟]
遠藤 政清[㊟]
門西善太郎[㊟]

下部区総代

石部 兵作[㊟]
石部 万治[㊟]
石部熊十郎[㊟]
石部 弘[㊟]
石部 貢[㊟]
依田 喜平[㊟]
石部嘉十郎[㊟]
石部岡太郎[㊟]

西八代郡富里村長

小林 正堯殿

翌二十九年二月二十八日、今度は丸畑を除く下部湯奥・杉山の三部落で次のような陳情をしている。

第一章 町の行政

昨年申し入れた請願について、その後三部落八十八戸協議の結果、各戸が出費して金壹百円の資金を作り、これを富里村へ献納するので村ではこれを基本金として預金して置いて、その利子をもって年々の教育費にあって、永世維持するようにして下部区と杉山区へ分校を設けてもらいたい、というものである。一方北川区丸畑三十二戸では、これも次のような趣旨の陳情を二十九年三月三十日村長に提出して、強力に学校復活を申し入れている。

教育義務免除回復并に小学支教場設置願

当区は道路峻険で通学不便の所であるため支教場を設置されていたが、明治二十五年国民の一大義務である教育を免除され、同時に支教場廃止されたので、止むなく赤貧の窮民は無理をして寺子屋同様の教育をしておりますが、代議制度の今日このような不完全な教育で、貴重な光陰を空費するは長くも陛下の御聖勅に反することと考えますので、この点御諒察のうえ小学義務を回復して支教場を復活して下さい。そうして下さいれば私達当組から村費の内へ金百円也を、来る四月から来年三月迄に亘って献納いたします。就てはその金を永世基本金として毎年利子を教育費へ差加えられたいお願い申し上げます。

また、北川と長塩は一つの支教場を持っているが、半年交代に正福寺と受性坊に移転する状態で、そのため教員も居つかず教育の効果が上がらぬので、中央へ新築してもらいたいとしきりに陳情する有様、その上本校では校長小野茂吉から「生徒数がふえて諏訪神社の拜殿を使用しているのだが、校舍新築が延期に延期を重ねているため教育に支障少なからず、直ちに新築して欲しい」との申し入れがあつて村当局も蜂の巣をつつかれたように四苦八苦の状態で、これらに対して一々応ずることが出来ず延び延びになつたと思われる。そのため十月になつてまた丸畑から次のような請願が出された。

請願

学舎建設ノ儀ニ付謹テ奉請願候

国民教育ノ普及ハ明治聖代ノ一大威烈タルハ我々共ノ堅ク信ズル所タルト同時ニ賢明ナル村長閣下ノ深知セラルル義ト奉存候翻テ不肖等ノ生地丸畑組ヲ見ルニ此ノ怠ルニ於テ実ニ言フニ忍ビザルモノニ有之數星霜ノ久シキニ嗟呼ノ嘆声ヲ繰返スノミニ御座候ヘ共、聖大ナル天皇陛下ノ下ニ在リテ組織的ノ教育ヲ施スニ由ナク徒ラニ過去ノ春夢ニ葬ラレタル寺小屋様ノ教育ヲ有スルノミニテ教育機関トテハ実ニ筆ニ恥ツ可キ次第ニ有之候是レ畢竟土地ノ僻陋ナル為メ明治二十五年新学令発布ト共ニ教育義務ノ免除ヲ得随テ明治二十三年以來設ケラレタル分教場モ廢絶セラレシヨリ来ル自然ノ現象ニ有之候生等今ニ於テ大ニ感憤スル処アリテ村長閣下ノ明識ヲ仰ギ旧制ヲ今日ニ起シ聊カ聖勅ノ高遠ニ近ツキ添ヘ奉ラント欲スル為メ基金老百円ヲ村費ノ中ニ寄献シ之カ保管ノ結果ヨリ生ズル可キ若干ノ利子ヲ以テ教育費ノ一端ニ供シ以テ一ツノ分教場ヲ設ケラレン事ヲ昨二十九年中衷ヲ乞ヒ其裁可ヲ俟ツ殆ド一ケ年、今ニ何等ノ御処置ナキ事有之候モ己ニ二十有余ノ就学児童ト生等寄献金ノ熱誠トハ優ニ教育ノ義務ノ復旧ト分教場建設ノ価値有之ヤニ被存候生等溢リニ想フニ教育ニ於ケル本村ノ一大情弊トモ云フ可キハ教育上ノ中央集權債務ニ有之從テ一個ノ高等学校ノミ独リ隆運ニ趣クト雖モ各所ニ散在スル尋常小学分教場日ニ敗運ニ傾キアルノ一事トモ考ヘ候之レ明カニ国民教育ノ博大ニ普通教育ノ聖旨ニ悖ル義ニシテ、今ニ於テ顧慮セズンバ積勢滔ル其底極スル所ヲ知ラサルニ至ル可キ義ト信シ候仰ギ願クハ村長閣下国民教育ノ理想ヲ胸辺ニ覺ミ燃ユルガ如キ生等ノ熱誠ヲ洞察セラレ公明ナル心慮ヲ以テ速ニ生等ノ意衷ヲ容レラレン事ヲ深く依倚スル所ニ有之候 謹白

明治三十年十月四日

西八代郡富里村

北川区丸畑三十四戸総代

岩松宇一郎

伊藤 幸平

小林今朝松

西八代郡富里村長 小林正堯殿

これと同時に丸畑三十四戸は北川区から分離して丸畑区として独立の一区を改設されたいと村長に請願して来ている。理由としては北川区は僻隅

の上に広い地に散在する三部落から成り、民心は四分五裂でことに物議をかもし到底一区の体を維持することはできない。というのである。思うに表面へは出さないが学校問題で北川・長塩は半分交代で学校を移転授業をしているが、丸畑へは番が回って来ないので止むなく寺子屋式で児童を教育している。今回も百円の資金を出資して丸畑分教場設置を請願しているような現状である。これらが原因ではなからうか。

右のような陳情攻めにあつて村当局も協議の結果、結局下部・杉山へ分教場を復活し、北川も強化して丸畑の北川区からの分離は認めないことになつて今日に及んでいる。

明治三十八年四月十日村会で、小学校狭隘に付き教場借り入れの件を協議したところ、校舎の借家は適當の場所がないので、一層の事現地に隣接して一棟新築のことに決す。よつて同年五月十六日の村会で小学校新築の件が決議された。

議案

一、本村小学校狭隘ニ付新築ノ件。

決議

一、明治三十八年四月十日ノ村会ニ於テ新築スル事ニ決シ置キ村長ハ至急大工ニ見積リ仕様帳ヲ調製セシメ村会ニ提出セシ処、議員一同異議ナシ、議長然レバ時局ニ對シ役場モ多忙ヲ極メ居リ候ニ付議員内ヨリ数名ノ建築委員ヲ撰定アラシム事ヲ望ミ、之ニヨリ直チニ左ノ人名撰任ス。

遠藤彦作・赤池定太郎。

二、材木ハ本村内下部地内御料林拵下ゲノ目的ヲ以テ本村人民ニテ御料局ニ向ヒ許可申請ノ件委任スル事ニ決ス。但シ申請費用ハ委任者自弁トス。午後六時開會。

右決議候也

富里村長 渡辺安太郎

村會議員 渡辺徳治郎

小林 政重

北条儀左工門[㊟]
馬場 隆重[㊟]
赤池定太郎[㊟]
佐野 喜平[㊟]
佐野万二郎[㊟]
石部 弘[㊟]

このようにして学校の新築は決まった。村長はこれが実施について各方面へ交渉したり、その筋へ認可申請をしたが、また延期せざるを得なくなつた。それは村会議事録が物語っている。

明治三十八年六月十三日村会議事録(抄)

一、本村尋常高等小学校狭隘ニ付糞ニ村会ニ於テ新築スル事ニ決シ該費用村税へ賦課スルモ時局ニ付村民大ニ困難ニ因リ一時教育基金ヲ借入レル事ニ決シ村長ハ郡長へ是非共借入致度旨申請スルモ県庁ニ於テハ総テ新事業ハ繰延ノ方針ニ付該金借入レ難ク然レハ到底村民ヨリ徴収スル事ハ時局ノ為メ因却故更ニ戦争終局迄延期ノ事ニ決ス。
右決議候也

富里村長 渡辺安太郎
村會議員 (前項同様ニ付省略)

明治三十八年九月五日、日露戦争は終わって講和条約が結ばれて平和が克復された。よつて同年十一月十六日村長渡辺安太郎は、先に延期になっていた小学校新築の件を村会へ提案して議決された。

議案

一、式号 村立小学校々舎増築ノ件並ニ同建築費予算議定ノ件
決議

一、式号原案ハ本年四月十日新築ノ決議アルモ同年六月十三日本会ニ於テ戦時中

第一章 町の行政

延期スル事ニ変更セラレタルモ今日平和克復セルヲ以テ校舎敷地ニ接続セル遠藤彦作氏所有田地ヲ借受ケ間口十三間奥行四間外ニ廊下用十二坪ノ式階造り校舎ヲ増築スル事。本年五月十六日決議ノ如ク用材木適当ノモノナキヲ以テ本村下部地内字雨河内及字宅本木御料地樹木払下許可ヲ得テ製材方法ヲ営業者ニ請負ハシムル事。
右議決ス。

となつてゐる。この費用予算額は六六一円三七銭であり、うち建築材払い下げ代金二三三円九六銭六厘であつた。これは個人から借入れて支払つた。学校新築が決まつて着々準備を整えているうち、また又問題が起つた。それは明治四十一年四月九日の村会議事録によつて知ることが出来る。

原案

第宅号 富里尋常高等小学校舎新築ノ件

決議

第宅号 校地狭隘且隣地ノ高低甚ダシクシテ適セザルヲ以テ明治三十八年十一月十六日本会ノ決議ヲ変更シ更ニ常葉地内字五条へ移転シ新築スル事ニ決シ村長ニ於テ建築委員若干名ヲ囑託シ充分ノ設計ヲ為シ次会ニ予算案ヲ附議スル事ニ定ム

右のような経過をたどつて、学校は五条平の高燥の地に移転新築することとなり、明治四十一年四月三日落成式を挙げて以来、幾多の増改築などを経て今日に至つてゐる。

これより先、明治三十五年五月二十四日、常葉区長小林勇吉から村長渡辺源左衛門に対して次のような申請書が提出された。

借家料設定并下附ノ件申請

西八代郡富里村常葉区長

右申請候富里尋常高等小学校高等科ヲ置く校舎ハ常葉区ニ於テ去ル明治四年中舞

台即常葉区ノ劇場トシテ建築シタル建物ニ有之候処一般法令ニ依リ学校ヲ設ケザルヲ得ザル場合トナリ常葉区ハ該建物ヲ充用シ始メテ常葉学校ト名付ケ旧清沢・大炊平ノ両区之レガ所属トナリ以來全区ノ児童ヲ通学セシメ来リタル処現今ハ尚進テ富里尋常高等小学校ト改称シ汎ク本村ノ高等科生徒ノ通学スル所トナレリ。

依之校舍ハ殆ンド本村ノ共有建物ト認ムルノ感ナキニアラズト雖モ常葉区ハ曾テ本村ヘ寄附又ハ売渡シ所有權ヲ移転シタル等ノ記憶モナク又証左モナシ、想フニ一時校舍ニ補充スルノ意志ヨリ自然等閑不問ニ附去リ終ニ今日ニ流レタル義ニ有之候。然ルヲ檀ニ本村ノ營造物トシテ基本財産ニ編入シタルハ畢竟当局者ノ錯誤ニ出テタルモノニシテ宜シク之レガ更正セサル可ラズ果シテ然レバ全然常葉区ノ建物ニシテ其所有權モ全区ニ帰着スルハ喋々ヲ要セズシテ明ナリ從テ借家料ヲ附スルハ当然ナルモノト思考候ニ付区会ノ決議ニ依リ申請候條閣下速ニ借家料ヲ設定シ相御下附被成下度別紙区会決議書相添此段申請候也

明治参拾五年五月廿四日

右区長

小林 勇吉團

西八代郡富里村長 渡辺源左衛門殿

区会決議書

一、明治参拾五年五月十六日午前九時区会ヲ召集シ議案ハ富里尋常高等小学校高等科ヲ置ク校舍ヘ借家料ヲ設定下附ノ儀村長ヘ申請スル件

決議

右校舍ハ去ル明治四年中常葉区毎戸課役ヲ以テ建築シ劇場ニ充テタル建物ニシテ全区ノ財産ナル事ハ論ヲ俟タサル所ナレトモ曩ニ一般ノ法令ニ依リ学校ヲ設ケル事トナリタルヲ以テ常葉区ハ清沢・大炊平ノ両区ヲ所属ナシ始メテ之ヲ常葉学校ト名付ケ一時ノ補充ニ供用シタルモノナリ、然ルヲ自然今日迄使用シ来リタルモ曾テ厘毛ノ借家料ヲ受ケタル事ナク殆ンド今日ニ在ツテハ本村ノ共同建物ノ如ク認メラレ数十年ノ久シキ無賃無料ナルミナラズ既ニ本村ハ我が有ナリトシテ權利ヲ争フ場合ニ立至リタル故当区ハ茲ニ於テ其所有ノ權利ヲ明確ナラシムルト同時ニ金五円ノ借家料設定下附セラレン事ヲ飽マデ村長ニ請求スル事ニ決議ス

右謄写之通相違無之候也

明治卅五年五月廿四日

常葉区長 小林 勇吉團

この申請があつてから二か月過ぎて臨時村会が開かれ、その席上次のように決まった。

明治三十五年七月二十五日

富里村臨時村会議事録(抄)

一、明治三十五年五月二十四日付常葉区長小林勇吉ヨリ申請ニ係ル校舍借家料設定下附之件

右校舍ハ元常葉区劇場トシテ建築シタル建物ナルヲ以テ所有權ハ常葉区ニアリ依テ借家料ノ請求云々ト云フニアリト雖モ該建物ハ明治八年常葉学校ニ充用シ以來則規之遷化ニ依リ明治廿二年ニ至リ富里学校ト定メ所有權既ニ富里村ニ移転シタルモノト思料シ依テ借家料ノ請求ニハ応シ難シ。然レトモ常葉村社境内ヲ運動場ニ使用仕来リ尚ホ今後モ使用ノ事ヲ産子ニ於テ承諾スル上ハ該社ヘ金百五拾円ヲ寄附スルモノトス。

右決議シ午後第八時閉会ス。

明治三十五年七月廿五日

議長 渡辺源左エ門

出席議員 小林 文二郎

矢野 治甫

渡辺 安太郎

佐野 万二郎

桜田 文吉

高野 喜一

佐野 喜平

馬場 隆吉

村立小学校は明治四十一年の建築で、以来二十有余年を経過し就学児童

は増加し、その数は当時の約倍数を示し学級数十一に及び、そのため唱歌室裁縫室などにおいて授業を続けてきたが、年々児童の増加する数があるはなはだしく、現在の校舎では狭隘となり学級編成と授業上の困難によって増築の必要を認め、昭和三年三月工事企画に關して村民大会を開き参会者百五十余人にて席上直ちに増築することに満場一致で決まり、二か年継続事業として完成すべく、第一次昭和三年度は敷地買収地ならし工事、第二次昭和四年度において建築工事を施すこととなり、昭和四年一月工事設計者甲府市連雀町佐野広と請渡契約を締結、二月十一日起工式、三月二十六日上棟式、七月三日竣工には同日知事代理山中県視学臨場のもとに盛大な落成式を挙行した。新校舎は桁間二十四間、梁間五間半、木造二階建瓦葺建坪二六四坪、時代に適した新校舎である。

さらに下部分教場は従来寺院を仮用していたが、児童数の増加と採光が悪いため教育上支障が少なくないとの理由から新築を企画し、字腰巻地内に敷地を求め佐野広と請渡契約を結び二月十六日地鎮祭、三月二十七日起工、八月二十七日落成式を挙行する。この校舎は桁間二十一間、梁間五間半、木造平屋建瓦葺、建坪一一八坪の立派な校舎である。

発足当時の予算編成

富里村が発足したのは明治八年四月であるから、その年から予算の編成があったことと思われるが遺憾ながらその資料がない。今残っている予算が一番古いのは、明治十二年七月から翌年六月までの歳出予算で、次の通りである。会計年度も七月から六月までになつていて今とは違つている。

自明治十二年第七月
至明治十三年第六月

村会議案甲・乙号 山梨県西八代郡富里村

甲号第三議案

第壹号 一金拾五円 道路橋梁修繕補助費

第一章 町の行政

第貳号	内	金拾円	雇職工賃錢
		金五円	諸色代
第参号	内	金四拾四円式拾錢	消防費
		金三拾八円式拾錢	器具購求代
		金六円	賞与費
第肆号	内	金百円也	村役所新築費
		金拾円	材木代価
		金九拾円	諸職賃錢
第伍号	内	金拾円	鳥獸威費
		金五円	火薬代価
		金五円	人足賃錢
第陸号	内	金拾五円	伍長惣代手当費
		金三百式拾五円四拾式錢四厘田養水費	
		金貳百拾円	人足賃錢
第柒号	内	金六拾壹円拾七錢	雇職工賃錢
		金八拾四円五拾四錢九厘	学校補充費
第捌号	内	一金	同幹事給料
第玖号	内	一金三拾四円	布告新聞購求費
		金七円九拾錢	協議費係ル旅費日当
		金五円八拾錢	戸長旅費
第拾壹号	内	金貳円拾錢	雇筆生手当費
		金四拾貳円八十七錢五厘	會議費
		金參拾壹円七拾五錢	給与
		金五円式拾式錢五厘	需用費
		金參円四拾九錢九厘	議場器具新調費
合計		六百七拾八円九拾五錢貳厘	
甲号議案		地方税戸数割総則	
第一条		戸数割ハ地方税全部ノ六分五厘ヲ地租ヘ賦課シ、全部ノ三分五厘ヲ戸数	
		ヘ賦課スヘシ	

第五編 自治のあゆみ

第二条 鰥寡孤独四項ノ窮民ニ遭遇スルモノモ亦現戸数壹戸ヲ折半シ其五分ヲ課
出スヘシ

第三条 一戸ヲ置ミ他ヘ寄留シタルモノハ現ニ戸数ノ名称ヲ有スルモ課セス

第四条 他ヨリ一戸ヲ挙ゲテ村内ヘ寄留スルモノハ現戸数一戸ニ編入スベシ

但拵戸寄留ニ非スト雖モ業商ヲ盛ニシ妻子若クハ三等親以上ヲ撫養スル
モノハ現ニ一戸ヲ課ス

第五条 第二条中鰥寡孤独ノ四項ニ属スルモノト雖モ地租金壹円五拾錢以上収納
スルモノハ現戸数一戸ニ編入スベシ
右之通原案トシテ各議員ヘ分賦候也

明治十四年第八月

戸長 桜田 正容

湯の奥金山をめぐる紛争

明治十五年に常葉と湯の奥で金山の所属をめぐる論争が解決した。その経緯をたどって見ると、発端は宝永のころ代官の命によって萱小屋地内から富士川船の建造用材を伐採するについて両村でその地域の所属について問題を生じ、長い年月争って来たのがこの年ようやく解決したものである。それを証する古文書があるが、極めて難読・難解なため、これを現代文に要約して次に掲げて見る。

差上申口上書之事

一、今度東河内領常葉組湯奥村かやこやで「舟木を取りたい」と黒沢村の縫左衛門が願ひ出て来たが、右は百姓山ですから此の度は伐採する事を延期して下さい。宝永七寅年九月二十五日

御代官様

常葉村名主 七郎右衛門
湯奥村名主 三郎 兵衛

表向きは民有地だからといって延期願を出したが、両村の間でその土地の所属をめぐる争いはだんだん激しくなり、湯之奥村では幾多の証拠を上げて代官所へ書類を提出した。次に掲げたのがそれである。

恐れ乍口上書を以て申上候御事

一、湯奥村は東は駿河大境から西は下部村境まで三貫五百文納めで天正十九年加藤平助様の御証文で御年貢を上納して来ており更に慶長三年細四兵衛・寺孫六様御証文にて五石四升納めて参りました。その後御橋林御領分になり四十七年以前即ち寛文五年と三十三年以前即ち延宝七年にそれぞれ御繩入れの節も届村は申すに及ばず金山三か所附近まで残らず御繩受の上お水帳に記載してあります。然し金山三か所(萱小屋・中山・内山)の者は金掘り故お繩受をせず、菜・大根も小作畑に作付けしております。

一、御本丸様の時、御代官平岡次郎右エ門様の節、即ち元禄四未年茅小屋九左衛門・内山重右衛門その外金掘りもの言うには「金山分の所へ湯奥村の者共が如生畑を仕立て迷惑につき訴え出してお代官様から書付をいただいた」と偽り申した由にて常葉村名主八郎左エ門・長百姓重郎右エ門・三之丞・五郎右エ門・藤左エ門・四郎右エ門・下部村名主藤右エ門・長百姓平次右エ門・五郎右エ門・又左エ門・十右エ門・北川村平兵衛が私達の村と寄合ひ一日一晚相談したが、どうしても合点が行かぬので代官所へ行って対決の上、古来よりの証拠により先規の通り境も無いまま私共支配するようにと仰せつけられました。

一、去る寛文元丑年湯奥御林山より御用木を出した際、佐々七郎兵衛・斎藤次之丞様御奉行にて、その後延宝三卯年野田三郎左エ門様御代官の節、たか井屋清左エ門に言い付けて御用木を出し更に又同五巳年御奉行向坂庄兵衛様・都築三右エ門様がお出でになり、その後元禄十二卯年御奉行森田治左エ門様・真木惣兵衛様・田中五左エ門様お出で高瀬忠エ門に仰せつけ御用木を出した時もお礼状を私共頂戴いたしました。

一、明細帳差上げである通り湯奥村は駿河大境から西は下部村迄七十五丁余(八・二キロメートル)北は常葉村山境から南は大袋村境迄四十一丁余(四・五キロメートル)と書上げの際常葉村十郎右エ門・三之丞を頼んで書いて貰ったものであり、宝永四亥年地震で泉水山崩壊の節御代官様御見分絵図仰付けられた

時も湯奥村金山三ヶ所駿河国大境と絵図へ書込んで差し上げました。

一、当村分かやこや九左エ門所持の狛師鉄砲を平岡彦兵衛様へ差上げた様子をお尋ねに付一昨年五月一之瀬五左エ門召連証文私共連印で差し上げた控を私共所持しております。

一、十二年以前かやこや九左エ門がかやこや山に縦・樽等を高瀬忠右エ門に売渡した際伐木奉行に願って売渡証文を持参したが彼九左エ門がかやこやを立ちのいたので売らせなかつた。

一、五年以前駿府友野与市郎、中山・内山・かやこや銅山御証文申請持参間歩(まぶ)見分をと言ったが見せなかつた事を御代官様へ申し上げた。

一、去る三月ときわ村七郎右エ門・三之丞指図にて一色村六之丞・甲府飯田町源七郎柚一人を連れてかやこや山材木取出し商売仕たき由にて参つたが証文持参せざるにつき見せ申さず。

一、去る九月黒沢村縫左エ門舟板木をと願って来たが、かやこや山は百姓山だから延引させた。

一、去る五月雨畑村作之丞・下山村藤兵衛金山を見度き由にて書付持参につき見せたが其の後何の沙汰もない。

一、金山間歩役金三は金掘退転後、平岡次郎右エ門御代官の節より常葉村にて間歩役金少々出しました。子細は末々になって金山も盛んに金掘りをするように致すべきつもりだろうかと思われる。此の上金山も盛り、証文も持参すれば常葉村名主衆金役をしようとも又他国の者がしようが間歩道具は取らせ申すべく自然伐木商売には成り申さず。

一、今度当村出林にて飯富村松右エ門・仁兵衛・下山村庄助御用木仰せ付けられ御奉書を頂戴したが、これによって常葉村分内だと偽り主張したので湯奥村は先規より数通の証文を所持しており村は格別金山三ヶ所駿州大境迄支配している由を申し証拠多数を持っているので弥々以て御用木を取った跡、かやこや山は先規の通り拙者共支配するよう仰付けて下されば有がたい仕合せであります。右の通り少しも偽り申し上げませんので先規の通り支配出来ませう仰付け下されば有難く存じ奉ります。

正徳元卯年十一月 東河内領湯奥村

名主 三郎兵衛

第一章 町の行政

長百姓 六左エ門

惣百姓

これに対して両村の寺院住職や、近村の役人衆が調停にはいり、次のような扱手形にそれぞれ調印して事件は一応落着した。

扱手形之事

一、今度公儀様から湯奥堂小屋山にて御用木をお取りになるにつき、右の山金掘役金を常葉村名主衆が納めたので右の山支配の由お代官様へお訴へ申しました。これによって湯奥村名主は出府して、右の山を支配している旨訴へたので常葉村常幸院・同村東前院・湯奥村西方院は組中の名主長百姓と共に寄り合い双方異見扱いの結果御用木は双方恐れ多いので以来間歩持(まぶかせぎ)の節は前々通り相違なく双方異議ないので後日の為め扱手形仍て件の如し。

正徳二年辰之三月十一日

常葉村

三之丞

重郎右エ門

次郎左エ門

常葉村

常幸院

東前院

湯奥村

西方院

常葉村

重左エ門

吉之丞

下部村

平左エ門

藤右エ門

長百姓

一ノセ村

名主 市之右エ門[㊦]

北川村

名主 平兵衛[㊦]

杉山村

名主 太郎右エ門[㊦]

大炊平村

名主 太兵衛[㊦]

清沢村

名主 重郎兵衛[㊦]

長百姓 十良左エ門[㊦]

しかしながらこの問題は実際には解決せず、明治五年地券発行の際、境界確定の必要に迫られて再燃し、今度は常葉側から藤村県令に対し、次のような取調願が出された。

小物成山村境界取調願（原文のまま）

第二十区富里村旧常葉村

遠藤 啓満
赤池 忠兵衛
小林仁右エ門
佐野 甫保
曾谷治右エ門
望月 貞源
堀内又右エ門
佐野 喜三郎
松井 晴豊

右奉上申候

一、当村高小物成地之内字中山・内山・萱小屋該地ハ当村ノ南ニ峙チ、静岡県下

駿河国富士郡ニ接シ広大ノ山野ニ三小村落ヲ成シ然レドモ園村無比ノ山鑿四囲ナルヲ以テ百穀不毛ノ地故ニ無高ノ村ナリ、且他村ノ如キハ高ナルモノアリ貢租上納ス、彼ノ三村ハ貢租ノ途之ニ易ユルニ金掘役永ヨリ以テ貢租トシ上納致来リ而シテ元禄九年同十年ニ至ル迄挙テ三村ノ名称及ビ名主・長百姓等有之且又割付等有ルヲ以テ確然ノ証跡ニ候事。

一、三村稍々繁盛スレドモ惜哉地位百穀不毛ニシテ金掘業ノ外、計活ノ途是ニ易ルベキ助力ナウシテ追々衰弱等ヨリ維持ニ属セズ荏苒欠乏シ元禄ノ度迄ニ散亡ス、且又右三村外八ヶ村ノ義ハ当村組下村ナルヲ以テ幕府中御法度其他渾テ御布令等ノ件ハ当村ヘ直チニ御頒布相成テ十一ヶ村ヘ相達シ万般閑渉罷在候儀来ノ縁故ヲ以テ右三村区当村区内ヘ合併相成候上、右村名ヲ以テ当村字ニ換エ、字中山・内山並萱小屋記載致候古絵図面数枚御座候

一、三村区画当村ヘ合併相成候ニ付金掘役永当村ヘ被仰付、元禄ノ度ヨリ上納致来リ候義当村御割付目録等ニ瞭然記載御下渡シ相成候事

一、金掘役永義明治五壬申年以後当村御割賦書ヘ瞭然山税ト御記載御下ゲ渡シ相成則上納仕候事。

一、去文久ノ度湯之奥村門西縫右エ門義何等ノ所見ニ候哉本県下百々村嘉右エ門・八良兵衛両名ヘ右金山稼方譲渡シ及ビ試掘等致候ニ付当村ヨリ故障ノ旨奉出願候処訴答御喚徴ノ上証跡御調査有セラレ重畳利解ノ末右地所ヘ縫右エ門手入等一切仕申間敷段御受印形同人奉差上置候、然ル所地租御改正ニ付高外小物成等迄御取調ニ付実地一筆限り取調並絵図面一村総計等嚮キニ奉差上置候処尚亦湯奥村地券担当人元副戸長門西縫右エ門何等相心得候哉該地ヲホシイママニ地券一筆限り及ビ総計上トモ取調記載致シ自己勝手ニ取計候義甚ダ難得其意ヲ候事。

一、該地全ク当村区画内ナル地ヲ湯奥村ニ於テ掠奪ノ旨趣ヨリ右等ノ策謀仕候段遺憾ニ堪ザル義ニ候事。

前頭ノ義ニ付邊ヲ得ズ別紙証跡写シ絵図面（省略）等相添奉上申候、何卒前頭事情深ク御洞鑿有セラレ湯奥村総代ノ者被召出御説明被成下当村ノ地内ニ区域決定相成候様仰付被下置度此段連署ヲ以テ偏ニ奉懇願候 以上。

明治十一年九月 日

右

小林仁右エ門[㊦]

山梨県令 藤村 紫朗殿

堀内又右エ門[㊟]
望月 貞源[㊟]
赤池 忠兵衛[㊟]
松井 晴豊[㊟]

これに対して県でも斡旋の労を取ったと思われるが、円満に解決しなかつたと見えて遂に訴訟問題にまで発展した。従つて常葉側では部落の代表として遠藤啓満など十人を選び出し、これに百五十一人が一切の権限を委任して強力な斗争を開始した。

この状況を見て隣部落である岩欠の渡辺良平・大炊平の渡辺源左衛門・市之瀬の桜田正容など三人の元老が座視するに忍びず、相談の上立入人となつて調停の労を取り、八方斡旋の結果次の文書に見られるように、同十五年に至つて何百年振りに紛争が全く解決した。

委任之証

西八代郡富里村之内 故 常 葉

一、今般本村内旧常葉組ヨリ湯之奥組へ係ル金山訴訟ノ儀出願候ニ付該件惣代ノ者ニテ取計候事件ハ聊異議申間敷候為後組一同連署委任之証入置申込因而如件。但該件ニ関スル入費ノ儀ハ旅行滞留巡回ニ不拘一日金五拾銭勝敗ヲ諍ハズ出金可致事。

明治十五年 月 日

右

望月乙右エ門[㊟]

外百五十人省略

遠藤啓満殿

外九人省略

内済示談之証(原文のまま)

当県下西八代郡富里村地内金山字萱小屋・内山・中山三ヶ所之義鬻キニ安政四己

第一章 町の行政

年中常葉・湯奥両村ニ於テ互ニ該村所持地小物成場之趣ヲ以争論相発シ其筋へ出願夫々御利解奉受候得共終ニ決極ニ至ラズ以降明治五壬申年地券御発行之際猶又両村ニ而取調帳簿へ記載奉會上候ニ付其筋ヨリ不都合之旨ヲ以度々御取調有之候ト雖モ何レノ地内トモ不相分候処不都合之趣ヲ御口達相成候由承リ今般同村渡辺良平・渡辺源左エ門立入熟談之上常葉組ニ於テ元禄十一年ヨリ昨十四年迄金掘役金上納仕来ヲ以金拾円ト吊壹個湯奥組ヨリ常葉組へ差出シ而シテ右金山三ヶ所ハ悉皆湯奥組地内ト相定然ル上ハ常葉組地券帳簿ニ記載有之山三ヶ所ノ義ハ今回更ニ削除致スヘク者確定ノ上両組聊申分無之示談内済行届候仍而両組人民惣代并立入人一同連署示談済口之証仍而如件。

明治十五年九月廿六日

山梨県西八代郡富里村常葉組

惣代 遠藤 啓満[㊟]
" 小松 清[㊟]
" 望月 貞源[㊟]
" 松井 晴豊[㊟]
" 馬場 七之丈[㊟]
" 小林仁右エ門[㊟]
" 赤池 忠兵衛[㊟]
" 佐野 甫保[㊟]
" 堀内 源太郎[㊟]
" 曾谷治右エ門[㊟]
同村湯奥組

惣代 望月 常寿[㊟]
" 浦田 義幸[㊟]
" 望月 重三[㊟]
" 遠藤 政清[㊟]
" 門西 富陽[㊟]
" 門西 篁一[㊟]
" 渡辺 良平[㊟]
立入人 渡辺源左エ門[㊟]

” 桜田 正容

伝染病隔離病舎

富里村では従来、村内各部落の衛生組合で経営している隔離病舎があるのだが、明治三十一年県から村営の隔離病舎を設置するよう指定された。よつて五月三十日の村会でこれが問題となり、結局指定を辞退することとなった。次はその議事録である。

明治三十一年五月三十日臨時村会

議事録

午後二時開会

一、伝染病院隔離病舎設置ノ件

伝染病院及隔離病舎建築ハ本村ノ如キ人家各所ニ散在セルヲ以テ到底壹ケ所位ノ病舎ニテハ患者ヲ収容スルコト能ハズ、又各所最寄リテ本県告示第四十七号ノ病舎設置ノ富里村指定ノ免除ヲ請フトシテ否決セリ。
右議決確定ス

西八代郡富里村会議長

- 村長 小林 正堯
- 村会議員 渡辺 良平
- 伊藤 茂平
- 高野 直次郎
- 佐野 久之丈
- 馬場彦左エ門
- 磯野 辰蔵
- 石部 一格
- 遠藤 喜作
- 渡辺源左エ門

明治三十五年八月二十三日村会議員・区長・区長代理者など合計二十四人を招集して役場楼上で合同協議会を開催し、西八代郡長福島為則は岡田

郡書記を従えて臨席し、先ず村長から会議の趣旨を説明「本村は隔離病舎の指定村なるも未だ完全な隔離病舎の設備なく、予防法の本旨を貫徹する能はず、よつて従来病舎を廢してさらに一か所村立の隔離病舎を新設するに就て諸君の熟議を乞う」と述べ、郡長の訓示演説を紹介した。
郡長は伝染病予防法と隔離病舎の主要なる点を力説して、指定を辞退するが如きは遺憾此の上もないことである、速かに建設の決議をされたいと望む。よつて直ちに村会を開いて

- 一、従来部落毎の隔離病舎を廢して更に村立の病舎を一か所建設する事。
- 二、位置は本村常葉区内にて役場附近に選定する事。
- 三、現在の隔離病舎中新設病舎の用材に充て得るものは村税を以て買揚る事。

その後敷地は変更して、常葉地内五条一、四〇六番馬場隆重所有地及び同所一、三九三番東前院所有地に決定、建設については本郡中または其他に建設してある病舎を視察の上、郡役所及び県庁の主任に就き指揮を受けあらかじめ設計して万全を期すること、と決議してある。

郡長が来村して村内有力者を集めて協議会で勧奨したので、止むなく村会で議決はしたものの、そのまま延期して翌年十月になつても工事に着手しない。そこで郡長から厳重な督促があつたので、また十月十六日村会を開いて再決議をした。議事録にはこう書いてある。

一、伝染病隔離病舎建設の件

右ハ昨年中ノ村会ニ於テ敷地ハ本村常葉地内字五条ト選定シ各衛生組合ニテ建設シタル建物ヲ買揚ゲ建設ノ決議ヲ為シ本年度予算中該費トシテ壹千円編成シ提供シタルモ終ニ延期議決ト相成其儘ニ候監督官庁ヨリ照合ニヨリ至急建設ノ事右ハ至急敷地ヲ確定シ認可ヲ受ケ且ツ病舎建設ノ設計ヲ為シ認可ヲ受ケ本年度中落成ノ見込ヲ以テ速カニ着手シ費用ハ臨時村税トシテ賦課徴収スルカ又ハ村債ヲ起ス事
右議決ス

明治四十一年六月二十五日の村会では、敷地の選定が字柳沢畑地を第一候補地とし、字嶋の前畑地を第二候補地として、当該官庁の意見に依り決定することとなり、翌二十六日西八代郡書記内田孝太郎及び巡查部長井上虎吉を招いて兩人実地踏査の結果、第二候補地嶋之前第六、一四五番畑外四筆に決定した。このように病舎の敷地決定が二転三転したことは、伝染病舎なるが故に地元の反対などがあって容易に断がくだせなかつたのではなからうか。

しかし、またまた、その土地は将来山岳崩壊土砂浸入のおそれがあるからと七月二十三日村会を招集して同所六、一八〇番から六、一八二番までと六、一八七番及び六、一八六番合反別七畝九歩に変更決議された。八月二十八日の決議で病舎建築が決まり、諏訪神社前の旧校舎を解体しその材料を充てることとなった。敷地買収・建築費その他費用合わせて千二百二十六円十一銭四厘也、しかしその後赤痢が大発生してその病舎に収容しきれなくなったので、今度は字滝下へ敷地を求め広大の病舎を建築したが、大正三年八月火災を起して焼失し、僅かに残った事務室を病舎に使用し、大正九年に至ってさらに改築した。

道路改修

大正四年十一月十日、大正天皇の御即位式が行われた。これは国を挙げての御慶事で国や県では各町村に対して、記念事業を施行するよう指示して来た。富里村ではこの時長年の懸案であった波高島から市之瀬までの道路改修することになり、これが竣工したので大正九年十二月十五日波高島・下部温泉間に定期人力車が開業したのである。道路改修を決めた村会の会議録を示せば次の通りである。

大正四年七月十二日村会々議録（抄）

議長（佐野由房）今秋挙行セラルル御即位大典ハ御一代ノ盛儀ナルヲ以テ各自治

第一章 町の行政

団体ハ宜シク記念事業ヲ完成スベク屢々監督官庁ヨリ注意アリ、本職ニ於テモ熟々考慮スルニ本村ニ於テ経営スベキ事業多々アルモ比隣郡村ニ著シク遜色アルハ交通機関ナルハ諸君ノ疾ニ知ラルル所ナルヲ以テ此際計画ヲ樹テ波高嶋ヨリ市之瀬迄及ビ上ノ平ヨリ分岐シ下部ニ至ル道路大改修ヲ行ハントス幸ニ御協賛ヲ得バ技術官ノ派遣ヲ乞イ実地測量ノ上予算ヲ編成シ尙、一面本案ハ土木補助規定中ニハ公益上必要ト認ムルモノハ制限ニ抱ハラズ補助云々トアル規定に該当スルモノト思料スルヲ以テ特別委員ヲ選ビ県庁へ請願セントス、奮テ御賛成アラシコトヲ希望ス

第十二番（遠藤彦作）本案ハ数年来本村ノ宿題ナルガ故ニ大賛成ナルヲ以テ速成ヲ望ム特別委員ハ議長指名ニテ三名説ヲ動議ス

十二番へ賛成ノ声四方ニ起ル

議長（佐野由房）満場一致異議ナキヨ以テ特別委員ニ渡辺順一郎・遠藤彦作・石部惟三ヲ指名ス

議長（佐野由房）閉会ヲ告グ。時ニ午後五時。右朗読ノ上署名ス

富里村会議長

村長 佐野 由房

会議録署名委員

遠藤 信吉

赤池 正朗

さらに八月四日の村会で、佐野村長は特別委員三人と共に県庁へ出頭して、郡市町村土木補助規程第四条に基づいて特別補助の申請をしたところ、県では「とに角予算を編成して申請書を提出せよ」との指示を受けた旨を村会へ報告して、道路改修費一八、九二五円、橋梁架設費一、五〇〇円、計二〇、四二五円、このうち県費補助一六、三四〇円、村費負担四、〇八五円の予算を議決して県へ申請した。

大正六年五月二十一日には、常葉五条から大炊平を経て岩欠までの道路を開削して里道に編入するの件が、渡辺徳治郎村長から村会へ提案され、一同異議なく決定して明治三十五年、県訓令第五十九号により道路新設願

を提出して許可され、これが完成によって大炊平・岩欠・杉山方面の住民、ことに就学児童の通学は極めて便利になった。

その年十月一日、竹の島地内の大黒沢が大音響と共に大崩落し、佐野喜作ほか四戸は全壊、太田吉次郎は半壊して目を覆うばかりの大惨状を呈し、なお今後も不安の状況につき、村長は村会にはかつて砂防工事を県に申請すると共に、応急砂防工事費として金七〇円也を補助することとなった。

下部温泉の開発は富里村はもちろん、県当局もすでにその必要を認め、これを県下の名勝地富士五湖と連絡させて広く世に紹介するには、道路の整備が必要として昭和九年度から三か年連続で道路改修をするため、県予算に九年度工事費一五万円を計上したので、予算通過希望陳情を村長及び村会議員一同ですると共に、地元堀内県議の不断の努力により、幾多のう余曲折を経て十二月二十二日午後十一時五十分満場一致を以て原案可決。

これの完成を見たことは現在国道に編入されたことと考え合わせて、富里村百年の大計を成し遂げたものであって、高く評価されるべきであろう。また、下部飯富線道路に關しては富里村外二か村道路組合の事業として、昭和八年度農業振興土木事業費県補助及起債によって竣工したのである。

醍醐山の中腹にある大子部落（当時八軒）は、元來共和村大字宮木の小字であつて、地形上宮木部落へは遠く山を越さなければならぬのに、麓の富里村上野平の方がはるかに近いので、従来学童の通学も委託児童として富里村高嶋分教場へ通っている關係上、長い間の懸案として富里村への編入を念願していたのであるが、両村合意の上ようやく昭和二十四年四月一日をもつて、共和村から分離して富里村へ編入することになった。

中学校新築

戦後六三制の実施によって新制中学校が発足したので、富里村では中学校の新築することになった。現在の校舎では狹隘であり、昭和二十三年二月十一日村議会及び同月十六日村民大会において新築することに決まった。経費については昭和二十四年二月十四日、県指令施収第一〇九号をも

つて認可を受けた国庫補助金九八四、九五三円と、起債額九八〇、〇〇〇円及び寄付金その他の収入金六八五、〇四七円、計二六五万円で校舎六教室一棟と便所一棟を新築し、三月二十日落成、四月一日から使用することになった。これの建築委員としては村議會議員・各種団体長・各駐在員など約百人であった。

富里村から下部村、そして下部町へ

昭和二十九年二月二十三日、村長堀内勝喜は村議会議員を招集して、近時各地に町村合併が進められ、これと同時に町村を施行する村が多くなったので、富里村でも町村を施行することが有利であると力説して議会はかり、地方事務所や県へも連絡したところ、県では六郷村が四月一日に町村を施行するようすでに手続きを完了しているので、富里村も同時に施行しては如何との意向なので、県も郡も協力的であるからこの際は是非とも町村を施行したのでよろしく御討議ありたい。ついてはそれを機会に町名を全国へ知れ渡っている下部温泉にちなんで下部町と改めたい。そうすることによって下部温泉郷をより以上に発展させることになるが如何。と議員の意向を聞いたところ、町村施行には異議はないと思うが、村名変更は各駐在員や部落民の意見を聴いた上で決める方がよい。ということになり早急に元老・駐在員・各種団体長合同会を開いた結果、一部には「富里町」を主張する者もあつたが、結局満場一致で原案に賛成したので、三月四日正式村議会において決定し、四月一日村名を一応「下部村」と改め即日町村を布いて「下部町」となった。

五 久那土村

久那土村の誕生

明治二十二年六月三沢村・車田村・切房木村・樋田村・芝草村・水船村・道村の七か村合併の議が進み、相互に小異を捨てて大同に付くという見地

からこれが決定した。新村発足に当たって七か村の代表者が集まって村名選定につき協議の結果、この地域は西八代郡の中央部に位置するので「中里村」と決定して県へ認可申請を出した。然し一説には七か村が合併したのだから「七里村」と決したとも言われているが、これに関して証拠となる文献が見当たらないのでいずれが正しいか明らかではない。ただ古老の説を掲げて後日の研究に待つのみである。

ところが認可申請書が郡役所を経由する段階において、時の郡長依田孝は無断で中里村を「久那土村」と変更して県へ進達してしまつた。理由は三沢地内の奥杯部落によるといわれている。この奥杯は往古東河内縦貫道路が勝坂峠へかかる手前の部落で、古関を経て駿河へ通じる駿河往還と分岐する地点だったのでそこへ岐神(くまの神)を祀まつつてあつたため、その神様を人々は「おくなど様」といつてあがめていたのが地名となつて漢字で「奥杯」の文字を宛て書くようになったといわれている。

依田郡長が変更した理由としては、隣村に富里村という里という字を使った村があるし、七里村では東山梨郡と同じ名の村がある。いずれにしても将来混同する恐れがあるからとかいろいろ取沙汰されているが真意はわからない。それにしてもことよし・あしにかかわらず地元へ無断で変更されたのに敢えて一言の異議も言わなかつたことは、南八代郡が内務卿伊藤博文によつて西八代郡に変更されたことと併せて考えて、当時の制度が極端な中央集権であり、一面地方民衆の政治意識の低さと、如何に官尊民卑の思想が強かつたかを物語るものであつて、到底現代流の感覚では考えられないことである。しかし結果的には南八代郡より西八代郡の方が、中里村より久那土村の方が地理的にも由緒的にも適當のように考えられ、この点當時の指導者層の炯眼けんがんに敬服せざるを得ない。

かくて久那土村は発足し、車田、日向信賢宅の土蔵を借用して村役場の看板を掲げた。七月十八・十九両日にわたつて村会議員を選挙し、その村会議員によつて第一代の村長に二宮貞憲が選ばれ、最初の歳入、歳出予算が議定された。

第一章 町の行政

明治廿二年度自七月至三月歳入・歳出予算別紙之通り本村会ニ於テ逐条議決相成候間一同連署仕候也

明治廿二年十月九日

久那土村々会議員

深沢 儀喜
深沢 重平
上田 順策
河西 正平
日向 信賢
日向 孝文
中沢甚左エ門
佐野勝左エ門
小林文右エ門
中村 藤吉

久那土村会議長 二宮貞憲殿

明治廿二年度自七月至三月歳入予算表

第一款 雑収入

第一項 小学校授業料金三拾五円

第二款 村税

第一項 地価割金參百九拾四円廿五錢一厘

第二項 戸別割金百六拾八円九拾六錢五厘

合計五百九拾八円二錢五厘

明治廿二年度下半年期歳出議決書

第一款 役場費貳百七拾三円四拾五錢貳厘

第一項 給料百拾六円拾六錢四厘

一、書記給料六拾四円五拾錢

二、収入役給料貳拾九円八拾六錢四厘

三、使丁給料廿壹円八拾錢

第二項 雜費六拾七円七拾八錢八厘

一、旅費六円

第五編 自治のあゆみ

- 二、報酬四拾四円七拾八銭八厘
- 三、実費弁償額拾貳円
- 四、雇人料五円

第三項 需用費六拾貳円

- 一、備品費貳拾円
- 二、消耗費貳拾円
- 三、賄費拾貳円
- 四、通信費五円
- 五、雑費五円

第四項 常時修繕費廿七円五拾銭

- 一、役場修繕費廿七円五拾銭

第二款 会議費四円七拾銭

- 一、書記給料壹円五拾銭
- 二、編製費壹円七拾銭
- 三、消耗費五拾銭
- 四、雑費壹円

尋常小学校経費貳百四拾四円五拾八銭八厘

- 職員給料百九拾八円
- 雑費六円八拾七銭
- 校中費二拾四円七拾銭八厘
- 修繕費拾五円

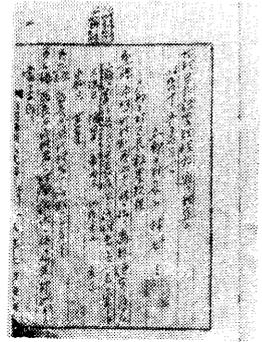
附録第一田地価修整費拾八円六拾銭

- 総計及帳記入費拾四円五拾銭
- 修正用紙代参円拾銭
- 筆墨料其他諸費壹円

附録第二堤防工事六拾壹円五拾七銭五厘

- 村役課出人夫賃六拾壹円五拾七銭五厘
- 合計金五百九拾八円貳拾壹銭五厘

これより先の明治六年十二月六日、第一大学区第四十四番中学区第七番



区長設置規定

車田学校が稻荷神社境内で開校し、続いて十二月十七日同中学区第八番三沢学校が潮縁坊で、翌七年八月八日同中学区第七十二番道学校が慈観寺でそれぞれ開校した。右三校は其後学制の改正で各尋常小学校となった。

町村制施行を機として久那土村が誕生し、従来の旧村は大字として存することになったが各村ともこの大字を区域とした旧村ごとに区を設置して村会の議決による区長を置いた。元よりこの区は公法上の機関ではなく、単なる村長の補助機関であると共に、旧村当時の戸長の役目の一部をも受け継いだ存在で、区を統轄する任務をも持っていた。

久那土村区長設置規程

第一条 本村ハ町村制第六十八条ニ依リ処務便宜ノ為左ノ区ヲ劃シ各区ニ区長及其代理者各一名ヲ置ク

三沢区・樋田区・車田区・切房木区・道区・水船区・芝草区

第二条 区長及其代理者ノ任期ハ一ケ年トス

第三条 区長及代理者ハ村会ノ議決ニ依リ所定ノ報酬手当ヲ支給ス

第四条 区長ハ村長ノ命ヲ承ケ村長ノ事務ニシテ区内ニ於ケルモノヲ補助ス其概目左ノ如シ

- 一、村会議決ニ依リ村長ノ指名セル事項
 - 二、翌年度其区ニ施行スベキ事業及之レニ対スル費額ヲ調査シ村長ニ提出スルコト
 - 三、臨時ノ事務トシテ特ニ村長ヨリ命アルトキニ直ニ之ヲ執行スルコト
- 第五条 区長代理者ハ区長ノ事務ヲ補助シ区長故障アルトキ之ヲ代理ス

三沢村分離請願事件

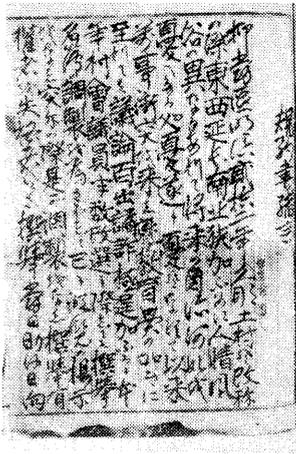
明治三十一年、久那土村誕生以来約十年を経過したため、役場や学校をいつまでも借家住いで置く訳にも行かないので独立した専用の建物を建てこれを機会に学校も三尋常小学校を廃して、統合しようということになった。これらの建物は建てれば永久施設になるので、その位置の選定が問題に

なつた。車田部落は村の中央にあるということで今までも車田中心で来たため今後この状態を維持しようとして車田地内を主張し、樋田以東の部落（三沢では奥六区といった）は車田の主張に賛成し、三沢部落はほとんど村の半分にわたる大部落であるところから、この際役場と学校を三沢地内へ建てなければと、光沢寺前あるいは西田を主張して真つ向から反対して譲らなかつた。

このようにして三沢対奥六区の対立は日に日に激しくかつ悪化して来て遂に三沢では七月十九日、区民大会を開き分村独立を決議するに至り、従つて同月行われるはずの村会議員半数改選の選挙には、区民全員が棄権することを申し合せた上、元村長や村会議員・区長などを含む六人の起草委員を選任して分村規約を制定、さらに人民総代として上田竜助・深沢儀喜・上田孝喜・深沢市太郎・深沢正次郎・深沢重平・保坂兵助・今村兵重郎・深沢子之助・上田徳兵衛の十人の実行委員を仕立てて、百八十二人の全員が署名・捺印した委任状を取つて本格的な運動を開始した。

規約書緒言

抑当区明治式拾二年車田外五区を合併し久那土村と改称の際東西延長、南北狭く加ふるに人情風俗の異なるありて将来の自治如何を憂へたる処、憂遂に憂となりて以来万事衝突を来し就中教育費の如きに至りては議論百出、誹詐極逞加ふるに本年村会議員半数改選に際しては選挙名簿の調製を為さずして己に縦覧の告示を



規約書緒言

なし、突爾の際はが調製をなし、撰挙有権者を失格者とし、撰挙当日助役日向清吉自己にて名簿を抹殺し其他横暴専恣其極に達し是を法律に問ふも道なく有志交々矯むるも改むる所なし。嗚呼是の村長助役、是の村会議員と俱に意気合して将来村治の円満を計

るべけんや。如何せん如何せん、古人言ふ百計尽きて一計出づ、故に本区は断然意を合して分村するの止むなきに出づ故に左の規約書を調製し自記調印して確守履行する者なり。

明治三十拾七年七月

第壹条 当区は町村制施行以來村治の円滑を欠き将来隣保團結の望みなし、故に敢て分村を為すに決す。

第二条 第壹条の目的を達する為め区民中より総代拾名を撰挙し全権を委任す。

第三条 総代人は名誉職とし、旅費日当を給せず但し実費を支弁す。

第四条 第壹条の目的を達する費用は総べて区費より支出す。

第五条 本村現任名誉職・役場員既に不信任と認め共に村治を計画する能はず、故に当区の村会議員・役場吏員は即時退職する者とす。但し区長も役場よりの命令に應ぜず。

第六条 本規約書以外にて随時総代人より区民へ指命する事有る時は万事是に服する者とす。

第七条 以上諸条目の規約に違ふ者ある時は共有金管理規定の規約に依り処分す。

右規約ヲ確守スル為メ一同署名捺印候也

西八代郡久那土村大字三沢

深沢 定太郎

外百七十七人

(省略)

委任状

当区ハ町村制実施以來村治ノ円滑ヲ欠キ故ニ区民一同協議ヲ遂ゲ分村スルニ決シ総代拾名ヲ撰挙シ其目的ヲ達スル迄ハ区民ノ利害得失ハ申スニ及バズ其他何様ノ事ナリトモ一切総代ノ御取計ニ委任仕候也

右委任依テ如件

明治三十一年 月 日

西八代郡久那土村三沢区

今村伊勢次郎

外百八十一人(氏名省略)

深沢 儀喜殿

(外九人省略)

これにより選ばれた総代はそれぞれ分担を決めて、郡役所に郡長を訪ねて具申する者、分村請願書作成のため先に南巨摩郡増穂村から分村した穂積村や、許可にはならなかったが、西八代郡栄村から分村しようとした上・下佐野部落や、井出・十島部落を歴訪して目的達成について調査・研究をする者など活発に活動を開始した。

七月二十五日、分村規約第五条の定める所によって、三沢出身の村会議員と役場職員は一斉に辞職届を村長に提出し、翌二十六日には村長・郡長・県知事・内務大臣に宛ててそれぞれ次のような「分村請願書」を提出した。

請願書

西八代郡久那土村大字三沢区

人 民 一 同

右謹テ奉請願候、当区ハ明治二十二年町村制施行ノ際、車田外五区ト合併シ久那土村ト改称致サレ候得共、東西最モ長ク南北狭ク瓢形ヲナシ其東小ニ西大、加フルニ風俗人情ノ異ナルアリテ将来ノ円滑如何ヲ憂ヘタル処、憂終ニ憂トナリ以來万事衝突ヲ来タシ紛紜止ム時ナク相共ニ一村ノ福利ヲ計画スル能ハズ、就中教育費ノ如キニ至リテハ議論百出不平ノ事夥多有之候得共、事皆志ヲ行フ能ハザル常理ト諦メ居候、爾来爰ニ拾ケ年、倍々其甚シキヲ極メ目視スルニ忍ビザル場合ニ迫リ候加之是レヲ経済上ヨリ推考スルモ村ノ下ニ区アリ区長及代理者ヲ仮ニ設置シ区内万般ノ事務ヲ処弁仕来リ候其報酬ヨリ使丁ノ給料ニ至ル迄一切区費ヨリ支弁仕候、其額尠シニアラズ加フルニ村税ノ重キヲ負担シ重複ノ経費ヲ要シ区民一同ノ困難名状スベカラザルノ有様ニ立至リ年々歳々土地ノ売却或ハ賃入ノ為メ他町村人民ノ所有ニ転ズルモノ多ク弥困難ヲ重ネ能ク其久キニ堪フル能ハザル義ニ御座候、万一等閑ニ附スル時ハ当区ノ潰滅火ヲ見ルヨリモ明カナル次第ニ有之候、既ニ前陳ノ如ク当区ハ外ハ六区ト風俗人情ヲ異ニシ常ニ彼等ノ奸計ニ陥ル事往々ニ有之本年村会議員半数改選ニ当リ名簿縦覧期日ノ公告ヲ為シナガラ撰挙原簿ノ調製無之突如ノ際はレガ調製ヲナシ有権者ヲ失格トナシ撰挙当日掛長ハ自己

ノ独断ニテ名簿ヲ抹殺シ或ハ確定後変更スル等暴横専恣至ラザルナク言語ニ絶シタル次第ニ御座候、斯ル名簿ニ拠リ投票候ハ私共ノ屑シトセザル処、止ムナク全村一級撰挙人ノ半ヲ有スル当区民ハ挙ゲテ棄権仕候、想フニ人ノ尤モ貴ブベキハ權利ニ有之候得共彼等ト趣ヲ異ニシ其非ヲ挙ゲテ争フハ亦私共一同ノ好マザル処遂ニ其蹂躪スル所トナリ不平等止ム時無之村治ノ円満ハ到底夢想ニモ是レヲ望ムベカラズ、是レヲ救フノ道分村ノ外、他ニ策無之ト確信仕候、本村ハ戸数四百余土地々佃金四万円ヲ有シ是レヲ他六区ト折半スルモ共ニ戸数二百地佃金貳万円ヲ有シ優ニ独立維持相成候間何卒情状御洞察分村御裁可有之度此段一同連署之上別紙函面相添ヘ請願仕候也

明治三十一年七月廿六日

西八代郡久那土村大字三沢区

第百拾五番戸

深沢定太郎

明治五年七月四日生

外百五十五人署名省略

山梨県知事 小野田元照殿
久那土村長 日向 孝文殿 (各通)

ここで注目すべきことは、この事件の原因は役場と学校の位置争奪であるにもかかわらず、請願書も辞職届も一言もそのことに触れてはいない。日向村長はこれらの書類を受理する前にその村会議員と懇談すべく、役場へ出頭するよう招致したが誰も応ずる者がなく、止むなく八月九日臨時村会を開いてこれらの件を協議に附した。以下はその決議書である。

明治三十一年八月九日臨時村会決議書

第壹 本村大字三沢区民一同ヨリ分離請願書提出ニ付キ村長ヨリ本村会ニ議題トシテ容ルルヤ否ヤ諮問相成候処当村会ハ議スルノ必要ヲ認メザルニ付本件否決シタリ。

第二 村会議員四名退職申出ノ件ニ付左ノ通り裁決シタリ

一、上田竜助

退職届出ニ付審議之處結局制第八条第一項ニ該当セル理由アルモノト認定セリ。

一、上田孝喜

右ハ制第八条第一項ノ事故アル依リ退職届出ノ処該届書ニ添付セル医師診断書單純ニシテ疾病ノ為メ公務ニ堪ヘサル理由アルモノト推定スル能ハザルニ付診断書明晰ナラシムル為メ一応更ニ診断書ヲ改メ差出スコトヲ求メタリ。

(後記、診断書差出方請求スルモ本人ヨリ差出サザルニ付相当ノ理由アルモノトシテ退職ノコトニ認定ス)

一、上田健太郎

別紙退職届書ニ付審議セシ処制第八条第三項ニ該当シ職工ノ為メ常ニ町村内ニ居住スル能ハザル理由アルモノト認定セリ。

一、保坂兵助

別紙退職届書ニ就キ審査候処同人ハ六ヶ年間村會議員ノ職ニアリタルヲ以テ制第八条第五項ニ該当セル正当ノ理由アルモノト認定シタリ。

第三

本村有給吏員収入役并書記辞職届出ニ就キ左ノ決議ヲナシタリ。

一、書記深沢福重

制第六拾七条ニ依リ隨時解職スル事ヲ得ルトアルニ依リ解職ヲ聞届ケタリ。

一、収入役上田康吉

解職届出ノ処未ダ三十年度精算報告未済并ニ三十一年度第一回ノ勘定会モ請ケサルニ依リ翌十日以上二件執行済ノ上解職聞届ケルモノトス

第四

明治三十年度精算報告ノ件翌十日充分ノ調査ヲ要シタル上認定スル事ニ決ス

第五

省略

第六

省略

右議決候也

明治三十一年八月九日

久那土村々會議員

第一章 町の行政

参照

町村制第八条 凡町村公民ハ町村ノ選挙ニ参与シ町村ノ名誉職ニ選挙セラルルノ

権利アリ又其名誉職ヲ担任スルハ町村公民ノ義務ナリトス

左ノ理由アルニ非サレハ名誉職ヲ拒辞シ又ハ任期中退職スルコトヲ得ス

一、疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二、営業ノ為メニ常ニ其町村内ニ居ルコトヲ得サル者

三、年齢満六十歳以上ノ者

四、官職ノ為メニ町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五、四年間無給ニシテ町村吏員ノ職ニ任シ爾後四年ヲ経過セサル者及六年間町

村議員ノ職ニ居リ爾後六年ヲ経過セサル者

六、其他町村会ノ議決ニ於テ正当ノ理由アリト認ムル者

(以下略)

町村制第六十七条 町村吏員ハ任期満限ノ後再撰セラルルコトヲ得

町村吏員及使丁ハ別段ノ規定又ハ規約アルモノヲ除クノ外隨時解職スルコトヲ得

村会でこの請願は議するに及ばずとして否決したが、以後、日を経るにしたがつて紛争は激烈になったので、西八代郡長小林陽は監督指導の立場からこれを見兼ねて仲介の勞を執ることになり、来村の上役場へ両者を招き懇談の結果、

一、建設場所を大草地内、東は大槻から西は天神社までの間とする事。

二、附帯条件として通学道路の拡張と樋田川へ通学橋を架ける事。

右の案を出して両者にはかつたところ双方とも納得し、長期にわたつての大紛争はここに解決して平静にもどつた。

次に掲げる数回の村会議決書は紛争解決後の処理方法を詳細に物語つてゐる。

臨時村会議決書

明治参拾壹年拾二月九日開会

一、(省略)

二、本村々々葛藤之為メ郡長出張シ終ニ和解調停致シ関係人集合之節要シタル費用ハ畢竟村治上ヨリ起因シタル次第ニ付明治参拾壹年度予備費ヨリ支出スルモノト承認ス

右本村臨時村会ニ於テ決議候也

西八代郡久那土村會議員

明治三十一年十二月九日

- 日向 清吉
- 渡辺菊治郎
- 日向忠四郎
- 小林 兵助
- 赤池 保美

議決書

明治三十一年十二月二十八日臨時村会ニ於而別紙之通り議決候也

久那土村會議員

- 渡辺菊治郎
- 日向 清吉
- 日向忠四郎
- 佐野 重長
- 小林 兵助
- 中沢源治郎

決議書

明治参拾壹年十二月十三日付達第三八号ヲ以而尋常小学校々数並ニ其位置郡長

ノ諮問ニ対シ左記之通り当村会ニ於テ決議ス

第一、校数之義 是迄三尋常小学校ヲ今回改而久那土尋常高等併置ノ小学校但シ道ヘ分教場ヲ設置スルコト

全上位置 本村内大字三沢区字大草第壹番地第貳番、第百七拾六番、第百七拾七

番ノ四筆ヲ敷地トシテ建設スルヲ適当ノ位置トス
(以下略)

役場開庁・学校新築開校

紛争が解決したからには、当然先に辞職した村會議員の補欠選挙をしなければならぬ。よつて翌明治三十二年三月一日補欠選挙の結果、今村兵重郎・上田徳兵衛・上田竜助・高野政栄が当選したので、同月十一日臨時村会を招集した。次はその時の議事録である。

明治三十二年三月十一日臨時村會議事録

本日当村会補欠員四名出席議員全体ノ意見ニ依リ抽籤ヲ以テ席次ヲ定ムル左ノ如シ

- 壹番 今村兵重郎
- 貳番 日向忠四郎
- 參番 赤池 光蔵
- 四番 赤池 保美
- 五番 上田徳兵衛
- 六番 上田 竜助
- 七番 小林 兵助
- 八番 佐野 重長
- 九番 渡辺菊治郎
- 拾番 中沢源治郎
- 拾壹番 日向 清吉
- 拾貳番 高野 政栄

本日議事提出案

第壹、四月一日ヨリ施行相成候尋常小学校並ニ高等小学校設備並施行ノ方法

一、本村従前ノ校舍ヲ合併建設スルモノトス

一、普請委員ハ三沢四名外六組へ各名宛トシ本村會議員ニ於テ撰任スルモノトス

委員ハ総ベテ名譽職トシ其任期ハ該建築工事落成迄トス

一、本日当村会ニ於テ該工事委員撰挙ヲ行ヒ其結果左ノ如シ。

上田孝喜・深沢儀喜・深沢市太郎・保坂万治郎・河西正平・土橋美直・中沢甚左エ門・佐野重兵衛・中村猪太郎・内藤福松

工事員總會々議録

明治三十二年三月十四日日本村尋常小学校並ニ高等及村役場新築事業ノ為メ工事委員總會ヲ開キ第一着抽籤ヲ以テ席次ヲ定ムル左ノ如シ

席次

- 壹番 佐野 重長
- 貳番 河西 正平
- 參番 上田徳兵衛
- 四番 土橋 美直
- 五番 渡辺菊治郎
- 六番 深沢 儀喜
- 七番 佐野宇之吉
- 八番 日向 孝文
- 九番 中沢甚左エ門
- 十番 内藤 福松
- 十一番 上田 孝喜
- 十二番 保坂万治郎
- 十三番 小林 兵助
- 十四番 土橋子之作
- 十五番 深沢市太郎
- 十六番 赤池 光蔵
- 十七番 日向忠四郎
- 十八番 高野 政栄

十九番 中村猪太郎

二十番 上田 竜助

二十一番 中沢源治郎

二十二番 赤池 保美

第壹 位置

東大槻ヨリ西天神社迄ノ間ニ於テ其位置ヲ定ムル事(但シ右ハ過般有志会ニ於テ本部長ノ指定地トス)。

三沢区小字大草第十六番田壹畝七步ト西第四十四番トノ間ニ小沢アリ該沢ヨリ以東ヲ役場敷地トシ全以西ヨリ神社内迄ヲ学校敷地并ニ運動場ト定ム。但シ新築敷地買入第十六番・第十五番ニ多潰地トナル。第四十四番・第四十五番・第四十六番第七十六番トス。

第二 通学道路並ニ架橋新設ノ件

通路ハ従来畦畔ノ頭上ヲ往来セシガ幅員僅カニ一尺五寸乃至式尺ニシテ到底生徒道路ニ堪ヘザルヲ以テ差当り平均三尺ニ修繕ヲナス事

橋梁ハ三沢川通り堤防一口場所撰定シ仮ニ架橋シ出水ノ當時ト雖モ通学ニ差向ヘナキ事ヲ要ス

以上二項ハ新築事業ト継続架橋及道路修繕ヲナス事。

第三 敷地買上ゲ
敷地ハ田壹畝歩ニ付金參拾円詰ニ而買上ル事評価ス、全畑壹畝歩ニ付壹円五拾銭ニテ買上ケル事ニ評価ス。

第四 人夫出役方法
新築事業ニ用スル人夫ハ本村内左ノ割合ニ随ヒ義務出役スルモノトス。

三沢組ノ内小字大石・楠田・平松ノ三組ハ毎戸二日ヅツ其他ハ総テ三日ヅツトス。

車田・樋田ノ式組ハ総テ三日ヅツトス。
切房木ノ一組ハ二日ヅツトス。

道・水船・芝草ノ三組ハ各一日ヅツトス。

附属。村内毎戸出役スルハ勿論ナレドモ万一行商并ニ職工ニシテ他出不在ノ者ハ婦女ニテモ苦シカラズ。
万一本村民ニシテ正当ノ理由ナク、ミダリニ出役ノ義務ヲ欠クモノハ苞入金式

拾五銭ヲ課出スレモノトス。

役員撰挙

新築事業ニ付役員撰挙ヲ開キ其投票ニ関シ点数ノ多少ヲ比較シ当撰ヲ定ムル左

ノ如シ

会計係

当撰

十四点

河西 正平

〃

十三点

土橋 美直

〃

十点

上田徳兵衛

払下運動委員

当撰

十三点

渡辺菊治郎

〃

十一點

上田 竜助

工事監督委員

当撰

十五点

今村兵重郎

〃

十四点

日向忠四郎

〃

十二点

小林 兵助

〃

八点

上田 孝喜

工事委員中佐野重兵衛ハ辞退ニ付其補欠員ヲ撰挙ス、其当撰者

工事補欠委員

佐野宇之吉

右工事委員総会ニ於テ決議シ一同ノ面前ニ於テ朗読シ正當ヲ証スル為メ署名捺印ス

明治三十二年三月十四日

工事委員

上田 孝喜

上田 竜助

佐野 重長

中沢源治郎

このようにして役場は三沢宮の平の素封家、上田信昌方で一家転出による空家を買収移転し、学校は今まで三沢・車田両校が校舎として借用していた神社境内の芝居小屋を買収の上持ち寄って建築し、十一月二十三日落成して同日開庁・開校したのである。以来十年、就学児童は累年増加して遂に収容しきれない状態になったので、明治四十一年学校増築の必要に迫

られ隣接して二階建六教室を新築するに至った。

消防組発足

明治二十三年六月三沢では、私設三沢消防組を設立、同二十四年十月新たに消防規則を定めた。同三十五年七月車田でも私設車田消防組を組織、同三十九年四月県令第二八号を以て公設車田消防組が発足した。

明治四十一年十一月公設三沢消防組が設置され、同年十二月十日山梨県令第三六号をもって公設車田消防組を第一部とし、定員六〇名、公設三沢消防組を第二部とし、定員七〇名をもって発足した。

(詳細については、第十編第二章第一節参照)

伝染病隔離病舎建設

明治四十三年三月、村内各部落の伝染病隔離病舎を統合し、車田小坂地内に当時としては完全なる病舎を建設、十一月落成し市川警察署長によって「久那土村立理生院」と命名した。この費用総額金千六百円也。この理生院は以来多数の伝染病患者の治療に貢献して来たが、昭和二十六年八月二十日時代の進運に伴ない不完全な病舎を使ってしかも村に迷惑をかけるという理由から、病院を利用して従来の隔離病舎を敬遠する風潮になって来たのでこれを廃止した。

部落有財産統一問題

村内旧村には共有地がそれぞれあったが、新発足した久那土村には村の基本財産となる土地が無いので、明治の末ころからこれの造成のために各部落から提供させる案が出たが、議が熟するまでには種々の問題があつてはかどらなかつた。たまたま入会山所有部落では明治初年、これが御料地に編入されていたのを明治三十九年県告示第二三四号山梨県下入会御料地特売規程によつて元の所有者に払い下げられた。各部落ともその代金支払いのため一部借入金をしたのが、元利がかさんで返済に窮している矢先き

だったので、各部落から無償提供のほかに右借入金の肩代わりをして取得した土地もあって、大正二年四月十四日部落有財産統一問題は解決した。

峡南農工学校設立

大正十一年、山梨県では中学校二校・高等女学校二校を新設する議が県会で決まった。中学校二校のうち一校は峡南地方へということになっていたので峡南地方の各地では、これの誘致のため虚々々々の戦術を使って激烈な争奪戦が始まった。最も顕著だったのは身延村と岩間村だった。

久那土村では、従来小学校に修業年限二か年の高等補習科があつて、自村及び近村の子弟を教育して来たが、大正十一年度をもって郡制が廃止されることになっており、従つて郡からの補助金が打ち切られるため同高等補習科は必然的に廃止の運命にある時だったので、この際これに代わるものとして県立中学校を誘致しようと村を挙げての運動を展開した。しかし六月二十日県立中学校は遂に身延村に決定した。そこで久那土村では村立で乙種実業学校を設立することになった。次はその決議録である。

会議録(写)

大正拾壹年拾壹月参日左記急施事件ニ関シ本村会ヲ本村役場ニ招集ス

一、久那土村立農工学校設立ニ関スル件

同日午後四時参拾分村長小林安吉開会ヲ宣ス、出席議員左ノ通り。

- | | |
|-----------|-----------|
| 二番 小林 安吉 | 三番 上田 重吉 |
| 四番 河西 綱藏 | 五番 上田延太郎 |
| 六番 土橋 悌朔 | 八番 二宮武四郎 |
| 九番 上田 謙造 | 十番 深沢 儀喜 |
| 十一番 中沢 寅松 | 十二番 赤池 光蔵 |

議長 之レヨリ会議ヲ開ク旨ヲ宣シ、会議ニ先ダチ会議録署名員ノ選挙ヲ行ヒマス、例ニヨリ議長ノ指名ニテ差支アリマセンカ。而シテ其数ハ四名ト致シタク思ヒマス。

各員 異議ナシト呼ブ。

第一章 町の行政

議長 異議ナキモノト認メ左記四名ヲ指名ス

中沢 寅松 二宮武四郎 上田延太郎 河西 綱藏

議長 議事ノ都合ニ依リ時間延長ヲ致シマス。

議長 一休ヲ宣ス

午後六時再会ヲ宣ス

議長 第一号案久那土村立農工学校設立ニ関スル件ノ第一読会ヲ開ク。

十二番 中沢寅松 本件ハ其理由正当ニシテ頗ル機宜ニ適スルモノト認ムルヲ以テ読会ヲ省略シテ原案通り決定ヲ望ム。

五番・八番賛成ト呼ブ

議長 第一号案ニ対シテハ満場異議ナキモノト認ムルヲ以テ読会ヲ省略シテ原案通り可決確定シマス。

議長 本案可決確定ニ付テハ之レガ設立認可ノ実行ヲ期スル為メ二名ノ実行委員ヲ選挙シ且之レガ為メ出務ノ場合ハ其実費ヲ支弁セントス其予算ノ形式ハ急拠ニ付他日之ガ作製ニ御異議アリセンカ

満場異議ナシト呼ブ

議長 然ラバ選挙ヲ行ヒマス

八番二宮武四郎 選挙ノ煩ヲ省キ其指名ヲ議長ニ一任スト発議シ各員賛成ト呼ブ。

議長 然ラバ中沢寅松・深沢義政ノ式名ヲ指名致シマス。

各員異議ナシト呼ブ

議長 議事全部ヲ終了シタル旨ヲ述べ、村長小林安吉閉会ヲ宣ス

時ニ午後拾時

大正十一年十一月三日

- | |
|----------|
| 議長 小林 安吉 |
| 議事録署名委員 |
| 中沢 寅松 |
| 二宮武四郎 |
| 上田延太郎 |
| 河西 綱藏 |

議第壹号

久那土村立農工学校設立ニ関スル件

本村現在ノ高等補習科ヲ拡張スルノ主旨ヲ以テ村立ノ久那土農工学校ヲ設立シ大正十二年四月一日ヨリ開校ノ認可ヲ申請シ且同時ニ経費ノ内へ県費ノ補助ヲ申請セントス

大正十一年十一月三日提出

久那土村長 小林 安吉

理由

本案議決ヲ要ス其理由ハ本村ノ高等補習科ハ時勢ノ進運ニ伴ヒ之レヲ拡張シテ村立ノ農工学校トシ地方適切ノ教科ヲ授ケテ其ノ開発ヲ期スルノ必要ヲ認メタルニ由ル

よつて小林村長は設立認可申請や、県費補助獲得のため奔走していたところ、翌年二月になり時の郡長猪瀬弁吾は、久那土村単独では経費の負担に堪えかねると思うので、西八代中部十か村及び山保村で学校組合を組織しては如何との案を出し、関係各村長を招集してこれを諮問、各村とも協議のうえ二月十日までに答申するよう申し渡した。そのため久那土村では先きの決議を変更する必要があるので、同月七日再び村会を招集した。

村会々議録

大正拾貳年貳月七日左記急施事件ニ関シ本村会ヲ本村役場ニ招集ス

左記

一、農工学校設立ニ関スル件

一、峽南農工学校組合規約諮問ノ件

大正拾貳年貳月七日午後第貳時参拾分村長小林安吉開会ヲ宣ス、出席議員左ノ通り。

- 一番今村模喜、二番小林安吉 三番上田重吉 五番上田延太郎 六番土橋悌朔
- 七番赤池光蔵 八番二宮武四郎 九番上田謙造 十番深沢儀喜 十一番佐野宇之吉 十二番中沢寅松

議長 之ヨリ会議ヲ開ク旨ヲ宣シ会議ニ先タチ会議録署名員ノ選挙ヲ行ヒマス。

例ニヨリ議長ノ指名デ差支アリマセンカ然シテ其数ハ四名ト致シ度ク思ヒマス満場異議ナシト呼ブ、議長御異議ガナケレバ左ノ四名ヲ指名致シマス

中沢寅松 二宮武四郎 上田延太郎 今村模喜

議長 第三号案農工学校設立ニ関スル件ノ第一読会ヲ開キ左ノ理由ヲ述ブ

本案ハ大正拾壹年拾壹月参日本村ニ於テ村立デ設置スルコトガ村会ノ決議デアリマシタガ経費が多額ナルニヨリ之レヲ本郡中部ノ組合立トセバ其ノ経費ノ一部ヲ軽減スルコトニナリマスカラ茲ニ変更ノ決議ヲ求ムル次第デアリマス

満場 本案ハ読会省略シテ確定議トセラレンコトヲ望ミマス

議長 然ラバ読会ヲ省略シテ原案通り確定議ト致シマス

議長 峽南農工学校組合規約ヲ諮問ニ付シマス

五番上田延太郎 本村ハ費用負担ノ割合ニ比シ組合会議員ノ数至ツテ少数ニ失シ之レニテハ会議ノ流会ヲ生ジ当局ニ於テ余分ノ手数ヲナサザル場合アリト信ス、故ニ之等ノ弊ヲ除クト共ニ其ノ均衡ヲ保ツ上ニ七名ト増員スルコトニ修正ヲ望ム

八番二宮武四郎 第二条中西八代郡ノ下ニ中部トアル久那土村ト修正ヲ望ム六番土橋悌朔、十二番中沢寅松、七番赤池光蔵、九番上田謙造賛成ト呼ブ

議長 只今五番議員及八番議員ヨリ諮問案中議員定数並ニ位置ヲ久那土村ト変更スルコトノ修正意見ガアリマシテ多数ノ賛成ガアリマシタガ本案ハ過日郡ニ中部各村長ガ招集セラレ其節ノ諮問ニ対シテ夫々協定セシモノニ本月十日マデニ那答申スルコトデアリマスカラ本村ノミニテハ修正出来得ルヤ明カナラザルガ可成其ノ修正意見ヲ郡ニ答申シテ修正ニ努ムル積リデアリマス。若シ修正出来得ヌ場合ニハ一先此ノ案ニ御承知ヲ願ヒタク思ヒマス

各員 異議ナシ、異議ナシト呼ブ

議長 之レニテ議事全部ヲ終了シタル旨ヲ述ベ、村長小林安吉閉会ヲ宣ス。時ニ

午後参時拾分

議長 小林 安吉

大正拾貳年貳月七日

會議録署名員

- 今村 模喜
- 上田延太郎
- 二宮武四郎

農工学校設立ニ関スル件

大正拾壹年拾壹月參日村會議本村立農工学校ヲ本村外拾ヶ村組合立ニ変更セントス

大正拾貳年式月七日提出

久那土村村長 小林 安吉

理由

本案議決ヲ要ス。其理由ハ本村单独ニテハ經費ノ負担多大ナルニヨリ之レヲ組合立トナシテ其ノ負担ヲ軽減セントスルニアリ。

(峽南農工学校組合規約省略)

右により中部十か村及び山保村ではそれぞれ郡長に答申したが、この時岩間・落居・楠甫の三か村は脱落して結局山保・久那土・古関・富里・共和・鴨狩津向・葛籠沢・宮原の八か村で、久那土村外七ヶ村峽南農工学校組合を組織することになって、四月二十五日ようやく文部大臣の認可を得て開校する運びになった。

いずれにしても久那土村創村以来の大事業で、この陰には当時の県會議員伊藤喜重、及び郡下における政友会の大立物だった、深沢義政の政治接衝の面における力が大きく作用していたことを忘れてはならない。

富士身延鉄道敷設と停車場設置

明治の中ごろから甲駿鉄道敷設に関する案があったが、実現はしなかった。大正九年富士・身延間が開通して以来、これを甲府まで延長することは沿線住民の長い念願であった。大正十三年ようやく機熟して延長工事を実施する運びになったが、村々では路線の争奪が始まり、陳情合戦などの末ようやくルートが決まって久那土村をも通過することになった。同時に続いて官営か民営かでまた沿線住民の意志統一が図られた。久那土村では

村民大会を開いて官営では着工がおくれるので、早期着工を期するために民営を望むとの結論を出した。ついでまた沿線の村々では停車場の設置運動を起こした。この時も久那土村では八月二十四日再び村民大会を開いて敷地と金貳万円也を鉄道会社へ寄付することを決めて駅の設置を勝ち取った。寄付金の貳万円中半額の壹万円は村内全戸から集めた寄付金を当て、残額の壹万円は営業開始後会社が納める税金を二か年間免除して相殺することにした。

このようにして工事が進みレールの敷設には、津田沼鉄道第二連隊の兵士百十五人が久那土村へ来村し、民家へ分宿して約一週間で敷設を完了し、昭和二年十二月十七日開通の運びとなった。

道路改修

鉄道が開通すると駅を中心とする道路改修がクローズアップされて来た。そのうち、先に申請して置いた時局匡救農村振興土木事業として、古関村に通ずる照坂隧道並びに共和村に通ずる大石隧道の開削工事が、昭和七年八月三十日付地発表第二五七号をもって県費補助が確定したので、両工事を同時に着工することになった。

照坂隧道は久那土村と古関村共同施行の工事で、久那土村三沢上田信三が請け負い、久那土村負担分として一四、三〇八円予算が計上してある。また大石隧道は久那土村と共和村と共同施行の工事で、共和村下田原若林孝俊が請け負い、久那土村負担分として七、九九二円予算が計上してある。合計金二二、三〇〇円の財源は県補助金一六、七二五円、村債五、五七五円、年利三分二厘、十五年賦で山梨県から借り入れ、照坂隧道は三か年継続、大石隧道は二か年継続工事で完成した。

役場庁舎と小学校の新築

久那土村役場は明治三十一年、三沢上田要助所有の住宅を買収して移築したものであり、小学校は同年車田稻荷社境内の芝居小屋と、三沢十五所

神社境内の芝居小屋をそれぞれ持ち寄って移築した平屋建と、これに明治四十二年増築した二階建ての部分とで、いずれも老朽甚だしく改築の必要を認め、ため昭和十年八月二十六日の村会で役場は三沢第十七・十八・二十一・二十二番地の田へ移転改築、小学校は従来の敷地のほか第百八十番地外十四筆畑約十八アールを買入れて拡張改築をすることとなった。建築予算は役場が五、六三九円、学校が三三、一二八円（いずれも土地買収費を含む）で、改築臨時委員として村会議員・学校委員中から十八人を委嘱し、十月九日入札規程を制定の上、入札を執行したところ役場・学校とも車田の渡辺泰造に落札、直ちに着工して昭和十一年七月二十日をもって落成式を挙行する運びとなった。

熊沢部落・久那土村へ合併

熊沢村は明治八年八月、県の勧奨によつて隣接岩下・寺所・五八の三か村と合併して河頭村となったが、まだ一村としての適正規模になっていないので同十三年一月の勧奨で、河頭村は三沢・樋田・車田・切房木の四か村と共に三沢外四ヶ村連合をつくり、連合役所を車田に置いて約十年を経過した。

明治二十二年七月町村制の施行されたのを機会に、この連合村は解体して三沢外六か村が合併して久那土村となった時、河頭村は落居村と合併して新しく落居村をつくった。

以来六十二年、峠を隔てた落居村の一部となつて経過したのであるが、その間常に部落民の念頭を離れなかつたことは、村の中心へ出るのに峠越しの不便さであった。特に明治十七年九月岩下に三沢学校若下支校が置かれた関係もあつて、熊沢部落は学童も高学年になると委託児童として通学に便利の久那土小学校へ通うのを例としていた。

「村の構成は川の流れに従うべきもの」との原則によつて久那土村への合併を念願しながら、部落が落居村の穀倉地帯である関係などから、落居村の承諾が得られないまま昭和二十六年に至つた。この年岩間村を中心と

して周辺六か村が合併して六郷村が発足することになったので、この好機を逸することなく同年三月二十日、熊沢は落居村から分離して久那土村へ合併したのである。

参考のため当時の村議会議録を左に摘記する。

第二回久那土村議会議録（抄）

- 一、本村議会議を昭和二十六年三月十二日午前九時久那土村役場に招集する。
- 一、議員参集したので議長は会議を開く旨を述べる。

（中略）

議長、議案第八号落居村熊沢の区域を本村に編する件を議題に供し書記に朗読させる。

書記、議案を朗読する。

議長、本案については村長の説明を願います。

村長、説明いたします。多年に亘り本村への編入運動を起し議事に計りましたが認められず現在に至りました。幸い岩間附近の村々が合併に際し、本村に近接している関係上、行政・経済・その他種々の点より見て編入することが適切であるという区民の意志が強く、関係代表者から編入の申出があつたため本案を提出した次第であります。宜敷く御審議下さいませようお願いします。

議長、唯今村長よりの説明の通り何か合併について質問がありますか。

八番、本件に対し熊沢区民より何か希望というような事の申し出があつたか。

村長、特別の申し出はない。

八番、区有財産はあるか。

村長、区有財産といつても特別なものはない。村境工事は落居名義にて行い完成

後本村に編入する。

議長、他に質問はありませんか。

各議員慎重審議の結果原案賛成と述べる。

議長、原案賛成により八号議案は可決確定いたしました。これを以て告知した会議の事件は全部終了したので閉会致します。時に十時四十五分。

（下略）

議案第八号

落居村字熊沢の区域を本村に編入する件。

西八代郡落居村字熊沢の区域を分離しその区域を久那土村に編入するものとする。

昭和二十六年三月十二日提出

久那土村長 上田 盛治團

理由

落居村字熊沢は落居村役場・学校より遠隔の地にあり、かえって久那土村種田部落に近接し、行政・経済その他の諸点よりみても、境界変更により久那土村に属することが適切であり部落民の多年の念願であったので境界変更について議会の議決を求める。

嶺・久保・大山・山家の一部久那土村へ分村編入

嶺・久保・大山は明治七年十月九日県の提唱する小村統合の趣旨により合併した。その時村名を「三か村が隣保相和す」の意を以て「三保村」と命名した。その後十年を経た明治十七年十月県の勸奨があつて三保村・山家村・落居村で三か村連合を組織したが、この連合期間は極めて短かく僅か五か年で明治二十二年七月町村制の発布となつた。

町村制の施行を機会に県下の小村群は統々と合併した。三保村もこの時隣接山家村と合併して山家の山と三保の保を合せて新村名を「山保村」と称するに至つた。以来六十六年、昭和三十年に至り町村合併促進法が制定されるに当たり、山保村のうち山家の大部分が市川大門町へ合併することになつたので同村嶺・久保・大山と山家の一部は住民の意志によつて、同時に久那土村へ分村編入することになつた。次は当時の村議会の決議書である。

議第一九号

山保村の廃止編入について

西八代郡山保村を廃し、山保村大字久保・嶺・大山・山家のうち一から九七の一まで、六八二から七四二まで一、五九九から一、八三四までの区域を昭和三十年

第一章 町の行政

四月一日を以て西八代郡久那土村に編入することを山梨県知事に申請するものとする。

昭和三十年三月二十二日提出

西八代郡久那土村長 日向 英治團

昭和三十年三月二十二日議決

同郡久那土村議会議長 上田 盛治團

理由

久那土村と山保村の協議により町村合併促進法の趣旨に基き地方自治の本旨の充分な実現に資するため。

右の議決が当事者である久那土・山保両村の議会でそれぞれ議決されたので、両村々長は連名で即日県知事にあてて廃置分合申請書を提出したところ、翌二十三日付で知事天野久から認可された。

(この申請書及び附属書類の内容等については第三編町の歴史中町村合併の項に詳記してあるので参照されたい)

右の結果、同年三月二十九日官報第八四七〇号をもつて総理府告示がなされ、ここに両村の廃置分合が効力を生じ永年の懸案は全く解決した。次に掲げたのは総理府の告示である。

総理府告示第五百八十五号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、山梨県西八代郡山保村を廃し、大字山家のうち九七の二から六八一まで、七四三から一、五九八まで、一、八三五から八、七八〇までの区域を市川大門町に編入し、大字久保・嶺・大山及び山家のうち一から九七の一まで、六八二から七四二まで、一、五八九から一、八三四までの区域を久那土村に編入する旨、山梨県知事から届出があつた。

右の廃置分合は、昭和三十年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十年三月二十九日。

内閣総理大臣 鳩山 一郎

六 古関村

古関村の誕生

明治十三年一月、古関・釜額・中之倉・瀬戸・根子・大磯小磯・芝草・水船・道の九か村が連合して「古関村外八か村連合」を組織して、同十五年には共和村の佐野孝道が官選戸長として就任した。その後、これが分裂して古関・釜額・中之倉・瀬戸で古関村外三か村連合、根子・大磯小磯で二か村連合、道・水船・芝草で三か村連合を作ったこともあり、何回かの変遷を重ねているうちに明治二十二年町村制が發布されたので、これを機会に六月二十六日古関・釜額・中之倉・瀬戸・根子・大磯小磯の六か村が合併して古関村が新しく誕生、初代村長に小林重右衛門を選んだ。

学校創立と運動場石積工事

これより先、明治七年八月八日、第一大学区第四十四番中学区第七十一番古関学校が創立され、西栄寺を仮校舎として発足した。その後約十年西栄寺は廃寺となったので、その跡へ明治十七年九月、同村渡辺国一郎請負人となって校舎を新築したが、児童数増加のためさらに明治三十四年及び三十五年の二年継続事業として金五百円の村債を起こし、これに若干の村費を加えて校舎を改築した。その際敷地拡張に当たって裏側の山を削り、その土砂を表側へ埋め立てて造成したままで、資金の関係などから全然石積みをしなかったので、降雨の都度土砂を押し流して運動場をせばめ、裏側は土砂が流れ込んで建物が腐朽するため、時の学務委員と学校長連名で、石積工事施工願いを村長に提出している。

請求書

一、古関尋常高等小学校運動場并裏手石垣完成工事附便所手入
 本校ハ最近ノ建築ニ係リ児童ノ教育ニ適スト雖運動場ハ未ダ完キニ至ラズ殊ニ四
 囲ニ石垣ナク勾配甚シキ為メ降雨毎ニ土砂ヲ押流シ益々校地ヲシテ狭少ナラシメ

今ヤ建物ニ影響ヲ及ボシ危殆凶ラザル現状ニ付キ之レガ完成ヲ期シ度校舎裏ハ石垣ノ無キ為メ降雨毎ニ溝ヲ填メ建物ヲシテ腐朽セシメ且ツ衛生上害少カラズ候間石垣ヲ営マレ度此段及請求候也

明治三十八年四月二十二日

古関尋常高等小学校学務委員総代

専任学務委員 内藤 市造團

同校々長 加藤 政重團

古関村長 渡辺 信殿

満福鉢山と根子分教場

根子所在満福鉢山（業務執行代表者石井千太郎）の精錬所から発生する煙毒によって、古関小学校根子分教場付近の草木が真ッ赤に枯れてしまった。児童の衛生上極めて有害に付き茶道下にある右分教場を移転しなければならぬ。そのため村長伊藤隆之は鉢山側に交渉したところ、鉢山側では一時いづれかの建物を借用して仮校舎として欲しい、との具申につき村長はその具申書を明治四十三年七月十四日村会の議に附したところ、村会では分教場を移転するとなれば永久的建物を新築しなければならぬ、仮校舎を借用するが如き姑息の処置は絶対にするべきではない。また移転改築するとなれば一切の費用は当然鉢山側で負担すべきである。よってこのようない具申書は取るに足らない、と強硬な態度で否決した。

そこで村長は村会決議を持って再度鉢山側と交渉して、移転改築に要する費用相当額を負担させる約束を取りつけると同時に、いろいろの条件を盛り込んだ契約書を作成して再び村会の議に付した。ところが契約事項四項目中第二項に賠償額一、三六九円中十月に三〇〇円、以後毎月二〇〇円ずつ翌年三月まで納入すると記載してあるので、これがまた問題となって、万一にも鉢山が倒産などによって閉山となれば契約の履行ができなくなるので、その場合には結局村で支弁しなければならぬ。これでは村民に対して面目ないから、むしろ鉢山側で用地を買収したり校舎を建築したりして、現



一部の契約書について根子分校

物を村へ寄附するようもう一度交渉を望むということであった。村長はこれに対して本職もその点を強調したのだが、鉾山側は作業に多忙なためとても手が回り兼ねることであろうやくこの契約書に同意したのである。しかし各位の要望とあればもう一度交渉いたしますとて三たび交渉の結果、ようやく先の契約書を次のように書き換えて十一月二十四日の村会で議決された。

契約書

西八代郡古関村長伊藤隆之ヲ甲者トシ同郡同村大字根子満福鉾山鉾業権

者代理同鉾山長中元甫之ヲ乙者トシ甲乙両者間ニ左ノ条項ヲ締結ス。
第壹項 満福鉾山施業上鉾煙発生ノ為メ甲者管理ノ小学校根子分教場ノ児童衛生及教授ニ支障アルコトヲ乙者ハ認メタリ。

第貳項 前項ニ依リ乙者ハ甲者ノ為メニ其分教場ノ移転改築ニ要スル一切ノ費用ヲ自弁シ且甲者ノ命令ニ遵ヒ其ノ指揮監督ヲ受ケ指定ノ校地ニ校舎ヲ建築シ明治四十四年参月参拾壹日限り甲者ニ引渡スモノトス

第参項 乙者ヨリ前項ノ校地及校舎ヲ甲者ニ引渡シタル時ハ甲者ハ大字根子地内字茶道下第参千八百八拾参番第参千八百八拾四番合併校地壹反参貳式拾壹歩ノ土地及其土地ニ建設シタル建物悉皆ヲ乙者ニ無償引渡シヲ為スモノトス

第四項 鉾業権者ニ於テ本契約不履行ノ場合ハ中元甫之代テ担任シ甲者ニ何等ノ損害ヲ相掛ケサルモノトス

右後日ヲ証スル為メ式通ヲ作り各自志通ヲ所持スル者也
明治四拾参年 月 日

西八代郡古関村長

第一章 町の行政

甲者 伊藤 隆之
同郡同村根子満福鉾山
鉾業者
乙者 中元 甫之

右契約ヲ締結致度及諮問候也
明治四拾参年拾月式拾九日

古関村長 伊藤 隆之

この契約によれば、鉾山側で学校を移転改築をして村へ寄附することになっているが、事実はそうでなく、先に鉾山側から提出された具申書の通り、同年七月九日字蔵屋敷五、一九六番地の民家を一時借用して、ここで授業を開始した。もちろん移転の費用は全部鉾山側で負担したのである。そこで村会の議決による契約が、履行されていないことが問題になるのだが、資料がないので明かではない。恐らくこのころ既に鉾山経営が不如意になっていたのではなからうか。それで精錬所の規模が縮少された結果、煙毒の被害がなくなったことを認めたので、約二年振りで仮校舎を閉鎖して旧校舎にもどった。しかしいったん村会で決めたことだから大正二年七月十五日の村会で前の議決を取り消している。

学齡児童貧困者保護規程制定

今と違って昔は、村民の中にも貧富の差がはなはだしくその日の生活にも事欠く家も多かった。これらの家では子弟を学校へ就学させず子守奉公に出したり、家事に従事させたりすることが多かった。中には貧困にかこつけて「女の子には学問はいらぬ。なまじ勉強させると生気気になって困る」などという風潮もあった。よって明治四十年村当局は学校と相談の上、教育勸語の御趣旨にのっとり、一面国民の義務としてこれらの子弟を救済就学させるため、村会にはかつて次のような規程を制定した。

古関村学齡児童貧困者保護規程

第五編 自治のあゆみ

第一条 貧困ノ為メ就学スル能ハザル学齡児童ヲ保護シテ就学セシムルヲ以テ目的トス。

第二条 保護費ハ毎年少クトモ金五円以上ヲ村税予算ニ編入スベシ。

第三条 保護ノ程度ハ学務委員会ノ意見ヲ聞キ村長左ノ三種類ニ決定ス。

甲種 教科書及用具ヲ貸与スルコト。

乙種 前記ノ外筆紙石筆類ヲ給与スルモノトス

丙種 衣食用品ヲ給与シ若クハ資産家ニ依托シテ就学セシムルコトニ学務委員

ニ於テ斡旋スルコト。

附則

第四条 本規程ハ明治四拾年度ヨリ施行ス。

伝染病隔離病舎設置

明治三十八年三月三日、村會議員渡辺国一郎は村民の代表として、伝染病隔離病舎の整備建設について、次のような建議書を村會議長に提出している。特に古関村は明治十五年コレラが大流行、また明治三十三年には赤痢病が集団発生して、不完全な病舎のため苦しんだ経験を持っているので、このような建議になったものと思われる。

建議書

本村ニ於ケル伝染病隔離病舎現在ハケ所ヲ合併シテ壹ヶ所ト決議アランコトヲ建議候也。依テ左ニ本村ノ得失及ビ事情ヲ具上候。

目下本村ニ於ケル隔離病舎ノ設置アルハ現在ハケ所ニシテ其ノ是ニ當ツル所ノ古関村ノ財源タルヤ少ニシテ四方内外ナク此ノ如ク少ナル財源ヨリ見ルモ到底罹ルハケ所ノ隔離病舎ニ患者収用シテ各所ニ村税ヲ以テ患者ヲ保護セントスルハ水ヲ以テ火ヲ灯サントスル理ニシテ不能ノ事タル事ハ各員ノ認知スル所ナル事ハ建議スル迄モナクシテ明カナリ其ハ是迄本村ニ於テ事実上行ナイ来ル例ニ照ラシテ明カナリ先年中本村ニ於テ壹ヶ所ニ患者ノ患者収用セシ事アリシニ其患者壹人ニシテ夫レニ対スル費用ハ一百円ニ至リシモ其ノ患者ニアツル所ノ保護タルヤ実ニ不完全タル事ノ事実アリシ事ハ各員諸士ノ認知シ居ル所ニシテ明カナリ斯ノ如ク事

実アル以上ニ於テハ八ヶ所ニ各老人ツツノ患者収用スル場合ナキヲ保セズトスル以上ハ前書ノ如ク壹百円ツツ八ヶ所ニ村税ヲ費スル事明々白々タル事実ナル事ハ火ヲ見ルヨリモ実例ニシテ明カナリ左レバ壹ヶ所ニ二百円ツツトスル時ハ八ヶ所ヲ合スル時ハ則チ八百円也是ヲ壹ヶ所ニ合併シアル時ハ八百円ノ四分ノ一、二百円位ヲ償スル時ハ患者ニ対スル保護等モ完全ニシテ且ツ予防規則ノ方法ニ至ル迄完全ナル事は又明白ナル事ノ結果タル事ハ明カナリ。斯ノ如ク利害得失アル事ヲ予現シアル以上ハ村民トシテ其ノ事情ヲ村会ニ具上シテ公共ノ利益ヲ得ントスルハ村民ノ希望スル所ニシテ猶又村会ノ責任タル事ハ村民ノ建議スル迄モナク我國町村制ノ条文ニシテ公共ノ利益ヲ謀リ村民ノ幸福ヲ發達セシムルハ村会ノ責任ナル事ハ明々白々タル法条アリテ諸員ノ見知スル所ナリ。以上ノ如ク法文及ビ事実上ノ建議ニ御座候故御調査ノ上御熟議ヲ以テ建議ノ如ク本村ノ財原ヲ顧ミ本村内隔離病舎ヲ何レノ地タルヲ問ハズ壹ヶ所ト御決議相成度此ノ段建議ニ及ビ候也

明治参拾八年参月三日

古関村々民 渡辺国一郎 團

古関村々會議長 渡辺 信殿

この建議に対し同日の村会に於て次のような決議がしてある。

決議書

古関村伝染病隔離病舎八ヶ所アルヲ壹ヶ所置ク事ヲ決議ス。

当分ノ内本村大宇古関宇三堂林隔離病舎ヲ古関村仮隔離病舎ニ借入ル事ヲ決議ス。

ところが明治四十年十月に至り、また赤痢病患者が発生し、借用した三堂林の村立隔離病舎には収容しきれず、村当局では八方苦心の末、古関下組の病舎を一時借用しようとしたが組の者に不在者が多く、相談ができないという理由で承諾を得るのに日時を要するため、それでは早急の間に合いかねるので十月三日急ぎに村会を開いて、渡辺国一郎所有で広泉院東にある空屋を年額十円也の高額で借用することに契約、直ちに患者を収容した。その後明治四十一年七月十一日の村会で決議して、三堂林の隔離病舎

を改築して完全な病舎とした。

恩賜林御下賜

明治四十年八月二十四日及び同四十三年の累年にわたって、山梨県下は未曾有の大被害を被り、県民は疲弊困憊の極に達した。そこでこれの復興の資となすべく同四十四年三月十一日、明治天皇は県内の御料地一五万六、一九八ヘクタールを山梨県へ御下賜になった。いわゆる恩賜県有財産である。県ではこれの保護のため管理条例を定めて、地元市町村または旧来の慣行による入会組合（財産区）へ保護管理を委任することとなった。

古関村は、大字釜額・中之倉・瀬戸・根子・大磯小磯の五部落には恩賜林が所在するが、大字古関にはこれがなかったので、以前から所望していたやさきだった。管理条例に地元市町村とあるので、古関全体が該当するものと解して、時来たれりとばかりよるこんだ村長土橋重一は、大正二年度特別会計古関村恩賜県有財産保護歳入歳出予算案の附記欄に、古関部落も加入している旨を書き加えて村会へ提出したところ、村会でそれが問題となり、古関は従来慣行による入会組合ではないのだから、除外すべきだとの意見を主張して五部落の議員は同年三月七・十・十一・十二・十三・十四・十五・十七・十八・二十二日と毎日方外院へ集合して打ち合わせをしたり、法規の研究をしては村会へ出席するという具合で、十日間も論議を尽くした結果、その附記事項を削除して修正可決してしまつた。

土橋村長は直ちに郡長の指示を仰いだ。郡長青柳晴雄は「村長提案は款項のみであつて他は計算の内訳であるから、附記を削除したのは議題外審議であつて越権行為である。よつて再議に附すべし」とのことだった。よつてまた村会を招集して再議に附した。その理由は次の通りである。

大正二年三月二十三日再議案

大正二年度恩賜県有財産保護歳入歳出予算は監督官庁の検閲を受け其の指示により先に提案したるに村会は意外な附記科目の修正を行ひたるは提案権を侵害し

其の権限を越へたるもののみならず其の収支に関し不適當と認むるにより町村制第七拾四条第五項により再議に附す所以なり。

再議に附した結果は予算は原案通りにしてその付記は本村入会慣行六部落均等負担と訂正した。然し村会では、過去に納得の行かぬ点ありと見て次のような村会開催請求をしている。

急施村会開會請求

古関村々會議員 赤池菊五郎

外拾名

右者大正元年度本村歳入歳出及特別会計ニ関スル恩賜県有財産本村歳入歳出計算並本村ノ事務ニ関スル書類等検閲検査ノ為メ来ル卅一日ヨリ急施村會議相成度町村制第四十七条第一項ニ依リ及請求候也

大正貳年參月貳拾六日

右

赤池菊五郎
赤池富之助
伊藤 龜吉
渡辺源四郎
小林 玉造
赤池吉重郎
伊藤 隆之
伊藤豊兵衛
伊藤 武八
内藤 市造
渡辺国一郎

村長 土橋重一殿

土橋村長はこれに対して、当日は郡長の命により郡役所へ出張しなければならぬからと四月五日に村会を招集した。そこで議員の手によつて毎日書類・帳簿の検閲検査が行われたが、同月十三日から村長の意向によつて十日間の休会が宣せられ二十三日再会、二十八日閉会した。その時郡長に

あてた村会閉会報告書によると次の通りである。

村会閉会報告

去ル四月十二日当役場第三〇二号ヲ以テ報告置キ候村会ハ左記ノ通り議定、昨二十八日閉会致シ候条此段及報告候也

大正二年四月二十九日

古関村長 土橋 重一

第一課長 広瀬栄太郎殿

左記

開会日(四月五・六・七・八・九・十・十一・二十三・二十七・二十八日)計十七日

一、村會議員請求ニ係ル急施村会ノ件

右村会ヲ開会シ役場収入役出納帳簿ノ検査ヲ行ヒタリ

二、三(略)

四、恩賜県有財産ニ関スル本年度歳入歳出予算ノ件。

五、六(略)

この事件に対して発せられた郡長の訓令文が保存してないので、詳細は知る由もないが、郡長は古関村にも共有権ありと解釈して訓令したらしく思われる。それがまた問題紛糾の焦点となつて再び村会招集請求書が村長に提出された。

村会招集方請求

大正式年参月式拾日付本郡訓令第四号ヲ以テ本村特別会計ニ属スル大正式年度恩賜県有財産本村歳入歳出予算処分ノ件ハ違法行為ニシテ本職等ノ服スル事能ハザル処ニ付本県参事会へ訴願シ之レガ匡済ヲ求メ度候

右ノ理由ニヨリ急施村会招集相成度町村制第四十七条第一項末段ニヨリ及請求候也

大正式年五月壹日

古関村會議員 赤池菊五郎

古関村長 土橋重一殿

村會議員の請求によつて五月四日村会は招集された。会議録によると次の通りである。

(前略)

議長土橋重一、諸君ノ請求ニ依テ昨日日本会ヲ招集協議ノ為メ時間ヲ費シマシタガ亦引続イテ開会ヲ致サレタイトノ請求デアリマシタカラ本日開会致シマシタ、ソレデ番外トシテ意見ヲ申シ上ゲマスト議員諸君ガ御請求ニ係ル村会ノ目的ハ大正二年度恩賜県有財産本村歳入歳出予算ニ対シ本郡長ノ処分ヲ以テ違法行為ナレバ服スル能ハザル故ニ本県参事会へ訴願セントスルノデアリマスガ、要スルニ御承知ノ通り本年度予算タル恩賜林特別会計ハ先ニ本郡長ノ認可ヲ受ケテ提案セルニモ係ラズ諸君ガ修正セラレタカラ更ニ再議ニ付シタルモ修正意見ヲ変ゼズ依テ止ムヲ得ズ郡長ノ処分ヲ申請セルモノナリ、スルモノナレバ郡長ノ訓令に對スル訴願ハ諸君ガ服スル能ハザルモノトスレバ必ズ之レニ對スル建議ヲ出サレン事明カナリ、其ノ建議案ハ村長トシテ之ヲ提案スル事ハ出来マセンカラ其辺ハ御承知ヲ願ヒマス。

二番赤池菊五郎、最前吾々議員同志ノ村会招集ヲ請求シテ決議セントスル理由トシテ本年度本村恩賜林ニ関スル本郡長ノ予算タル「予算処分案」ニ吾々ノ主張スル民法二百九十四条及同法第二百六十四条ニ明カニ規定セル入会権ナルヲ蹂躪セサルヤ亦一面カラ云ヘバ入会権ガ一ノ財産権ナル以上、ドウシテモ町村制百四条ノ規定ニ從ヒ同第二百四十四条ノ規定ニ從ヒ会計ヲ分別スベキ事ハ法ノ示ス所ナリ斯ル事由デアレバ如何ニシテモ郡長ノ処分案ニ服スル事ハ出来マセン、尚利益ヲ享受ノ点ニ於テ其ノ費用ノ負担ヲスベキモノデアアル、当然権利上

受入レラレテ差支アリマセンモノト考ヘマス管理規則第四十七条ニヨツテ從來ノ慣行ニ依リ保護管林セル交付金ナレバ之レヲ平等均一ニ支出セントスルガ如キ郡長ノ処分案ハ違法ナレバ是非共之レヲ匡濟ノ方法トシテ其ノ処分案ニ對スル違法行為ヲ議決シ上級官庁ヘ訴願セラレン事ヲ望ミマス。番外ハ村長トシテ即チ行政上其職務トシテ之レヲ行フ能ハサルハ理ノ当然ナリ然レドモ村長トシテ會議長トハ同一ナル人ニコソアレ其ノ性質ヲ異ニシアレバ古関村會議長タル名義ノ下ニ訴願ノ提起ヲ行ヒ尙本村議事細則第二十四条ニ依テ本会ノ主意ニヨリ訴願書起草員ヲ直撰シテ訴願書起草ヲナサシメ以テ訴願セラレン事ヲ望ミマス

議長 唯町村制ノ条文ニ依テ議員三分ノ二以上ノ請求ニヨリマシテ村会ヲ召集セルモノナレバ諸君ガ建議書ヲ御提出下サレバ格別、議長ニ於テ提案致シマセンカラ左様御承知願イマス。

二番赤池菊五郎、村會議長トシテモ議員ノ意見ヲ用イザルヤ

議長 提案セザルモノナレバ議事進行ヲ致シマス以上ハ可否ヲ決スベキモノナレバ建議セラレンコトヲ望ミマス。

二番赤池菊五郎、請求書ニ其ノ主意ヲ明カニシテアリマス故ニ之レガ採否ヲ決セバ足レルモノデアリマス。

八番渡辺国一郎、只今恩賜林ノ訴願問題ニ付テ村会ヲ請求セルモ議長ガ提案セザルモノヲ議スル必要ナシ。議長ガ議事進行ヲ致シマス以上ハ可否ヲ決スベキモノナルモ議長ガ提案シナイト云フモノナレバ議員論旨ヲ容レナイヨウ願イマス

議長 別段諸君ノ意見ヲ聞く必要ナシ。何故ナレバト云フニ提案セザルモノナレバ他ニ意見ヲ聞く必要アリマセン。

七番赤池富之助、何故本員ガ発言ヲ求メテモ許シマセヌカ。

議長 七番ノ発言ヲ許サナイト答フ。

二番赤池菊五郎、村長ト議長ハ其職場ガ異ナル故村会ノ議決ヲ執行シテモ差支アリマセン。故ニ本会ニ於テ起草委員ヲ挙ゲテ之ヲ為セバ足ル。亦之ヲ行ツテ当然ナリ、然ルニ議長ノ提案以外ニ村会ハ何等議スル能ハザルモノトスレバ自治ノ村会タルモノハ不必要ナリ。故ニ速カニ村会ノ意見ヲ聞き村會議員ノ名義ノ下ニ訴願セラレンコトヲ願ヒマス。

議長 建議ヲ出セバ足ルモノナリ、提案セザルモノモ議スル必要ナシ。

二番赤池菊五郎、村會議長トシテモ訴願スル事ガ出来ナイ事デアリマスカ。

第一章 町の行政

議長 提案セザルモノニ對シテ訴願出来マセン

七番赤池富之助、何故本員ニ発言ヲ許シマセンカト問フ

議長 本件ハ最早七番ノ意見ヲ聞く必要ナシト答フ。

三番伊藤藤吉、九番小林玉造、二番説ニ賛成ス。

議長 建議案モナケレバ之レニ閉会致シマス。ト宣ス。

右會議録ヲ朗読シ相違ナキヲ認メ茲ニ署名捺印ス。

大正二年五月四日

古関村會議長 土橋 重一
二番議員ノ動議ヲ採決セザルハ
不法也トテ委員ハ署名セズ

村会はこのような結果で終わつたが、議員達は郡長の違法行為を県へ直訴するには、訴願書を村会で決議しなければならぬので、また村会の召集を請求することになった。

村会召集方請求

古関村々會議員 小林 玉造

外四名

右ハ大正式年度恩賜県有財産古関村歳入出予算等ニ對シ四月式拾日付本郡訓令第四号ヲ以テ本郡長青柳晴雄ノ為シタル処分ニ服スル事不能ニ依リ本県參事會へ訴願ヲ提起スベク該文書議定ノ為メ村会召集セラレ度而シテ町村制第一百四拾条第一項ニ依リ來ル十日ヲ以テ期間満了可致ニ付其期日ヲ喪失セザル限度ニ於テ召集日時御指定相成度此段及請求候也

大正貳年五月七日

右

小林 玉造
赤池吉重郎
伊藤 隆之
赤池菊五郎
渡辺源四郎

土橋村長は、この請求書が合法的なものであつて見れば招集せざるを得ず、止むなく五月九日村会を招集したものの、開会を宣するや否や議場を脱出して姿をくらましてしまった。当時の町村制では村長が議長をする定めになっていたので開会はしたが議長が不在では議事を進めることができなない。よつて年長者である伊藤豊兵衛議員を議長代理者として会議の形態は整えたが、議案の提案権を有する肝心の村長が不在のため、あらかじめ用意して来た建議書によつて議事を進めた。その建議書及び会議録は次の通り。

建議書

古関村々会議員

赤池菊五郎

外五名

大正式年度本村特別会計ニ属スル恩賜県有財産歳入出予算不服訴願書別冊ノ通り御議定相成度此段及建議候也

大正式年五月九日

右

- 赤池菊五郎
- 伊藤 亀吉
- 赤池吉重郎
- 小林 玉造
- 赤池富之助
- 渡辺源四郎

古関村会議長

古関村長 土橋重一殿

會議録

議長土橋重一故意ニ議場ヲ去リシヲ以テ村会ハ一致ノ意見ニヨリ制第四十五條ニ準拠シ年長者議員タル伊藤豊兵衛ヲシテ議長席ニ着カシム。

議長 之レヨリ議事ヲ開キマス
二番赤池菊五郎、先ニ本員ノ動議成立セルニモ係ラズ前議長タル土橋重一氏ハ之

レガ採決ヲ為サズ退場セルヲ以テ本会ニ於テ採決アランコトヲ望ミマス
議長 二番ノ動議ニ賛成者ハ起立ヲ願ヒマス。起立満場。

議長 満場賛成ニ依リ確定議ト致シマス。

二番赤池菊五郎、訴願書起草委員式名トシテ議長指名ノ下ニ決定アランコトヲ望ミマス。

七番赤池富之助・九番小林玉造賛成ス。

議長 二番ノ動議ニ依リ本職ヨリ指名シテ差支アリマセンカ。満場異議ナシ。

議長 満場賛成ト認メ指名シマス。赤池菊五郎・赤池富之助。此二名ヲ指名シマス、就キマシテハ此起草委員ハ来ル六日迄ニ起草ヲ完了シ同日本会ノ認定ヲ經テ提出スルコトニ致シマス。御異議アリマセヌカ。満場異議ナシ。

議長 然ラバ之レニ決定シマス、尚来ル七日訴願書認定ノ為メ本会ヲ招集スル事ヲ村長ニ請求シマス。満場賛成ノ旨ヲ述ブ。

議長 之レニテ閉会ト致シマス。
右會議録ヲ朗誦シ相違ナキヲ認メ茲ニ署名捺印ス。

大正式年五月九日

古関村会議長代理村会議員 伊藤豊兵衛
同村会議員會議録署名委員 赤池菊五郎

渡辺源四郎
伊藤 隆之

当日議決した訴願書は次の通りである。

訴願書

山梨県西八代郡

訴願人 古関村会

右代表者 古関村会議長

不法処分取消ノ訴願

不服要點

一、大正式年三月七日ニ招集セラレタル西八代郡古関村会ハ村長土橋重一ノ提案セル大正式年度恩賜県有財産山梨県西八代郡古関村歳入出予算案ニ付キ審議ノ上原案ニ修正ヲ加ヘ其修正案ヲ可決シタルニ古関村長ハ「監督官庁ノ檢閲ヲ受ケ其指揮ニ依リ村長ノ提案以外ニ付記科目ヲ修正シタルハ其ノ權限ヲ越ヘタル

ノミナラズ其ノ収支ニ関シ不相当ト認ム」トノ理由ニヨリ大正二年三月廿六日村会ヲ招集シ再議ニ付シタルニヨリ村会ハ慎重審議ノ上修正案中第一款役所費第一項二項三項ヲ原案ニ復活シ前議決ヲ改メタリ。然ルニ西八代郡長ハ大正二年四月廿日訓令第四号ヲ以テ収支ニ関シ不相当ナリトノ理由ノ下ニ特別ノ予算ヲ作成シ其ノ執行ヲ命令セラレタルハ不法ノ処分ナルヲ以テ之レニ服スルヲ得ズ依テ町村制第七十四条ニヨリ茲ニ訴願ヲ提起シ違法処分ノ取消ヲ求ムル次第ナリ。

理由

第一、町村制第七十四条ニヨレバ村会ノ議決権限ヲ越エタル場合ニ於テ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ之レヲ再議ニ付シ村会其ノ議決ヲ改メザル時ハ監督官庁ハ之レヲ取消ス事ヲ得ルニ過ギザルハ同条第一項二項ノ規定ニ照シテ毫モ疑ヲ存セズ。

然ルニ訴願人タル古関村会ニ対シ大正二年三月廿六日古関村長ノ再議ニ付シタル理由書ニハ「村長ノ提案以外ニ付記科目ノ修正ヲ行ヒタルハ提案権ヲ侵害シ其権限ヲ越エタルモノ」ナリトノ理由ヲ明記シ町村制第七十四条第一項ノ規定ニ依リ再議ニ付シタルコト明白ナルニ拘ラズ其ノ議決ヲ改メザル場合ノ処分トシテ^{違背}ニ監督官庁自ラ予算案ヲ作成シ其ノ執行ヲ命ズルガ如キハ明カニ法律ニ違背セル不法ノ処分ニシテ取消サル可キモノト確信ス

第二、古関村長ガ再議ニ付シタル理由書ニ於テハ前項議決ヲ違法ナリトスルノミナラズ「其ノ収支ニ関シ不相当ナリト認ムルニヨリ」云々トアリテ再議ニ付シタル理由ハ町村制第七十四条第五項ヲ附從ノ理由トナスモノノ如シ而シテ其ノ何故ニ不合法ナルヤノ理由ヲ明示セザルガ故ニ毫モ理由ヲ示サザルモノト撰ブ所ナシ想フニ法律ガ理由ヲ示ス事ヲ要件トセルハ其ノ理由ヲ具體的ニ明示シ以テ其ノ議決ヲ改メシムル目的トスルガ為メニ外ナラズ具體的ニ理由ヲ示サザル時ハ何レガ不相当ナルヤヲ知ルヲ得ズ隨テ議決ヲ改ムルニ由ナク且議決ヲ改ムル必要ナク又議決ヲ改メズトスルモ村長又ハ監督官庁ハ何等ノ処分ヲ為スコトヲ得ザルモノトス蓋シ郡長タル監督官庁ガ町村制第七十四条第六項ニ依リ処分ヲ為スハ同第七十四条第五項ノ事實ガ適法ニ發生シタルコトヲ前提要件トシテ其処分ヲ為スベキモノナレバナリ從テ郡長ノ為シタル訓令第四号ハ違法ノ処分ナリト信ズ。

第一章 町の行政

第三、前項論ズル如ク古関村長ハ監督官庁ノ指揮ニヨリ収支ニ関シ不相当ナリト認ムトノミニテ何等具體的ニ其理由ヲ示サザルガ故ニ之レヲ知ル由ナキモ訴願人タル古関村会ハ当局者ノ意ヲ村度シ歳出第一款事務所費第一項ノ給料及二項三項ヲ全部削除シタルヲ不相当ト認メタルモノト信ジ其項目ニ於テ原案全部ヲ復活シ前議決ヲ改メタリ既ニ前議決ヲ改ムル以上ハ町村制第七十四条ノ処分ヲ為ス能ハザルハ論ヲ俟タズ故ニ訴願人タル古関村会ノ議決ガ町村制第七十四条第一項ニ依リテ再議ニ付シタルトスルモ將タ同第五項ニ依リテ再議ニ付シタルトスルモ古関村会ハ前議決ヲ改メタルニ拘ラズ訓令第四号ノ処分ヲ為シタルハ不法ナリト信ズ

要 求

以上ノ理由ニヨリ大正二年四月廿日付訓令第四号ヲ以テ山梨県西八代郡長青柳晴雄が大正二年度恩賜県有財産山梨県西八代郡古関村歳入歳出予算ニ対スル処分命令ハ之ヲ取消ス旨ノ御裁決ヲ求メ候
右訴願提起致候也

山梨県参事会

山梨県知事 熊谷喜一郎殿

右の結果については、文献が見当たらないので速断は許されませんが、その後現在に至るまで大字古関は、恩賜林管理会に加入していないところを見ると県参事会の裁定が、村会の主張を入れて裁決したものと思われる。

峽南農工学校設立に伴う学校組合設置

大正十二年、西八代郡長猪瀬弁吾は郡下中部十か村の村長を集めて、久那土村に中等程度の農工学校を新設する意図を明らかにし、その母体となる学校組合を組織するため賛同されたい。と諮問すると共に計画の概要を発表した。

古関村長赤池信照は帰村すると、直ちに二月五日村会を招集してこの学校組合に加盟するかどうかを諮^{はか}ったところ、反対意見が多くて遂に否決になってしまった。よってさらに十八日再び村会を招集し、その席へ郡役所

の職員の臨席を求めて詳細の説明をしてもらったところ、今度は議員全員納得了解して前決議を取消し、加盟に賛意を表するようになった。

次はその当時の村会々議録の抜粋で、会議録抄その一は否決の状況、会議録抄その二は可決の場面である。

大正十二年二月五日(会議録抄その一)

議長 告知件名ノ通り峽南農工学校設立ニ関スル学校組合設置ノ為メ村会ニ諮問ス依テ直ニ議第六号諮問案ヲ提出シマス。

十番 只今ノ諮問案ニ対シ本員ノ希望ヲ参考トシテ申述ベマス。勿論学校経営ト云フ事ハ非常ニ好イ事デアツテ衷心ヨリ賛成シマスガ之レニ関連シテ費用ガ伴ヒマス、其ノ費用ノ点ニ及ンデツラツラ本村現時ノ経済状態ヲ視ルニ思ヒ半バニ過グルノデアリマス住民収入ノ大部分タル即チ物産トシテハ用材木炭ハ殆ンド半額ニ下落シ、出稼労働諸工賃モ半減シ居ル状況ナリ斯ク収入ハ半減シ居ルモ生活費ハ依然トシテ嵩ミ居ルヲ以テ本村経済ノ危機ニ類シ須ラク有識者ノ考慮ヲ要スル時期デアリマス。殊ニ上政府ニ於テモ経費ノ縮少主義ヲ取り屢次訓令ヲ発セラレテ居リマス故ニ之レガ実現ハ火ヲ視ルヨリモ明カナリ、依テ考フルニ本村現時ノ状態ヲ以テ推移セバ現在本村ノ高等科サヘ経営不能ノ域ニ達セザルヤヲ憂フルノデアリマス。故ニ一時ノ問題デナク、事将来ニ涉ルヲ以テ組合加入ハ主義トシテ賛成スルト雖モ経済上ニ於テ困ル故ニ不同意ナリ。殊ニ入学希望者ハ授業料ヲ徴スルヲ以テ本組合ニ加入セザル町村ノ子弟ト雖モ入学シ得ラルル事ト思ヒマス、生徒少数ニシテ予定ノ学級ニ充タザル場合ハ尚且ツ然リトス、故ニ組織ノ数ニ入ラザルシテ子弟ガ入学シ得ラルル事ナレバ本村将来ノ為メ不同意ヲ表スルヲ得策ト考ヘマスガ多数諸君ノ意志ニ訴ヘテ見マス。

村長 本案ハ過日村長會議ニ於テ設置スル事ニ決シマシタガ経費ヲ要スルヲ以テ村会ヘ諮問シタノデアリマスガ十番議員ハ其ノ経費莫大ニシテ将来本村ノ負担ニ任スル能ハサルヤヲ懸念セラレテ不同意ヲ表セラレマシタガ實際ノ経費費ハ六千円ノ予算ニシテ内三千円ハ県ノ補助ガアルソウデアル。残金ノ内六分ヲ久那土村ニ於テ負担シ四分ヲ他ノ加入町村ノ負担トセバ實際本村ノ負担ハ左程莫大ナリト云フ程デモアラズト思ヒマス、之レハ郡長ノ説明デアリマシタガ近キ将来ニ於テ県ニ移管サレル事ニナルソウデアリマス。

十番、組合ノ本質ハ民法上ヨリ考ヘマシテ其ノ権利義務ニ甲乙ガアルベキ管ハナイノデアリマス、随テ経費ノ分担モ均一ニセナケレバナラスガ原則ナリ若シ組合定款ニ久那土村六割ト定メアルト雖モ該村ニ於テ万一負担ガ出来ナケレバ組合各村ハ平均ニ負担ヲ配当シナケレバナラスモノデアアル之レガ即チ組合性質ノ根本義デアリマス故ニ一旦加入セバドウシテモ将来之ガ負担ニ任ゼナケレバナラスノデアリマス。殊ニ県営ニナルヲ見越シテ組織スルガ如キハ事未定ノ問題ヲアテニシテ行フガ如キハ最モ不当ナル処デアリマス。而シテ村長トシテ考ヘラルルニハドンナモノデス、本村小学校デスラ歳ト共ニ経費ハ膨張シテ村税ノ七割ハ之レニ充當シテ居ルノデアリマス尚此ノ上ニ学校経営ノ為メニ賃ヲ投ズルコトヲ理事者トシテ御考エニナツタナラバ財源ハ何レヨリ求メ得ラルルデシヨウカ。又村民疲憊ノ今日此ノ上ニ重荷ヲ負ハセル事ガ出来得ラルルト思ヒマスカ。

村長、勿論全村挙ゲテ一致シテヤラナケレバナラス事ト思ヒマスガ本村ニ於テ其ノ負担ニ堪ヘラルルヤ又堪ヘラレザルヤハ見方ニ依ツテ差違アリマスガ之レハ一議論デアリマス其ノ事ニ當ツテ見ナケレバ果シテ負担ニ堪ヘルヤ堪ヘザルヤハ判明シマセンノデアリマス凡ソ物事ハ万事施設経営ニ伴フ経費が必要デアリマス。其主義ガ善デアツテ且ツ利益アル将来ヲ見越シタナラバ多少ノ費用ヲ投ズルニ敢テ苦衷トスル処ニアラズ即チ理事者トシテ考ヘナケレバナラス事ト思ヒマス。

十番、町村ヲ目的トシテ立テルノデアリマス、町村ハ将来不死ノモノデアリマス之レカ設立ノ曉其ノ費用ハ何程ヲ要スルト雖モ必ズ取ラレルノデアリマス故ニ設立ノ主義ハ賛成スルト雖モ経費ヲ出スコトニ付テ困ル事デアアルガ故ニ遺憾ナガラ賛成出来ナイノデアリマス。此ノ学校ノ経費タルヤ先程村長ノ説明ノ通り久那土村ニ於テ経費ノ六割ヲ負担シ経営スルト雖モ組合長以下吏員ハ全部久那土村役場吏員ヲ以テ任ズル規約デアリマス幸ヒ此ノ人達ハ無給デ行ツテ呉レバヨイガ必ズ無給デハ無イ故ニ其費用ヲ扣除セバ六分ノ負担ヲシテ之レニ伴フ収入増加スルヲ以テ相殺シテ見レバ實際ノ支出ハ僅少ノモノトナル事ニナル。利益享受ハ久那土村ニ多クナレバ畢竟久那土村ノ繁栄策ヲ講ズルノニ他ノ町村ガ其ノ二分トカ三分トカノ費用ヲ出サナケレバナラス事ニナリハセヌデンヨウカ故ニ事ノ始メニ於テ大ニ考ラナケレバ後日ノ憂イヲ残スコトニナリマス

而シテ之レヲ内ニ顧ミレバ今日ノ儘不景氣ガ押シ進シ行ケバ高等科サへ廃止スル形勢ヲ馴致スルカモ知ラヌト底マデ陥ルトコトニナリマス故ニ此ノ際新事業ヲ企図スルガ如キハ社会ノ大勢ニ逆行スル施設ナリト認メマス。

五番、国家トシテモ経費ノ縮少ヲ図ル今日新事業ヲ企テルト云フ事ハ大勢ニ悖ルコトデアリマス、斯様ナ施設ハ困ルコトデアリマス此ノ時期ニ学校ヲ日論ムハ時勢ノ要求ニ反シテハ居ラヌカ。教育普及上学校ノ發展ニ就テハ何者モ迎ヘテ居ルガ然シ時期ガ悪イノデアル此ノ時期ニ於テ新事業ヲ開發スルト云フ甚ダ當ヲ得テ居ラヌノデアル結局本員モ十番ニ賛成デ不同意ヲ表シマス。

四番、決定シテ其ノ筋ヘ報告ノ時機逼迫シ居ルカラ困ルガ隣村ノ振合ヲ見テ決スルモ一策デアリマス。

十番、町村ト云フ自治体ハドウ云フ事ガ本質デアルカト云フニ苟モ町村會議員ハ自己ノ権限デ自村ノ財政デ自村ノ人民デ之レヲ主トシテ政治ヲ採ラナケレバナラヌ又他ノ例ヲ採ルト云フハ最モ不可ナリ。隣村久那土村ニ於テ賛成シタカラ必ズ本村ニ適切ナリト云フ事ヲ得ズ亦隣村富里村ニハ下部温泉ニヨル収入アリ随テ農會技師員ヲ設置シヨウガ村經濟上許ス範圍ニ於テ經營スルノデアアル、隣家が土藏ノ新築ヲ羨ンデ自己モ經濟ヲ顧慮セズ真似ルト云フ事ハ出来マセン故ニ村會議員ハ其村内ノ実状ニ鑑ミ決定セバ足ル徒ラニ他村ニ追隨スルハヤガテ虚職ノ嫌ヒガアリマス隣村ハ如何ニ決定シヨウガ本員ハ不賛成デアリマス。或ハ村長ノ立場上甚ダ迷惑デシヨウガ本村ノ經濟上止ムヲ得マセン。

村長、十番ハ村經濟上民カ負荷ニ堪ヘナイ故ニ不賛成ヲ力説スルモ過日村長會議ノ際計算シタル処ニヨレバ本村ノ配當約一割デアリマス六千円ノ内三千円ハ県補助其ノ三千円ノ六割ガ久那土村ノ負担トシ千二百円ニ對スル一割百二十円ガ本村ノ負担トナル様ノ計算ニナリマスガ尤モ之レハ既算デアリマス莫大ナル費用トハ思ヒマセンガ如何デシヨウ。

十番、村長ニ必ズ言明ノ通り百二十円ヲ以テ費用充當シ其レ以上尠錢モ超過セザル事ガ保証出来マスカ果シテ將來ニ向テ百二十円ヨリ一錢モ超過セザルモノデアレバ本員ハ賛成シマス。

村長、未來永劫必ズ百二十円ヲ一錢モ超過セザルト云フ保証ハ本職トシテハ出来マセン。

十番、然ラバ本員ハ当初ノ通り不賛成ナリ。

第一章 町の行政

六番、本員モ時代ノ趨勢上經費節減民力涵養ヲ叫ブ今日新事業ノ企図ニハ賛成シマセン、況ンヤ本村現時ノ經濟狀態ニ於テ民力疲弊ノ折柄此ノ上ニ重荷ヲ負ハス事ハ出来マセン。

十二番、本員ハ青年ノ修養上此ノ學校組合ニ加入スルヲ希望スル、今や學問熱ノ非常ニ高潮ニ達シ青年ノ中學程度ノ學校ニ入學スル者激増シ本県ニ於テモ先キニ中学校ヲ擴張シ以テ之等青年ノ希望ヲ充タス様努力シツツアリ本村ニ於テモ岩間ニ中学校ヲ設置ヲ望ム為メ委員ヲ挙ゲテ奔走シタル事アリ青年モ起チ大イニ活動シタルヲ聞ク、況ンヤ隣村久那土村ニ中等學校設立ノ企図アルニ本村會ガ不賛成ヲ表スルガ如キハヤガテ青年ノ學求熱ヲ沮喪セシムルノミナラズ青年ノ反抗的態度ヲ示シ來ルヤモ図ラレズ諸君ノ再考ヲ望ミマス。

十番、青年ノ反抗何事ゾ吾々村會議員トシテ青年ニ強要セラルルヲ恐ルルガ故ニ云々トシテ意志ヲ狂ゲテ賛成スル能ハズ、十二番ノ如キ徒ラニ虚榮ヲ飾ルモノト同一視スル能ハズ本員個人トシテモ君等ノ行動ヲ喜バザルモノデアリマス。議長、論議尽キタリト認メマス依テ採決シマス先ヅ提案ニ賛成セザル十番説ニ五番六番賛成デアリマスカラ動議成立セリ依テ十番説ニ賛成ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス。

起立者一 番赤池喜一、二 番伊藤隆之、四 番伊藤福太郎、五 番赤池行義、六 番伊藤久一、十 番渡辺国一郎起立者六名多数デアリマス。

議長、八名中六名ノ多数ヲ以テ峽南農工學校組合設立ニ不同意ト決シマス(以下略)

大正十二年二月十八日(會議録抄Ⅱその二)この時那役所吏員來村して反対者を説得した。議長、告知件名ノ通り峽南農工學校經營ノ為メ町村組合組織ノ件ニ付去ル二月五日不同意ノ旨決定シタルモ再ビ諮問致シマス。依テ議第七号諮問案ヲ提出シマス。

十番、本件ニ関シマシテハ那役所ノ吏員ニ於カレテ其ノ農工學校組織ノ内容ニ就テ詳細説明ガアリマシテ經營ノ方法其他ニ関シ委細ヲ承致シマシタ依テ本員ハ去ル二月五日ノ決議ヲ取消シ更メテ組合組織ニ加入スル事ニ賛成シ詠會ヲ省略満場一致ヲ以テ賛成ヲ答申スルコトニ決定ヲ望ミマス。

満場異議ナシ。

議長、然ラバ第七号案ハ去ル二月五日ノ決定ヲ取消シ更メテ農工學校組織組合ニ

加入スルコトニ決定シマス。

これによって西八代郡長の諮問に対し、古関村は峽南農工学校組合に加入する旨の答申をした。ちなみにこの時中部十か村の内岩間・落居・楠甫の三か村は不同意の答申をして組合へ加盟しなかつた。

道路の開発

大正十三年十二月十日の村会において、富士岳麓から下部温泉を経て身延山に通ずる道路を、自動車の通行ができるよう拡幅改修するべく知事へ陳情、県会へ請願する議が一決し、直ちにその起草をして同月十四日知事及び開会中の県会へ提出した。その請願書は次の通り。

請願書

西八代郡古関村

僅シテ本県県会議長閣下ニ請願候

富士岳麓ノ雄大ナル景勝ハ夙ニ内外人ノ激賞スル所ニ有之殊ニ一昨年畏クモ東宮殿下ノ行啓ヲ仰ギシ以來頓ニ名声ヲ博シ觀光客ノ激増セシコトハ茲ニ贅言ヲ要セズ宜ナル哉国立公園ノ議アルヲヤ。其ノ来遊スル者ハ著名ノ下部温泉及ビ日蓮宗ノ総本山ナル身延ノ霊場ニ詣スル者歳ト共ニ多キヲ加フ。本県当路者ニ於テモ之レガ開発ニ就テハ銳意尽瘁セラルル処県民又拳ツテ之レヲ渴望シテ止マザルナリ。

本県会ニ於テモ茲ニ觀ル処アリ過日ノ県会ニ於テ吉田・精進線ヲ延長シテ下部ニ通ズル県道修築ノ第一読会ヲ通過シタルヲ聞ク、之レ民意ヲ尊重シタル当然ノ決議ニシテ其ノ速成ヲ切望シテ止ザル次第ニ有之候

然ルニ本村ノ道路ハ自然ノ地勢ニ委シ曲折崎嶇常ニ遊客ノ怨嗟ヲ聞キ甚ダ遺憾ニ有之候是ヲ以テ本村ニ於テモ県是ニ随ヒ之レガ修築ヲ計画シ關係アル上九一色・富里ノ兩村ト團結シテ一大英断ノ下ニ精進ヨリ身延ニ貫通スル車道ヲ設ケントシ着々進捗中ニ有之候

今ヤ富士川ニ沿フ富身鉄道ノ敷設モ目睫ノ間ニ迫リ之レニ岳麓ヨリ連絡スル道路

ノ設定ハ当面ノ急務ニシテ畜ニ遊覽ニ便ナル而已ナラズ産業開発上必須ノ便線ナリトス所謂道路法第十一条第七号ヨリ九号ニ至ル路線ニ該当スルモノト信シラレ候

何卒明鑑ヲ垂レ実地御踏査ノ上可然御詮議相受度時恰モ県会開会中ニ属スルヲ以テ不取敢村会ノ決議ヲ經テ悃願候也

追テ頃日仄聞スル処ニヨレバ精進ヨリ富里村杉山区ヲ經テ下部ニ通ズル県道開發ノ内定アル由果シテ事実ニ有之候哉。憶フニ道路ノ開設ハ少額ノ經費ヲ以テ大ナル利便ヲ得ル地区ヲ選バザル可カラズト存候、而シテ本村中之倉・古関ヲ經テ下部ニ通ズル道路ハ最モ捷徑ニシテ工事ノ簡易ニニ如クハナカルベシ加フルニ人家ニ接シ且ツ山紫水明・風光明媚ノ地域ニ有之候ヘバ彼此対照セバ工事ノ難易、道路ノ利用自ラ明瞭致ス可クニ付比較測量ノ為メ御実査相願度申添候也

大正拾叁年拾貳月拾四日

西八代郡古関村長代理

助役 土橋 賢三團

村道を県道に編入

昭和二年十月十七日の村会へ赤池保貞村長は、村内を通過する本栖から下部温泉を経て身延山に通ずる道路（現在の国道三〇〇号線）を県道に編入されたい、と県へ陳情するの件を提案して満場一致で決議された。次はその時の協議録である。

協議録

昭和貳年拾月拾七日村会決議中議第四拾壹号県道編入請願ノ件ニ関シ其実現ヲ期スル為メ關係村タル上九一色村及富里村ノ兩村長ニ交渉シ連署ヲ求メ知事ニ請願スルコト其交渉委員及請願委員トシテ村會議員中ヨリ渡辺昌義・赤池藤作ノ氏名ヲ挙ゲ村長ヲ輔佐スルコト。尚本件ニ伴フ經費ハ一時予算科目ノ名譽職費用弁償中ヨリ支出シ不足ノ場合ハ他日追加予算ヲ認ムルコト。

右協議決定ス

昭和貳年拾月拾七日

村 長 赤池 保貞
 村會議員 渡辺 昌義
 赤池 藤作
 伊藤 直道
 赤池 丑松
 赤池幸太郎
 小林健治郎
 赤池市太郎
 赤池 省三

その後機会があるごとに陳情を重ねていたが、堀内勝喜が県會議員に當選するに及んで努力した結果遂に県道に編入され、さらに昭和四十五年四月一日に至って、国道三〇〇号線に昇格認定されるに至った。

富士身延鐵道を国鉄に買い上げ要望

昭和二年十二月身延・市川大間に富士身延鐵道が開通した。この鐵道は元來国鉄経営で敷設すべきであったが、開通を急ぐ余り地方民の要望によって私鉄としたものである。そこで一応私鉄で敷設しても早晚国鉄に移管させる目的もあつたのだが、路線が富士川沿岸の山間地を通過のため難工事だったので、ばく大な工費がかかっている關係上、当時日本一の高運賃であつた。

そのため沿線の町村では相談して、それぞれの町村会の決議をもって国鉄に買い上げを要望する意見書を提出した。古関村では昭和七年四月三十日の村会で議決して次の意見書を提出した。

意見書

山梨静岡両県ニ於ケル東海道富士駅ヲ起点トシ中央線甲府駅ヲ終点トスル八十八
 料里程電氣鐵道ヲ布設シ一般旅客・貨物ノ輸送事業ヲ営ミ居ル富士身延鐵道株式
 会社ノ鐵道運賃ハ客貨何レモ現行省線ノ倍額ニ達シ居ルガ故ニ刻下悲惨ノ現狀ニ

第一章 町の行政

在ル地方農山村ニ於ケル産業ノ発達ヲ阻害シ地方農民ノ生活安定ニ脅威ヲ加フル
 極メテ重大ナル地方經濟ノ實際問題ト言ハザルベカラズ。
 元來該鐵道ハ東海道線ト中央線ノ横断連絡完成ト同時ニ駿・甲・信・越輸送ノ緊
 要幹線ヲ組織シ国家の主命ヲ具備スル路線ト確信スルモノニ有之候。
 地方産業ノ振興開発ニ特別ナル御助成計画ヲ実施セラレントスル政府当局ハ此際
 スノ如キ重要路線ヲ買収国营ニ移管シ利用更生ト運賃軽減ヲ図リ公私鐵道ノ統制
 以テ国民經濟ノ救治ニ資シ一挙兩得・国利民福ノ御施設相計ラレ度候
 是本町村公益ニ関スル重要問題ニ付キ町村制第四拾參条ニ依リ町村会ノ議決ヲ以
 テ茲ニ謹デ意見書及提出候也

昭和七年 月 日

山梨県西八代郡古関村長 赤池 保貞 團

鐵道大臣 床次竹次郎殿

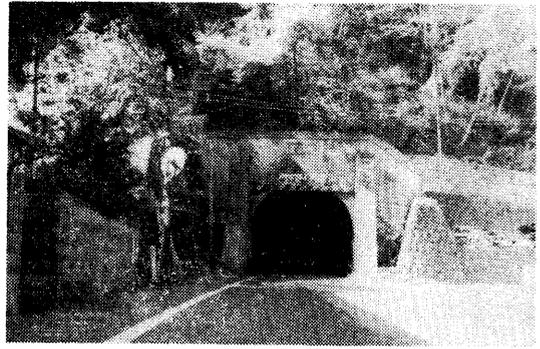
閣下

しかしながらこれらの要望は、当時の状況から直ちに実現すべくもなかつたが、以來數年この鐵道はますます赤字が累積して経営困難になつたので、昭和十三年十月に至り国鉄が借り上げて経営するようになり、遂に同十六年五月一日一切を買い上げて国鉄「身延線」と稱するに至つた。

照坂隧道開通

古関村と久那土村の境をなす照坂峠は峻嶒の峠であつて、往古から古関村の物資はすべて人馬の背を借りてこの峠を越えて搬入されていた。両村特に古関村ではこの障害を除くことが永年の悲願であつた。ところが今回農村振興土木事業助成を目的とする規程が出たので、これを機会にその事業に組み込んでもらつてこの難所に隧道をあげるべく、古関・久那土両村で何回か協議を重ねた結果、次のような協定が成立して相互に覺書きを手交すに至つた。

覚書



照坂隧道

古関村ヨリ久那土村ニ通ズル道路ヲ両村協同シテ改修計画ヲナスニ就テハ左ノ通り実行スル事

左記

- 一、改修工事費ハ各自村分ヲ負担スルコト。
- 二、工事ニ使用スル人夫ハ両村共通シテ使役スルコト。
- 三、工事ハ両村トモ同日両村境ヨリ着手シ久那土村ハ三沢県道へ接続スルマデ、古関村ハ大字古関部落ハヅレ（照坂ノ登リ口ヲ云フ）迄改修スルコト。
- 四、工事設計仕様ハ今回救済事業ニ加ハリタルトキハ県ノ指示ニ依リ、加ハラズンテ起債ノ方法ニヨリ工事ヲナスコト。
- 五、今回ノ救済事業ニ加ハラザルトキハ両村トモ各自起債ノ方法ニヨリ施行スルコト。
- 六、第五項ノ場合ニ於テ工事ハ本県市町村土木費補助規定ニ依ル補助ヲ受け施行スルコト。

右覚書依テ如件

昭和七年八月二十九日

西八代郡久那土村長 今村 模喜圃
 西八代郡古関村長 赤池 保貞圃

その後、この事業を時局匡救農村振興土木事業に組み込み方を申請したところ、これが許可になって十一月五日の村会で可決した追加予算を見ると、古関村分工事総額五千元に対し県補助金は四分の三で三、七五〇円也、不足分の一、二五〇円は村債を起し、県補助金は四分の三で三、七五〇円

也山梨県から十五年賦の低利資金（年二分）を借りて賄っている。なおこの大業が時局匡救農村振興土木事業に指定されたので、先きの覚書に基づき両村で次のように具体的な協議をした。

協議録

昭和七年十一月三日照坂隧道工事ニ関シ古関・久那土両村協議会ヲ開ク、午後四時開会、協議決定事項左ノ如シ。

- 一、工費負担ニ関スル件
照坂隧道開鑿工事区域内ノ工費ハ古関・久那土両村各其ノ半額ヲ負担スルコト。但シ昭和七年度ニ於テハ古関村ハ金五千円負担シ、久那土村ハ金三千三百八円ヲ負担スルコトニシ昭和八年度ニ於テ昭和七・八年度ノ二ヶ年通シテ両村同額ノ負担トナルヨウ久那土村ハ古関村ヨリ多額ノ負担ヲナスコト。
- 二、工事執行ニ関スル件
1、工事ノ請負ヲサシムル者ノ選定ハ県ニ一任スルコト。
2、工事請負契約ヲナスハ両村ノ道路工事関係者一同立会協議ノ上ナスコト。
3、工事ニ使用スル者ハ専門ノ技術ヲ要セザル者ノ外ハ両村ノ者ヲ使用スルコト。但シ専門ノ技術ヲ有スル者ガ両村内ニアルトキハ優先使用スルコト。
三、用地及ビ地上物件補償ニ関スル件
1、道路敷其他用地ハ土地所有者ヨリ起工承諾書ヲ徴スルコト。
2、地上物件ハ来ル八日両村立会取調同様承諾書ヲ徴スルコト。
四、測量ニ関スル人夫賃ニ関スル件
一人一日六拾銭支払フコト。
五、身延土木出張所へ出頭ノ件
1、来ル七日両村ヨリ村長外一名ツツ出頭シ所長ニ工事執行ニ関シ懇願スルコト。
2、尚古関村ノ隧道口ニ通ズル道路ノ設計変更方ヲモ懇願スルコト。
六、右各項実現方ヲ両村協力シテ県へ陳情スルコト。

古関村長 赤池 保貞
 久那土村長 今村 模喜圃
 道路委員 赤池 國五郎

田中	宥光
赤池	広蔵
土橋	重一
伊藤	俊一
赤池	与市
上田	孝喜
二宮	武四郎
日向	公
上田	宗重
保坂	常喜
内藤	正二
小林	兼重
山田	兼太郎
赤池	政吟

昭和七年度七、一五九円、竣工期限昭和八年二月末日、同八年度一一、三九七円、竣工期限昭和八年十二月末日をもって久那土村三沢上田信三が随意契約で請け負い、開びやく以来村境に横たわる交通の大障害を取り除いて、両村永年の悲願はようやく達成することが出来た。

契 約 書

照坂隧道開鑿及其前後道路工事ヲ古関・久那土両村ヨリ随意契約ヲ以テ拙者請負候ニ就テハ請書記載事項ハ必ず遵守可致然シテ本人ニ於テ履行セザルトキハ保証人本人連帯シテ責ニ任シテ貴村へ御損害相掛ケ申間敷候依テ保証人連署ノ上本契約書差入候也

昭和七年壹月拾貳日

西八代郡久那土村三沢二五四七

請負人 上田 信三

西八代郡久那土村三沢一〇八一

第一章 町の行政

保証人 上田 謙造
 西八代郡久那土村三沢一〇〇一
 保証人 上田 孝文
 久那土村長 今村 模喜殿
 古関村長 赤池 保貞殿

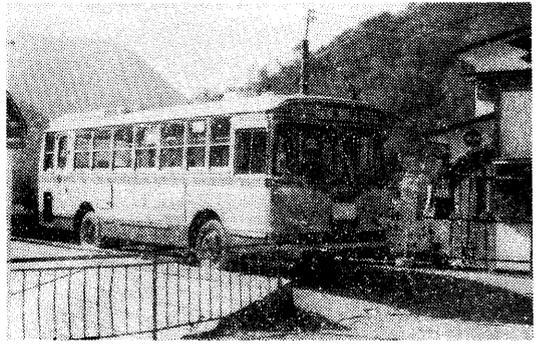
右は昭和七年度の請負契約書である。(昭和八年度の請負契約はこれを省略する)

診療所設置

古関村は無医村なるをもって診療所設置の議が起こり、昭和九年十月二十六日の村会において決定、県から奨励金の交付を受けて設置する事となつた。その後県へ申請の結果奨励金の交付も決まり、医師を招へいする準備として十一月十三日医師給料月額三十円の他、往診料は医師が直接患者から徴収するなどの件を決定。さらに昭和十年二月二十一日敷地を渡辺源治郎所有で大字古関字前田北畑第十八番地、宅地六十五坪を金二百二十八円で買収して診療所の敷地とし、建築費一、三六五円一〇銭をもって随意契約で古関伊藤吉秀が請け負つた。村ではこの建築費中千円の村債を起こして充当、昭和十年四月二十日竣工した。その後新町になってから改築をして現在に至っている。

バス乗り入れ

昭和十年八月二十九日、山梨県告示第四九〇号をもって久那土停車場本栖線、及び大宮下部線道路が府県道に認定されたので、これを機会に富士岳麓電鉄及び山梨交通両会社は定期バスの乗り入れ許可を出願した。古関村ではこれの早期実現を期するため、側面から応援すべく県知事に対して陳情することになった。しかし諸種の事情からその後十数年を経た昭和二十五年十二月十日、山麓自動車(現在の富士急バス)は富士吉田・常葉間、



バス乗り入れ（古関にて）

山梨交通バスは、鍛沢・古関間を同時に乗り入れ開始するに至った。

次はその一部で、昭和十三年十月二十一日村会で決議した陳情書の全文である。

陳情書

謹ンデ陳情仕候、吾人ノ待望久シキ府県道本栖下部線ハ大部分本村地域内ヲ通過致シ近日竣工可致本路線開通ノ上ハ当地方産業開発ノタメ偉大ナル効果ヲモタラス可キ事ハ申ス迄モ無之殊ニ本路線ノ使命年々激増スル富士山麓ノ觀光客ヲ天下ノ名湯下部温泉及壘山身延ニ誘引シ觀光山梨県是ヲ完成スルニ

山梨県知事 土居 章平殿

道路改修

久那土停車場本栖線、照坂隧道口から根子二軒家までのいわゆる林道古関根子線道路は、幅員も狭い上に屈曲凹凸が甚だしいので、地元民は不便を感じていた。特に照坂隧道が開通後は車の通行が出来るよう改修を望む声が高かった。

よって同路線瀬戸地内字白子から、大字根子地内字山伏二軒家前までの拡幅改修工事を実施することになった。時あたかも王子製紙株式会社根子地内の山林で大量の伐採事業を始め、これの搬出のため道路改修の計画をしていたので、地元民はもちろんのこと、村としても此の際大資本と提携して大改修をする計画を建て、村会の決議を経て同会社に対して次の陳情書及び寄附願いをした。

陳情書

謹而陳情仕候
今回本村ハ根子部落ヨリ陳情相受候ニ付本村会ノ議決ヲ經テ県当局ノ指導ノモトニ県費補助並古関根子線ノ改修工事ノ施行ヲ決意致シ候
該路線ノ改修ハ県及地元並ニ貴社トノ三角利益ヲ有スルモノト思考致シ候条情御洞察ノ上御計画ニ再検討被成下本村ノ林道改修計画ニ御賛成ノ上該工事費ノ内へ御寄附ヲ賜リ度此段及陳情候也

昭和十四年二月六日

山梨県西八代郡古関村長 伊藤 秋俊 團

王子製紙株式会社御中

陳情候

アリト信ズ。聞ク処ニ依レバ今回富士山麓電鉄会社ニ於テ本路線ニ対シ乗合自動車運轉ヲ出願致シ候趣キ同会社ハ己ニ過去十数年岳麓全体ニ亘リ開発ノ施設ヲ充實シ數百万円投ジテ電鉄ヲ建設シ静岡山梨両県ニ跨リ大富士一円ノ乗合自動車ヲ運轉シ其他別荘・ホテル・ゴルフ場等ノ施設枚挙ニ遑アラズ産業觀光ノ開発ニ専心致シ在ル事ハ周知ノ事実ニ有之殊ニ今回開通ノ本栖下部線ハ同会社ニ於テ大正十五年六月鉄道敷設ノ許可ヲ受ケ其ノ後昭和六年四月専用自動車道路ヲ出願當時本県岸田土木課長殿御声援ノ下ニ三班ノ測量班ヲ作り鉄道道路兩測量ノ費用ハ約二万余円ヲ要シタル事実モ有之其ノ後昭和十年八月県事業トシテ本路線改修スルニ際シ願書ノ取下ゲヲナシタルモノナレバ乗合自動車運轉ハ本路線ニ過去ヨリ深キ関係ヲ有スル富士山麓電鉄会社ノバス運轉路線ヲ延長セシムルコソ其ノ効果甚大ナルベシト信ジ候ニ付キ同会社ニ御許可相成度此ノ段路線直接関係村トシテ奉

昭和十三年十月二十一日

西八代郡古関村長

伊藤 秋俊 團

この林道は延長五、〇〇〇メートルのうち既に改修済の分が九七七メートルあるので差引四、〇二三メートル、幅員三メートルが今回改修の予定である。なお費用については用地補償料三、〇〇〇円、工事費三六、二八

一円、計三九、二八一円で、このうち県補助金五、〇〇〇円、地元負担金一九、二八一円で不足分一五、〇〇〇円を王子製紙からの寄附を見込んでゐる。工事は金三六、二八一円也、うち昭和十四年度二〇、〇〇〇円、昭和十五年度一六、二八一円で根子部落（代表者赤池弘一）が七月十日随意契約で請け負ひ二か年で完成した。

中学校建設

学制改革によって新制中学校が発足したので、古関村では昭和二十二年十月二十九日中学校新築の決議をして以来、議長を始め議員や委員の協力を得て敷地の買収その他強力に推進した結果、字三宮司平第三四八番外十一筆畑地積合計約二、六〇〇平方メートルの土地に、昭和二十二・三年の二か年継続工事で建設することとし二、〇〇二万〇一五二円の予算を計上したところが、予定地のうち一部買収不可能のため変更の止むなきに至り、翌二十三年二月字前田北畑第八一番外十五筆田及び畑地積合計三、〇〇〇平方メートルを敷地と定めてここに新制古関中学校を建設した。土地収容に当っては当時の村議会議員は自分の土地を提供した。

本栖湖電源開発

古関村では本栖湖電源開発の必要を痛感し、これが実現を期して昭和二十八年七月八日、村長赤池長治と議会議長赤池弘一が山梨県総合開発委員会に出頭して口頭で陳情したところ、同委員中には最初、委員長を始め反対意見を持つ者も二・三人あったが、これも賛意を表するようになったので前途が明るいことを認め、この機を逸せず運動を試みるべく、翌七月九日議会の協議会を開いて議員報告すると共に県に対して開発促進方を申請した。その結果八月二十五・六の両日にわたって山梨県特別電力委員会によって降雨をおかして本栖・精進・西湖・河口の四湖について水位実地調査が行われ、村長と議長がこれに随行した。その結果によると電源開発には極めて明るい見通しがついたことを確認したので、八月二十七日臨時村

会を招集して村長、議長からつぶさに状況報告をすると共に、これについては将来当局の視察及び調査がしばしば行われると思うが、開発については議員全員が協力されたい旨の要請をした。

さらにこの開発事業は民営をもって施行されるよう県へ陳情請願した結果、民営で実施することになった。また事がここまで運んだのは県特別電力委員会もさることながら、地元古関村の努力によるものとして、これらの費用の一部へと日本軽金属株式会社では、古関村へ金拾五万円の寄附を申し出た。そのほか反木川の橋梁新設、古関・瀬戸の水道施設などの費用を寄附した。もちろんこれだけで瀬戸の発電所が出来た訳ではなく、中倉地内へ放水をした際にはいろいろの苦情が出て、富里村と共同で陳情するなど種々の問題を起こした。このようにいろいろの経緯を経て、昭和三十一年一月十八日に至ってようやく発電所は完成したのである。

八坂・折門部落の編入

下九一色村大字八坂・折門（面積九・一六平方キロメートル）の両部落は往古九一色郷のうちで中郡筋に属していたが、明治二十二年町村制施行の際、上九一色・下九一色の二か村に分かれてこの二部落は下九一色村へ属した。しかしながら村の中央部とは、千メートル級の山嶺を隔てているため不便が多く、永い年月古関村への合併を望んでいた。たまたま昭和二十九年上野・大塚・下九一色の三か村合併の機運が醸成されたので、これを好機として昭和二十九年十一月三日をもって、下九一色村を分離して古関村へ編入合併をした。これによって古関村はその面積が四九・五九平方キロメートルとなった。

（編入合併に関する村議会の議事内容・議決書合併条件・その他については第三編町の歴史中町村合併の項に詳記してあるので参照されたい）

七 共和村

共和村の誕生

甲斐国志によれば、上田原村（高九十五石四升、戸数六十一、人口三百七十八人）は三沢の西鴨狩の南、田原川の上流に在り、その下流西方に続いて下田原村（高二百四石九升五合、戸数百一、人口四百三人）があり、西方富士川を隔って切石村に對してゐる。田原（たんばら）とは墾田の意なりと「地名の研究」では言っている。

山を隔って一色川に沿い上流に一色村（高百七十七石七斗六升戸数九十一、人口三百八十九人）がある。一色とは公事を免除され年貢だけ出す田を一色田といった。その一色田の事だろうといわれている。その下流で下田原の南に宮木村（高百七十九石八斗九升七合戸数九十九、人口三百八十九人）が続き富士川を隔てて飯富村に對す。この村は一色川の下流扇状地帯に立地して村内の神社に神木があるために宮木という。といわれている。

以上四か村は明治八年六月三十日合併し、共同和樂をモットーとして「共和村」と称し下田原に役場を置いた。

村民は概して質朴にして勤儉力行の美風があり人情は厚く、大正時代は一般に行われていた小作争議などほとんどなく、地主・小作人は相互に両益を主とし、平年といえども刈分法を實行しつつあり、故に永年小作者多くまた小作人はほとんど自己の田畑の如く土地を愛する者が多かった。

大正五年の戸口調査によると次表の通りで、このほかに牛六十頭、馬九十余頭が飼育されていた。馬は主として貸馬・駄用・肥料取りであった。

大字	戸口				計
	上田原	下田原	宮木	一色	
戸数	六三	一一四	九七	八一	三五五
人口	四一三	七八五	七二二	五八三	二、五〇三

これを昭和三十年の国勢調査の結果と比較して見ると、次表の通りであつて四十二年間に世帯数において二十八戸増となり、人口においては五百六十三人の減となつてゐる。

村名	男	女	計	世帯数
共和村	九〇〇	一、〇四〇	一、九四〇	三八三

この人口減の原因については、恐らく富士川舟運の閉鎖によつて生じた過疎傾向の現れではなからうか。また世帯数が殖えた原因は核家族現象や、分家の結果と思われる。

住民の職業について大正五年調べによれば、大工三十五人、左官五人、

名称	数量	金額
米	四四四石	五、五六九・〇〇〇
小麦	一、三四七石	九、四三〇・四〇〇
大豆	四五〇石	四、二七八・八〇〇
小豆	二九石	二四九・九〇〇
蕎麦	一三石	一三六・五〇〇
甘藷	三〇石	二四六・〇〇〇
蕎麦	五〇、〇〇貫	二五〇・〇〇〇
生繭	二八〇石	一〇、二六八・〇〇〇
薪	五四〇貫	三〇、〇〇〇・〇〇〇
炭	一四五、〇〇〇把	一、四五〇・〇〇〇
蓆	三、六〇〇貫	一、四五〇・〇〇〇
寝蓆	一〇、〇〇〇枚	二五二・〇〇〇
草鞋	二、〇〇〇本	五〇〇・〇〇〇
合計	五、〇〇〇足	一、二〇〇・〇〇〇
		六三、六九〇・六〇〇



大石隧道（上田原側より）



富士川の渡し

鍛冶屋一人、石工三人、屋根職四十五人、木挽十二人、杣三人、舟夫二十五人、漁業三人、猟師五人、筏乗十二人、蓆織十人、ネコザ織十五人、商店九人、行商四十人、その他勤人数多ということになっている。当時の賃金は作男年額六十円、同女三十五円、日傭男四十銭、女三十銭、大工五十銭、左官六十銭、屋根職四十五銭、石工五十銭であった。

明治の終わりが、農業養蚕業は村内一般に行われ殊に下田原・宮木は耕地平坦にして肥沃だったため最も盛んで、一色・上田原の如く山地に行くにしたがい耕地は急斜面となり、肥沃でないため前者に比し遜色を免れなかった。農産物は米・麦・大豆・大根・人参などで果樹の栽培は宮木方面が盛んであった。明治四十五年に於ける生産物の数量・価格などを表示すれば前表の通りである。

明治二十年ごろまでは草綿・藍の作付けが盛んであったが、紡績糸・印度藍などに圧迫されてほとんど作付けは無くなり、跡地はすべて桑園に変

じた。養蚕は明治十年ごろから一般に先んじて始まり、各部落に養蚕組合があつて大正時代最盛期であつた。

有名な明治四十年の大洪水により、下田原の「河原町」と称する富士川舟運当時栄えた部落は、全部荒敗してその住民は全部移転し、これも跡地はすべて桑園となつてしまった。

工業は村内唯一の工場として以前若林安造経営の製糸工場があつたが、大正九年久那土村へ移転して峽南製糸株式会社となつたため、特に見るべきものはない。

その昔甲駿唯一の交通運輸機関であつた川舟時代には、共和村は実に富士川の清流に臨んだ繁華な一大中心地であつた。当時この川岸につながれた川舟は日百をもつて数えられ、祭日などには数百隻の川舟が岸に連なり、舟ごとに灯火を点じ川原町は時ならぬ雑踏を呈したものである。しかし時代は移つてその唯一の交通機関を誇つた川舟も遂に衰えて、淋しくも自動車や電車に取り残され、ただ下田原・切石間と宮木・飯富間に渡船場が二か所あるのみであつたが、それも現在は富士川橋と飯富橋となつて、船の影は完全に消えてしまった。

富士川の反対側である東方山附地帯には昭和の初め、大石トンネルが出て久那土村に通じ、鳩打トンネルが出て、富里村に通じるようになった。

村長以下歴代三役の氏名及び歴代村会議員の氏名は別項の通りである。大正十五年各部落に衛生組合を設立し各区長及び代理人、村会において選挙した者が衛生委員となるのだが、組合設立以前から委員はあつた。これらの委員は警察官吏と一体となり専ら防疫事務に当たつた。次に掲げる衛生委員は明治四十一年八月以来、昭和の初年に至るまでの委員であつて、衛生方面に最も熱心に尽力せられた者で其の功績は尠くないものである。

若林 牧平	依田 喜平	内藤 市藏	佐野 宇八
小林源太郎	佐野福太郎	望月亀太郎	内藤 源六
大原 進誠	小林 幸作	依田 平吉	古屋幸之右エ門
若林 緑	内藤 俊策	若林松太郎	古屋 光藏

佐野 一夫 高野 一重 若林 徳重 近藤 清重
内藤 新藏 佐野 保 古屋 彦一

昭和三十一年九月三十日、総理府告示第五百七十九号をもって共和村は久那土村・古関村・下部町と共に大同団結して新下部町となったが、下田原及び宮木は合併当初からの悲願が実現して、昭和三十三年四月一日、下部町から分離して南巨摩郡中富町へ編入合併をして現在に至っている。

八 下部町

下部町の誕生

通信・交通機関の発達に伴い住民の行動範囲が拡大されたこと、土木工事を始めとするあらゆる事業や施設・設備の充実を図るには従来の微力な村々では完全にこれを果たすことができないので、政府は経済上・交通上及び人情風俗が共通した地域で、人口八千人以上を自途として町村合併を進め、もって市町村の自主性と自立性を高め、かつ民主化を進めるため昭和二十八年九月一日、町村合併促進法を制定して十月一日これを施行した。

この法律は向う三年間の時限立法で、この間に合併する市町村には特典が与えられた。全国の市町村はこの際大同団結の見地から合併が進められその一環として、県では久那土村・古関村・下部町及び共和村の一町三か村の合併を立案して勧奨して来たが、各町村とも賛否両論があつて容易に結論が打ち出せなかつた。(これに関する経緯については第三編町の歴史中町村合併の項で詳説してある)然し町村合併促進法の有効期限が昭和三十一年九月三十日である関係上、各町村とも協議を急いで最後の日ぎりぎりまで合併が成立した。

恩賜林保護財産区管理会設置

往古から各地に入会権を有する山林があつた。いわゆる「お林山」または「おへし」と呼ばれる土地その他で入会権を持つ村々で管理収益して

いたが、明治維新後上地して御料地に編入されていたのである。明治三十九年山梨県告示第二三四号、山梨県下入会御料地特売規程によって一部関係部落などに払い下げられた個所もあるが、大部分は御料地として帝室林野局の支配下にあつた。

それが明治四十年・四十三年と相次ぐ山梨県下の大水害によって田・畑・家・屋敷などを失う者が多く、県民の疲弊困憊見るに忍びずとして、これが救済のため明治天皇から県下の御料地一五万六、一九八ヘクタールを山梨県に御下賜になった。山梨県ではこれを恩賜県有財産として地元の市町村に管理会をつくらせて保護管理に当たっている。

下部町には旧下部町及び旧古関村に管理会があつて、それぞれ管理育成に努めていたが、新下部町発足に当たつて新たに下部町恩賜県有財産保護財産区管理会条例を、昭和三十三年二月二十七日制定四月一日から施行した。

この条例によると旧古関村に「大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会」を、旧下部地区に「広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会」を置き、それぞれの管理会に財産区管理委員七人を仕立て、互選した正副会長によって運営がされている。

管理会の任務は次の通りである。

- 一、防火線の設置その他火災予防、病虫害の防除並びに道路及び橋梁その他地盤の保護工事に関する事項。
- 二、盗伐・誤伐その他加害行為の予防に関する事項。
- 三、造林に関する事項。
- 四、産物の買受に関する事項。
- 五、境界標その他標識の保存に関する事項。
- 六、看手人の設置に関する事項。
- 七、経費の支弁及びその賦課徴収に関する事項。
- 八、土地の借入又は買受に関する事項。
- 九、その他恩賜林の管理に関する事項。

久那土中学校建築にまつわる紛争

戦後の学制改革により六三制が実施された結果、昭和二十二年四月新制中学校が発足し、久那土中学校は小学校の校舎を増築して使用していたが、年を経るに従って生徒数もふえ諸設備などの関係もあって、独立校舎の必要に迫られて来た。

創立十年を経た昭和三十三年、独立校舎を新築することになったが、またその位置の争奪が始まった。すなわち三沢地区の人々は光沢寺前の字横廻もしくは田中地内を主張、この時一方、車田地内では土地提供者がなかったので町の当局でも簡単に田中地内と決定した。その後車田は急に態度を変え以東・以北一丸となつて、車田小坂地内を候補地としてここに新しい争奪戦が始まった。

次はその時の町議会議決書である。

下部第二中学校々舎新築に関する件

昭和三十三年度に於て下部町立第二中学校（久那土中・共和中統合）校舎新築工事を実施せんとして下部町議会の議決を求めます。

昭和三十三年三月二十八日提出

下部町長 磯野 辰一

昭和三十三年三月二十八日議決

下部町議会議長 依田 守勝

久那土統合中学校建設敷地に関する件請願

三沢区長 上田 英松

外代理者二名

紹介議員 望月脩一郎

同 渡辺 賢三

同 伊藤 映雄

統合中学校建設敷地は、田中地内に決定していたが、途中において車田地内にい

第一章 町の行政

たし度い意見もあり、昭和三十三年十二月十四日久那土地区議員と立合にて磯野町長・堀内議長の調停案にもとづく十二月二十七日の期限が経過し、今に至るも車田以東の請書の提出がないので、調停条件にもとづき田中地内に建設せられる様請願する。

昭和三十三年一月九日

昭和三十三年の暮れあたりから、車田区の中学校敷地反対運動は日を経るに従って盛んとなり、以東以北の部落を糾合して「久那土中学校建設位置反対連合委員会」をつくり、あらゆる方法を講じて反対運動を推し進めるようになった。

これに対し町当局としては、既定の方針に従って建設工事を進めるより他に方法はなく、田中の水田に土砂を埋め立てて敷地造成工事を起したところ、三月十七日には区民大挙してデモ行進をするやら、同月二十九日には地鎮祭の式場に押し寄せて市川警察署員の警戒する中で祭壇を包囲するやら、町長を虜にするやら、あらゆる手段を弄して妨害の限りを尽くし、遂に負傷者まで出して地鎮祭を中止せざるを得なくしてしまつた。さらに四月二日学校では入学式を挙行するのだが、車田以東以北の父兄は生徒を登校させず入学式も挙行出来ず、その後も同盟休校を敢えて行ふに至つた。なお反対側の区長、組長を始め各種委員・消防団員など一斉に辞職をして久那土地区の行政機能は全くまひしてしまつた。

その間、町当局及び地元久那土選出の町議會議員などの奔走・斡旋によつて幾分緩和はしたものの団結は強固で、最後は昭和三十三年九月十五日県議會議長などが立会人となつて、町当局と反対連盟が協定を結び、ここに半年有余にわたる紛争は全く解決した。

以下はこれに対する関係記録である。

昭和三十三年三月三十日

定例町議会議録（抄）於 下部中学校講堂

（前略）

議長、本日の議事日程第一号議案より審議すべきであります。第二号議案を繰り上げて、久那中学校々舎建築工事執行の件を上程いたします。

二番、久那土中学校請渡しについては既に日時も切迫して居りますので速かに工事を執行されるようお願いいたします。

二十四番、私は昨日商用より帰省致しまして地鎮祭にも欠席致し申訳ありませんでしたが昨日の事態騒々しかったことを町長よりお知らせ願いたい。

議長 その状況は後にして第二号議案を事務局をして朗読せしめます。

事務局、朗読す。

議長、町長の議案に対する説明を求めらる。

町長、二十九日久那土地区にて中学校々舎建築に対する地鎮祭を執行せんとするも、紛騒のため取り止めたるも議決されて居りますので工事を執行致したいので本案を提出しました。

十八番、地鎮祭は町長の説明通りにて中学校建築は各々望む所なるも、昨日の紛糾の爲め私は消防団長として団員の辞職、各部落の公職の辞任、市川警察の総出動、同僚議員岩松議員の軽傷と雖も負傷という様の惨事を起すという大混乱を致したという事を考察致しまして、町長の絶大なる考慮を要するものと思う。

二十一番、昨日地鎮祭の騒擾に依り中止された事は遺憾の極みである。町長はあの状態を察知して執行すべきである。然し議会は既に議決より執行の最終段階に到達して居るので、建築の是非は久那土選出の議員に於て今一度再考熟慮の上円満策を講じ執行されるよう猛省を促さん事を提案する。

二番、山田・小林議員の御意見尤もなれど日時も切迫して既に執行の段階にあるので如何ともなし難き実状でありますので町長・議長に於ても教育の重要性に鑑み断行されん事を要望する。

十番、久那土中学校の建築は久那土地区住民と議員の熱望によって議決されたものであるとの異存はないと思う。多数暴力の大量行動によって町政の途を誤らぬ様にして戴きたい。建てても建てなくても同様の非難のある事なれば県・国の補助の關係もある故当局は断々乎として実行すべし。工事請負の件は町長・議長に一任して戴きたい。

二十四番、議決されていても状況判断をせられ町長はもう一度反省すべきではないか。

十六番、会議の進め方につき動議を出しているのもその様に扱われたし。議長、小林議員は動議として出したのか。

二十一番、動議として扱われたし。

十九番、動議は一時間と限度されたい。高野議員の意見も重なるものあり当局は断乎実行されたい。要望。久那土地区繁栄のため円満に執行することを望むも建築に対する賛否は何れも同じで流す事と建築する事の二道よりなし。町長・議長・地区議員七名にて決論を出してもらいたい。

九番、小林議員の動議もありますが地区議員にて解決する事は一時間にては出来ない。地域議員の意見一致しない場合どうするか、一致した場合どうするか。当局は事を運ぶために議員の意見を聞きたいのか、事を運ぶために議員の意見を尊重するか。

十九番、伊藤議員の意見もつとも存ずるがこの期に及んでもう一度考え話し合う機会を与えようとするものでしょう、町長は議決に則つて断乎執行すべきである。

二十一番、私の動議は昨日の状況を見た結果である。

議長、小林議員の動議採択。久那土地区議員にて一時間協議を致すことに異議なきか満場異議なし。

(一時間休憩、午後三時再開)

議長、一時間久那土地区議員が協議したが結論が出ない。

十一番、議長は無記名投票でこの処理を願いたい

(中略)

議長、開票の結果、可が十票、否が十五票で同意を得る事が出来なかつた事を発表致します。

(後略)

昭和三十三年六月十八日

臨時町議会録(抄) 於 公民館

(前略)

議長、本日の日程第一議案第二三号久那土中学校敷地決定に関する紛争の件を上程致します。本案は久那土選出議員山田栄幸氏外六名より請求ありましたので山田議員より提案理由の説明を願います。

第十七番、久那土中学校敷地決定に関しては既に御迷惑を煩わし県下希に見る紛争を極めたことは誠に遺憾に存じます。

町長は建設と共に平和工作を併行して施行する事を主張し約束し居り、既に八十余日を経過して居るにも拘らず、何等の措置も方策も講ぜず放置するが如きは無責任も甚だしく如何なる所存であるか、吾々議員として住民に対し寔に申訳なく存する次第でありますと共に、町政運営にも支障を来たし居る事は町長として不都合極まりないと存じます。速かに円満解決を要望するものであります。その例を上げれば

一、消防団員の辞職の問題。

一、選挙管理委員の辞任（土橋悦造氏）尚補充員小林義孝氏繰上げたるも辞任の事。

一、区長・組長が辞職して連絡機関の絶えている事。

一、納税組合の解体の事。

車田以東、以北の行政の機能が停止しているではありませんか。然るに町長はこれに一顧だにせず平然として、吾々議員が之れが解決策につき数回迫るも何等の沙汰もないことは遺憾に存じます。

五月二十九日には久那土地区議員と三沢区代表者、議会側より堀内議長・依田土木委員長・杉山委員、役場側より町長・助役・総務課長・土木課長等と会合、話し合いの上

一、久那土中学校寄附金（二八〇万円）は三沢地区に於て全額負担のこと、車田以東、以北は設備費として応分の寄附をなすこと。

一、西八代縦貫道路は中央部より最短距離にして、北川橋を目標に開設すること。

一、久那土消防団第一部にガソリン唧筒一台は町負担にて購入すること。

を要求決定してあるにも拘わらず、町長はその後に至るも何等の措置をとらず六月七日久那土中学校上棟式に参列せよ等の通知を出しているなど議員を侮辱したることではないか。町長の久那土中学校解決について一方的であつて、何等の措置を講じて居らぬ事は誠に遺憾と同時に責任を追及するものである。尚車田地区へ保育園を設置する事を附加してお願いします。

町長、山田議員より申されるも町長として平和復帰せなければならぬ事は痛感し

第一章 町の行政

ております。又一方的措置などの意志はありません。解決案に対しても三沢地区へ全額負担させ、車田以東以北が設備費として寄附する事等についても考へべきである。縦貫過程も北川橋目標に通ずることも技術者の意見も聞かなければ決定する事も難しからん。最短距離を通すことは良いと思います。

消防ポンプ購入についても他よりも申込みもありますので施設費として設けたい。本月十二日に久那土支所に集合を願ひ解決策について御協議をせんと出張したが、三沢からも車田以東、以北からも出席者少数のため会議は流会となりました。地区議員の御協力を得て各部落を巡回懇談を遂げ、円満解決策を樹てたいと考えて居りますが農繁期のため出来ませんが誠意はあります。

十七番、然らば五月二十九日の会議の決定事項は認めて居らぬと云う事ですか。

町長、五月二十九日の会議の四項目は承認しては居ない、あの四項目を基礎にして平和策を講じたいと云うことです。

十七番、五月十七日に副議長を交え五人と、五月二十九日役場楼上の会議の結果

決定した事も認めて居らないという事ですか、然らば過去に於て車田以東、以北の代表者より決議文が出ていると聞いておるがこの発表を願ひたい。

町長、見たが受入れて居りません。

十七番、受入れて居りません。

十一番、町長は口を開けば円満と云うがこの解決に対し誠意を以て山田質問に答えて貰いたい、少しも誠意をもっているとは認められない、それとも何か他の方法を以て町長として解決策があるのか、あるなら意見を伺いたい。

町長、解決策とは地区議員の皆さんが解決策を持ってそれにより検討する事が適当と思う。学校の寄附金に就いても当初久那土地区にての割当を勘案する事が良いと思う。

十一番、町長には案はないという事ですか、地区議員の案によつてそれを検討して行きたいという事ですか。

町長、その通りです。

二十四番、町長は中学校建築について専決処分をして居るがどうですか。

町長、専決処分はして居りません。決議に基づいてある。

二十四番、予算はどうなっているか。

町長、三十二年度に建築費が計上してある。

二十四番、年度経過後年度予算で執行出来るか、執行出来ればその法の説明を願います。

町長、町長・議長に一任という各位の総意により執行している。

(中略)

二十四番、久那土中学校紛争解決策なし。町長は流れ川を棒で打つ如きで、既に事件以来八十余日を経過して居る、総べての機能は麻痺状態である、たとへば狂犬病予防の通知にしても徹底せず殆んど注射して居らぬ、寔に危険である。

町長に熱意があるか。その具体案があるかどうか。

町長、流れ川を棒で打つというような考えはない、車田以東、以北の人達とも良く話し合ひして行きたいと考えております。只今農繁期のため議員諸氏とも相談の上一日も早く町民の福祉のため尽したいと思ひます。然し現在大なる影響ないと考えて居る。

(中略)

十七番、町長は紛争解決案としての四項目を改めて認め実行する意志があるか、又修正案があればこれを提示願ひたい。

町長、一、中学校寄附金の件は車田以東、以北も応分の寄附をする。

二、ガソリンポンプ購入の件は久那土分団の整備費として認めるも団長に於てしかるべく願ひたい。

三、車田地内へ保育園施設をすること。

四、縦貫道路は中央部より最短距離北川橋目標に路線を決定。

右のようにいたします。

議長、四項目について町長が承認したので議第二三号、議第二四号議案を議決いたしますが異議ありませんか。

全員、賛成異議なし。

議長、議第二三号・同第二四号の議案は可決いたします。

(下略)

協 定 書

久那土中学校建設に関する紛糾問題については双方とも左記条件より円満に解決することに同意した。

記

一、久那土中学校建築地元負担金は車田以東、以北に於ては寄附をせず。但し設備費として応分の寄附をすること。

二、西八代縦貫道路は久那土地区中央部より旧富里地区北川橋を通ずるよう、町全体の要望として県に実現方強く要請すること。

三、消防久那土分団第一部以東、以北に対し整備費として町は金参拾万円を支出する。

四、車田地内へ保育園を設置する。

五、木造建物が耐久年限後に於て改築を要する場合は久那土地区民多数の意見により最適地に位置を決定すること。

六、生徒の勉学に支障なきことを期するため、

1、防音装置をすること。

2、通学橋及び道路を建設すること。

3、護岸工事を完備すること。

但し通学橋及び道路は検討の上最適地に決定すること。

昭和三十三年九月十五日

立会人

山梨県議会議長

太田 公 公

山梨県議会総務委員長

横内 要 公

山梨県議会地元議員代表

望月喜久男 公

町当局

下部町長

磯野 辰一 公

下部町議会議長

堀内 卓三 公

下部町議會議員

望月脩一郎 公

同

赤池 繁 公

同

二宮 保 公

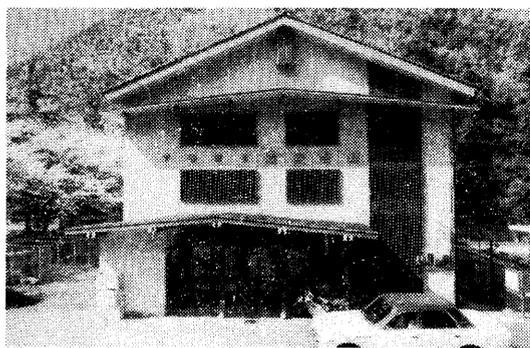
同

山田 栄幸 公

同

渡辺 賢三 公

久那土中学校建設位置反対連合委員会



下部温泉会館（湯町）

車田区代表 土橋 悦造[㊦]
切房木代表 池田 富義[㊦]
熊沢代表 伊藤 貞雄[㊦]
芝草区長 内藤 信明[㊦]
水船区長代理 秋山 昌平[㊦]

右協定によって、紛争は全く解決したことを同年九月二十二日の定例町議会の冒頭、町長から議会へ報告してここに終止符が打たれた。

下田原・宮木地区中富町へ分町合併

下田原・宮木の分町について、久那土村・古関村・下部町及び共和村が合併するに当たって、共和村の一部である下田原と宮木地区は富士川対岸の中富町への合併を希望して、一町三か村合併に強く反対して来たのであるが、町村合併促進法の有効期限である九月三十日が切迫しているので、

九月二十四日関係者が集まり八人の県議会議員が立会人となって、十月二十日までに分町する旨の協定を結んで一応下部町へ合併したのである。その後諸種の事情があつて延び延びになり、昭和三十三年四月一日に至って待望の中富町への分町合併が実現した。

（この分町合併に関する事項は第三編町の歴史、町村合併の項に詳説してあるのを参照されたい）

町立下部温泉館設立

（昭和四十五年以降温泉会館という）

昭和三十六年六月十五日下部温泉は国民保養温泉として厚生省から指定された。以来俗悪の施設を持たぬ閑静にしてひなびた温泉郷としての名声が高まり、浴客や観光客の数がますますふえるので町としても健全の施設を設ける必要を感じ、国民温泉指定を機会に町立休養施設として温泉会館の設立を企画して、工費八二〇万円を投じて下部横道地内に建坪四九五・九平方メートル二階建の建物を建設、昭和三十七年三月三十一日竣工六日落成式を挙行了。経費総額八二〇万円。内二二〇万円は厚生省からの助成、同二二〇万円は県からの助成金で町の負担金は三八〇万円であった。町ではこの三八〇万円を起債に仰ぐ事として、その起債の償還には入湯税を見返りとして充当する事にした。その後同会館に隣接してプールを設置し年々利用者は殖えている。

次はこれが建設及び運営などに関する記録である。

昭和三十六年十二月二十二日

下部町議会第四回定例町議会議録（抄）

（前略）

五番、下部温泉館運営に対し運営委員会を設置致しまして円滑なる温泉館の運営を期す事を要望致します。その為めには議会議員全員が運営委員になる事を提案致します。

議長、只今堀内議員より提案がありました温泉館運営委員会設置の動議についておはかりいたします。委員会の構成員については尚検討を要すると思ひますが運営委員会設置については御異議ありませんか。

議長、御異議ないので温泉館運営委員会を設置することに決定致します。

議長、日程第五議案第五七号下部温泉館設置について。日程第六議案第五八号下部温泉館新築工事契約の議定について。以上二議案について採決をとります。賛成の方は御起立を願います。（起立多数）

議長、起立多数。よつて本案は可決致しました。

八番、運営委員会設置については賛成致しますが委員の構成人員について議会議員全員、旅館業者全員を選任する事が望ましいと思ひます。

十一番、本問題については町長・議長・旅館組合長三者に一任致し選任されたい。議長、議長としてもよく考えて居ります。本問題について委員会を構成し、委員を選任することは検討致さなければなりません。この問題は町長・議長にお任せ願いたい。

一番、温泉館運営委員選任については民生観光常任委員を含んでの上で選任されたい。

十二番、運営委員選任については地元議員をお含みの上選任下さる事をお願い致します。

議長、当局及び議会全員、旅館業者全員の中から特に民生観光常任委員を考慮の上選任したいと思致します。御異議ありませんか。

(異議なし、全員)
議長、只今議長の案に御賛成下さいましたのでその様に致します。

(下略)

議第五八号

下部温泉館新築工事請負契約について

昭和三十六年度において実施する下部温泉館新築工事請負契約を左記要領により契約したので契約に関する条例(昭和二十一年十二月二十七日下部町条例第十九号)第五条の規定により議会の議決を求める。

昭和三十六年十二月二十二日

下部町長 上田 盛治

甲府市飯田町二〇七番地

三井建設工業株式会社

代表取締役 鈴木 武

これが管理及び運営については十二月二十二日の町議会において条例を決定の上施行されたので、六月から委託経営をして来たところ、八月十日会計検査院の監査にあたり桑山調査官からその不合理を指摘されたため、県や厚生省の見解をうかがった上で全面改正をした。すなわち次の通りである。

下部町立下部温泉館管理及び使用条例

第一条、下部町立下部温泉館を使用するものは別表に定める使用料を前納しなければならぬ。但し特別の理由があると町長が認めるときは使用料を減免することができる。

第二条、既納の使用料は還付しない。ただし使用者の責に属さない事由により使用することができなくなったときはその全部又は一部を還付することができる。

第三条、使用者は故意又は重大な過失により施設その他の物件をき損又は滅失した場合には町長の認定する額をもって弁償しなければならない。
第四条、この条例に定めるもののほかに必要な事項は町長が定める

附則

この条例は公布の日から施行する

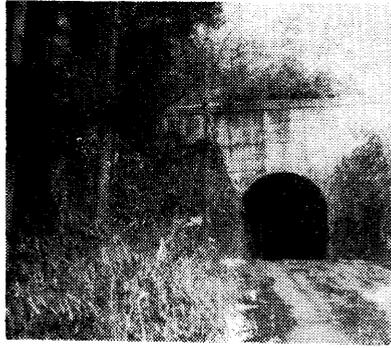
別表

使用料	一日	大人	一〇〇円
		小人	六〇円

同日下部温泉館費特別会計を設置したが、昭和三十七年度歳入歳出予算総額は五八万円であった。これによって見ても営利を目的としない施設であることがわかるであろう。

宇野尾隧道開さく

樋田地内宇鳥能(うのう)にある鳥能峠は隣接六郷町宮原との境界をなす小さい峠であるが、昔から樋田以東、以北の人々が岩間平を経て鵜沢方面へ通ずる要衝で重要な路線であった。そのためこれが開削は古くから叫ばれていたため、両町々長相談をして六郷町で



宇野尾隧道 (樋田側より)

はいち早く昭和三十五年工事を始めて、自町分に属する宮原側半分を開削してしまつた。

下部町においても自町分に属する残り半分を開削する必要に迫られ、地元樋田・車田から町に対して陳情・請願などもあつたが議会の一部には宇野尾トンネルは利用度の少ない路線であるので、他にもっと急を要する路線もあることなればとの理由でなかなか決まらない。そのうちに町長も変わったので新任の上田町長は地元の樋田・車田の団体營で施工することに専決処分をしてしまつた。

次はこれに関する町議会の会議録抜萃である。

昭和三十五年八月一日

下部町定例町議会々議録(抄)

(前略)

十九番、十七番議員は休憩して処理したい。二十五番議員は会議規則を引用して処理したいと云うが、申すまでもなく久那土地区より請願が出て宇野尾峠の隧道問題が最も重大問題であり、十分や二十分で解決するようもなく請願の概要を発表して、次回全員協議会に於て決定することが最も適切な方法と思う。

議長、時間延長を致します。約三十分。

議長その通りである。事務局長より請願書の概要を朗読せしめます。

事務局長、請願書を発表する。

九番、採択・不採択、受理不受理等の問題に関しては委員会附託等のことともなり議長発言するなれば降壇して発言すべきである。

議長、総務委員長に見解の相違につき訂正すべく発言したので降壇する必要なし。

議長、本問題は後日全員協議会に於て検討する事が最も適切と思われるので左様致します。

(下略)

昭和三十五年九月二十九日

下部町臨時議会議録(抄)

(前略)

議長、議案第四十六号予算外支出義務負担議決の件を上程する。

二番、宇野尾峠開削工事については先に地元関係者より請願書が提出されて居り、議会でも採択については態度が決定されていない。本工事は巨額の費用も伴ない利用度も少ない路線と思考される。又財源として地元寄附金も明瞭でないようであります。六郷町と本町に亘る工事であるので、着工前に慎重に協議すべきである。特に現地も確認し町の財政面を熟慮して、又既設路線の改修等を優先して実施すべきで本案は撤回すべきであります。

町長、本路線は六郷町と本町にてする工事でありまして、先年六郷町は着工し道路分は既に完成して居ります。時機を失しては実施出来ません。本路線は多年関係住民から熱望して実現出来なかつた箇所でありまして、六郷町と呼応して地元樋田区等の共同施工により、農林業資金を借入れ実施すべく本案を提案した次第であります。

十七番、前議会で本工事については地区出身議員で協議したいと申し上げましたが、結局全員協議会で研究討議することに決定になって居りますのに、本案提出は不思議であります。全員で現地を踏査検討するため本案は継続審議として保留されたい。

二十五番、十七番山田議員の意見に賛成します。杉山議員も同趣意の発言をなし保留説を唱える。

議長、議案第四十六号は継続審議として保留することに決定してよろしいでしようか。

全員、賛成。

(以下略)

議第四十六号

予算外義務負担議決の件

六郷町宮原・下部町樋田・車田間の宇野尾峠開さくに関し六郷町の実施と相俟つて施工せんとする開さく事業に充てるため地元樋田・車田区の資金借入に対し左

記の通り予算義務負担せんとする。

昭和三十五年九月二十九日提出

下部町長 磯野 辰一

予算外義務負担せんとする額

四、七三七、〇〇〇円也

理由

宇野尾隧道開さく工事については、多年関係住民の熱望して実現し得なかつた所でありますが、六郷町地内は昨年度より着工したので本町地内もこれに呼応して地元種田区等が協同施工にて着工せんとするに当り、山梨中央銀行より年利三分五厘、三年据置十五ヶ年々賦償還の農林漁業資金を利用して着工せんとするもので、本路線竣工の暁は峡南文化の交流向上には勿論産業経済面にもたらす恩恵ははかり知れないものがありますので、右借入に対し予算外義務負担せんとするものである。

昭和三十五年十二月二十二日

下部町議会定例会々議録(抄)

(前略)

議長、議第五十九号専決処分件の報告を議題に供します。町長説明を願います。町長、総務課長が代つて説明いたします。

総務課長、宇野尾の道路の専決処分については前町長・前議長が農林漁業資金を借入に付き六郷町に於て借入期限が切れるのでやつた事でありませう。

十九番、町政の問題として重要なことである。下部町が専決処分をした事は近隣に拡がって面白からざるものあり。九月二十四日の議案になつていて流会したのであつて、之れは各位の意見を異にしたためであり、自治法百七十九条を利用してしたのであつて余りにも不徳の致すところでありませう。前町長は致し方ないが現町長は大いに反省をなし今後このような事はなきようお願いしたい。本町に於て十二分の検討をなし、再度このような事はなき事として本議案は認めたい。十七番、久那土以東地区との利害関係もあるので良く議員全員で調査して而して後実行すべきである。当局も充分話し合いの場を持つべきものを新町長に於て斯様の処理を今後執らざるよう要望して本件に賛成する。

宇野尾開さくの概況

町名	幅員	延長	同上中トンネル	事業費	農林漁業貸付許可	備考
下部	四・〇	三一〇・〇	一一一・〇	四、七三七 <small>千円</small>	三、七九〇 <small>千円</small>	共同施行
六郷	四・〇	四九七・〇	一〇八・〇	四、九七五	三、九八〇	共同施行
計		八〇七・〇	二一九・〇	九、七一二	七、七七〇	

十四番、これは前町長が六郷町長と約束して居たのが原因をなして居る。斯様なことは町と議会側ともつと話し合いの場を作るべきものである。六郷町に不信のことをなさしめざるよう熱望を以て処すべきものであるが、今後かかることのなきよう注意して賛成するものである。

十八番、専決処分を実行すれば借入金を出せるか。借入れが出来れば実行するか町長に伺いたい。

町長、六郷町とは同時議決をなすべきで団体管でやるべきものであると思う。地元よりお願いがあつて執行するものであります。地元熱意があれば行います。熱意がなければやれないと思ひます。

(中略)

議長、決定いたします。

(下略)

古関小学校新築

古関小学校は明治七年八月八日古関学校として創立され、宇三宮司平の高燥の地にある西栄寺の伽藍を仮校舎として発足したのであるが、その後西栄寺が廢寺になつたのでその敷地に独立校舎を新築した。明治十三年のことである。

しかし明治三十五年には老朽に加えて児童数増加のため狭隘を感じたので、敷地拡張のうえ校舎を改築し、さらに明治四十二年と昭和十三年に増築をして来たのであるが、以来長い年月を経た結果校舎のいたみも甚だし

く、県からは危険校舎に指定される一方、地元やP.T.Aからは改築要請の陳情や請願が相次いで出されたため、昭和三十九年国庫の補助金を得て鉄筋コンクリート二階建十教室、工費総額一、八一五万円円で三井建設工業株式会社に請け負わせ、昭和四十年四月十二日落成した。これが改築決定に至るまでの経緯について町議会の議事録を次に掲げて見る。

昭和三十八年八月二十八日

下部町議会々々議録(抄)

(前略)

十一番、ひとしく教育を受ける権利を有するとの教育の大方針は就職教育にも言える事であると思う。何れの児童生徒も平等な立場で教育がなされるべきであり、町財政の赤字解消も目途に控えておる現在、近年必ずや町費全額をもって教育施設が出来ると思うのであります。古関中学校の産振施設、古関小学校の校舎等学校格差の是正について町長に望むものであり町長の考えをお聞きしたいのであります。

町長、古関小学校の校舎は来年乃至再来年には鉄筋コンクリートで建設しなければならぬと思うのであり、又産振施設も地元の熱意があれば町としても整備せざるを得ないと思うのであります。

(下略)

昭和三十八年十二月二十四日

下部町議会々々議録(抄)

(前略)

二十番、古関小中学校の給食及び産振教育はその後どの様な経過であるかお聞きたい。

町長、教育委員会に於て研究しておりますが三十九年度には古関小学校の老朽校舎の改築を致したいとの意向であります。

教育委員長、町財政では出来がたい問題であります。教育委員会としては古関小学校の老朽校舎の改築を当初予算に計上される様町当局にお願いしております。校を改築した後その古材で中学校の産振教室を建てたいと思つて居ります。

(中略)

二番、古関中学校の産振教室の件であるが、現在産振の教具は古関公民館の片隅にほこりをかぶつて使用されている。地域の熱意で産振教育実施のための教室建築については敷地の準備が第一であります。私共は用地を用意して町に寄附納入致し既に採納済であると思ひます。今回の追加に用地の整地費を計上して整地工事を進めていただきたい事を要望する次第であります。前議会に於て教育委員長は、私のこの質問に対して古関小学校改築に関する古材を使用して産振教育をするための施設を建築したいという答弁をされたが、当局のこれに対する方針は如何かお聞きいたします。

町長、地元には学校整備委員会が設立されており、この委員長の話では古関小学校の改築古材で産振施設をとの話があり、私もその様に思つているが解体しなければ古材の程度が不明であるので、はっきり言えない。又用地寄附についてはうすうすは聞いているが正式に願書は届いていないのであります。

教育長、去る一月十八日学校整備委員長赤池長治氏より前回の陳情等に基づき産振教室のための敷地寄附方申入れがありました。当時教育委員会としては古関小学校改築の件があり、老朽校舎は致し方ないが新しい校舎を産振教育に充当する考えをもっていたが、県では新校舎は点数が高く老朽度に達していないとの事であり従つて起債補助等の対象にはならないという事でありました。老朽度の高い旧校舎は、移築出来るかどうか疑問であり再生は困難ではないかと思われませんが、解体後利用可能であれば改築致したいと考えております。

二番、町長は地域住民の熱意に応えるという力強い答弁が前々議会でなし、我々は敷地を買上げた。又前議会に於て教育委員長は小学校改築の際その古材を使用して整備したいとの事であった、その言を信頼して今回も地元にてはそのように進行しており了知しているのに、又今聞けば町長は具体的寄附採納は知らない。ほのかに聞いてはいるが書類は見えないとの事誠に遺憾である。町も教育委員会も良く地元との話し合いをなすべきであり又期待する次第であります。教育委員長、二月五日と記憶するが古関小学校整備委員長赤池長治氏外二名より小学校改築で陳情を受けた。当初全部を改築したいと思つていたが老朽の点から出来ない。町の財政上考慮の上小学校の改築を先ず進める旨の回答をしていただいたのでその様に了知のものと考えております。

県施設課では新しい部分は老朽度がないので（四、八〇〇点の老朽度）改築の見通しはもろくも破れ、産振教育施設のための移転による産振教室は実現不能の状態にあり、現在意に副いかねる状況である、地元の父兄負担が多い事を充分承知しているが国庫補助がない場合は町財政上困難と思われる次第であり、地元よりの寄附採納は教育委員会で保留しております。

二番、古閑小学校旧校舎の材料では移築不能との事であるか。

教育委員長、旧校舎の材料が使えればそれを使用して実現に考慮致したいと思っております。

二番、旧校舎の材料が使えぬ場合五年先きに行かなければ産振教室は出来ないという心配も出て来る。この追加を見ますと借金は全部了し貯える事の出来るよう熱意を示し用地寄附もしているので、この意志を一日も早く達成される様町長教育長教育委員長は善処される事を望むものであります。

（下略）

このようにして議会において審議検討の結果、改築は決定したのであるが、工事中の授業などについては古閑中学校の教員及び地元PTAとも十分話し合いの上、分散授業をすることになり九学級のうち、四学級を残し中学校の屋体（屋体は階上の日本間も使用）支所の二階などに分けて新校舎の落成まで不便を忍びながら授業を続けた。

峡南高校・久那土中学校相互移転

昭和四十二年山梨県では高等学校整備計画を発表した。これによると県立峡南高等学校は学校敷地として約二〇、〇〇〇平方メートルを必要とすることになっている。しかしながら現在の敷地は一二、二一八平方メートルでその必要面積に遠く及ばぬばかりか、既に大草の現在地は飽和状態となつて拡張の余地が全然ない。このままであれば学校は他町村へ移転されるおそれが多分出て来た。下部町、特に旧久那土村の先輩が血の出るような苦勞を重ねて設立した学校を失うことになっては、祖先に対しても申し訳ないということで町当局では種々協議の結果、久那土中学校と峡南高校

の敷地を交換し、中学校所在の字田中地内の水田を新たに二一、二〇五平方メートルを町で買収してこれに中学校敷地を合せて県へ無償提供する事となつた。

よつてこの旨を県へ持参して交渉したところ、県においても協議の上、次のような指示があつた。

- 一、県総務部長・教育長・総務課長・学事課長・学校長との対談の結果
- 1、下部町は土地を買収し県へ寄附することが先決問題で、これを予定通り進めて貰いたい。
- 2、土地造成は県でやる見通しである。
- 3、校舎の建築については県の問題で、県の計画によつて施工する。
- 4、地元負担は学校（PTA・同窓会を含む）の責任で主体性は学校にある。よつて校舎建築について特別に下部町に負担をかけるようなことはしない。
- 5、建築の時期については県で決めるが、PTAの資金積立増と負担金軽減とを勘案して決めることになろう。
- 6、学校長・PTA会長・同窓会長が変わっても責任は継続する。

この指示にもとづき、町では昭和四十三年十二月二十三日町議会において次の決議をした。

議案第四十八号

土地取得について

山梨県立峡南高等学校移転整備の用地として、後記の土地を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分する範囲を定める条例第三条の規定により下部町議会の議決を求める。

昭和四十三年十二月二十三日決議

下部町長 太田 久則 團

- 一、場所 西八代郡下部町大字三沢田中
- 二、面積 約二一、二〇五平方メートル

- 三、取得予定価額 一七、五〇〇、〇〇〇円
- 四、契約の相手方下部町三沢 二、四〇〇番地

深沢作太郎外三十一名

早速に三十二人の所有者に対し個々折衝をして土地を買収した上県へ提供した。ここは湿田のため県では直ちに埋立整地工事の後建物の新築工事を施工して、これの落成の後中学校と相互移転をしたのは昭和四十七年四月一日の事であった。

山村開発センター建設

昭和四十二年旧富里村及び旧下九一色村の折門地区が山村振興法による振興山村として指定を受け、続いて昭和四十五年旧古関村と旧山保村の三保地区が同じ指定を受けた。

町ではこれら地域が自然的要件に恵まれないばかりでなく、広大な地域を持ちながら社会的条件が劣悪であつて農林経営・技術情報連絡・生活改善・住民福祉などの公共施設がなく、住民の集会所すら小中学校以外にはない。この事が住民の生活意欲を衰退させ過疎化への拍車をかけている原因である事に思いを及ぼし、産業を振興し、豊かな山村として伸びるにはこれらの機能を持つ山村開発センターの設置が緊急課題であり、この実現により、真の町の特性を生かした農林業の近代化を図る産業開発の拠点となるのはもちろん、住民の社会生活の利便に大きく寄与する事が出来、又生活と生産に対処する意欲が高揚されて、住民福祉の向上が期待できるとして山村開発センターの建設をする事になった。

その経費及び計画等は次表の通りである。

右について議会の議決を経たり諸種の手続きも完了して工事の請渡契約締結の段階になったのは昭和四十六年十二月の事であった。よつて同月八日町議会の議決を経た。すなわち次の通りである。

(前略)
議第五十八号

工事請負契約の締結について
つぎの通り工事請負契約を締結する

- 一、契約の目的 山村開発センター新築事業
- 二、契約の方法 指名競争入札
- 三、契約の金額 八千五拾万円也
- 四、契約の相手 甲府市丸の内一丁目一番五号

名工建設株式会社甲府支店

昭和四十六年十二月八日提出

提出理由

地方自治法第九十六条第一項第五号及び議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第二条の規定により議会の議決を求める必要にやうる。

(中略)

十四番、この契約の工期は何時か、又保証人は誰か、保証金はどうか。

総務課長、工期は来年九月三十日で保証人は株式会社早野組・株式会社国際建設

取締役佐々木主殿氏であります。保証金はありません。

十四番 継続事業でありますが来年度に持越す場合その措置がとられているか。

総務課長、継続事業の決定をもらっていますので、再び出す事はないと思います。

十四番 契約をする場合一応保証金をとる事になっていますが、保証金を取らずに工事が出ると見たという町長の判断でそうしたという事ですか。

町長、そうです。

(下略)

昭和四十六年十二月二十二日第四回定例町議会

(前略)

十番、山村開発センターに対する考えをお聞きしたい。それはセンターに対する批評であるが、こんな大きな物を建てて十分活用できるのか疑問であるという

事業計画

(1) 事業計画総括表

山村開発センター

管理主体		下部町	受益範囲		下部町全域	利用人口		9,328人 (45年国調)		
施設区分	事業量	事業費	負担区分				施工計画			備考
			国庫補助金	県費補助金	町費	その他	着工年月日	竣工年月日	施工方法	
建物	m ²	千円	千円	千円	千円					地下1, 地上3階 鉄筋コンクリート建 給排水, 給湯, 冷房一部, 暖房全電気工事等
	1,409.532	76,000	32,214	16,107	27,679	0	46.12	47.10	請負	
	(122,842)	(6,288)			(6,288)					
内部施設	農林業研修等器材費	400	0	0	400	0	47.4	47.11		4品目
	資料展示器材費	630	0	0	630	0	47.4	47.11		5品目
	調理実習器材費	200	0	0	200	0	47.4	47.11		1品目
	印刷及び複写事務用費	250	0	0	250	0	47.4	47.11		1品目
	その他	5,020	0	0	5,020	0	47.4	47.11		15品目
計	(6,500)	0	0	(6,500)	0				26品目	
合計	76,000 (12,788)	32,214	16,107	27,679 (12,788)	0					

註 ()は、補助対象外事業費

(2) 事業内容および利用計画

施設区分		面積 数量	利用計画							
			利用の 種類	年間 回数	延べ利 用人員	利用の 種類	年間 回数	延べ利 用人員	計	
									年間 回数	延べ利 用人員
建	大会議室	1室 235.227 m ²	森林組合	2	300	青年団 {集会 卓球 婦人会 講演会 集団検診 老人クラブ	2	150	145	6,300
			養蚕組合	3	900		120	1,200		
			椎茸組合	2	200		2	500		
			茶生産組合	2	300		4	1,000		
			成人式	1	200		4	800		
	会議室 (特別会議室) 農林業研修 相談室	2室 113.892	結婚式場	10	400	森林組合	3	120	75	2,800
			青年団	4	200	林業教室	4	80		
婦人会			5	300	種苗組合	3	50			
体育協会			2	140	農研グル ープ研究会	6	240			
青少年 育成会			4	140	わさび 生産組合	3	60			
身障福社 会			3	100	茶生産組合	4	120			
母子愛育 会	4	240	養豚組合	4	150					
花木組 会	4	160	その他	10	300					
老人保養室	1室 34.350	老人クラブ	120	360	会議休憩 娯楽			120	360	
研修室	2室 52.628	青年団	120	2,400	婦人会	60	600	180	3,000	
図書室	33.300	一般図書 閲覧	300	3,000	図書貸出 読書グループ	20 30	2,000 900	350	5,900	
楽 休 養 室	2室 93.338	老人クラブ	40	1,200	囲碁将棋 レコード・ コンサート 結婚披露	120	1,200	260	4,000	
婦人会	30	600	50	200						
青年団	10	200	10	600						
宿 泊 室	2室 33.300	へき地住 民緊急宿 泊	10	60	生花教室	20	400	110	1,540	
		青年指導 者研修	5	30	茶教室	12	240			
		農林業 研修者	5	30	結婚披露 室	10	300			
					詩吟教室	48	480			

施設区分		面積 数量	利 用 計 画									
			利用の 種類	年間 回数	延べ利 用人員	利用の 種類	年間 回数	延べ利 用人員	計			
									年間 回数	延べ利 用人員		
建 物	談話室 休憩コーナー	50.678 m ²	一般談話 休憩	300	1,500					300	1,500	
	農林業研 修兼相 談室 (会議室)	1室 (45.609)	農林業技術 部門	150	450	心配ごと 相談	15	70				
			農林業経営 部門	150	450	その他農事 相談	145	510	610	1,930		
			農林業金融 住宅部門	150	450							
	農林業情報 資料展示室	1室 35.671	農産物展示	300	3,000	民芸品展示	300	3,000				
			農薬肥料 展示	300	3,000	郷土資料 展示	300	3,000	1,800	18,000		
			消費生活指 標展示	300	3,000	その他 資料展示	300	3,000				
	健康相談室	1室 33.435	乳幼児 妊産婦	18 12	620 240	個人相談 子防接種	随時 10	300 1,200	40	2,360		
生活改善 実習室	1室 24.338	青年団	3	120	生活改善 グループ	5	130					
		婦人会	7	250	職域婦人グ ループ	6	360	30	1,190			
		農村栄養改 善グループ	6	180	椎茸ナメコ 生産加工 実習	3	150					
食堂及厨房	2室 72.920	一般者 軽飲食	300	3,000	—	—	—	300	3,000			
浴室	14.250	一般利用者	150	1,500	宿泊者	20	120	170	1,620			

声を聞くが町長はこれをうまく運営する心構えがあるか。町は年間の位の使用者があるかどうか。又それを検討したかどうか、検討してあればお聞きしたい。

町長 検討いたしております。その点については経済課長より説明させます。このセンターの意義は心のよりどころをセンターに持って行くという事にして欲しいと思っております。又設計については多目的に使用出来るよう設計してあります。町自体が計画性をもって運営し住民がそこで研修を得る中で全員協力して進めて行きたい。運営に当っては運営協議会をつくるか検討中です。

経済課長、山村開発センターの利用計画については農林省の方に出してありますが、その計画を申し上げます。大会議室・青少年の研修室等利用計画を年間一四五回と見て六、三〇〇人の利用計画を見えています。特別会議室等を含めた計画は十回と見て四〇〇人位を計画いたしております。この利用計画に合うように私共も努力しなければなりません。

(中略)

六番、町財政についてお聞きしたい。国際状況はアメリカのドル防衛により国の経済状態が不安定であるということから、町に交付される地方交付税が減少するのではないかと心配される訳であります。そういう時にセンター等の大きなものを建築し、その方への出費で町財政を圧迫するのではないかと思うがその点どうか。町の広報に町長の座談会の中で、直接あなたにかい金は四百万円出せばセンターが出来るんだとありますがそれは本当の事か。

(中略)

町長、本年度の政府予算が公共事業財政投融資が検討されております。国では半年もすれば経済見直しは向上するのではないかと聞いています。地方交付税が低くなるというような事も言っていますがこの間も全国町村長会議が開催されましたが、交付助成金等も懸命の努力をする必要があると思っております。経済の変革期に対応して行かねばならないし、又国としてもこのまま見逃しはしないだろうと思っております。そういう中で経済展望から言ってそんなに心配する必要はなからうと思えます。

(下略)

昭和四十七年六月三十日第二回定例町議会

(前略)

五番、久那土・古関は公民館を建設してあります。下部は開発センターを目下建設している訳ですがこのセンターが公民館活動の役割をもった活動が出来るかどうか。

町長 多目的な機能を有する施設として使用したいと思っております。

経済課長、社会教育的多目的に使用する考えであります。公民館をつくる計画がありました。それも含めてセンターを充分活用するよう運営します。目的の中には教育の字は入れませんが中味は充分入っている訳です。

(中略)

五番、審議会の委員を選出する団体はどのような団体か。

経済課長、団体の長を審議会の委員にお願いするという事であり。農業委員と・農業協同組合・教育委員会・社会教育委員会・社会福祉協議会・青年団・婦人会・老人クラブ連合会等であります。

(中略)

二十番、開発センターを安く使用させる事は旅館業者に圧迫をかけないか使用制限をする気があるかどうか。結婚式の場合酒などはセンターの特殊性からうまくないのではないか。又赤字経営の懸念があるがその算出など根拠を聞きたい。次に職員の事であるが現在の職員の配置転換で間に合うかどうか。別に募集するとすれば一般会計に圧迫をかけないか見直しをお聞きしたい。

町長、職員は所長が兼務し、掃除婦・機械係二人を予定している。赤字経営についてというのがセンターの収入だけでは足りなくなると思っています。下部の旅館業者に対して圧迫というが使用する階層が違っているので圧迫にはならないと思えます。

経済課長、センターそのものが一般会計に関連するもので予算では一般会計に入ります。業者に圧迫云々の点については食堂経営は富久屋・正風軒・清華亭の三者協業であります。経営は苦しいかも知れませんがやってほしいとお願ひしであります。職員については出来るだけ現在の職員でやるようにしたい。

(下略)

町営住宅建設

昭和四十四年頃から過疎政策の一環として町営住宅建設の案が起り、この頃政府で建てた第二期住宅建設五箇年計画に基づき本町でも二箇年継続事業として、第一次昭和四十六年度に第一種六戸（一戸当たり床面積三七・八七平方メートル、延面積二二七・二二平方メートル）第二種四戸（二戸当たり床面積三四・六平方メートル、延面積一三八・四〇平方メートル）いずれも簡易耐火構造平屋建で計一〇戸、第二次昭和四十七年度も同様の計画で合わせて二〇戸を三沢柿島地内へ建設する事となり、昭和四十六年四月二十日梨住第七号で建設省から承認された。

同年九月二十日県地方課企画振興係から町長あて過疎計画（集落整備）について至急提出するよう連絡があったので直ちに次の通り報告してある。

集落再編成計画の町営住宅建設計画を加え、移転者のため用地取得造成事業を行い貸付けるとともに、自力で住宅が建設出来ない世帯については町営住宅を利用するよう計画した。なお移転世帯には移転補助金（計画では四〇世帯一〇万円）一世帯当たり二〇万円二〇世帯分と、造成地に住宅を建設する世帯については住宅建設資金（限度一〇〇万円）に対し利子補給をする。（町費の貸付金制度は変更）

造成地に幅員四メートル、長一〇〇メートルの道路と上下水道工事・共同作業所及び庭を広くし農業も併せ出来るよう考慮する。用地取得については昭和四十七年度措置される土地開発募金より取得する予定である。

昭和四十六年八月二十日市川土木事務所係官立会いのもとに、請負入札執行の結果、敷地造成工事は一四〇万円で樋川工業株式会社に建物は初年度分九〇七万六、〇〇〇円を以て三沢望月建設工務所に、第二年度分は昭和四十七年一月二十六日一五六万円を以て同人に、いずれも落札直ちに着工し、前者は二月二十日完成し同月二十四日竣工検査を了し四月一日入居開始した。第二次分も続いて竣工して予定の工事は全部完了した。

この事について町議会での状況は次の通りである。

昭和四十六年十二月二十二日第四回定例町議会会議録（抄）

（前略）

十五番、久那土の三沢に建設されている町営住宅についてどういふ人を入れるのか。家賃の見直しなど又入居資格についてお聞きしたい。

（中略）

企画課長、これは条例で定める事になっていますが現在役場で審議中です。審議が遅れた理由として建築費をもって家賃の計算をする事になっております。水道等が入っていないので現在審議中という事です。この条例を議会に提案する時詳しく説明したいと考えております。

十五番、それではまだ何も決定になっていないのか。

企画課長、この金額を出すには色々な事が決定にならないと決まらないので早く決定を見て議会に提出したいと思っています。

十五番、町を出るといふ人を防ぐための住宅ですのでこの点を矛盾のないように願いたい。過疎対策の一環として公営住宅を建築したのであるから、早い時点で入居資格を決めた方がよいのではないか。その点町長はどう考えているか。

町長、企画より説明した通りであります。基準が決っていません。一戸幾らかかるか判らるので決定できません。早急に要望に答えたいと考えております。

（中略）

二番、久那土地区に現在公営住宅が建設されているのでありますが、この公営住宅が久那土に決定するまでに各地区から色々な要望が出て来ていると思えます。その後はこの公営住宅の事について聞いていないが余りにも一方的な地区に片寄りすぎると思う訳で、バランスの取れた行政が望ましいと思ひ要望する次第であります。

町長、久那土は来年の計画にも入っています。土地の確保も検討しなければなりません。現状で過疎を救う事が出来るだろうかと思ひます。若者が他出しないですむ職場、中学校卒、高校卒の男女が魅力をもつ勤め先を欲しい訳です。工場誘致についても福祉厚生施設を完備した工場であれば魅力がもてる訳

で、そういう工場を誘致する中でこれが付随して町営住宅を建てるべきだと思
います。この地区にも建設する必要があると思います。

二番、他町村に勤めている者でも町内に留めて置きたいという事も考えの中にあ
って公営住宅を建設したいと思うのです。そういう場合そのようなデータをと
って、それを基本にした施策が必要ではなからうかと思う訳です。現時点で町
営住宅を欲しい人が沢山いる所へ建てて貰いたいです。そういう町の行政を
願ってやみません。

(下略)

昭和四十七年二月二十四日第一回臨時町議会において下部町営住宅管理
条例を制定した。この議案提出について、町長は提案理由を次のように説
明している。

議案第一号下部町営住宅管理条例を別紙のとおり制定したので、町議会の議決
を求めます。その理由は、健康的で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、こ
れを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の
生活安定と社会福祉の増進に寄与する必要があると思ひますが、地方自治法第二
百四十四条の第二項の規定により条例で規定する必要があります。これがこの条例案を提
案する理由であります。

広域簡易水道設置

昭和四十六年七月十六日第二回定例町議会会議録（抄）

(前略)

六番、湧水や伏流水に恵まれ自然の落差を利用できる地形と生活改善を旗じるし
に普及した簡易水道だったが「簡易水道より井戸水の方が安全だった」と流行
語がある現在、本町にある幾つかの水道も各種病原菌との争いに明け暮れてい
るのではないかと心配いたしております。当局ではこれら衛生面の指導育成に
どのように対処しているか。又町が主軸となって各地区の簡易水道の連合体を

第一章 町の行政

つくり水道に関する技術、水道管理研究等の前向きの指導助言をすべきである
と思うが町の姿勢と方針を聞きたい。或る水道によつては雨が降れば泥水とな
り、早天が続けば水が涸れ水道としての機能を十分果さないものがあるように
聞き及んでいる時、町長は一大決心の上に立ち飲用と消火の両面に万全な水道
を、まず手始めに本町役場を中心にした地点に施設するよう要望する。

町長、理想を追究するなれば町一本の水道にし消火栓をもつた大水道が望ましい
訳ですが、町の予算では到底できません。

民生課長、町内の水道管理については町営でやらなければならぬという達しが来
ております。登録されている水道が二十一か所、その外を合すると五十一か所
あります。水道法に基づき年四回の水質検査をしています。現状ではこんな程
度の指導であります。なお隠れた水道についても指導を致して居ります。滅菌装
置をする事が問題点になっており定められておりますが、この点はほとんどさ
れておらず、薬品の回転を町がしており部落の負担で処理して居ります。(中略)
大水道については町長から答弁があつたが、水道の理想は蒸溜水を取る事にあ
りますがこれは至難ですから努めて大水道にしたいと言ふ事ですが地域的に建
設が困難です。ポンプアップして久那土地区をした後でこの地区もやりたいと
思っており長期計画にのせてあります。

一番、水道は民生安定に欠かす事のできないところでありますので、町で一括管
理運営して欲しいという事を要望します。

町長、わかりました。

(下略)

昭和四十七年久那土地区に水道敷設の必要を痛感し、総額七、四六〇万
円を投じて計画を建てその筋の許可を受けて着工の運びになった。これは
久那土支所の前三沢川と樋田川の合流点へ二十五メートルの井戸を掘り、
一日三五〇トンの揚水試験に成功したがなお必要量の五〇〇トンには一五
〇トン不足するのでこれを一〇〇メートル上流の樋田川の地下水で補ひ、
合わせて五〇〇トンの水を小学校裏山へ電力で揚水して久那土一円へ供給
する計画であつた。



栃代川取水反対集会（昭和48年01月）

この工事は中途において太田町長から佐野町長にバトンタッチがされ、新任の佐野町長は次の理由で設計変更を決意した。

- 一、合流点で三五〇トン揚水出来たが不足分を僅か一〇メートル上流で一五〇トン揚水したならば合流点の三五〇トンが出なくなる。
- 二、二五メートルの地下から三五〇トンないしは五〇〇トンの揚水をしたら附近の井戸はもちろん、それから下流の井戸はことごとく涸れてしまう恐れがある。
- 三、当時両河川の流域には二十六戸

の水洗便所がある。この汚水が地下に浸透して再び汲み上げられる。然も水洗便所はこれから殖える一方である。

右の理由によって反木川の良質の水を根子地内で取り入れ、これを古関・久那土両地区へ給水する事に意を決して反木川流域住民の了解を得ようとしたところ「古関地区は水に困っていないので水道の必要はない。又反木川の水を取水されると田用水に支障がある」という事で猛烈な反対に会い、止むを得ず今度は栃代川上流で山神社附近と町有地山林から湧出する良質の水を取水して下部・久那土両地区へ供給する案を立て、栃代を皮切りに部落毎の懇談会を開いて流域住民の了解を得ようとしたが、又々岩欠以南の流域住民によって「栃代川の水利権を守る会」が結成され何回か反対のための総決起大会が開かれた後、むしろ旗を掲げたデモ隊が役場へ押しかけて町長に詰めよる一幕もあった。昭和四十八年十月六日の事である。これらの事によって計画は二転三転し、再び久那土地区へボーリングを

しようとしたところ今度は六郷町鴨狩部落から異議が出たので町長は事前に裁判所に対し妨害禁止の仮処分を申請した。今度は事が他町村との関係になって来た。これを聞いた西八代県民室長と六郷町長が仲介あつ旋の勞を取り、条件付きで妥結して仮処分の申請を取り下げた。

このように幾多の難関を切りぬけて最後に決まった水源は出口前で、部落対岸杉の木地内の山麓を掘削してその湧水を電気で揚水する事となり、下流住民の承諾も取りつけた。

昭和四十九年町議会議員の現地調査の上、県の係官を招いて診断してもらったところ「極めて良好の水源である」との折紙をつけられたので、さらに身延保健所・県立衛生研究所などの検査の結果「飲用適」の太鼓判を得るに至った。五月二十日臨時町議会において計画変更の議決をして許可申請をしたところ六月二十一日許可された。

この工事は南北二八メートル、東西一二メートル、深さ八メートルの湧水池をつくり、その中へ二か所直径二メートルの集水ヒューム管を埋め、水槽内は玉石・砂利・砂等で覆い、その上は芝生で仕上げる。二か所のヒューム管の底から、なおそれぞれ二〇〇ミリのボーリングで深さ二五メートルまで掘り、どんな濁水時でも一日最底三、〇〇〇トン以上の水を確保する事ができる。

工事は二つに分け、ボーリングは甲府市岩間鉄工所が二三七万円。水槽池一式は常葉工業が九八三万円で落札施工した。水中ポンプ七・五キロワット二台及び送水ポンプ三七七キロワット三台は山梨日立株式会社納入で八一五万九、〇〇〇円。送水ポンプ室から第一配水池への鋼管径一五〇ミリメートル延長一、五八七メートル、第一配水池の容積二〇〇立方メートルの工事は甲府中央水道株式会社二、〇八四万円で落札した。

昭和四十七年度事業として久那土駅附近・樋田方面・大道方面へ配水管を敷設した。この事業費は六〇〇万円で山梨セメント商會が落札、同年度内に完了した。更に昭和四十六年度分として残りの配水管全部と消火栓九

○基及び慈観寺前山の中腹(丸畑裏山)へ二三九立方メートルの配水池工事等全部で五、〇七二万二、〇〇〇円を以て山梨セメント商會が落札施工した。これで各戸給水を除く幹線工事は全部完了したのである。以上両地区のここまでの工事費を合算すると合計一億〇、四四六万一、〇〇〇円となる。

昭和四十九年度は八、一七二万円で天王山の第一配水池から自然流下で北川・長塩の間へ導水して横手の貯水池へ送り更に加圧して丸畑の貯水池へ送り、そこから自然流下で慈観寺向うの配水池へ連絡するようにした。

昭和五十年度は丸畑貯水池から丸畑・長塩へ給水すると同時に、一部は横手を通って勝坂の頂上へ配水池をつくり、そこから登組・大石・田原・一色へ給水する工事、及び第一配水池(天王山)から常葉・市之瀬への給水工事を完成して昭和五十年九月十三日広域簡易水道通水式を挙行するに至った。

最後にこの工事に要した総額は五億四、二七〇万〇二四八円で、その内四億六、五六七万六、〇〇〇円が国からの補助で残り七、七〇二万四、二四八円が町単独支出金である。然し更にこの内大部分は起債と過疎債で、過疎債の大部分は元利補給につき実質町負担金は極めて少額になっている。

第二節 役場の機構と各種委員会

一 役場の機構

役場の事務を分掌処理するために昭和四十年十月二十七日町条例第七十四号で下部町課設置条例を制定したが、その後事務の増加と繁多を加えるに至ったため機構改革の必要を生じたので、同四十四年七月二十八日これを全面的に改正した。部分的にはその後も数回改正が行われて現在に至っている。その条文と系統図は次の通り。

下部町課設置条例

(課の設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十八条第七項の規定に基づき、下部町に次の課及び室を置く。

企画観光課

総務課

税務課

民生課

保健衛生課

経済課

土木課

町誌編さん室

(分掌事項)

第二条 課の分掌事項は、次のとおりとする。

企画観光課

一、町政の総合的研究及び企画に関すること。

二、総合開発計画及びその他の事業の総合的企画に関すること。

三、広報、統計及び観光に関すること。

総務課

一、職員の人事に関すること。

二、議会及び委員会に関すること。

三、予算その他財務に関すること。

四、行政一般に関すること。

五、他課の所管に属しないこと。

税務課

一、固定資産の評価に関すること。

二、町税の賦課徴収に関すること。

民生課

一、社会福祉に関すること。

二、社会保障に関すること。

第五編 自治のあゆみ

- 三、窓口事務に関すること。
- 保健衛生課

- 一、保健衛生に関すること。
- 二、国民健康保険に関すること。
- 三、公害対策に関すること。
- 四、上下水道及び簡易水道に関すること。

- 経済課
- 一、農林業、商工業及びその他の産業に関すること。
- 二、消費保護に関すること。

- 土木課
- 一、道路、河川その他の土木に関すること。
- 二、住宅及び建築に関すること。

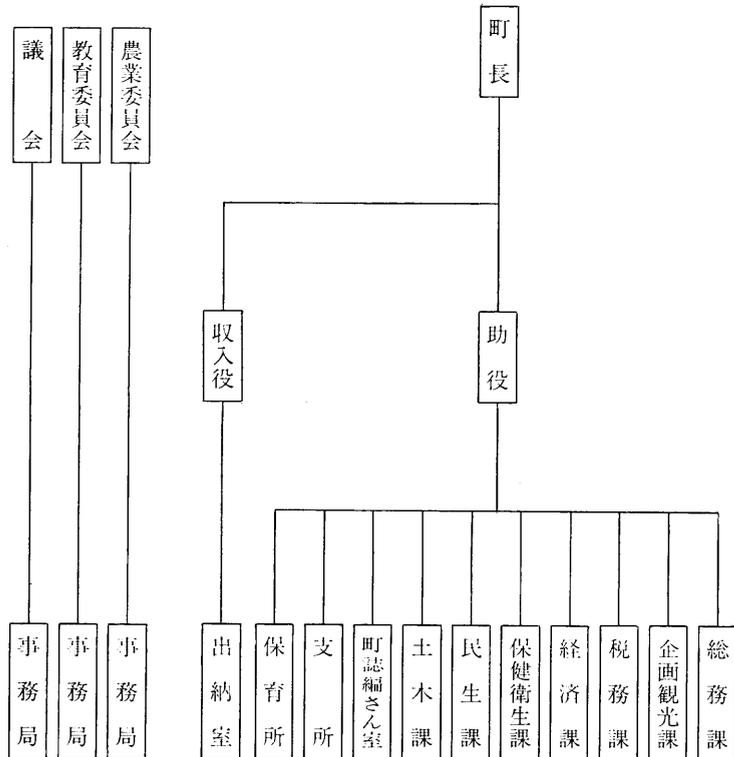
- 町誌編さん室
- 一、町誌の編さんに関すること。

更に昭和四十五年十二月一日下部町役場処務規程、同四十九年二月十八日下部町教育委員会事務局の組織に関する規則が制定されて、各課室係の分掌事務が定められた。

その要点を示すと次の通りである。

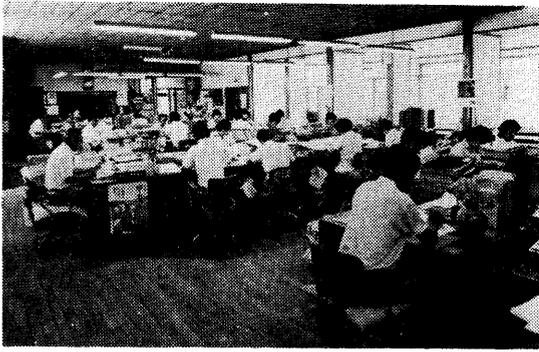
- 企画観光課
- 企画係
- 一、町政の総合的調査及び研究に関すること。
- 二、町政振興の企画に関すること。
- 三、総合開発計画及びその他の事業の総合的企画に関すること。
- 四、事務処理合理化に関すること。
- 五、法令審査に関すること。
- 六、広報・公聴に関すること。
- 七、指定統計その他各種統計に関すること。
- 八、各種行政資料の作成に関すること。

役場機構図



- 観光係
- 一、観光に関すること。

- 総務課
- 庶務文書係
- 一、秘書及び渉外に関すること。
- 二、儀礼に関すること。



役場事務室

- 三、表彰及びほう賞に関すること。
- 四、公文書の收受、査閲に関すること。（戸籍、住民基本台帳法に関する文書を除く）
- 五、公文書の校正、浄書及び発送に関すること。（但し、賞状等の浄書を除く）

- 六、文書編さん、保存及び未完結文書の完結確認に関すること。
- 七、帳票の登録に関すること。
- 八、官報、県公報及び庁内図書等の保管に関すること。
- 九、公印の保守に関すること。

- 十、条例、規則、規程及び告示並びに公告式に関すること。
- 十一、職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関すること。
- 十二、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 十三、職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
- 十四、職員の衛生管理及び福利厚生に関すること。
- 十五、議会、選挙管理委員会及び公平委員会に関すること。

- 十六、公務災害補償、市町村職員共済組合及び町村職員退職手当組合に関すること。
- 十七、境界変更、廃置分合及び字名の設定変更に関すること。
- 十八、当直に関すること。
- 十九、庁中取締及び庁舎の管理に関すること。

- 二十、防災及び消防団に関すること。
- 二十一、防犯に関すること。
- 二十二、交通安全の保持に関すること。
- 二十三、電話の管理に関すること。
- 二十四、公用車の集中管理に関すること。
- 二十五、郵便切手の受払いに関すること。

- 二十六、支所に関すること。
- 二十七、町村会に関すること。
- 二十八、異議申立、訴願及び訴訟に関すること。
- 二十九、その他、他の課、室及び総務課の他の係の所掌に属さないこと。

- 財政係
- 一、歳入歳出予算の編成及び予算の執行経理に関すること。
- 二、町有財産及び营造物の取得、管理、処分に関すること。
- 三、収入、支出命令に関すること。
- 四、地方交付税に関すること。
- 五、町債に関すること。
- 六、補助金、負担金、交付金に関すること。
- 七、監査に関すること。
- 八、契約に関すること。
- 九、物品の発注に関すること。
- 十、その他財務に関すること。

- 税務課
- 調査係
- 一、町税、保険税の課税資料の収集作成に関すること。
- 二、町税、保険税及び個人人民税の調定賦課に関すること。
- 三、固定資産税の評価に関すること。
- 四、納税組合に関すること。
- 五、納税通知書告知書の作成に関すること。
- 六、税関係の証明に関すること。（受付及び交付を除く）
- 七、土地台帳、地籍図、家屋台帳整備に関すること。
- 八、その他税務に関すること。

- 徴収係
- 一、督促状作成に関すること。
- 二、滞納整理に関すること。
- 三、滞納処分に関すること。
- 四、徴収台帳の消込み及び整理に関すること。

民生課

住民係

- 一、来訪者の受付、案内に関する事。
- 二、陳情、苦情、相談に関する事。
- 三、到達文書の受領に関する事。
- 四、謄抄本、諸証明の作成交付に関する事。
- 五、埋火葬及び改葬に関する事。
- 六、原動機付自転車、原動機付自転車の標識の交付並びに返納に関する事。
- 七、主要食糧の配給に関する事。
- 八、助産費、葬祭費、火葬費の支給手続きに関する事。
- 九、自衛官募集に関する事。
- 十、国民健康保険に関する事務のうち被保険者の資格得喪に関する事。
(被保険者証の発行、訂正及び回収に関する事務を含む)
- 十一、印鑑登録に関する事。
- 十二、外国人登録に関する事。
- 十三、住民相談室の管理に関する事。
- 十四、窓口で受けた依頼用務に対する事務処理の確認に関する事。
- 十五、別紙第一の事務にかかる申請、願、届等の受付及処理結果の伝達に関する事。
- 十六、諸証明、閲覧及び謄抄本、手数料収入額の決定に関する事。
- 十七、各種台帳の閲覧申請に関する事。
- 十八、国民年金に関する事。
- 十九、身体障害者旅客運賃割引証作成交付に関する事。
- 二十、戸籍、住民基本台帳関係文書の受付に関する事。
- 二十一、妊娠届の受理並びに母子手帳の発行に関する事。
- 二十二、戸籍事務の処理に関する事。
- 二十三、住民登録事務の処理に関する事。
- 二十四、住民異動事務の処理に関する事。
- 二十五、人口動態に関する事。
- 二十六、身元照会に関する事。

- 二十七、その他各種申請書及び届書の受付処理に関する事。
- 二十八、その他住民サービスに関する事。
- 二十九、次の諸台帳の整備保管に関する事。

住民基本台帳、戸籍簿、除籍簿、身分登記簿、戸籍の附票、印鑑簿、除

印簿、犯罪人名簿、原動機付自転車台帳、外国人登録原簿、国民年金に
関する諸台帳、国民健康保険被保険者台帳、

- 三十、次の諸台帳の保管に関する事。

土地台帳、家屋台帳、土地名寄帳、地籍図、道路台帳、橋梁台帳、保安
林台帳、療養給付カード、予防接種台帳、

福祉係

- 一、生活援護に関する事。
- 二、児童福祉に関する事。
- 三、災害救助に関する事。
- 四、社会事業に関する事。
- 五、民生委員及び児童委員に関する事。
- 六、身体障害者福祉に関する事。
- 七、母子家庭に関する事。
- 八、青少年総合対策に関する事。
- 九、保育所の管理運営に関する事。
- 十、失業者救済及び職業安定に関する事。

保健衛生課

保健衛生係

- 一、公衆衛生、伝染病予防に関する事。
- 二、保健衛生指導に関する事。
- 三、妊娠婦及び乳幼児に関する事。
- 四、衛生施設の管理及び取締りに関する事。
- 五、汚物処理及び清掃に関する事。
- 六、衛生組合に関する事。
- 七、浮浪者及び精神病者に関する事。
- 八、行路病人、行路死亡人及び変死人に関する事。

九、墓地に関すること。

十、狂犬病予防に関すること。

十一、国民健康保険に関すること。（住民係に属する事務を除く）

十二、公害対策に関すること。

水道係

一、上下水道及び簡易水道建設に関すること。

二、上下水道及び簡易水道の維持管理に関すること。

三、水道料金の徴収に関すること。

経済課

農務係

一、農業及び水産業の振興に関すること。

二、農業委員会に関すること。

三、病虫害防駆除に関すること。

四、生産物流通指導に関すること。

五、農業水産業団体に關すること。

六、農業金融に関すること。

七、移住に関すること。

八、土地改良に関すること。

九、米穀管理に関すること。

林務商工係

一、恩賜林保護に関すること。

二、林業振興に関すること。

三、林業団体に關すること。

四、狩猟に関すること。

五、商工業振興に関すること。

六、副業振興に関すること。

七、消費者保護に関すること。

八、商工団体に關すること。

九、度量衡に関すること。

十、林業及び商工業金融に関すること。

十一、工場誘致に関すること。

土木課

建設係

一、道路、河川、堤防、橋りよう工事に関すること。

二、各種建築及び施設建設に関すること。

三、住宅及び宅地造成に関すること。

四、林道及び治山治水工事に關すること。

五、災害復旧工事に關すること。

六、その他管理係に属さないこと。

管理係

一、道路、橋りようの維持管理に関すること。

二、道路、河川占用及び土地収用に関すること。

三、官公有土地及び水面に関すること。

四、水防に関すること。

五、土地利用関係の争議防止及びあっせんに関すること。

六、土木用機械器具の管理に関すること。

町誌編さん室

一、町誌の編さんに関すること。

出納室

出納係

一、町税、保険税、個人県民税の収納に関すること。

二、税外収入の収納に関すること。

三、町費の支出及び決算に関すること。

四、歳入、歳出外の出納に関すること。

五、基本財産の積立及び有価証券の保管に関すること。

六、出納諸帳簿の整備保管に関すること。

七、物品の出納保管及び検収に関すること。

八、備品の保管に関すること。

九、保育料の収納及び国民年金証紙の売さばきに関すること。

十、その他収入役の補助に関すること。

久那土・古閑支所

- 一、各管轄区域内の戸籍に関すること。
- 二、各管轄区域内の配給に関すること。
- 三、各管轄区域内の国民健康保険に関すること。
- 四、各管轄区域内の徴税に関すること。
- 五、各管轄区域内の諸証明に関すること。
- 六、各管轄区域内のその他の収入事務に関すること。

教育委員会事務局
管理係

- 一、教育委員会の会議に関すること。
- 二、事務局、公民館等の職員の任免その他人事に関すること。
- 三、経理に関すること。
- 四、教育目的のための基本財産及び基金に関すること。
- 五、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- 六、教育財産の管理に関すること。
- 七、教具その他の設備に関すること。
- 八、教育委員会規則等の制度又は改廃に関すること。
- 九、教育に係る調査及び統計に関すること。
- 十、公印の管守に関すること。
- 十一、公文書類の保管その他文書に関すること。
- 十二、学校職員の任免その他の人事に関すること。
- 十三、教育課程及び教科内容に関すること。
- 十四、教科用図書の採択に関すること。
- 十五、学習効果の評価に関すること。
- 十六、校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 十七、校長、教員その他の教育関係職員並びに児童及び生徒の保健・衛生、福祉及び厚生に関すること。
- 十八、学校給食に関すること。
- 十九、児童及び生徒の就学に関すること。
- 二十、学校体育に関すること。

二十一、学校図書館に関すること。

二十二、県教育委員会、その他の教育委員会及び事務局各係との連絡調整に関すること。

二十三、前各号に掲げるもののほか、社会教育係の所掌に属さないこと。

社会教育係

- 一、公民館、図書館その他の社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二、社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化財審議会委員、視聴覚ライブラリー運営審議会委員、スポーツ振興審議会委員及び体育指導委員並びにそれらの会議に関すること。
- 三、社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- 四、各種社会教育講座に関すること。
- 五、社会教育資料の刊行、配布等に関すること。
- 六、社会教育のための必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 七、社会教育に関すること。
- 八、文化財に関すること。
- 九、ライブラリーに関すること。
- 十、ユネスコ活動に関すること。
- 十一、青少年対策に関すること。
- 十二、前各号に掲げる以外の社会教育活動に関すること。

昭和四十八年六月二十一日教委規則第七号下部町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則によって次の通り委任された。

教育長

- 一、学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- 二、学校、公民館及び図書館の設置又は廃止を決定すること。
- 三、一件百万円を超える教育財産の取得を申し出ること。
- 四、県費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。

- 五、 県費負担教職員の服務の監督一般方針を定めること。
- 六、 前二号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- 七、 公民館長及び図書館長の任免を行なうこと。
- 八、 勤務評定に関すること。

九、 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること。

十、 一件百万円以上の工事の計画を策定すること。

十一、 教育委員会規則の制定又は改廃を行なうこと。

十二、 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

十三、 社会教育委員及び公民館運営審議会委員を委嘱すること。

十四、 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。

十五、 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。

更に昭和四十八年九月六日教育長訓令甲第一号下部教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程によってその権限に属する事務の一部を各小中学校長及び古閑・久那土両公民館長に委任した。

各小中学校長

一、 教育費のうち、一件千円以下の食糧費の支出命令に関すること。

二、 職務に専念する義務の特例に関する条例第二条及び同規則第二条の規定に該当する場合の教頭及び教員の職務に専念する義務の免除の承認に関すること。

古閑・久那土公民館長

一、 下部町夜間照明施設設置及び使用に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づく町長の権限に属する事務で教育長が委任を受けた事務のうち、古閑地区夜間照明施設、久那土地区夜間照明施設について、それぞれの使用許可及び使用料減免使用の制限に関すること。

二、各種委員会（法令に基づく必置委員会）

農業委員会

敗戦後しばらくは国民の虚脱状態が続いたが、昭和二十年八月二十八日全国農業会会長会議において新農業政策綱領が決議され、農業により国家生産の基礎を確立し、農業立国の国是を明りようにするための一環として、農地の適正配分と土地改良の徹底が取上げられた。すなわち戦後いち早く制定されたいわゆる農業三法によって農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会は農業増産を唯一無二とした戦中戦後の農政、耕す者に農地を、そして家庭生活の改善や民主化・技術の改良等の使命を果たして来た。

農地委員会は小作人層から五人、地主層から三人、自作農層から二人の比率で選出された委員で構成し昭和二十一年十二月二十日一斉に各市町村で選挙が行なわれた。この委員会の目的は新農業政策綱領によって農業により国家生産の基礎を速かに確立し農業立国の国是を明りようにするための一環として農地の適正配分と土地改良の徹底とが取り上げられた。

これにより昭和二十一年十一月二十三日を境として以後不法不当の土地の取り上げや売買の対象となった土地はもろん一定の保有面積以外の農地は強制的に譲渡されるいわゆる農地改革が行われたのである。

農業調整委員会昭和二十三年七月二十日臨時農業生産調整案が成立即日公布された。これによって市町村に農業調整委員会が設置され第一回委員選挙が同年十一月三十日一斉に行われた。

この委員会の目的は第一、農業生産の割当及び事前供出割当をする事。

第二、中央農業調整審議会と知事の意見により府県別農業計画が定められ知事は市町村長に、市町村長は農家別に指示する。その際市町村長の諮問に対して審議の上可否を決する。第三、この生産計画に基づいて肥料その他の農業資材の割当てを行なう。

農業改良委員会昭和二十三年七月十五日農業改良助長法が公布、八月一日施行となり農業改良委員会の発足となった。

その目的は「能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題について有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進すること」であった。

その手段として政府は農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県と農林省が協同して行なう農業に関する普及事業を助成するため、補助金を交付する事とし、都道府県に専門技術員と改良普及員を設置し、専門技術員は試験研究機関と密接に連絡し、専門事項について調査研究し改良普及員を指導し、改良普及員は農業改良普及所に属し、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導にあたるものとされ専門技術員、改良普及員の巡回指導・農場展示・出版物配布・講習会開催・器材利用・その他によって農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。農業講習施設による改良普及員の養成、及び研修並びに農業または農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者、及びその他専門技術員または改良普及員に協力して、農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。そして政府の援助のもとに府県の職員である普及員が主体となって、民主的教育の原理に基づいて科学的知識を農民に普及し、農業技術による農業生活の発展のほか生活技術による農家生活の向上を期すること。としたものであった。

そこでこの普及事業の民主的運営に寄与するため程度の地域毎に農民代表者による農業改良委員会が設けられた。

農業委員会 昭和二十六年三月三十一日を以て食確法が失効になるので食糧管理制度の存続する限り農業調整委員会の存続か、それに代るべき組織については何等かの法制的措置をとる必要が生じて来た。また、農地改革による所有権移転の登記もほとんど完了し、食糧事情の好転や農業改良普及組織の法制化の必要を感じるに至ったことなど客観的情勢の推移に応じ農林省は農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会を統合して従来の所掌事務に加えて農業の自主的な計画化の機能を果たさせるための農業委

員会を設置することとし、その組織規定を単独法として制定することの方針を定めた。

そしてその方針によって鋭意法案の立案を検討し、昭和二十六年二月二十一日第十通常国会に政府提案として五章五十三条に及ぶ農業委員法案を提出した。

これは従来の三委員会がそれぞれ独立して横の連絡がなかったので統合して総合的な農民代表の機関とすること、従来上から行われていた農業政策を下からの農業政策に切替えること。第二には農業全般に関する事項を所掌するために自作農創設維持、農地等の利用関係の調整、土地の改良・交換分合・小作調停、諮問機関としては土地の開発・改良保全・生産条件の整備・農業技術の改良・その他農業生産に関する事項・農畜産物の加工流通に関する事項・農業振興に関する総合計画・地方公共団体の長に建議したり、諮問に応じたりすることが任務であり、目的である。

この法案は同日議決を経て同年三月三十一日施行された。よって七月二十日町内各旧村毎に農業委員会が発足したので昭和三十一年九月三十日町が合併したので必然的に農業委員会も統合して下部町農業委員会となって現在に至っている。

歴代農業委員会委員

就任年月日	退任年月日	富里村	久那土村	古閑村	共和村	山保村 (三保・下堀切)	下九一色村 (折門・八坂)
昭和26・7・20	昭和29・7・19	堀内勝喜 委員 渡辺寛治 委員 渡辺利一 委員 渡辺健一 委員 磯部昇 委員 小林孝容 委員 北条貢 委員 小林伴一 委員 桜田禁 委員 小林徳重 委員 望月正策 委員 小松斌 委員 依田正義 委員 馬場文雄 委員 佐野忠一 委員 佐野儀雄 委員 鈴木光春 委員 石部信近 委員 浦田博	望月脩一郎 委員 内藤忠光 委員 河西忠雄 委員 伊藤将作 委員 上田昌蔵 委員 今村源三 委員 深沢作太郎 委員 赤池節満 委員 池田美裕 委員 遠藤憲二 委員 深沢千岩 委員 桐戸肇 委員 山田安之 委員 小林義孝 委員 上田盛治 委員 上田晴喜 委員 上田兼作 委員 日向退助 委員 日向博 委員 加藤政明 委員 小林盛治 委員 上田美隆 委員 上田盛治 委員 内藤隆重 委員 佐野又重 委員 加藤博 委員 日向武之 委員 土橋佐市 委員 望月春喜 委員 小林政則	赤池長治 委員 渡辺昌義 委員 土橋菊水 委員 若狭弘幸 委員 伊藤忠光 委員 伊藤貴好 委員 赤池登 委員 赤池武正 委員 渡辺富美蔵 委員 赤池昌孝 委員 小林元政 委員 赤池直義 委員 赤池精 委員 田中重治 委員 伊藤英雄	高野秀次 委員 小林誠 委員 内藤芳直 委員 依田平吉 委員 依田喜直 委員 佐野誉志夫 委員 村松寛治 委員 近藤利雄 委員 萩原恵策 委員 長沢政一 委員 二宮弘道 委員 若林富雄 委員 若林茂雄 委員 赤井定喜 委員 佐野久夫 委員 大原久雄 委員 伊藤正直 委員 小林高重 委員 二宮豊 委員 内藤高重 委員 高野寛作 委員 古屋秀次 委員 小林啓三郎 委員 若林啓三郎 委員 高野和義 委員 高野和義 委員 佐野東三 委員 相沢辰夫 委員 小林菊造	望月栄一 委員 鷹野幸辰 委員 岩崎滋 委員 赤池久光 委員 望月直 委員 岩崎福徳	委員 小林金吉 委員 今福義隆
昭和29・7・20	昭和31・9・29	会長 磯野辰一 委員 依田正義 委員 渡辺真一 委員 高野林 委員 小林義之 委員 磯野定市 委員 小林寛永 委員 佐野寛林 委員 佐野義久	会長 望月脩一郎 委員 内藤忠光 委員 河西忠雄 委員 伊藤将作 委員 上田昌蔵 委員 今村源三 委員 深沢作太郎 委員 赤池節満 委員 池田美裕 委員 遠藤憲二 委員 深沢千岩 委員 桐戸肇 委員 山田安之 委員 小林義孝 委員 上田盛治 委員 上田晴喜 委員 上田兼作 委員 日向退助 委員 日向博 委員 加藤政明 委員 小林盛治 委員 上田美隆 委員 上田盛治 委員 内藤隆重 委員 佐野又重 委員 加藤博 委員 日向武之 委員 土橋佐市 委員 望月春喜 委員 小林政則	会長 赤池長治 委員 渡辺昌義 委員 土橋菊水 委員 若狭弘幸 委員 伊藤忠光 委員 伊藤貴好 委員 赤池登 委員 赤池武正 委員 渡辺富美蔵 委員 赤池昌孝 委員 小林元政 委員 赤池直義 委員 赤池精 委員 田中重治 委員 伊藤英雄	会長 高野秀次 委員 小林誠 委員 内藤芳直 委員 依田平吉 委員 依田喜直 委員 佐野誉志夫 委員 村松寛治 委員 近藤利雄 委員 萩原恵策 委員 長沢政一 委員 二宮弘道 委員 若林富雄 委員 若林茂雄 委員 赤井定喜 委員 佐野久夫 委員 大原久雄 委員 伊藤正直 委員 小林高重 委員 二宮豊 委員 内藤高重 委員 高野寛作 委員 古屋秀次 委員 小林啓三郎 委員 若林啓三郎 委員 高野和義 委員 高野和義 委員 佐野東三 委員 相沢辰夫 委員 小林菊造	委員 望月栄一 委員 鷹野幸辰 委員 岩崎滋 委員 赤池久光 委員 望月直 委員 岩崎福徳	委員 小林金吉 委員 今福義隆

昭和29・7・20—昭和31・9・29

下部町歴代農業委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
磯田辰一	昭和31・9・30	昭和32・9・29
上野隆一		
内藤誠男		
若林義次		
高野義一		
近藤治		
赤池義一		
望月春彦		
磯野貞		
加藤博		
渡辺旭		
日向武		
内藤重		
長田一		
古野作		
高野寛		
赤池喜		
依田良		
佐野義		
佐野重		
小野久		
赤池政		

委員 小林政次
委員 依田良雄
委員 渡辺公男
委員 保坂要維
委員 深沢延吉

委員 伊藤桂一
委員 赤池嘉一
委員 内藤次男
委員 赤池宗治
委員 若林義高
委員 近藤誠治
委員 若林久雄
委員 伊藤久雄

右は町村合併促進法の規定により旧町村農業委員の中から三十人を選び任期を一年延長したものである。

氏名	就任年月日	退任年月日
堀内卓三	昭和32・9・30	昭和35・9・29
小利一		
渡辺秋		
小藤一郎		
遠藤義郎		
依田正		
高野利		
佐野重		
小野喜		

氏名	就任年月日	退任年月日
高野和義	昭和31・9・30	昭和32・9・29
佐野菊造		
小野正		
依田吉弘		
渡辺寛		
小野永		
渡辺訓		
上野要		
高野盛		
赤池治		
渡辺公男		

公選	伊藤重信	昭和50・7・20
公選	若狭重勝	昭和53・7・19
公選	二宮光章	昭和52・12・27死亡
公選	小宮林則	昭和53・7・19
公選	小林吉行	現在
公選	小宮正己	現在
公選	二宮武甫	現在
公選	保坂次男	現在
公選	内藤巖次	現在
公選	岩崎映雄	現在
公選	伊藤映雄	現在
公選	赤池貞計	現在
公選	磯野元貞	現在
公選	浦野博蔵	現在
公選	上田芳雄	現在
公選	赤池勝夫	現在
公選	赤池徳喜	現在
公選	佐野昭三	現在
公選	依田文男	現在
公選	若狭重信	現在
公選	渡辺重義	現在
公選	佐野靖夫	現在
公選	小宮林正	現在

教育委員会

推薦	伊藤重信	昭和53・7・20
推薦	渡辺善家	現在
推薦	高野正次	現在
推薦	磯野浩行	現在

昭和二十三年七月十五日制定された教育委員会法によって都道府県はもとより全国すべての市町村に教育事務を担当する責任機関として知事・市町村長とは独立した教育委員会を置くこととした。そしてこの教育委員会が設置され、教育長その他の事務処理の体制が整った市町村には学校等の施設の設置管理の全責任、すなわち物的管理はもとより人的管理・運営管理の責任を持たせることとしたのである。

しかし従来学校の物的管理のみしか担当していなかった市町村について、教職員の人事や教育活動についてまで管理者としての責任を持たせることについては、その自治能力に危惧の念を持つ意見が多く、市町村に対する教育委員会の全面設置は四年後の昭和二十七年まで保留され、その間未設置の市町村については都道府県の教育委員会が従前地方長官の行なってきた職務を担当した。

従って、昭和二十七年秋、全国の市町村に教育委員会が設置されはじめて、教育行政における地方自治の理念が実現されることになったのである。教育委員会法の定めた地方教育行政制度は、従来の国中心の地方教育行政とは著しく異なり、地方自治の趣旨を最大限にとり入れたものであったため、同法を適用して、すべての市町村に教育委員会を設置することについては、当初から強い反対意見があり、また全面設置の後にもその廃止・権限の縮小等を求める運動が繰り返された。

その反対理由の主要なものは、一つには行政委員会としての教育委員会は邪魔な機関であるというのである。教育委員が直接選挙で選ばれたこと

に対する批判もこの意見の底流に含まれている。他の一つは学校を個々の市町村が管理し、殊に人的管理・運営管理までも市町村ごとに行うのは不適当であるから以前の体制の如く、市町村は学校の物的管理を行うにとどめ、人的管理や運営管理はすべて都道府県の教育委員に担当させるべきであるというのである。

前者の意見については暫くおくとして、後者の意見は結果的には教育行政について、新憲法でいう地方自治の原則に即さないことになるものである。このことは前述の歴史的な経緯からみて明らかである。もっともこの点については都道府県の当局が旧憲法下における場合と異なり、国の出先機関ではなく、地方自治の原則に沿う地方自治体となっているとの意見もありうるものであるが、市町村の自治を否定する点においては旧制度と同様であり、市町村の自治をかえりみないで、都道府県の自治のみで地方教育行政における地方自治が実現されるということは、どうしても無理が伴うといわなければならない。

教育委員会施行によって一部不合理の点も指摘されるに至ったので、昭和三十一年六月三十日これを根本的に改正し、新たに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され同年十月一日施行された。

この法律は教育行政における地方自治を尊重する建前に立って制定されたもので、もちろん学校の人的管理にしても運営管理にしても、はた又物的管理や社会教育の諸事業にしても、市町村のみですべてが満足に処理出来るものと考えるものではない。現に義務教育諸学校の教職員の給与は都道府県が負担し、更に国もその二分の一を負担するほか国や都道府県から多くの経費が市町村の教育のために支出され、又行政の運営についても各種の指導援助が行われているのであるから、教育事務については市町村の自治を尊重するといつても市町村の力の足りない点は都道府県や国で補い、又指導援助する体勢を考慮しなければならないことはいうまでもない。これは市町村に先ず教育についての第一義的な責任と機能を与え、その努力に期待することによってこそ国民全体の教育としてその振興を期し得

られるものである。

さて本町では昭和二十七年十一月一日市町村教育委員会設置保留期限満了直前に旧村毎に教育委員会が設置され、各村とも一斉に公選によって教育委員が選挙された。その後昭和三十一年十月一日法律の改正によって委員の選任方法が変わり、市町村長が議会の同意を得て任命することとなったが、昭和三十一年九月三十日町村合併の結果、下部町教育委員会となって現在に至っている。

委員の任期についても最初は選挙の結果得票数の高点者二人は四年、他の二人は二年と定められていたが中途において法の改正（昭和二十九年六月十日公選法の一部改正）により他の二人も四年となった。昭和三十一年町村合併により任期中ではあったが全員が退任した。

富里村（下部町）教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野 寿章	昭和27・10・5	昭和31・9・29
佐野 喜光	" "	" "
岩松 一治	" "	昭和28・8・
渡辺 寛治	昭和27・10・10	昭和30・4・29
杉山 一好	昭和28・8・	昭和31・9・29
磯野 辰一	昭和30・5・7	" "
依田 延好		
久那土村教育委員会委員		
上田 謙太郎	昭和27・10・5	昭和31・9・29
深沢 正夫	" "	" "
山田 栄幸	" "	" "
保坂 武甫	" "	" "

第一章 町の行政

下部町教育委員会委員						共和村教育委員会委員						古閑村教育委員会委員						
氏名						氏名						氏名						
磯野良訓	赤野喜光	佐野まさき	日野向和夫	依田道弥	矢崎純孝	高野要	依田和夫	小林治	長沢公慶	若林豊	赤池昌肇	渡辺清義	赤池義肇	伊藤栄孝	田中重治	中沢静治	日向鼎	上田盛治
昭和31・10・14	昭和32・9・18	昭和31・10・18	昭和32・10・18	昭和32・9・18	昭和32・12・12	昭和27・10・5	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和27・10・5	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和30・5・7	昭和27・10・5	昭和28・11・11	昭和30・11・11	昭和31・9・29
昭和38・7・31	昭和35・8・31	昭和32・9・1	昭和32・10・13	昭和34・10・17	昭和41・10・13	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29	昭和30・9・29	昭和31・9・29	昭和31・9・29

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第百九十五条によつて町村は条例の定めるところにより監査委員を置かなければならない事になっている。この監査委員は町村長が議会の同意を得て財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下知識経験者という）及び議会議

監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池貞男	昭和55・10・27	現在
渡辺公明	昭和55・10・27	現在
佐野謙次	昭和54・10・21	昭和55・10・13
赤野真浄	昭和52・10・22	昭和55・10・13
青柳真元	昭和51・10・14	昭和54・10・21
小林政勇	昭和51・10・14	昭和52・10・21
日向元	昭和50・10・21	昭和52・10・21
伊藤尚文	昭和48・10・22	現在
石部寛	昭和48・10・17	現在
渡辺武彦	昭和47・10・14	昭和51・10・15
池田繁治	昭和46・10・21	昭和50・10・20
石部源治	昭和45・10・14	昭和48・10・16
馬場文治	昭和45・10・22	昭和47・10・13
河野英寛	昭和44・10・22	昭和48・10・21
日向光治	昭和44・10・28	昭和44・10・21
浅川祥一	昭和43・10・14	昭和45・10・18
小林祥博	昭和42・10・21	昭和46・10・20
浦田博	昭和41・10・14	昭和45・10・13
山田栄安	昭和40・10・22	昭和44・10・25
小保寿正	昭和39・10・14	昭和43・10・13
保坂幸郎	昭和38・10・21	昭和42・10・20
馬場慶太	昭和38・10・1	昭和39・10・13
伊藤映雄	昭和36・10・14	昭和40・10・13
渡辺勝弘	昭和35・10・14	昭和51・10・13
佐野弘	昭和34・10・21	昭和38・10・20

員のうちから選任される訳で、この場合監査委員の定数が四人の場合は議員のうちから二人又は一人、定数が三人以下の時は議員のうちから一人を選任する事になっている。本町の場合は定員二人につき議会議員知識経験者各一人ずつである。

なお監査委員は町長・助役と親子・夫婦・兄弟・姉妹の関係にある者は選任できない。又中途に於てこのような関係が生じた場合はその職を失う事が建前となっている。

富里村(下部町)監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野忠義	昭和24・12・10	昭和26・5・17
赤池忠則	昭和26・5・18	昭和26・7・9
佐野利晴	昭和26・7・10	昭和26・11・6
岩野一格	昭和26・7・10	昭和28・7・9
小林喬森	昭和26・11・7	昭和30・4・29
竹之内竹次	昭和25・10・10	昭和30・7・9
渡辺健一	昭和30・5・10	昭和31・4・29
小林喬森	昭和30・7・10	昭和31・4・29
小林才雄	昭和31・5・10	昭和31・9・29
佐野重良	昭和22・5・12	昭和22・5・23
保野重太郎	昭和22・6・20	昭和24・5・12
池田伊作	昭和22・5・20	昭和26・5・3
上田吉一	昭和24・5・15	昭和26・5・3
日向利一	昭和24・5・15	昭和28・5・3
保坂重治	昭和24・5・15	昭和28・5・3
加藤善吉	昭和26・5・4	昭和27・1・10

共和村監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野重良	昭和27・1・11	昭和28・5・3
伊藤貞雄	昭和28・9・22	昭和30・9・21
上田謙太郎	昭和29・5・4	昭和31・9・29
渡辺喜作	昭和30・9・22	現在

下部町監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池長治	昭和32・2・1	昭和33・9・2
熊谷一之	昭和32・10・4	昭和36・9・29
杉山謙好	昭和33・4・15	昭和37・6・25
上田久則	昭和33・9・15	昭和40・9・29
太田久太郎	昭和36・8・30	昭和38・10・29
保坂元政	昭和37・1・1	昭和41・12・31
小林孫一朗	昭和39・10・1	昭和47・3・24
馬場正夫	昭和40・10・21	昭和47・3・19
深沢最保	昭和45・3・20	昭和48・9・19
小林保	昭和47・6・21	昭和48・10・19
二宮幸男	昭和48・3・20	昭和50・6・19
望月幸男	昭和48・10・4	昭和50・10・19
二宮英男	昭和48・10・4	昭和50・10・19
日向三郎	昭和51・11・24	現在
保坂武甫	昭和52・10・1	昭和55・10・17
中野智一	昭和55・10・27	現在

監査委員は従前は都道府県のみ必置とされ、町村は任意とされていたので古閑村では置かなかつた。ところが昭和三十八年法の改正によって町村でも必ず置かなければならないこととなった。委員の任務は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。

選挙管理委員会

地方自治法の第八十一条では地方公共団体は選挙管理委員会を置かなければならない事が決まっております、この委員会は町村毎に四人の管理委員と同数の補充員を、選挙権を有する者で人格高潔、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから議会が選挙する。

選挙管理委員及び補充員には選挙投票又は国民審査に関する罪を犯して刑に処せられた者はなることができない。又、議会の議員を兼ねることもできない。

選挙管理委員は県知事及び主務大臣の指導監督を受けなければならないと規定されている。任期は四年で補欠就任の場合は前任者の残任期間となっている。

本町では下部町選挙管理委員会規定が制定されていて委員会ではこの規定の範囲内で職務を執行している。

富里村（下部町）選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺 義次	昭和23・2・	昭和24・12・12
磯野 貴信	" "	" "
小松 斌	" "	" "
中込 松柏	" "	" "
渡辺 義次	昭和24・12・13	昭和27・
磯野 貴信	" "	" "
小松 斌	" "	" "

久那土村選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
中込 竹次	昭和24・12・13	昭和27
赤池 忠一	" "	昭和27・1・31
佐野 林	" "	昭和27・1・9
小野 林	昭和27・2・11	" "
佐野 誠	" "	昭和27・9・9
磯野 七郎	昭和27・12・10	昭和30・12・9
小野 貴信	" "	" "
遠藤 静悟	" "	" "
渡辺 健一	" "	" "
馬場 文雄	" "	" "
佐野 克夫	昭和30・12・10	昭和31・9・29
馬場 憲一	" "	" "
佐野 一郎	" "	" "
小野 英雄	" "	" "
佐野 雄	" "	" "
小野 武雄	" "	" "
佐野 訓	" "	" "
門西 尊	" "	" "

氏名	就任年月日	退任年月日
高野 忠之	昭和23・11・17	昭和26・11・15
深沢 正夫	" "	" "
加藤 常治	" "	" "
山田 金重	" "	" "
望月 牧太郎	" "	" "
伊藤 朝重	" "	" "
土橋 美雄	" "	" "
内藤 孝	" "	" "
補	" "	" "
補	" "	" "
補	" "	" "

古閑村選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池根正	昭和25・8・25	昭和27・11・9
渡辺憲綱	"	"
伊藤晴雄	"	"
赤池信清	"	"
伊藤久男	昭和25・8・24	"
伊藤義則	"	"
赤池正雄	"	"
赤池重造	昭和23・11・8	昭和27・11・9
渡辺昌義	"	"
赤池正芳	"	"
伊藤孝重	昭和23・3・31	昭和23・11・7
赤池義訓	"	昭和23・3・20
補	不明	"

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池重	"	昭和26・11・10
伊藤修哉	"	"
今村源三	"	"
佐野楠志	"	"
土橋悦造	昭和29・11・16	昭和31・9・29
上田延太郎	"	"
今村梯一	"	"
上田秀吉	"	"
渡辺善嗣	"	"
内藤正二	"	"
桐戸政喜	"	"
上田延太郎	"	"
日向金陽	"	昭和29・11・15
山田重	"	"

共和村選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
小林次郎	"	"
若林富雄	"	"
佐野定重	"	"
小野栄重	昭和30・12・8	昭和31・9・29
高野義慶	"	"
伊藤久雄	"	"
近藤勝義	"	"
佐藤明	"	"
萩原康	"	"
大原芳夫	"	"
若林精一	昭和27・12・8	昭和28・9・7
高野義慶	"	"
佐野明	"	"
高野明	"	"
二宮直彦	昭和26・9・12	昭和27・12・7
補	"	"

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池喜	"	"
赤池久男	"	"
赤池勉	"	"
田中晴市	"	"
小林元政	昭和30・12・23	昭和31・9・29
渡辺清	"	"
渡辺久男	"	"
赤池利雄	"	"
赤池栄	"	"
伊藤栄	"	"
小藤栄光	昭和27・12・24	昭和30・12・22
渡辺貞治	"	"
伊藤生駒	"	"
赤池登頼	昭和25・3・15	昭和27・11・9
補	"	"

下部町選挙管理委員会委員

氏名		就任年月日	退任年月日
伊藤久憲	昭和31.10.14	昭和33.3.31	
馬場慶造	昭和31.10.14	昭和33.5.5	
土橋悦弘	昭和33.4.12	昭和33.5.11	
渡辺清造	昭和33.4.14	昭和33.5.11	
小松義一	昭和33.5.7	昭和33.5.11	
岩松格	昭和33.5.12	昭和33.5.11	
小松格	昭和33.5.12	昭和33.5.11	
依田孝夫	昭和35.1.24	昭和35.11.18	
渡辺秋夫	昭和35.5.30	昭和35.11.17	
内藤清孝	昭和35.10.16	昭和38.2.17	
渡辺清一	昭和35.10.16	昭和38.2.17	
上田義一	昭和35.12.7	昭和41.7.16	
小田義一	昭和38.2.18	昭和41.7.16	
内藤次男	昭和38.2.18	昭和41.7.16	
河野寛	昭和38.2.18	昭和41.7.16	
小林宗代	昭和39.10.14	昭和41.12.13	
古重範	昭和39.10.14	昭和41.12.13	
今村孝一郎	昭和40.8.13	昭和41.12.13	
望月甲太郎	昭和41.7.17	昭和41.12.13	
望月甲太郎	昭和41.7.17	昭和41.12.13	
伊藤尚一	昭和42.3.14	昭和46.2.13	
小池保文	昭和42.3.14	昭和46.2.13	
小池正光	昭和46.3.14	昭和46.3.15	
小赤光	昭和46.3.14	昭和46.3.15	
小赤光	昭和46.3.14	昭和46.3.15	

氏名	就任年月日	退任年月日
若狭軍太郎	昭和46.3.14	昭和50.2.16
遠藤斌	昭和50.3.17	昭和54.3.16
赤池光	昭和50.3.17	昭和54.3.16
赤池光	昭和50.3.17	昭和54.3.16
佐野武雄	昭和54.3.17	現在
日向誠	昭和54.3.17	現在
渡辺治彦	昭和54.3.17	現在
小林義彦	昭和54.3.17	現在
若狭金男	昭和54.3.17	現在

公平委員会

地方自治法第八十五条の五第一項第三号を以て、人事委員会を置かない普通地方公共団体の内人口十五万未満の町村では、公平委員会を置かなければならないことになっている。

公平委員会は三人の委員を以て組織し、委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て、町村長が選任することになつており、この場合、禁治産準禁治産者・禁錮以上の刑に処せられその執行の終らない者・町内で懲戒免職の処分を受け二年を経過しない者・暴力で政府を破壊しようとする政党员等は選考を受けることができないことになっている。

公平委員会は左に掲げる事務を処理しなければならない。

- 一、職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し判定し、及び必要な措置をとること。
- 二、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 三、右の外法律に基づきその権限に属せしめられた事務

下部町では昭和三十一年十一月二十七日新たに条例第七号で下部町公平

ことができる。この場合は直後の議会で事後承認を得なければならぬ。
 その際同意を得ることができなければその委員を罷免することになっ
 ている。

固定資産評価審査委員は国会や地方議会の議員・地方団体長・農業委員
 会の農地部の委員・固定資産評価員等はこれを兼ねることができない。又
 町営工事の請負をすることもできない。

尚この外に禁治産準禁治産破産者で復権しない者・固定資産評価審査委
 員で罪を犯し処罰された者・国家公務員地方公共団体職員で懲戒免職にな
 り二年を経過しない者は委員となることができないという制限がある。

旧村以来の固定資産評価審査委員は次の通りである。

富里村（下部町）固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池 忠則	昭和25・8・14	昭和26・8・13
磯野 貴信	" "	昭和31・9・29
渡辺 義次	昭和27・10・10	昭和28・1・3
赤池 忠則	昭和27・10・13	昭和31・9・29
佐野 逸策	昭和28・1・13	" "

久那土村固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
小林 安吉	昭和26・9・11	昭和27・10・20
上田 謙太郎	" "	昭和31・9・29
日向 英治	昭和27・10・21	" "
小林 安吉	" "	" "
上田 謙太郎	" "	" "

古閑村固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池 長治	昭和26・8・27	昭和30・5・10
伊藤 久直	" "	" "
赤池 義直	" "	" "
小池 貞光	昭和30・5・11	昭和31・9・29
渡辺 憲綱	" "	" "
赤池 秀義	" "	" "
小林 秀義	" "	" "

下部町固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
上田 謙太郎	昭和32・2・1	昭和34・1・21
内藤 照雄	" "	昭和34・10・21
伊藤 忠光	昭和34・10・21	昭和36・10・19
深沢 正夫	" "	昭和36・10・19
小沢 義弘	昭和35・8・1	昭和38・1・19
伊藤 忠光	昭和36・10・21	昭和38・1・19
小林 義弘	昭和36・10・21	昭和38・1・19
上田 謙太郎	昭和37・2・1	昭和39・1・19
馬場 千代	昭和37・2・1	昭和39・1・19
赤池 文雄	昭和38・1・1	昭和40・1・1
深沢 千代	昭和39・1・1	昭和41・1・1
馬場 文雄	昭和39・1・1	昭和41・1・1
赤池 文雄	昭和39・1・1	昭和41・1・1
深沢 千代	昭和40・1・1	昭和42・1・1
馬場 文雄	昭和40・1・1	昭和42・1・1
上田 謙太郎	昭和41・1・1	昭和43・1・1
馬場 文雄	昭和41・1・1	昭和43・1・1
上田 謙太郎	昭和42・1・1	昭和44・1・1
馬場 文雄	昭和42・1・1	昭和44・1・1
深沢 千代	昭和43・1・1	昭和45・1・1
馬場 文雄	昭和43・1・1	昭和45・1・1
上田 謙太郎	昭和44・1・1	昭和46・1・1
馬場 文雄	昭和44・1・1	昭和46・1・1
上田 謙太郎	昭和45・1・1	昭和47・1・1
馬場 文雄	昭和45・1・1	昭和47・1・1
上田 謙太郎	昭和46・1・1	昭和48・1・1
馬場 文雄	昭和46・1・1	昭和48・1・1
上田 謙太郎	昭和47・1・1	昭和49・1・1
馬場 文雄	昭和47・1・1	昭和49・1・1
上田 謙太郎	昭和48・1・1	昭和50・1・1
馬場 文雄	昭和48・1・1	昭和50・1・1
上田 謙太郎	昭和49・1・1	昭和51・1・1
馬場 文雄	昭和49・1・1	昭和51・1・1
上田 謙太郎	昭和50・1・1	昭和52・1・1
馬場 文雄	昭和50・1・1	昭和52・1・1

第一章 町の行政

土橋 磯野 日向 矢崎 北条 松井 美保 次	氏名	昭和52・6・1	昭和52・10・1	現在
------------------------	----	----------	-----------	----

下部町簡易水道運営審議会委員

二宮 堀内 渡辺 中馬 井上 佐野 上野 坂田 保坂 美春 澄江 富江 進江 百代 昌朋 政人 久政 貞憲 美恵子	氏名	昭和53・9・1	現在
---	----	----------	----

保健施設計画審議会委員

小林 直一 小林 祥雪 伊東 信太郎 若狭 熊太郎 堀内 政人 佐野 寿章	氏名	昭和54・4・23	現在
---------------------------------------	----	-----------	----

国民健康保険運営協議会委員

下部 渡辺 富美夫 小林 はな子 山宮 辰也 北条 容位 小野 勇夫 佐野 美恵子 石部 元章 内藤 清一 高野 操 小林 兼一 小原 弥一 大宮 保房 二藤 まさ子 伊藤 晴雄 深沢 晴雄 上田 鶴子 赤池 さか江 赤池 菊夫 赤池 正夫 伊藤 知美 赤池 武則	氏名	昭和54・4・1	現在
--	----	----------	----

公民館運営審議会委員

上藤 延雄 内藤 武雄 渡辺 武彦 小池 嘉彦 赤池 貞男	氏名	昭和52・6・1	昭和52・12・26	現在
-------------------------------	----	----------	------------	----

第一章 町の行政

民生委員推せん会委員		公害対策審議会委員	
氏名	就任年月日	氏名	就任年月日
渡日土 辺向橋 真精 一謙一	昭和52・10・1	上赤渡石矢伊河遠渡石樋日磯土内浦 田池辺部崎藤西藤辺田川向野橋藤田 政清夫一道孝好保恒武精 佐 子正子夫弥貴桂男勝広雄謙一一弘博	昭和54・4・1
現在	退任年月日	今伊伊赤渡深 福藤藤池辺沢 ふ平知輝晴良 さ巖美朔雄男	昭和51・9・6
		現在	現在

水防協議会委員	
氏名	就任年月日
伊河日遠渡諏中赤佐石石小土古後若小 藤西向藤辺訪沢池野部部林橋屋藤林林 孝好完栄一種元欣精哲辰春最 貴桂勇男勝三史雄重章一貢一男雄樹将	昭和53・8・1
浅石磯赤小日加田赤磯今 川部野池林向藤中池野福 澄兼善誠一孝静 清栄江修一勇吉明代行男	昭和52・10・1
現在	退任年月日
	現在

磯野重保	昭和53・8・1	現在
------	----------	----

小口資金融資審査委員会委員

渡辺重保	昭和53・8・1	現在
遠藤好勝		
伊藤孝貴		
赤池修		
石部正		
小林一		
土橋精吾		
宮沢一		
古屋重		
中沢昭五		

林業構造改善事業協議会委員

内藤延雄	昭和50・9・18	現在
小林一		
土橋一		
磯野精		
高野武		
浦田静喜		
小田博		
内藤延雄		

恩賜林保護財産区管理会委員

大八坂川尻山之神外十五山恩賜林保護財産区

小林政	昭和52・4・1	現在
今福元		
赤池信一		
赤池武正		
赤池良		
伊藤本		
赤池好		

広野村上外九山恩賜林保護財産区

浦田博	昭和52・4・1	現在
赤池昇		
小林一		
竹内喜		
依田文		
門西道		
切金		

山村開発センター運営審議会委員

石部栄	昭和53・9・18	現在
石部寛		
土橋精		
伊藤映		
伊藤雄		
佐野美		

三 諸例規

本町には、各種例規のうち、条例一三六、規程五七、規則七九、要綱八、規約三、要領一、内規一合わせて二八五あって、それぞれの趣旨にのっとって町の運営をしているが、そのうち最も多数の町民に関係の深いものを選んで次に掲げた。(昭和五十四年現在)

下部町議会傍聴人取締規則

(昭和三十一年十月十八日
規則 第二二号)

第一条 下部町議会を傍聴しようとする者は、この規則に定めるところに従い、議長の許可を得なければならない。

第二条 議長の許可を得た傍聴人は、その住所氏名年令を記帳し、係員の指示に従い、入場しなければならない。ただし、議場その他の都合により、議長は、傍聴人の入場人員を制限することができる。

第三条 傍聴人は、次の事項を守らなくてはならない。

- 一、戎兇器の類を携行してはならない。
- 二、帽子、襟巻又は外套の類を着してはならない。
- 三、杖、傘の類を携行してはならない。

第四条 傍聴しようとする者で酩酊したもの、又はふう顛白痴のもの及び議場の秩序を害するおそれのあるものは、如何なる理由あるも傍聴は許さない。

第五条 傍聴人にして法令及びこの規則に違反するものについては、議長は退場を命ずることができる。

附則

この規則は昭和三十一年九月三十日より施行する。

下部町納税組合助成金交付規程

(昭和四十七年三月二十四日
告示 第十八号)

第一条 この規程は、納税組合の育成強化を図ることにより、町税の完納を期し、もって町財政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第一章 町の行政

第二条 町民税、固定資産税、国民健康保険税及び入湯税を納入する納税組合に

対して納期限内に全員納入した場合に助成金を交付する。

第三条 前条の助成金は、組合員一人当り一、二〇〇円とし予算の範囲内で交付する。入湯税については一人当り七、五〇〇円とする。

2 前項の助成金は、年度末に交付する。

第四条 納税組合を組織したときは、左記事項を具した書面をもって町長に届け出なければならない。

一 規約

二 組合員氏名

三 組合長及び副組合長氏名

2 前項の届け出をした後に組合員又は役員に異動があったときはその都度届け出なければならない。

第五条 前条の納税組合は、従来の部落単位を原則とする。ただし、二十世帯以上の場合はこの限りでない。

第六条 町民税、固定資産税、国民健康保険税及び入湯税を毎期限内に全員納入した組合に対して、町長は、これを表彰することができる。

附則

この規則は昭和四十七年四月一日から施行する。

下部町手数料徴収条例

(昭和三十一年十二月二十七日
条例 第二十七号)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条第一項の規定による手数料の徴収については別に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

一 証明

一件につき百円

二 公簿、公文書図面の閲覧又は照合

一回につき百円

三 公簿、公文書の謄本、抄本又は謄書

一枚につき百円

2 数件を一括して申請するときは、その種類の異なる毎に各別に手数料を徴収する。

第五編 自治のあゆみ

第三条 郵便で申請する場合は前条に規定する手数料の外その郵便料を増手数料として増徴する。

第四条 閲覧、照合、証明及び謄本又は抄本その他の交付は、公衆に示して差支えないと認められたものに限る。

第五条 手数料は閲覧、照合、証明及び謄本又は抄本その他の交付又は申請のときこれを徴収する。

2 申請事項の不明又は証拠のないものはその旨を告げ、すでに納入した手数料は払戻す。但し、郵便で申請する場合には告知に要した郵便料は徴収する。

第六条 次に掲げるものについては、手数料は徴収しない。

- 一 法令の規定により取扱うもの
- 二 本町の住民で公費の救助を受け又は扶助を受けるために必要なもの。
- 三 本町の住民で手数料を納入する資力がないと町長が認めるもの
- 四 公用として官公署より請求のあったもの
- 五 公務員が職務上の必要で請求したもの

第七条 詐偽その他不正の行為によりこの条例に定める手数料の徴収を免れたものには二千元以下の過料を科す。

附則

この条例は公布の日から施行する。

下部町教育委員会傍聴人規則

(昭和四十八年六月二十一日)
教委規則 第五條

(趣旨)

第一条 この規則は、教育委員会の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の届出)

第二条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年令を傍聴人受付簿に自署しなければならない。

(傍聴人の制限)

第三条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第四条 精神に異状があると認められる者、酒気を帯びていると認められる者その他委員長において不相当と認められる者は、傍聴することができない。

(傍聴人の遵守事項)

第五条 傍聴人は、議場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしてはならない。

(違反に対する措置)

第六条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

下部町教育委員会表彰規則

(昭和四十八年十二月四日)
教委規則 第十五條

(目的)

第一条 この規則は、町内の教育、学習及び文化の振興発展に貢献した善行業績を表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第二条 教育機関及び団体並びに個人で次の各号の一に該当するもの(以下「被表彰者」という)は、この規則の定めるところにより、下部町教育委員会が表彰する。

- 一 教育、学術及び文化の振興研究及び改善のためじんすいし、その功績が顕著であるもの。
 - 二 多年にわたり、教育機関又は団体に勤務し、誠実にその職務に精励して、他の模範と認められる者。
 - 三 前各号のほか、特に表彰に価すると認められるもの。
- 2 褒賞条例その他国又は県の定めるところにより表彰されたもので第一条の

目的に副うと認められるものに対しては、この規則による表彰を行なうことができる。

(表彰の方法)

第三条 表彰は、表彰状を授与して行なう。ただし、金品をあわせて授与することができる。

(表彰の選考)

第四条 表彰の選考は、教育委員会が行なう。

2 選考にあたっては、諮問機関を設けて意見を徴することができる。

(追彰)

第五条 被表彰者が死亡したときは追彰するものとし、表彰状及び金品は遺族に交付する。

(表彰の時期)

第六条 表彰は、毎年十一月に行なう。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(被表彰の公表)

第七条 この規則による被表彰者は公表する。

(委任)

第八条 この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

下部町公民館使用条例

(昭和三十二年二月一日
条 例 第三十号)

第一条 この条例は、地方自治法第二百二十五条の規定により、下部町公民館(以下「公民館」という)の使用及び使用料の徴収につき別に定めのあるものを除き、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 公民館を使用するものは、次の事項を記載した文書をもって公民館長の許可を受けなければならない。その事項を変更しようとする時も同様とする。

第一章 町の行政

一 使用する目的

二 使用する日時

三 使用する範囲及び設備

四 使用の為入場する者数及び入場料等

五 使用責任者の住所及び職業氏名

六 その他必要な事項

第三条 次の各号の一に該当する場合には、公民館の使用は許可しない。

一 使用の目的が社会教育法第二十三条に規定してある事項に合致する場合

二 使用の目的が公益を害し又は風俗を乱すおそれがあると認められる場合

三 公民館建物及び附属設備を毀損するおそれがあると認められる場合

四 その他館長が不相当と認めた場合

第四条 この条例に違反し、又は使用の許可後に第三条の各号の事由が生じたときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の使用許可の取り消しにより使用者に損害が生じても管理者はその賠償の責を負わない。

第五条 使用の許可を受けたものは、使用料を別に発する使用料告知書によって使用前に納入しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表使用表の通りとする。

3 既納の使用料は、これを還付しない。但し不可抗力により使用できない時、又は第四条の規定により許可を取り消した時は、その全部又は一部を還付することができる。

第六条 公民館長が特別の理由があると認めた時は、使用料を減免することができる。

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は公民館長の指示事項に違反して使用し、並びにその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

第八条 公民館長は、使用者に対して必要な設備をさせ又は制限することができる。

第九条 使用者は、使用を終った時は原状に復し、器具を整備し、且つ、清掃の上公民館長に引渡さねばならない。

第五編 自治のあゆみ

- 2 前項の義務を怠った時、又は設備器具等を毀損若しくは滅失した時は、公民館長に於て適宜処理しその費用を使用責任者に負担せしめる。
- 3 前項の処理に代つて、公民館長は損害額を定め使用責任者に賠償させることができる。

第十條 この条例の施行に関し、必要の事項は別に定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

下部町災害見舞金支給規程

(昭和四十九年九月二十日
告示第五十四号)

(目的)

第一條 避けることのできない自然災害によつて蒙つた被災者の福祉助長をはかることをもつて目的とする。

(定義)

第二條 この規程において「災害」とは、地震、暴風、豪雨、洪水その他異常な自然現象により生ずる災害及び火災等の被害をいう。

(災害見舞金の対象)

第三條 この規程において災害見舞金(以下「見舞金」という)の適用を受ける者は、下部町に住所を有する者で、下部町の区域内において前条の災害による家屋(住家に限る。以下同じ)及び住家敷地に被害を受けた世帯とする。

(見舞金)

第四條 見舞金は、次の区分による。

- 一 家屋の全壊、全焼、その建物の規模、構造及評価額並びに耐用年数等に應じて、一世帯について十万円以上最高三十万円を限度として町長が定める。
- 二 家屋の半壊、半焼、前号に準じ、五万円以上最高十五万円とし、町長が定める。
- 三 床上浸水、土砂堆積等、五千円以上最高五万円とし、町長が定める。
- 四 床下浸水 状況により、町長が定める。

五 住家敷地の欠壊、崩落、埋没、土砂流入流出等、この復旧に要する費用が、十万円以上百万円を限度として三割以内、ただし、国又は県の復旧工事及び補助対象になつたものは除く。

(見舞金の支給)

第五條 町長は、災害査定会議に諮つて見舞金を決定する。

2 見舞金は、すみやかに被災者に支給しなければならない。

3 故意又は重大な過失によつて生じた被害と認定されたものに対しては、見舞金は支給しない。

(災害査定会議)

第六條 査定会議は、助役、収入役、教育長、各課長、室長、事務局長をもつて構成する。

2 査定の公正を期するため、担当職員は、町長に対し次の書類を提出しなければならない。

- 一 被災の事実が証明される書類。
- 二 見舞金の支給制限に関する書類。
- 三 その他町長が必要と認める書類。

(その他)

第七條 この規程にない事項は、町長が定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十九年七月七日台風八号災害より適用する。

下部町管下部温泉会館の設置及び管理に関する条例

(昭和四十五年三月二十六日
条例第二百八十六号)

(目的)

第一條 下部町は、住民の福祉増進と、下部温泉利用人口の増加をはかるため、下部温泉会館を設置し、その管理及び使用に關しては、この条例の定めるところによる。

(名称及び設置場所)

第二条 名称及び設置場所は次のとおりとする。

名称 下部町営下部温泉会館
場所 下部町下部第百参拾番の壱

(管理)

第三条 下部町営下部温泉会館(以下「温泉会館」という)の管理は、町が行なう。ただし、管理上必要と認めるときは、町長が指定する者に管理を委任することができる。

(使用の許可)

第四条 温泉会館を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可をうけなければならぬ。

(使用の制限)

第五条 次に該当すると認めるときは、管理者は使用の許可を取り消し、又は許可しないものとする。

- 一 公益を害し、または風俗を乱すおそれのあるとき。
- 二 施設を汚染し、または破損するおそれのあるとき。
- 三 管理上必要があるとき、その他使用させることが適当と認められないとき。

(使用料)

第六条 温泉会館の使用許可をうけた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 管理者は、公益上必要と認められる場合の使用については、使用料の全部または一部を減免することができる。

2 下部町内在住者で七十歳以上の者については、使用料は免除とする。

(使用料の還付)

第八条 既納の使用料は還付しない。ただし、管理者が管理上の都合により使用させなくなったときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第九条 故意又は重大な過失により施設を汚染しまたは破損した者は、管理者が原状に復するに必要と認める損害額を賠償しなければならない。

第一章 町の行政

(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、温泉会館の管理及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和四十五年四月一日から適用する。

(別表省略)

納税組合規約

第一条 この組合は、納税資金を貯蓄し、町民税固定資産税及び国民健康保険税その他の町税完納と貯蓄の美風を養成するを目的とする。

第二条 この組合は、納税組合と称し、居住の納税義務ある希望者をもって組織し、その事務所を組合長宅におく。

第三条 組合に左の役員を置く。

組合長 一名

副組合長 一名

監事 一名

役員は組合員中より選挙し任期は一年とする。但し、再選を妨げない。

第四条 組合長は、組合の事務を処理しこの組合を代表する。

副組合長は、組合長を補佐し組合長事故ある時はその事務を代理する。

監事は、組合の経理を監査する。

第五条 この組合の会計年度は四月一日に始め翌年三月三十一日に終る。

第六条 組合員は、前年度各自の納税金額を標準として左の預(貯)金方法により貯蓄するものとする。

日掛預(貯)金

旬掛預(貯)金

月掛預(貯)金

前項により難いときは、随時収入により預金(貯金)するを妨げない。

第五編 自治のあゆみ

第七条 預（貯）金は、組合員輪番により集金しこれを各組合員別の口座をもって預け入れ、その預（貯）金通帳は組合長に引継ぐものとする。

引継を受けた組合長は、確実なる方法をもって保管するものとする。

第八条 組合長は徴税令書等の配布を依頼された時は、直ちに組合員に配布しなければならぬ。

第九条 組合長は預（貯）金をもって町税を納入しようとするときは、納税令書

その他納付に必要な書類を組合長に渡し納入を依託するものとする。

第十条 納入したる領収証書は、その都度組合員に配布するものとする。

第十一条 下部町より受くる補助金又は奨励金等は組合の費用を支弁しなお残金あるときは、総会の議決により処分するものとする。

第十二条 組合長は毎年会計年度末において一年間の預（貯）金額又は組合財産等の出納を精算し、これを報告するため組合総会を開くものとする。

附則

この規約は、昭和三十四年四月一日よりこれを実施する。

第三節 広域行政

一 峡南広域市町村圏

通信・交通機関の目覚ましい発達によって人々の行動範囲は広域化し、従って生活圏・経済圏はますます拡大され、従来の個々の町村区域ではこと足りぬ状態となったので、ここに利害を同じくする近隣町村は相はかつて、昭和四十六年一つのブロックを結成してものごとを共同処理することとなった。

これは生活圏を一体とした行政を行うため、国が昭和四十四年に地方都市及びその周辺の農山漁村地域を一体として、形成されつつある日常社会

生活圏を行政の場とした、地域社会の総合的な振興整備を図る基本的な考えと手法により広域市町村圏の設定をして、広域行政体制の整備のため「広域市町村圏振興整備要綱」を定めたので、その要綱に準拠して組織したものである。

広域圏の範囲は上九一色村を除く西八代郡四町と、南巨摩郡全町を含む十一カ町であつて国の広域行政計画に従つたもので、「峡南広域市町村圏」と称し昭和四十七年発足、各参加町から選出された委員によって協議会を設立し事務局（局員七人。市川大門・下部・増穂・鯉沢・身延の各町から派遣）を市川大門町役場に置いて運営をしている。

発足当時の峡南広域市町村圏は人口八九、〇五五人、世帯数二一、八〇六世帯、総面積一、〇六七・七八平方キロメートルで南北四五キロメートルに及ぶ圏域で、このような広大な地域をどのように開発し発展させるかを検討し、十一町の振興整備に関する計画の策定するのが協議会の任務である。

その一環として取り上げられたのが峡南広域消防一部事務組合・峡南養護老人ホームの一部事務組合・峡南計算センター一部事務組合の設立である。

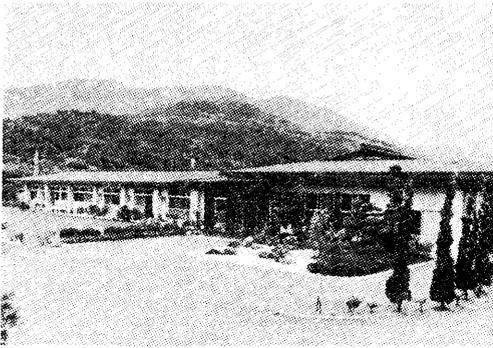
峡南消防組合

この組合は昭和四十七年の設立であつて、各町消防団に関するもの並びに水利施設の設置・維持管理を除く外、消防に関する事項一切を共同処理するもので事務所は市川大門町役場に置き各組織町から選出された二人ずつ計二十二人の議員で組合議会を構成している。組合には管理者一人、副管理者十人、収入役一人を置き事務を処理する。

峡南消防組合消防本部は市川大門町下大鳥居に置き、同所に北部消防署を置いて三珠・市川大門・増穂・鯉沢・六郷の五町を、中部消防署を南巨摩郡身延町下山に置いて下部・中富・早川・身延の四町を、南部消防分署は南部町に置いて南部・富沢の二町をそれぞれ管轄し、更に早川町及び下



峡南消防本部（市川大門町）



峡南養護老人ホーム（南部町）

部町古関に分駐所が置かれ、これら各機関に勤務する職員は合計九十六人で広域圏内の警備の万全を期している。

この消防組合は消防組合法に基づいて、常に施設及び装備の維持管理と水・火災その他非常災害現場における消防活動及び救急業務に遺漏なきよう努めている。

峡南養護老人ホーム組合

全体人口が減少する中で老人人口は逆に増加する傾向をたどっている。老人の単身世帯や寝たきり老人の世帯も多くなり、更に核家族化の進行でこれに拍車をかけている現状である。

このようなことから老後の生活充実と福祉向上などを考えた場合、この圏域にも充実した老人ホームの建設が必要と考えられている際、南部町に老朽化しているが、町立の養老施設慈生園があるのでこれを広域圏の経

営に移管の上、移転改築して近代的な内容の整ったホームにすることとした。

このホームは昭和二十六年四月、旧睦合村で設立し同三十年四月町村合併の結果南部町立となったもので、三十八年七月老人福祉法の制定によって養護老人ホームとなって定員五十人の施設となったものを更に昭和四十八年四月、峡南広域市町村圏の十一カ町で共同経営することになって定員も七十五人になった。

ホームの目的はいうまでもなく老人福祉法に定める身体上若しくは経済上又は環境上の理由により社会生活が困難なため、養護を要する老人を収容し、真に老人にふさわしい生活環境を提供し老人の心理と健康を理解し、老後を生きがいある生活ができるよう養護するものである。

移転による新しい所在地は南部町中野の国道沿いで環境は温暖の気候と快適な風土と温かい人情に恵まれた台地で、自然にも親しみやすく明るく豊かな生きがいのある生活を送る絶好の条件が整っている場所で、敷地面積八、七二四平方メートル、建面積一、六四五平方メートルの鉄筋コンクリート平屋建てで、ここに勤務する職員は園長以下二十二名である。

なおここでは老人入浴事業を実施、管内の長期寝たきり老人で家庭で入浴することが困難な人のために巡回入浴車「やすらぎ号」を派遣、定期的に入浴奉仕を行っている。

峡南広域計算センター組合

コンピュータシステム導入の必要性は社会経済の急速な発展に伴い、行政需要は年々増大し複雑多様化している現状に堪えがみ最も痛感される場所である。一方行政の執行には近年特に高度化・迅速化が要求されており、各町とも職員の増員と、事務機の利用によってこれに対応しているが、行政の需要と供給のバランスをとるためには今後ますます経費の増大はまぬがれない。殊に作業的大量業務の処理には必然的に多数の人員が要



峡南広域計算センター（飯沢町）

求される。

他面職務の分業化は所掌事務の単純化を招く結果となる。これら処理業務の機械化により事務経費を節減し、職員を記帳・計算・分類及び軽易な比較判断など反復的単純作業から解放し、人間本来の能力を活かした高度な判断や創造的業務に移行させ、事務効率の高揚を図ると共に経費の効率的使用により生じた余力を住民福祉の充実と、住民サービスの向上にあて行政の高度化に寄与しようとするものである。

次に目的を具体的に列記すると

- 一、情報処理をスピードアップする
- 二、処理量の増大をカバーする。
- 三、人件費の膨張を防止する。
- 四、行政の意志決定のツールとする。

コンピュータの導入効果については、コンピュータに何をやらせるか。つまり適用業務の内容や処理方式等によって、質量ともに異なる期待できる効果は数量金額等の具体的な計数で示させることが望ましい事ではあるが、効果のすべてを計数的に把握するには困難な面が多い、共同でコンピュータを導入し、標準的システムを作製することにより各自治体が同一歩調で行政事務の合理化・近代化をおし進めることができるのは勿論のこと、各自治体の職員が作業事務から解放され、本来の機能である住民福祉の向上に務める創造者としての役割を十二分に発揮できる体制になり得る。

次にコンピュータ導入により期待される一般的な効果をみるとおおよそ次の通りである。

- 一、行政事務の質的向上を図る。
 - 二、事務の正確性と迅速化を図る。
 - 三、電子計算機組織適用業務と周辺関連業務の簡素化を図る。
 - 四、事務諸経費の節減と省力化対策とする。
 - 五、現在、将来の職員増加に対する抑制策とする。
 - 六、長期的行財政計画に伴う情報処理業務の確立を図る。
 - 七、住民記録管理の確立を図る。
- コンピュータの適用業務としては、
- 一、導入初期の段階では、コンピュータの正確性、スピード等の能力を生かし、単純大量の処理の業務に適用する。
 - 二、第二段階としては、定型化された計画管理的な面を中心とした業務に適する。
 - 三、第三段階としては、意志決定を中心とした例えば予測とか計画業務に関する情報処理の適用

以上の趣旨により昭和四十八年八月、峡南広域圏では計算センター協議会を組織してコンピュータを導入することとなり協議の結果、東京の三岩商事株式会社をして次のように見積らせた上、別記契約書の通り購入契約を締結した。

見積書

一、キュービクル高圧受電設備一式	一、七八〇、〇〇〇円
二、一次側引込工事一式	三三一、〇〇〇円
三、二次側電気工事一式	二六二、七〇〇円
四、電算機空調電源工事一式	一、三三六、五〇〇円
五、諸経費	二〇〇、〇〇〇円
計	三、〇〇〇、〇〇〇円

契約書

- 一、工事名、電算機電源設備工一事式
- 二、工事場所、鍛沢町一、一七五ノ二計算センター
- 三、契約方法、随意契約
- 四、契約金額、一金参百万円也
- 五、工期

自昭和四十八年六月二十日
至昭和四十八年七月二十五日

- 六、契約保証金、免除
- 七、契約金支払方法、検収後二か月以内
- 八、契約の相手方

東京都渋谷区道玄坂一丁目九番三号

三岩商事株式会社代表取締役 岩崎宏達

右に対する下部町の負担金は次の通りである。

- 一、人口割、九、一七〇人 一三五、〇〇〇円
- 二、件数割、八、二二三件 七、〇〇〇円
- 三、均等割 四八、〇〇〇円

計

昭和四十八年度経常負担金 二、八八三、〇〇〇円

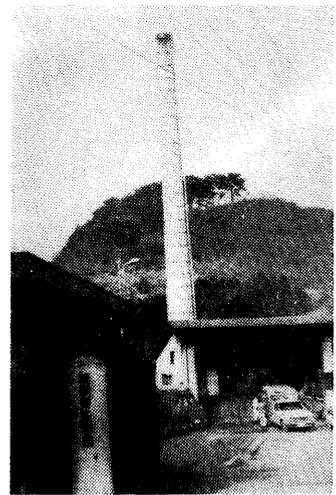
かくて昭和四十八年八月二十七日業務を開始する運びになった。

二 峽南衛生組合

人間が文化的な生活を営むには先ず健康でなければならない。健康を保持するための要件は環境衛生の整備徹底にあることはいうまでもない。それには上下水道の整備・ごみ・し尿の処理等に重点を置いて蚊や蠅の撲滅を図る事が重要課題の一つである。

本町では明治の初め頃から各部落に衛生組合が設けられて、衛生委員が部内の伝染病の予防や清潔法に基づく清掃の励行を行って来た。

昭和になって溝渠の清掃整備等による蚊・蠅の撲滅運動が起こり、成績



峽南衛生組合

峽南衛生一部事務組合を組織して、先ず手始めにし尿処理場を六郷町花具草里に建設し、これが維持運営に関する事務を共同処理することとし、同四十年十月二十五日操業を開始した。

組合議会の議員は各加盟町の町長（組合管理者たる町長は除く）と他に町議會議員各三人ずつを選出し、助役・収入役は組合管理者所在町の助役・収入役がこれを兼ねることになった。

組合経費の分担方法は毎年一月一日の現在による人口割と前年に於ける利用者数割及び均等割によって各町が負担することになっている。

昭和四十一年九月二十日には火葬場を併設、焼却炉一基を設けた。その後昭和四十四年四月一日身延町が新たに組合へ加入したので、従来の設備では不足を来たしたので同年十一月火葬炉一基を増設すると共に、四十六年にはごみ焼却炉を新設して三月二十五日一プレス二十トン用を、十一月二十日には不燃物破砕能力五ないし八トンの設備を稼働させるに至った。

昭和四十六年十二月一日には早川町が組合へ加入したので、し尿処理槽にまた不足を生じ、一基を増設して昭和四十七年九月三十日から一日四十キロリットルの消化能力を有するに至り現在に及んでいる。

優秀のため厚生大臣から表彰された波高島地区や、一方鳩打峠附近に設けられた湯町の共同ごみ焼却場等があって着々効果を上げていたが、昭和三十九年二月十日下部町・六郷町・中富町の三町合同で

三 鯉沢町外十二か町村伝染病隔離病舎設置一部事務組合

昔は伝染病のまん延が甚だしく、そのためほとんどの部落に伝染病隔離病舎があったが、明治の末頃県では一町村一病舎主義の方針を打ち出し、各町村に対して部落毎の病舎を統合するよう呼びかけ、これによって町内では各旧村毎に病舎が設置されて、多くの患者から利用されていた。

ところが大正の末頃から昭和の始め頃にかけて衛生思想が普及した結果、伝染病の発生率は極めて少なくなり、若し発病しても村立の隔離病舎へ収容されれば村へ迷惑をかけるという遠慮と、当時既に病院の施設が完備していたので不完全な村立隔離病舎は敬遠されて使用する者が無くなつてしまった。

そこで町村では協議の上広域的に共同施設として一部事務組合を組織することに、昭和二十七年五月一日鯉沢町外一町二十一ヶ村共同伝染病舎設置一部事務組合と銘を打って、鯉沢病院の一面へ隔離病舎を建設することになった。

鯉沢町外一町二十一ヶ村とは増穂町・鯉沢町・穂積村・五開村・西嶋村・大須成村・静川村・原村・曙村・五箇村・都川村・三里村・西山村・大同村・山保村・久那土村・高田村・六郷村・硯島村・本建村・共和村・富里村・古閑村の二十三か町村のことである。

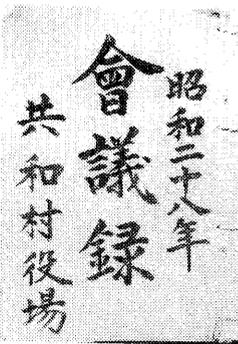
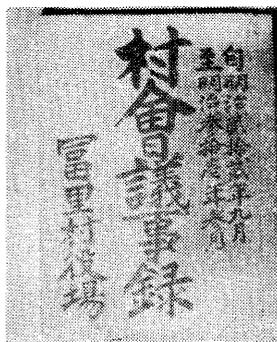
この組合ができたので従来の町村毎の隔離病舎は必然的に廃止された。新しく組織された組合の事務所は鯉沢町役場に置き加盟各町村長が組合議会の議員となり、組合長一人・副組合長二人・組合収入役一人・吏員若干名を置いて組合の運営をする仕組みとなっている。

病舎の建築については建坪二九七・五二平方メートルで二十床。建築費二七三万円、便所浄化槽七万五千円、外に救急自動車購入費四二万五千円、合計三二三万円。この内国庫補助金一八二万円。残り一四一万円の三分の一を地元鯉沢町が負担し、三分の二を加盟各町村で、六割を人口に比例し四割を平均割として負担することにした。また経常費は総額の三割を

平均割とし残りの七割を人口に比例して各町村で負担することにした。

この組合はその後町村合併や新規加入町村等があったので、昭和三十一年六月三十日から協議を重ねて来た結果、名称や加盟町村名を変更して同年十月一日から「鯉沢町外十二か町村伝染病隔離病舎設置一部事務組合」と改称して現在に至っている。その加盟町村名は次の通りである。

増穂町・鯉沢町・中富町・早川町・下部町・六郷町・市川大門町・甲西町・櫛形町・若草町・白根町・八田村・芦安村。



旧村 村会議事録 (議会事務局蔵)

第四節 歴代三役

旧幕時代の宝永五年以来村々に設置されていた名主・長百姓・百姓代のいわゆる村方三役は明治五年四月廃止されて新たに戸長制度がしかれた。ところが明治二十二年市制・町村制が施行によって戸長制度も廃止され、これに代わるに市町村長・助役・収入役の三役が置かれるようになった。町村制施行後の村長・助役・収入役は、次のとおり。

富里村歴代村長

氏名	就任年月日	退任年月日
松井晴豊	明治22.8.26	明治25.7.5
赤池忠兵衛	明治25.7.8	明治26.5.12
渡辺源左衛門	明治26.5.12	明治28.1.1
小林正堯	明治28.1.1	明治31.7.4
小池正平	明治31.7.4	明治32.1.1
赤池瀬平	明治32.1.1	明治32.1.1
佐野正容	明治32.1.1	明治34.2.29
渡辺保正	明治34.2.29	明治36.4.13
渡辺源左衛門	明治36.4.13	明治39.10.24
渡辺安太郎	明治39.10.24	明治41.10.10
遠藤良平	明治41.10.10	明治43.11.23
桜田彦吉	明治43.11.23	明治44.9.5
赤池義重	明治44.9.5	明治44.10.26
野辺定太郎	明治44.10.26	大正2.3.1
佐野喜代平	大正2.3.1	大正3.6.1

第一章 町の行政

富里村歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
小渡源左衛門	明治22.8.26	明治28.1.1
馬場正堯	明治28.1.1	明治32.1.1
望月隆吉	明治32.1.1	明治34.2.29
磯野貞源	明治34.2.29	明治35.4.13
赤池金太郎	明治35.4.13	明治37.2.4
小田文太郎	明治37.2.4	明治38.3.5
林盛吉	明治38.3.5	明治39.2.2
遠藤彦吉	明治39.2.2	明治39.3.9
高野盛吉	明治39.3.9	明治40.5.15
石部喜平	明治40.5.15	明治41.10.23
佐野喜平	明治41.10.23	明治42.3.10

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野徳重	大正3.1.24	大正5.1.1
渡辺留重	大正5.1.1	大正9.2.28
赤池憲宝	大正9.2.28	大正12.7.31
小池孝助	大正12.7.31	昭和2.15.31
渡辺子之	昭和2.15.31	昭和3.8.17
石部勝喜	昭和3.8.17	昭和6.3.29
堀内三喜	昭和6.3.29	昭和10.12.17
堀内卓三	昭和10.12.17	昭和14.10.14
堀内元三	昭和14.10.14	昭和17.5.6
堀内辰一	昭和17.5.6	昭和20.7.17
堀内卓三	昭和20.7.17	昭和22.10.14
堀内卓三	昭和22.10.14	昭和26.4.10
堀内卓三	昭和26.4.10	昭和27.10.29
堀内卓三	昭和27.10.29	昭和28.10.30
堀内卓三	昭和28.10.30	昭和29.10.29

富里村歴代収入役										
氏名										就任年月日
高野喜一	渡辺源重	渡辺喜代	赤池定太郎	小林貞雄	望月貞源	遠藤陸造	小藤正堯	明治22	26	8
37	36	35	34	32	28	26	22	9	4	6
6	8	4	14	17	6	7	13			
氏名										退任年月日
39	37	36	35	34	32	28	26	2	9	5
12	5	23	28	14	13	28	28			

久那土村歴代村長										
氏名										就任年月日
日向孝文	小河西重	河上正平	日田忠四郎	上池善右衛門	二宮貞兵衛	明治22	23	1	8	1
31	30	28	27	26	24	23	22	3	3	8
12	31	30	1	9	18	17	1			
氏名										退任年月日
32	31	30	28	27	26	24	22	4	2	12
15	10	16	6	24	15	3	17			

富里村歴代収入役																					
氏名										就任年月日											
磯野貴信	佐野利晴	小松五斌	渡辺忠郎	赤池藤則	遠藤倫之	佐野照順	石部市正	石部勝孝	堀内元三郎	石依直十郎	依田佑十郎	佐渡越重	馬場留憲	小林孝憲	小野喜雄	佐野由房	渡辺喜代	磯野辰作	明治42	45	3
30	26	22	20	16	12	8	6	4	14	12	12	11	9	6	5	3	2	45	42	11	11
7	7	25	30	4	19	17	1	18	23	14	28	23	27	19	15	25	19	28	25		
氏名										退任年月日											
31	30	26	22	20	16	12	8	6	3	14	12	12	11	9	6	5	3	2	43	9	11
29	6	24	23	3	18	16	10	5	22	31	20	6	12	2	15	5	24	31	9		

久那土村歴代村長																					
氏名										就任年月日											
小渡林孝叶	渡辺秀一	渡辺秀一	渡辺義晴	渡辺宗親	竹内竹次	磯野貴信	桜之内勇作	竹内清治	佐野利裕	小曾泰一	會谷喜治	堀内吉治	松谷美貞	渡辺貞渡	渡辺徳郎	渡辺留治	松木越譜	明治39	40	1	7
30	26	23	19	14	11	7	4	3	3	15	11	7	5	4	3	2	42	40	11	11	
7	7	10	1	14	14	1	17	11	7	18	8	2	3	23	19	24	18	17	10		
氏名										退任年月日											
31	30	26	25	18	14	11	7	4	3	3	15	11	7	5	4	3	2	42	39	9	11
29	6	7	31	13	24	31	28	31	30	13	3	1	20	20	12	4	17	15	7		

日望上土 桐土上日 上深今上 今日深今 中小桐深 河二小渡加 深上土上 上土上土 今日	向月田橋 戸橋田向 田沢村田 村向沢村 沢林戸沢 西宮林辺 藤沢田橋 田田橋村 向	英脩盛美 政悦謙 延市模 謙模 義模寅 安一義 定武安 菊熊市 孝金徳 順美兵 清	一 太 太 喜 喜 真 政 喜 松 吉 吉 政 重 郎 吉 郎 吉 郎 喜 造 衛 策 直 郎 吉	治郎治雄 喜造郎 保郎 喜造 喜真 政喜 松吉 吉政 重郎 吉郎 吉郎 喜造 衛策 直郎 吉
30262221 20 18 15 13 11 9 6 5 5 2 15 13 12 8 6 5 3 2 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 32	2 4 4 5 2 1 2 8 10 10 4 5 2 1 2 3 6 6 12 3 11 7 11 9 12 3 8 4 2 4 1 3 4	1324 8 27 20 18 14 6 27 5 11 9 28 15 6 20 4 4 20 11 14 15 18 8 23 26 23 26 24 24 24 9 25	昭和 大正	明治
31302622 21 20 18 15 13 11 9 6 5 5 2 15 13 12 8 6 5 3 2 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34	9 1 4 2 4 2 1 1 8 9 9 4 4 2 1 1 3 6 5 12 2 11 7 9 8 12 3 8 4 1 4 1 2	2922 7 7 18 19 17 27 2 26 30 2 29 25 6 29 3 3 9 10 27 3 7 27 31 7 7 4 14 11 8 13 23	昭和 大正	明治

加日桐日 中今上河 日桐河二 小赤渡加 二上土渡 上土今日 小保日上 赤上	藤向戸向 村村田西 向戸西宮 林池辺藤 藤宮田橋 辺田橋村 向林坂向 田池田	常政 義模謙 綱文一定 武安光菊 熊孝金菊 順金兵清 光兵忠竜 善右工 徳兵衛	治公喜真 春喜造 藏郎吉 重郎吉 藏郎吉 俊喜造 郎策造 郎吉重 助郎助	氏名	久那土村歴代助役
8 5 2 15 13 11 10 8 7 3 2 43 42 42 42 40 39 38 37 36 35 34 32 30 29 27 26 24 23 22	10 3 1 1 4 4 4 1 12 8 12 12 9 1 11 9 5 4 5 2 3 5 4 2 5 3 4 2 8	18181920 14 20 3 11 31 3 4 16 21 28 19 22 8 11 4 12 12 28 9 19 15 17 23 30 4 1	昭和 大正	就任年月日	
10 8 5 2 15 13 11 10 8 6 3 2 43 42 42 41 40 39 38 37 36 35 34 31 30 29 27 26 24 23	5 8 3 1 1 3 3 9 3 12 11 7 11 12 9 12 11 8 4 3 4 1 3 4 4 2 5 3 4 1	13 2 12 15 8 20 27 10 8 20 14 15 18 1 8 26 4 23 26 23 24 28 23 27 9 3 3 9 18 17	昭和 大正	退任年月日	

今桐今土河池保河内小佐山上深小日	氏名	就任年月日	退任年月日
村戸村橋西田坂西藤林野田田沢林向			
源政模梯綱政常定兵安宇金康子光清 之 之			
三喜喜朔藏吉吉重作吉吉重吉助重吉			
大正 2 45 42 41 40 39 39 37 36 34 32 31 30 29 26 22 3 4 3 3 10 10 10 10 4 1 12 8 8 2 3 8 31 6 11 6 18 25 18 5 16 21 25 23 23 27 21 14			
明治 22 26 29 30 31 32 34 36 37 39 39 40 41 42 45 48 8 3 2 3 8 2 8 8 12 4 10 10 10 10 10 10 14 1 16 1 5 18 25 18 5 16 21 25 23 23 27 21 14			

久那土村歴代収入役

岩日日中上日土桐土上山山	氏名	就任年月日	退任年月日
崎向向沢田向橋戸橋田田田			
英純静盛正美政悦謙金延 太 太			
巖治孝治治明雄喜造郎重郎			
昭和 10 11 12 13 15 18 20 21 22 26 28 30 5 8 12 17 17 17 15 12 11 7 5 4 18 9 17 17 15 12 21 14 1 4 1 1			
昭和 11 10 10 8 10 11 20 21 22 26 28 30 10 5 5 10 10 11 20 20 18 15 13 11 26 10 10 10 10 11 20 20 18 15 13 11 26 10 10 10 10 11 20 20 18 15 13 11			

伊渡赤伊赤土小	氏名	就任年月日	退任年月日
藤辺池藤池橋林			
豊伊林武英甚重 兵左兵八勝右右 衛門衛八勝門門			
明治 22 24 25 26 28 29 30 7 1 4 3 8 3 4 22 22 11 29 23 2 26			
明治 24 25 26 28 29 30 1 4 3 3 3 3 15 5 22 15 26 20 24			

古関村歴代村長

上上上内日日山日上佐加上日土上山保望保日加今	氏名	就任年月日	退任年月日
田田田藤向向田向田野藤田向橋田坂月坂向藤村			
豹豹豹隆英英栄 尊重善盛 美宗重光重琢常富 一 一 一 重治治幸俐三良吉治公雄重郎義治磨治藏			
大正 3 3 5 11 16 16 21 21 21 21 25 29 5 5 11 11 12 12 12 12 12 12 12 12 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			
大正 3 4 11 16 20 21 21 21 25 29 30 31 3 4 11 16 20 21 21 21 25 29 30 31 3 4 11 16 20 21 21 21 25 29 30 31			

赤池好臣	赤池長治	赤池義直	渡辺昌義	赤池栄孝	土橋兼一	赤池幸徳	伊藤種俊	伊藤秋義	伊藤行義	赤池泰重	赤池保貞	赤池保貞	伊藤満直	伊藤隆之	赤池信重	赤池吉郎	赤池英勝	土橋重一	伊藤八吉	伊藤隆之	赤池蔵信	渡辺信造	内藤玉造	小林広蔵	赤池重左衛門	赤池林兵衛	伊藤武八	赤池元兵衛
昭和30.5.22	昭和26.4.4	昭和22.4.3	昭和21.3.1	昭和20.1.1	昭和14.12.6	昭和14.3.2	昭和13.2.2	昭和12.2.2	昭和10.2.2	昭和6.2.2	昭和2.2.2	昭和2.2.2	昭和13.12.11	昭和11.3.5	昭和9.5.5	大正5.5.5	大正45.5.5	大正44.5.6	大正43.10.4	大正42.4.5	大正42.4.5	大正41.11.6	大正40.12.12	大正39.12.3	大正37.11.3	大正33.11.3	大正31.3.3	大正31.3.30
昭和31.9.29	昭和30.4.21	昭和26.4.4	昭和22.2.27	昭和21.1.16	昭和15.12.25	昭和14.10.27	昭和14.5.24	昭和13.3.20	昭和12.2.13	昭和10.2.13	昭和6.2.13	昭和2.2.13	昭和13.12.15	昭和11.2.15	昭和9.2.15	大正5.2.8	大正45.2.28	大正44.4.27	大正43.5.30	大正42.9.20	大正42.2.23	大正41.4.24	大正40.10.19	大正39.5.22	大正37.12.26	大正33.9.9	大正33.1.27	大正31.10.28

赤池由松	赤池幸輝	赤池亀吉	赤池正治	伊藤満直	伊藤七重	赤池吉郎	赤池長治	赤池菊五郎	赤池富助	赤池信之助	赤池亀照	赤池八吉	赤池與右衛門	赤池玉造	赤池宗吉	赤池隆一	赤池重正	赤池博兵衛	赤池伍兵衛	赤池広蔵	赤池伊左衛門	赤池渡辺吉	赤池渡辺吉	赤池林兵衛	赤池元兵衛	赤池豊兵衛	赤池源右衛門	赤池和田一
昭和6.4.17	昭和5.7.13	昭和4.6.10	昭和3.8.29	大正2.8.17	大正2.3.26	昭和45.2.25	昭和44.1.19	昭和44.8.10	昭和42.12.17	昭和42.12.2	昭和42.12.29	昭和41.11.11	昭和40.11.30	昭和39.10.22	昭和38.10.10	昭和37.7.22	昭和36.12.27	昭和36.5.14	昭和32.12.15	昭和31.4.16	昭和30.4.15	昭和29.4.15	昭和28.4.25	昭和27.4.11	昭和26.4.11	昭和25.4.8	昭和24.5.11	昭和22.3.22
昭和8.3.30	昭和23.2.23	昭和31.5.9	昭和15.6.15	大正2.1.15	大正2.1.15	昭和45.5.28	昭和44.8.7	昭和43.10.28	昭和42.12.9	昭和42.12.15	昭和42.12.29	昭和41.11.15	昭和40.11.24	昭和39.10.22	昭和38.8.31	昭和37.7.15	昭和36.11.25	昭和36.4.23	昭和32.11.24	昭和31.4.6	昭和30.4.8	昭和29.4.8	昭和28.4.30	昭和27.3.21	昭和26.3.23	昭和25.3.25	昭和24.4.16	昭和22.3.16

古関村歴代助役

氏名

就任年月日

退任年月日

高野	依田	官沢	若林	小野	高野	望月	若林	高野	高野	若林	若林	二宮	近藤	若林	若林	若林	二宮	二宮	小野	若林	高三	内田	二宮	依田	長沢	若林		
喜栄	栄忠	忠慶	慶共	共精	精義	義孝	孝緑	緑一	一彦	彦郎	郎毅	毅造	造毅	毅作	作吉	吉毅	毅平	平蔵	蔵郎	郎作	作則	則義	義三					
要直	直造	造治	治治	治要	要行	行一	一慶	慶孝	孝緑	緑一	一彦	彦郎	郎毅	毅造	造毅	毅作	作吉	吉毅	毅平	平蔵	蔵郎	郎作	作則	則義	義三			
28	24	22	21	20	17	官選	16	12	11	10	8	4	3	14	12	8	6	2	大正	44	43	42	42	42	37	35	31	28
10	10	4	5	11	11		1	1	4	6	10	10	7	3	7	6	3	3	11	10	12	7	4	5	1	1	4	
2	2	6	26	29	28		30	5	30	18	26	9	13	6	7	28	19	8	15	29	26	18	14	14	24	19	1	

高野	若林	伊藤	二宮	高野	近藤	若林	佐藤	若林	大野	高野	高野	若林	小二宮	宮沢	伊藤	春藤	近藤	佐藤	依田	若林	佐藤	依田	内藤	近藤	奥野	内藤	高野		
忠久	久弘	弘清	清福	福精	精喜	喜義	義貞	貞慶	慶直	直栄	栄丑	丑徳	徳宗	宗五	五次	次五	五熊	熊喜	喜亀	亀熊	熊喜	喜八	宗八	薫郎	信治	和春	平野		
昶治	治雄	雄道	道要	重要	保信	保一	一孝	孝慶	慶一	一治	治彦	彦造	造野	野郎	郎郎	郎郎	郎平	平吉	吉郎	郎則	則八	郎八	郎宗	宗薫	薫信	信和	和春		
22	20	18	17	16	15	15	13	12	11	10	9	6	4	15	13	9	6	2	大正	43	41	37	35	33	32	不詳	不詳	不詳	不詳
4	4	5	12	2	9	1	1	7	5	5	2	9	10	3	7	6	12	5	1	5	9	2	7	4	詳	詳	詳	詳	
20	11	30	18	3	29	9	10	31	6	11	11	2	30	12	2	9	3	6	11	12	30	24	14	14					
23	21	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	6	4	15	13	9	6	2	大正	42	41	37	35	33	不詳	不詳	不詳	不詳
4	5	9	5	10	1	9	12	1	7	4	5	2	8	10	2	6	4	5	3	4	4	9	1	7	詳	詳	詳	詳	
16	24	30	28	18	31	28	28	3	13	30	7	1	30	8	10	8	17	5	20	11	19	6	22	1					

共和村歴代助役

氏名

就任年月日

退任年月日

共和村歴代収入役

二伊高小小二大大佐佐伊若望高内宮若宮伊伊伊伊佐 官藤野林林宮原原野野藤林月野藤沢林沢藤藤藤野 六 菊菊六孝孝 東丑富英 良栄精栄丑丑丑千 一幹真造造一憲憲保三野雄雄要平造一造野野野之	氏名	就任年月日	退任年月日
31 27 25 24 20 18 14 10 9 8 5 15 15 13 11 9 5 3 43 39 35 33 1 12 4 4 4 5 5 5 1 7 1 7 2 4 4 3 10 9 9 8 7 3 25 8 26 16 16 5 3 4 18 16 4 6 6 1 21 20 19 20 1 20 28 8		昭和 31 29 27 23 9 7 5 5 6 5 11 10	昭和 31 31 29 27 9 8 4 5 29 31 3 9
31 31 27 25 24 20 18 14 10 9 8 4 15 15 13 11 9 5 3 43 39 35 9 1 3 4 4 4 5 5 4 1 5 12 6 1 3 3 3 8 8 8 7 5 29 15 4 22 15 10 3 3 30 8 31 31 25 22 25 20 27 6 31 19 27		昭和 31 31 29 27 9 8 4 5 29 31 3 9	昭和 31 31 29 27 9 8 4 5 29 31 3 9

佐若望内 野林月藤 判富英高 明雄郎重	氏名	就任年月日	退任年月日
		昭和 31 29 27 23 9 7 5 5 6 5 11 10	昭和 31 31 29 27 9 8 4 5 29 31 3 9

伊伊伊保伊望長鷹岩岩長 藤藤藤坂藤月田野崎崎田 秀友友宗喜宇永孝 正米 光規規則重郎吉一要三作	氏名	就任年月日	退任年月日
		昭和 18 14 11 14 10 8 7 45 42 38 36 4 4 5 4 5 7 12 2 4 5 6 22 18 10 9 17 16 26 8 23 15 2	明治 大正 2 43 39 38 8 3 7 5

山保村(三保)歴代村長

伊伊伊伊 藤藤藤藤 栄敏初武 保宝平平	氏名	就任年月日	退任年月日
		大正 6 36 31 明治 5 1 4 7 .	明治 37 32 27 1 4 8 .

落居村(熊沢)歴代収入役

伊藤 信義	氏名	就任年月日	退任年月日
		不詳	退任年月日

落居村(熊沢)歴代助役

伊藤 栄保	氏名	就任年月日	退任年月日
		不詳	退任年月日

落居村(熊沢)歴代村長

山保村(三保)歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤 金重	明治24.5.5	明治26.5.5
岩崎 要	明治32.5.5	明治32.5.5
長田 米一	明治32.11.11	明治32.11.11
鷹野 孝吉	明治40.11.11	明治42.5.5
長田 永吉	大正4.10.10	大正6.5.5
望月 栄一	昭和7.2.2	昭和8.2.2
望月 栄一	昭和12.5.5	昭和14.5.5
岩崎 巖	昭和29.2.2	昭和30.3.31

山保村(三保)歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
鷹野 重正	明治30.4.4	明治31.4.4
長田 治左門	昭和42.10.10	昭和44.4.4
望月 宇一郎	昭和42.10.10	昭和44.4.4

下九一色村(折八)歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
小林 半左門	明治41.3.24	明治42.4.25
今福 喜作	大正7.5.7	大正8.7.22
小林 秀義	昭和19.1.22	昭和19.5.31

下九一色村(折八)歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
小林 半左門	明治38.10.15	明治38.11.20
今福 勝次郎	昭和42.9.28	昭和43.4.30
内藤 増造	大正11.3.29	大正12.4.4

合併後に於ける歴代三役
下部町歴代町長

氏名	就任年月日	退任年月日
磯野 辰一	昭和31.11.11	昭和35.11.11
上田 盛治	昭和39.11.11	昭和43.11.11
上田 謙太郎	昭和43.11.11	昭和47.11.11
佐野 喜光	昭和51.11.11	昭和55.11.11
小林 最将	昭和51.11.11	昭和55.11.11
小林 最将	昭和55.11.11	昭和59.11.11

下部町歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池 長治	昭和33.5.2	昭和37.1.11
赤池 長治	昭和37.1.11	昭和38.8.29
佐野 喜光	昭和40.8.29	昭和43.1.15
佐野 喜光	昭和43.1.15	昭和48.1.27
山田 栄幸	昭和44.1.27	昭和48.1.27
石部 源治	昭和48.1.27	昭和51.12.31
赤池 信治	昭和51.12.31	昭和55.12.31
渡辺 勝一	昭和52.12.26	昭和55.12.31

下部町歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野 忠義	昭和32.2.1	昭和36.8.31
佐野 忠義	昭和36.8.31	昭和38.8.31
加藤 善吉	昭和38.8.31	昭和42.8.31
日向 致誠	昭和42.8.31	昭和46.9.3
日向 致誠	昭和46.9.3	昭和50.9.3
遠藤 好治	昭和50.9.3	昭和54.10.20
磯野 好治	昭和54.10.20	昭和59.10.30

第五節 議会制度と議會議員

一 議会制度

明治十三年四月、布告第十八号で区町村会法が發布され、初めて町村に代議員制度が発足して町村も徐々に完全自治に近づいてきた。

これによると選挙権を有する者は二十歳以上の男子で、その町村に本籍を有し且その町村に土地を有する者に限られていた。要するに納税義務者である戸主であった。被選挙権も納税義務者で、これはその町村の納税の平均額以上を納める者を一級とし、平均額未満の者を二級とした。議員の任期は一級二級共に六年で各級とも三年毎に半数交代制で、明治四十四年の改正で任期は四年となり半数交代制も廃止され、更に大正十年の改正で一級、二級の区別も廃止となった。

区町村会法

第一条 区町村会ハ区町村費ヲ以テ支弁スベキ事件及其ノ経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

第二条 区町村会ノ会期議員ノ員数任期改正其他ノ規則ハ府知事県令之ヲ定ム
第三条 区会ハ区長之ヲ招集シ其議案ヲ発ス町村会ハ戸長之ヲ招集シ其議案ヲ発ス

第四条 区会ノ評定ハ区長之ヲ施行シ町村会ノ評決ハ戸長之ヲ施行ス、若シ其評決ヲ不適当ナリトストルキハ、其ノ施行ヲ止メ府知事、県令ニ具状シテ指揮ヲ請フベシ

第五条 区長ニ於テ区会、郡区長、戸長ニ於テ町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコト安ヲ害スルコトアルト認メタルトキハ其会議ヲ中止シ府知事、県令ニ具状シテ指揮ヲ請フベシ

第六条 府知事、県令ニ於テ区町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコトアリト認ムルトキハ何時タリトモ区町会ヲ停止シ又ハ之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得

第七条 前条ノ場合ニ於テ停止又ハ解散ヲ命シタルトキハ更ニ開會命シ又ハ改選スル迄ノ間区長戸長ハ経費ノ支出徴収方法ヲ定メ府知事、県令ノ認可ヲ得テ施行スルコトヲ得

第八条 区長村ニ於テ議員ヲ選挙セス又ハ議員招集ニ応セスシテ會議ヲ開クヲ得ス及議定スヘキ議案ヲ議定セス又ハ会期内ニ於テ議案ヲ評決シ終ラサルトキハ前条ノ例ニ依ル

第九条 議員ヲ選挙スヘキ者ハ満二十才以上ノ男子ニシテ其区町村ニ住居シ其ノ区町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル但府県会規則第十三条第一款第二款第三款第四款ニ触ルル者ハ議員タルコトヲ得ス

第十条 議員タルコトヲ得ヘキ者ハ満二十五才以上ノ男子ニシテ其区町村ニ居住シ其区町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル但府県会規則第十三条第一款第二款第三款第四款ニ触ルル者ハ議員タルコトヲ得ス

第十一条 区会ノ議長ハ区長町村会ノ議長ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ区長戸長若シ事故アルトキハ区長戸長ニ於テ議員中ヨリ議長ヲ指定スルコトヲ得

第十二条 府知事県令其管轄内ニ於テ町村会ヲ開設シ得ヘカラサル状況アルヲ認ムルトキハ内務卿ニ具状シテ指揮ヲ請フベシ

第十三条 府知事県令ハ数区町村ニ関涉スル事件アルトキ其区域ヲ定メテ聯合町村会ヲ開設スルコトヲ得

第十四条 府知事県令ハ水利土功ニ関スル事項ニシテ区町村会若クハ聯合区町村会ニ於テ評決スルヲ得ザルモノアルトキ特ニ其区域ヲ定メテ水利土功ヲ開設スルコトヲ得

第十五条 聯合区町村会及水利土功会ハ総テ本法ニ準拠ス其区域区長戸長数人ノ所轄ニ渉ルモノハ府知事県令便宜郡区長ヲシテ之ヲ管理セシム但戸長ヲシテ其評決ヲ施行セシムルコトアルヘシ

右奉勅旨布告候事
これによつて見ると被選挙権は二十五歳以上だったし議長は戸長が当たったことがわかる。これは後に町村制が敷かれてからも町村長が議長となることが変わらず地方自治法の施行されるまで続いた。

町村会法の施行によって村々に村会が開設され、それぞれ議事規則や傍聴人取締規則が制定された。

明治二十二年四月一日を以て従来の町村編成法に代わるに市制町村制が施行され、町村の自治組織は一段と強化された。

それによると、第二章町村会第一款で次のように定められている。町村会議員は其町村の選挙人其被選挙権ある者より之を選挙す。其定員は其町村の人口に準じ左の割合を以て之を定む。として人口千五百人未満の町村に於ては議員八人、人口千五百人以上五千未満の町村に於ては議員十二人（以下略）これによって下部町内の旧村はそれぞれ十二人の議員を選出していた。

その選挙権・被選挙権についても細かい条件があつて、現在と比較すれば著しい制限選挙であつたが、終戦後の昭和二十二年地方自治法の施行によつて同法第九十一条では議員の定数は人口一万以上二万未満の町村は二十六人、五千以上一万未満の町村は二十二人と定められている。

本町合併当時は人口一万以上の時があつたが、昭和三十三年下田原・宮木両部落の分町と過疎化のため激減して五千以上一万未満に転落した。そのため議員定数は二十二人になつた。然し町の条例によつてこれを減少することができるので現在は十八人になつている。

町議会議員は国会や県議会の議員或は地方公共団体の常勤の職員を兼ねることはできない。任期は四年で補欠の場合は前任者の残任期間とする。議員の権限は、条例の制定改廃・予算を定め決算を認定する。地方税の賦課徴収・分担金使用料手数料加入金等の徴収、条例で定める契約の締結、財産の取得処分、寄附又は贈与の受入、必置委員会の報告を請求して事務の管理と議決の執行及び出納検査をする、その他である。

議会の招集は町村長が行い、その種類は定例会と臨時会があり定例会は年四回以内、臨時会は必要の都度招集する。議員の中から議長、副議長を選出し、条例によつて特別委員会を置くことができる。議長及び議員は自己若しくは父母・祖父母・配偶者・子孫・兄弟姉妹の一身上に關する事

件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係ある事件についてはその議事に参与することができないことになつている。

議会は公開することが建前であるが、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができる。公開するときは議会の秩序が乱されないように、傍聴人取締規則が定められている。

議事の運営は会議規則でこれを定め、これに従わぬ議員は懲罰を科することができる。なお議会には条例の定めるところにより事務局を置くことができる。本町ではこれを設置して局長・書記及び常勤の職員を配置している。

二 村会議員（議会議員）

明治二十二年市制、町村制施行後の村会議員（町議会議員）は、次のとおり。

富里村歴代村会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
石部 茂八	明治22・7・18	明治25・7・17
堀内 源太郎	"	"
赤池 信正	"	"
高野 篤信	"	"
桜田 正容	"	明治28・7・17
渡辺 源左エ門	"	"
佐野昌次右エ門	"	"
松井 晴豊	"	"
小林 儀右エ門	"	"
渡辺 智雄	"	"
渡辺 良平	"	"
赤池 忠兵衛	"	"

石部 弘 赤池 定太郎 高野 喜一作 遠藤 彦隆 馬場 隆吉 佐野 万二郎 矢野 治甫 佐野 喜平 石部 文貢 桜田 文二 小林 文二 渡辺 安太郎 門西 権義 渡辺 喜代作 小林 永貞 小林 正義 門西 権義 渡辺 源左エ門 高野 直次郎 伊藤 茂平 馬場 彦左エ門 渡辺 良平 桜田 正容 石部 一格 小林 善行 遠藤 喜作 馬場 隆吉 佐野 久之丈 赤池 邦久 望月 貞源 高野 昌平 磯野 辰藏

明治 37・7・18 明治 34・8・17 明治 34・7・18 明治 31・7・18 明治 28・7・18 明治 25・7・18

明治 43・7・17 明治 40・7・17 明治 37・7・17 明治 34・7・17 明治 37・7・17 明治 31・7・17 明治 28・7・17 明治 31・7・17 明治 31・7・17 明治 31・7・17 明治 34・7・17 明治 31・7・17 明治 28・7・17 明治 31・7・17 明治 28・7・17 明治 31・7・17

小直 憲 渡美 利臣 小渡 利作 遠藤 彦憲 小渡 孝順 矢野 治一 堀内 五市 馬場 留重 佐野 国十 小林 正寛 遠藤 信吉 赤池 正朗 石部 惟三 渡辺 子之助 磯野 浜吉 小林 喜雄 石部 要 小田 熊太郎 桜田 義重 佐野 保正 佐野 由房 桜田 忠作 渡辺 子之助 門西 善太郎 小林 勇吉 依田 直次郎 赤池 彦七 小池 政重 渡辺 徳治郎 北条 儀左エ門

大正 6・7・18 大正 2・7・18 明治 43・7・18 明治 40・7・18 明治 37・7・18

大正 10・7・17 大正 6・7・17 大正 2・7・17 明治 43・7・17

伊藤 武八	内藤 造	渡辺 貞蔵	伊藤 隆之	小林 玉造	渡辺 国一郎	伊藤 豊兵衛	赤池 与右エ門	渡辺 信	赤池 広蔵	渡辺 国一郎	小林 伍兵衛	伊藤 治左エ門	伊藤 豊兵衛	渡辺 信	赤池 七之丞	赤池 元兵衛	赤池 信照	土橋 甚右エ門	伊藤 八十吉	渡辺 勝一	赤池 林兵衛	赤池 安央	伊藤 豊兵衛	伊藤 八十吉	伊藤 敏尚	渡辺 国一郎	赤池 重左エ門	赤池 安央	土橋 甚右エ門	赤池 市郎兵衛	赤池 和一
明治 40 ・ 7 ・ 19	〃	〃	〃	〃	明治 40 ・ 7 ・ 18	明治 37 ・ 7 ・ 19	明治 37 ・ 7 ・ 19	明治 37 ・ 7 ・ 18	明治 34 ・ 7 ・ 19	明治 34 ・ 7 ・ 18	明治 34 ・ 7 ・ 19	明治 31 ・ 7 ・ 19	明治 31 ・ 7 ・ 18	明治 28 ・ 7 ・ 19																	

大正 2 ・ 7 ・ 18	明治 40 ・ 7 ・ 18	〃	〃	〃	大正 2 ・ 7 ・ 17	明治 40 ・ 7 ・ 19	明治 40 ・ 7 ・ 18	明治 40 ・ 7 ・ 18	〃	明治 39 ・ 3 ・ 26	明治 40 ・ 7 ・ 17	明治 36 ・ 11 ・ 17	明治 40 ・ 7 ・ 19	〃	〃	明治 40 ・ 7 ・ 19	明治 34 ・ 7 ・ 17	明治 34 ・ 7 ・ 19	明治 37 ・ 7 ・ 19	明治 37 ・ 7 ・ 18	明治 34 ・ 7 ・ 18	明治 34 ・ 7 ・ 18	〃	〃	明治 37 ・ 7 ・ 18	明治 31 ・ 7 ・ 18	明治 31 ・ 7 ・ 18	明治 34 ・ 7 ・ 18	明治 34 ・ 7 ・ 18	明治 31 ・ 7 ・ 19	明治 31 ・ 7 ・ 18
------------------------------	-------------------------------	---	---	---	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	---	---	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---	---	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

渡辺 国一郎	内藤 七五郎	赤池 幸輝	伊藤 満直	渡辺 信蔵	土橋 甚右エ門	赤池 信照	渡辺 政勝	伊藤 種徳	土橋 賢三	赤池 富之助	伊藤 伊重郎	伊藤 八十吉	山口 今朝松	赤池 龜吉	赤池 博正	内藤 市造	赤池 菊五郎	赤池 由松	伊藤 伊重郎	赤池 正治	赤池 国五郎	土橋 甚右エ門	渡辺 国一郎	渡辺 源四郎	伊藤 龜吉	土橋 重一	赤池 吉重郎	赤池 菊五郎	赤池 宗吉	赤池 富之助	
大正 10 ・ 7 ・ 18	〃	〃	〃	〃	大正 6 ・ 7 ・ 19	〃	〃	〃	〃	大正 6 ・ 7 ・ 18	〃	〃	〃	〃	〃	大正 2 ・ 7 ・ 19															

大正 14 ・ 7 ・ 17	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正 10 ・ 7 ・ 17	〃	〃	〃	〃	〃	大正 6 ・ 7 ・ 18	大正 6 ・ 7 ・ 17	大正 6 ・ 7 ・ 17	大正 6 ・ 7 ・ 17	大正 6 ・ 7 ・ 17	〃	〃	大正 2 ・ 7 ・ 18	大正 2 ・ 7 ・ 17							
-------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------------------------	---	---	---	---	---	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	---	---	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

赤池位一 赤池肇市 赤池栄一 赤池幸作 赤池兼泉 赤池橋一 赤池利一 赤池俊一 赤池孝一 赤池直道 赤池今朝松 赤池幸太郎 赤池健次郎 赤池丑松 赤池市太郎 赤池藤作 赤池省三 赤池悦治 赤池福太郎 赤池昌義 赤池隆之 赤池正治 赤池行義 赤池信照 赤池照照 赤池満直 赤池正策 赤池喜一 赤池賢一 赤池久三 赤池藤一

昭和4・7・18 大正14・7・18 大正10・7・18

昭和8・7・17 昭和4・7・17 大正14・7・17

退職 失格 失格

赤池寿和一 赤池勉重 伊藤孝憲 渡辺重綱 土橋兼一 赤池宝治 赤池倭一 伊藤俊一 伊藤直一 渡辺位一 赤池貞光 小池寿和 赤池庄五 赤池美訓 伊藤保貞 伊藤貞清 赤池清二 渡辺董治 田中豊治 赤池行義 赤池重造 赤池栄五 赤池国一 赤池信一 赤池兼一 赤池義一 赤池橋一 赤池満直 赤池正策 赤池喜一 赤池賢一 赤池久三 赤池藤一

昭和17・5・21 昭和13・3・ 昭和8・7・18 昭和12・7・18 昭和4・7・18

昭和22・4・29 昭和16・1・ 昭和17・5・20 昭和13・2・10 昭和17・5・20 昭和16・4・18 昭和17・5・20 昭和12・7・17 昭和8・7・17

山保村(三保) 歴代村会議員

氏名		就任年月日	退任年月日
岩崎	要	明治22.7.18	明治25.7.17
保坂	貞藏	"	明治28.7.17
伊藤	金重	"	"
岩崎	正三	明治25.7.18	"
岩崎	正三	明治34.7.18	"
長田	米作	明治31.7.18	明治31.7.17
望月	源太郎	明治37.7.18	明治43.7.17
伊藤	友規	"	"
鷹野	孝一	明治40.7.18	大正2.7.17
渡邊	永吉	"	"
望月	福太郎	大正2.7.18	大正6.7.17
岩崎	正曼	"	"
赤池	市三郎	大正6.7.18	大正10.7.17
望月	宗一郎	"	"
望月	喜一郎	大正10.7.18	大正14.7.17
望月	喜一郎	"	"
望月	宇一郎	大正14.7.18	昭和4.7.17
望月	光一郎	"	"
伊藤	栄規	昭和4.7.18	昭和8.7.17
望月	栄規	"	"
赤池	秀光	"	"
岩崎	房吉	昭和12.7.18	昭和17.5.20

下九一色村(折門・八坂) 歴代村会議員

氏名		就任年月日	退任年月日
小林	半左工門	明治22.7.18	明治28.7.17
小林	彦右工門	明治27.3.18	明治30.7.17
今福	喜作	明治30.7.18	明治31.7.17
今福	常右工門	明治30.7.18	明治31.7.17
今福	勝治郎	明治30.7.18	明治31.7.17
今福	喜作	明治34.7.18	明治40.7.17
今福	勝治郎	明治37.7.18	明治43.7.17
今福	勝治郎	明治40.7.18	明治43.7.17
赤池	重作	大正2.7.18	大正6.7.17
今福	村治郎	大正2.7.18	大正6.7.17
今福	喜作	大正6.7.18	大正10.7.17
今福	喜作	大正6.7.18	大正10.7.17
小林	半左工門	大正6.7.18	大正10.7.17
今福	村治郎	大正10.7.18	大正14.7.17
今福	村治郎	大正10.7.18	大正14.7.17
今福	村治郎	大正10.7.18	大正14.7.17
今福	村治郎	大正14.7.18	昭和4.7.17
今福	仙三郎	大正14.7.18	昭和4.7.17
今福	喜一郎	昭和4.7.18	昭和8.7.17
内藤	増吉	"	"

望月	朝治	昭和26.4.24	昭和30.5.21
赤池	宗則	昭和22.4.30	昭和26.4.23
岩崎	真人	"	"
望月	栄重	"	"
長田	金一	"	"
伊藤	藤勇	昭和17.5.21	昭和22.4.29
岩崎	教藏	"	"
望月	教藏	"	"
伊藤	藤勇	"	"

下部町歴代議会議長

氏名													氏名			
望月幸男	土橋一	草間克六	伊藤真一	馬場孫一	小林最将	赤池信一	岩松正清	石部源治	日向英治	赤池好臣	佐野喜光	望月脩一郎	堀内卓三	依田守勝	昭 和 31 ・ 9 ・ 17	昭 和 32 ・ 9 ・ 30
55	52	50	48	47	44	44	40	40	38	37	36	35	32	31		
9	10	6	10	2	10	4	10	1	10	9	10	11	10	9		
17	1	29	4	24	4	28	4	9	11	29	2	8	4	30		
55	52	50	48	47	44	44	40	40	38	37	36	35	32	31		
9	9	6	9	2	9	4	9	1	10	9	9	9	10	9		
17	29	28	29	24	29	28	29	9	11	29	29	16	29			

氏名													氏名				
赤池重	今福清	小林胤幸	今福金吉	小林胤幸	赤池仙三	今福富義	今福秋太郎	小林順之助	内藤幸作	今福喜一郎	小林孝作	昭 和 26 ・ 4 ・ 24	昭 和 22 ・ 4 ・ 30	昭 和 17 ・ 5 ・ 21	昭 和 12 ・ 7 ・ 18	昭 和 8 ・ 7 ・ 18	昭 和 4 ・ 7 ・ 18
55	52	50	48	47	44	44	40	40	38	37	36	35	32	31			
9	10	6	10	2	10	4	10	1	10	9	10	11	10	9			
17	1	29	4	24	4	28	4	9	11	29	2	8	4	30			
55	52	50	48	47	44	44	40	40	38	37	36	35	32	31			
9	9	6	9	2	9	4	9	1	10	9	9	9	10	9			
17	29	28	29	24	29	28	29	9	11	29	29	16	29				

下部町歴代副議長

氏名													氏名											
磯野薫	渡辺健一	佐野逸策	堀内政人	北条義輝	小林義一	渡辺守勝	依田一勝	小磯正吾	日野武一	伊藤郁郎	二宮英男	土橋精一郎	日田三郎	池田繁治	上田昌藏	渡辺清	岩崎源治	石部賢三	赤池久男	赤池信一	望月脩一郎	赤池登	昭 和 31 ・ 9 ・ 30	昭 和 32 ・ 9 ・ 29
55	52	51	50	48	47	44	44	42	40	40	38	37	36	35	32	31								
9	10	6	6	10	2	10	4	9	10	1	10	9	10	11	10	9								
17	1	22	28	4	24	4	28	2	4	9	11	29	2	8	4	30								
55	52	51	50	48	47	44	44	42	40	40	38	37	36	35	32	31								
9	9	6	6	9	2	9	4	8	9	1	10	9	9	11	9									
17	29	19	28	29	24	29	28	31	29	9	11	29	29	8	29									

望月幸男	昭和52・9・30	現在
渡辺貢	"	"
磯野武一	"	"
石部一夫	"	"
樋川恒雄	"	"
草間克六	"	"

第六節 庁舎等の竣工

下部町役場の庁舎は昭和三十一年九月三十日、一町三か村合併の際、旧下部町役場を新町役場と定めたもので同日付町の告示で「下部町役場を常葉一、〇二五番地、同久那土支所を三沢一八番地、古関支所を古関一四三番地、共和支所を下田原一、六二三番地に設置する」と定めた。

常葉所在の本庁は明治二十四年十二月二十二日付県指令第一〇八九号を以て認可、富里村役場として新築以来約七十年を経たもので、老朽甚だしくその上合併による職員の増員、事務量の増加は必然的に庁舎の狭隘を来し、改築の必要を認めながらも持寄り赤字に苦しみ、財政自主再建団体として更生の道を歩んでいる町としてはそれもできず、一時の便法として役場の分室を設ける等の措置を講じていたが、合併以来五周年が近づくに従ってようやく改築に踏み切る事となり、昭和三十三年三月新庁舎建築案を議定し、昭和三十三年度予算に一、二〇〇万円を計上し、その内第一年度は取りあえず敷地の買収と整地のみとして工事を開始するに至った。

続いて工事を進めようとしたが、国庫補助金及び起債額の確定が遅延したため工事は三十四年度に繰り越さねばならない状態になった。越えて三十四年三月二十四日よいよ工事の指名競争入札を執行しその結果、甲府市三井建設株式会社に請負金額一、〇三三万円を以て落札、契約を締結し以来鋭意工事の完成に努力した結果同年十月木造二階建かわらぶき、敷地

面積一、八三七平方メートル、建面積一、一〇九平方メートルの立派な庁舎が完成した。よって十月十六日工事監督者春日建設社長立ち会いの上竣工検査を完了。昭和三十五年十月七日下部町々制祭を執行するにあたり併せて庁舎の竣工式を挙げる運びになった。これについて昭和三十五年九月二十九日の町議会で磯野町長はそのよるこびを次のように語っている。

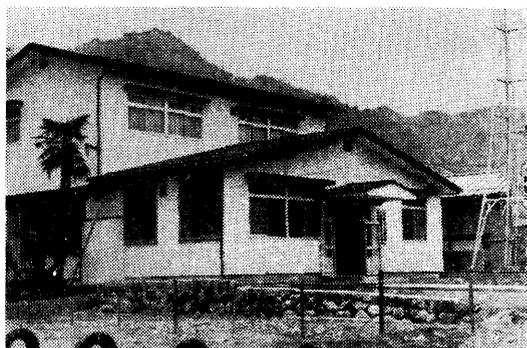
「待望久しかった新庁舎も各位を始め町民の皆様の絶大なる御尽力を頂き見事に完成し、心配された寄附金もおかげ様で漸く予定通り進捗しておりますので、合併記念として町制祭並びに庁舎竣工祝賀式を十月七日午前十時から挙行したい。予算は五十二万円の乏しい財源であります但町ぐるみの有意義な式典といたしたく計画しております」と。

このようにして完成した庁舎であるが、その後現在までにこの庁舎は二回に及ぶ拡張工事が施された。すなわち第一回は昭和四十七年で裏側へ拡張して階上に議会事務局・議員控室・便所を新築し、階下に町長室と事務室をいづれも拡張。これによって建築以来十数年を経て生じた事務処理や議会活動における支障を取り除く事ができた。

更に第二回として昭和五十三年表側へ玄関の拡張・町長室・出納室・町民待合所を新設した。この改造は住民の利便とサービスの向上を図るべく計画されたもので、よりはいたりやすい役場として窓口事務の充実・待合所に自動給茶機を設置しての住民へのサービス、更には町長室・出納室を前面に設けて住民との親密度を深めようとするものである。この改造費は設備費を含めて九二七万円を要した。

庁舎の使用状況については現在（昭和五十五年八月）一階が町長室・応接室・総務課・税務課・経済課・民生課・企画観光課・保健衛生課・農業委員会事務局・出納室・土木課・宿直室・用務員室・更衣室・町民待合所・便所・玄関・消耗品保管庫等で、二階は議場・議員控室・議会事務局・教育委員会事務局・町誌編さん室・和室・便所・書庫等である。

久那土支所は旧久那土村役場として明治三十一年三沢の民家を買収の上



役場 久那土支所



役場 古関支所

移築したものであるが、昭和十一年七月小学校と同時に改築したものを更に昭和四十七年三月地区公民館を併用のため改築したのである。工事請負人は松井組工友株式会社で請負金額は一〇万円、財源は県補助金一四〇万円。その他自己負担で工事施工内容は講座室・調理実習室・図書室・娯楽室・事務室・便所・書庫・倉庫・その他で合計二七四・三二平方メートル木造二階建、長尺亜鉛メッキ鋼板かわら棒葺カラー。備品としてはカラオケ・テレビ・図書・マッサージ機・囲碁・将棋用具・料理実習用具等をそなえ、これの完成によって久那土地域住民のより所であり、社会教育推進の場として町でも講座・展示会・実習等の計画を立て地域の人々の生活の向上をはかっている。

古関支所は旧古関村役場として従来旧道沿いに建設してあったが、役場の裏側に県道が開通し、旧道は廃道になったため同一敷地に昭和二十五年改築したものである。

昭和四十六年五月、町は社会教育推進の場としての公民館が長期総合計画により順次建設される事になっているので、その第一期計画として赤池工務所（所長赤池文夫）の請負により地区公民館併用の目的で古関支所を大改造した。その規模は一階が八〇・一二三平方メートル、二階が六六・一〇二平方メートル、木造二階建、長尺カラートタンぶきの部分とかわらぶきで、要した費用は四五二万円である。

この公民館の施設内容は一階が玄関・事務室・宿直室・押入れ・便所・談話室・倉庫・娯楽室・調理実習室・台所で、二階は会議室・戸棚・押入れ・講座室等で談話室にはカラオケ・テレビ・マッサージ機、会議室には卓球台、実習室には瞬間湯沸かし器などを取り揃え、老若男女を問わずだれでも気軽に立ち寄り憩いの場としても利用できるようになっていた。

共和支所は旧共和村役場であったが昭和三十三年四月一日旧共和村の内下田原・宮木の二部落は下部町を離れて南巨摩郡中富町へ編入したため上田原は久那土支所へ、同じく一色は本庁へそれぞれ所属する事になり、共和支所はこの日限りで業務を停止し支所は廃止になってしまった。廃止された支所の建物はしばらく閉鎖されたままになっていたがその後中富町へ払い下げた。

第七節 名誉町民制度と名誉町民

本町に居住する者、または縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、學術・技芸、その他広く社会文化の振興に、また、地方自治の進展に貢献しその功績が卓絶で、町民の尊敬を受ける者に対し、下部町名誉町民の称号を贈るため、昭和五十一年三月二十二日条例第二号「下部町名誉町民条例」を制定し、同五十四年十二月施行規則が定められた。

この名誉町民条例は

(目的)

第五編 自治のあゆみ

第一条 この条例は、広く社会文化の進展について功績があつた者に對し、その功績をたたえ、町民敬愛の対象としもつて下部町における社会文化の興隆に資することを目的とする。

(称号)

第二条 本町に居住する者若しくは本町に縁故の深い者で公共の福祉を増進し、学術、技芸、その他広く社会文化の振興又は地方自治の進展に寄与し、その功績が卓絶であり、町民の尊敬を受ける者に対しては、この条例の定めるところにより下部町名誉町民の称号を贈る。

2 名誉町民には、名誉町民章を贈るものとする。

第三条 名誉町民は、町長が町議会の同意を得て選定する。

(功績の公表)

第四条 名誉町民の功績については、公表し、顕彰する。

(待遇及び特典)

第五条 名誉町民に対しては、次の待遇及び特典を与えることができる。

- 一 町の公の式典への参列
- 二 本人の生活に対する便宜の供与又は援護
- 三 死亡したときは、相当の礼をもつてする弔慰の表明
- 四 功績碑、記念碑の建立
- 五 その他町長が必要と認める特典

(称号の取り消し)

第六条 名誉町民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失ひ、町民の尊敬を受けるにふさわしくないと認められるときは、町長は町議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができる。

2 前項の取り消しを受けた者は、その日から第五条の規定により与えられた待遇及び特典を失う。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に關し必要な事項は規定で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次に施行規則を記述すれば

下部町名誉町民条例施行規則

(昭和五十四年十二月十三日
規 則 第 十 三 号)

(目的)

第一条 この規則は、下部町名誉町民条例(昭和五十一年下部町条例第二号。以下「条例」という)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(推挙調書の作成)

第二条 町長は名誉町民を推挙するときは、次の事項を記載した推挙調書を作成し、せん考委員会において協議するものとする。

- 一 職業、氏名、生年月日
- 二 出生地、本籍、現住所
- 三 推挙に該当すると認められる事項
- 四 性質、思想、宗教、品行及び平素の行状
- 五 生計の状況及び財産の程度
- 六 信望の程度
- 七 賞罰(賞にあつては受賞の種類)
- 八 経歴の概要
- 九 その他参考となる事項

(せん考委員会)

第三条 せん考委員会は、町長及び名誉町民推せんの都度町長が委嘱する委員をもつて構成する。

2 せん考委員会の会長は町長とし、会議の議長となる。

(推挙の通知)

第四条 町長は、条例第三条の規定により名誉町民推挙について議会の同意を得たときは、すみやかにその旨を本人に通知するものとする。

(功績の公示)

第五条 推挙された名誉町民の功績については、下部町公報で公表する。

2 名誉町民の顕彰式は、町制施行記念日等に併せて行なう。ただし、特別の事

由がある場合はこの限りでない。

(称号の贈与及び登録)

第六条 名誉町民の称号の贈与は、顕彰状(第一号様式)によるものとする。

2 名誉町民に推挙された者は、名誉町民台帳(第二号様式)に登録するものとする。

(名誉町民章)

第七条 名誉町民には、名誉町民章(第三号様式)を贈る。

2 名誉町民章は、本人に限り終身はい用し、何人にも貸与することはできない。

3 名誉町民章は、じゆをもつて胸部中央にはい用するものとする。ただし、略章を用いることができる。

4 名誉町民であった者の遺族は、これを保存することができる。

(称号の取消し)

第八条 名誉町民が、条例第六条の規定により称号の取消しを受けたときは、名誉町民章を返納させるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第一・二号様式省略

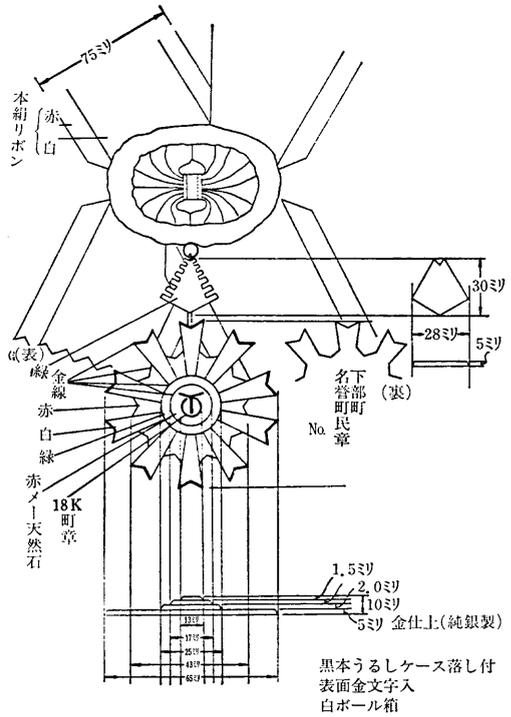
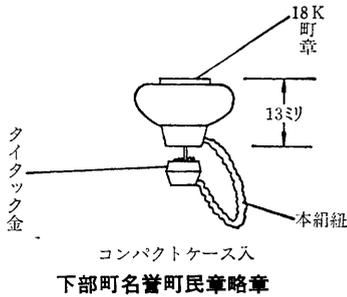
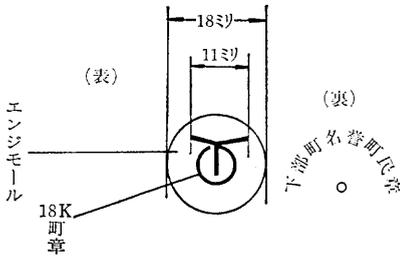
町長が候補者を議会に推挙するには、前記規則によりその都度名誉町民せん考委員会(昭和五十四年十二月十七日開催、委員六名)でせん考し、昭和五十四年十二月定例町議会において、下部町名誉町民を選定する議案(議案第七〇号同七一号)が提出され、太田公・上田美枝の両氏が万場一致の賛成を得て、本町初の名誉町民がここに誕生した。

昭和五十五年三月九日午後一時から、下部町開発センターにおいて、名誉町民顕彰式が盛大に挙行された。

名誉町民二氏の略歴及び功績概要は、次のとおりである。

第一章 町の行政

第3号様式



下部町名誉町民章

○太田 公



大田 公氏

本籍 山梨県西八代郡下部町常葉二六二番地
住所 本籍に同じ
生年月日 明治三十七年三月三十一日
学歴 日本大学法科卒業

公職歴 山梨県議会議員 四期 山梨県議会議長
(第五十七代)

山梨県議会議長、山梨県議会運営委員会委員長
原水爆禁止国民使節として訪ソ、クレムリン宮殿においてブルガーリン首相と会見、使命を果たす。(昭和三十二年)

賞

自治功労者として全国都道府県議会議長会より表彰
県政功績者(県政一般)として山梨県知事より表彰
勲五等双光旭日章を受く 昭和四十九年四月二十九日

功績概要

山梨県議会議員としての功績

昭和二十六年四月、地域住民の期待を一身に背負い、県議会議員に初当選以来四期十六年間の永きにわたり、地方自治の振興と県政の発展に多大な貢献をなした。

この間、農務委員会委員長をはじめ、決算特別委員会委員長、議会運営委員会委員長等を歴任し、生来の敏腕をいかんなく発揮した。とくに議会運営委員会委員長としては、議員間の信頼もとくに厚く、四度にわたりその要職を務め円滑な議会運営に尽力した功績は偉大である。

さらに、昭和三十三年八月には、第五十七代議長の重職に就任し温厚寛大な性格とともに卓越した指導性を発揮し、民主的議会運営の確立と地方自治の発展に偉大なる貢献をなした。

○上田 美枝



上田美枝氏

本籍 山梨県西八代郡下部町三沢二七四番地
住所 東京都中央区日本橋横山町八番九号
生年月日 明治四十一年三月二十八日
学歴 大正十三年三月二十日 共立女子職業学校卒業

職歴

昭和十八年九月二十六日 上田嘉一郎商店店主

就任

昭和二十三年八月十三日 株式会社上田嘉一郎商店社長就任、現在に至る
昭和四十二年七月二十九日 上田繊維興業株式会社代表取締役、現在に至る

民間団体歴

昭和三十七年四月 社団法人全国発明婦人協会副会長に就任、現在に至る
昭和十八年十一月 財団法人日本発明振興協会参与就任、現在に至る
昭和五十三年七月 財団法人上田美枝きもの資料館理事長就任、現在に至る
自昭和三十三年九月 東京組紐御協同組合幹事就任
至同 四十年九月 東京和装細貨御協同組合理事就任
自昭和三十三年九月 至同 四十三年九月

賞 罰

昭和三十五年八月 科学技術庁長官から「裁ち目なし折畳み型衣服」の考案に対し注目発明として選定さる
昭和四十一年九月 紫綬褒章を受く(裁ち目なし折畳み型衣服の考案による)
昭和四十八年五月 紺綬褒章を受く

第八節 町章・町民歌・町の木の制定

国に国歌があり国旗があるように、町には町としての地域にふさわしい歌と町章があることは当然であり、町民感情としてこれを欲することは理の当然とするところである。

本町は合併発足以来数年を経たにもかかわらず未だこれの制定なく、他の町村では既に定められて常に雇用し愛誦されている関係上、本町でもその必要性が痛感される次第であった。

昭和三十六年八月四日公民館運営審議会の席上これが議題となり、制定については町の教育委員会及び社会教育委員会が主体となって、町広報その他回覧板等で広く町内から歌詞・図案を公募すること。締め切りは十月末日とすること。等を決定して募集を開始したところ、結果に於て応募数は町民歌五人六編、町章六人八点に過ぎないので更に締め切りを十二月末日まで延期したがその後の応募者はなかった。

よって翌三十七年二月二十一日教育委員・社会教育委員の合同会で審議の結果、県教育庁学事課指導主事秋山晴時先生に町民歌を、同橋田正光先生に町章の審査を依頼することとなった。

両先生が応募作品に就て審査をしたところいずれも採用するに足るものは無いとの結論に達した。そこで町側では止むを得ず審査員の秋山先生に町民歌の作詞を、橋田先生に町章の図案作製をそれぞれ依頼した。

二月二十三日、両先生の作品が出来上がったので改めて教育委員・社会教育委員会合同会を開き、その席で別記両先生の作品を正式に下部町々民歌及び町章と決定し、町民歌については本町出身で県教育庁学事課指導主事松井美次先生に作曲を依頼することとなった。

三月四日午後二時半から下部中学校屋内体育館に於て自衛隊富士学校の音楽隊を招き、その伴奏によって下部婦人学級の皆さんの合唱で発表会を行い、更に久那土・古関両地区でも同音楽隊による演奏会が行われた。

下部町民歌

作詞 秋山 晴時

作曲 松井 美次

一、毛無の峰の暁の星

仰ぐひとみに感激の

いま新しい朝がきて

栃代の雲もにじを呼ぶ

おお下部、下部

希望かがやくわれらの町よ

二、本栖の湖はいまもなお

神秘の夢をたたえつつ

四すじの流れうるおして

みのりゆたかな野をひらく

おお下部、下部

めぐみあふれるわれらの町よ。

三、むかし武田のつわものの

ゆかりをしのぶかくし湯も

世にあらわれて名湯の

ほまれにかおる大下部

おおわれら、われら

ふるさとのさちたたえうたおう。

(昭和三十七年三月四日制定)

秋山晴時 作詩
松井美次 作曲

下部町民歌

行進曲風に

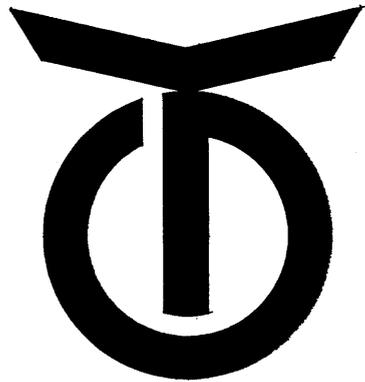
下部町章図案について。

1、考案者 山梨県甲府市住吉本町二二五五

橘田正光

2、意図

(1) 「下」の字の図案化したもの



「町の木」

- (2) 〵は飛躍を象徴し、
- (3) 〇は和と発展を意味する。

立てる目的で昭和四十四年四月一般町民から募集をしたところ、同月十五日の締め切りまでに多数の応募があつて町民の関心の深さが如実に感じられた。

よつて五月六日十五人の「町の木」選定委員が集まつて種々検討の上選考をした結果、最も応募点数の多い「松」を町の木に選定することになつた。応募の中には「赤松」「松」等があつたが、選定委員会で検討の結果「松」と決定した。

ちなみに応募した木の種類は、松・赤松・やまざくら・かしわ・くり・かき・けやき・ひのき・かし・さくら・やまつつじ・いちよう・なら・からまつ・ヒマラヤシダ・メタセコイヤ・つばき・せんだん等であつた。

これにより五月九日、緑化推進事業の一環として常葉地内南原で植樹祭を執行し、その席上「町の木」選定発表をして入選者に賞品の授与等を行った。

第二章 町の財政

第一節 概況

一 税制改革と財政の確立

明治維新によって徳川幕府が崩壊し、徴税権が政府の手に移り、明治四年廢藩置縣によって全国が政府の直轄となったので、明治政府は直ちに税制の改革に着手した。すなわち今まで年貢として各村へ割当てていた従来物の納納制度を廢止し、貨幣による金納制度に改めた。改革の中心は、当時農業中心の経済のもとで租税収入の大半を占めていた地租の改正から始められた。

政府は先ず地租の改正にあたって、旧幕府時代の土地制度そのものの改革から手をつけた。封建時代の遺物である田畑の永代売買禁止を解き、近代的土地所有権を認め、地租の納税者は土地の占有者でなく、土地の所有者とした。更に重要なことは課税の基礎が従来の収穫高を標準として課税してきたのであるが、これを地価を標準とすることに改め、作柄の豊凶によるしんしゃくは行わないこととした。しかも土地の価格は売買価格でなく収穫の収益の見積もりによる収益価格であることとされた。また従来免租地であった主要都市の市街地にも地租を課すこととしたのである。この地租改正は十年近い歳月を要した大事業であったが、これによって、始めて全国を通じて画一的な課税がなされるようになったのである。明治の初期は、地租が全税収の八〇%―九〇%を占めていて、維新当初には旧幕府時代から引き継いだ一、五〇〇種にも及ぶ雑税が存在していたのであるが、これらはしだいに整理され、酒類税など二十数種類の税目が設けられるようになった。

また地方税として、国税である地租の三分の一を限度とする地方附加税（地租割）が設けられたのをはじめ、明治十一年には地方税規則が制定され、地方税の体系も一段と整備されるに至った。

明治初期の税制の特色は、幕府時代の税制を受け継ぐなかで、これをしていかに近代税制に改めていった点にある。長い間の鎖国政策によって海外の影響を受けることのなかった旧来の税制が、資本主義経済の発達に伴って、近代国家の税制としての体裁を整えるには、幾十年の長い歳月を要したのである。

このようにして幾多の変革を経ながら、今日では体系づけられた税制のもとで、法人、個人の事業税や固定資産税等、その他法で定められた範囲内で課税徴収し、国や県、市町村自治体は、この税を財源としている。自治体としての施策を行うのである。

以下昭和五十三年度における本町の一般会計当初予算（表一）についてその概要を述べてみよう（広報しもへ122号抜粋による）

二 一般会計

昭和五十三年度一般会計当初予算は、歳入歳出とも総額一一億二四七〇万円で、円高、ドル安の経済環境の中にあつて、景気は依然として低迷を続けており「うるおい」と「やすらぎ」に満ちた町民生活の実現を図ることを基本に、自主財源はわずかに一七・七%という苦しい中で予算が編成されている。歳入面では（図(1)参照）町税収入などの自主財源は歳入全体の一七・七%、国、県支出金、町債などの依存財源が八二・三%で、いかに本町の財政が苦しいかがわかる。歳出面では総務費が一九・四%、農林水産業費一六・一%、民生費一三・九%、ついで土木費、教育費、衛生費、公債費、消防費、災害復旧費、議会費、諸支出金、商工費、予備の順になつている。おもな使いみちは次の通りである。

(一) 議会費

議会費は、広く町民に議会活動を報告するための議会広報の発行年四回

など、総額三、二七三万九、〇〇〇円である。

(一) 総務費

総務費は、町行政の内部管理経費、財産管理費、交通安全対策費、企画、広報活動費、町誌編さん費、徴税関係費、戸籍住民登録費、選挙費、統計調査費など総額二億一、八五一万七、〇〇〇円で、おもなものは次のとおりである。

峡南広域計算センター負担金六〇〇万五、〇〇〇円、広報発行費一六〇万円、町誌編さん費として収集執筆者報償などに八一三万四、〇〇〇円、公有林整備事業費一五四万四、〇〇〇円、公用車庫庫新設一七〇万円、農業委員会委員選挙費一三二万八、〇〇〇円などである。

(二) 民生費

民生費は、心身障害者、老人などの福祉、生活保護、児童手当など、社会保障関係費総額一億五、六二二万七、〇〇〇円で、おもなものは次のとおりである。

身障者福祉手当一一四万円、社会福祉関係団体助成二四一万二、〇〇〇円、一人暮らし老人対策として愛のベル設置費六三万六、〇〇〇円、七〇歳以上の老人医療の無料化に要する経費四、〇九五万円、敬老会事業一九八万八、〇〇〇円、峡南養護老人ホーム負担金一〇五万円、児童手当一、八六〇万円、保育所運営費五、九一二万九、〇〇〇円などである。

(三) 衛生費

衛生費は、母子健康対策、結核検診、成人病対策、広域簡易水道など総額九、五六五万二、〇〇〇円で、おもなものは次の通りである。

母子栄養強化などに二二〇万二、〇〇〇円、結核検診等各種予防二七五万四、〇〇〇円、成人病対策として胃がん、子宮がん、脳卒中などの検診二四七万七、〇〇〇円、峡南衛生組合負担金二、四四七万八、〇〇〇円、広域簡易水道運営費としての繰出金四、三三八万九、〇〇〇円などである。

(四) 農林水産業費

農林水産業費は、農業委員会運営費、農業振興費、農地費、山村振興

費、開発センター運営費、林業振興費、林業構造改善費など総額一億八、一〇四万六、〇〇〇円でおもなものは次のとおりである。

農業振興事業補助金一八六万四、〇〇〇円、農業基盤整備事業として国庫補助で丸畑農道舗装、県庫補助で根子、北川水路工事費一、一一〇万円、山村振興事業としてやまめの養殖センター建設費四、二五〇万円、開発センター運営費六二五万九、〇〇〇円、協業体組織のしいたけ産地振興利子補給など林業振興補助一、三〇三万一、〇〇〇円、林道改良工事七〇七万円、林業構造改善事業費六、〇四二万二、〇〇〇円などである。

(五) 商工費

商工費は、商工及び観光の振興費として総額一、二五一万三、〇〇〇円で、おもなものは次のとおりである。

商工会活動補助一三〇万円、観光協会補助金三八〇万円、温泉会館繰出金三四六万五、〇〇〇円などである。

(六) 土木費

土木費は、土木管理費、道路橋梁費、住宅費、河川費として総額一億二、八八六万二、〇〇〇円で、おもなものは次のとおりである。

道路橋梁維持関係工事一、四五〇万円、部落道舗装原材料支給及び補修材料六〇〇万円、部落道改良補助三五〇万円、道路新設改良工事七、三二一万円、河川維持改修関係三一三万五、〇〇〇円などである。

(七) 消防費

消防費は、総額四、八九二万五、〇〇〇円で、おもなものは峡南消防組合負担金三、一三三万円、消防団員公務災害補償組合五二九万七、〇〇〇円などである。

(八) 教育費

教育費は、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費など総額一億二、一八二万六、〇〇〇円でおもなものは次のとおりである。

小学校教育振興費一、二九六万六、〇〇〇円、スクールバス運営費二九五万三、〇〇〇円、中学校教育振興費一、〇六二万七、〇〇〇円、社会教

育事業費三三一万四、〇〇〇円、公民館費三三六万五、〇〇〇円、青少年育成推進費一四三万四、〇〇〇円、保健体育費二八〇万九、〇〇〇円、学校給食費三、二六〇万七、〇〇〇円、学校プール維持管理費三三三万九、〇〇〇円などである。

(H) 災害復旧費

災害復旧費は、台風などにより被害のあった農林水産業施設、公共土木施設災害復旧費で、総額三、三四三万五、〇〇〇円である。

(二) 公債費

公債費は、各種施設建設のために借り入れた資金の返済で元利総額七、七七六万一、〇〇〇円である。

(三) 諸支出金

諸支出金は、湯町簡易水道整備及び湯町下水道建設基金積立金一、五〇〇万円など、総額一、五一九万七、〇〇〇円などとなっている。

以上は款別に説明したが、この予算を性質別に見ると図(3)、(4)のとおりである。

歳入面においては、国、県からの支出金や交付税、町債などの依存財源が八二・三%を占めており、自主財源はわずかに一七・七%で、三割自治どころか一割七分自治と、本町の財政はまことに厳しいものがある。

歳出面では、人件費が三六・四%、物件費一一・一%、補助費等一〇・四%、扶助費五・九%などとなっており、これら行政経費が六四・〇%を占めており、普通建設事業費など投資的経費はわずかに二二・九%となっている。このような財政事情は、ひとりわが下部町のみならず、各地方自治体の一般的傾向であり、時代の進展に適合する自治体活動を行うためには、より堅実な財政の確立が望まれる。

三 特別会計

特別会計は、総額四億三、二一八万八、〇〇〇円で内訳は次のようになっている。

(一) 国民健康保険会計

予算総額三億六、九四一万八、〇〇〇円となっている。歳入のおもな財源は国庫支出金二億一、七五二万五、〇〇〇円、保険税一億一、五八五万五、〇〇〇円で一世帯当たりの保険税は七万四、七六五円、繰入金県支出金繰越金などである。

歳入のおもなものは、療養、高額療養、助産婦などの保険給付費、三億四、四四六万一、〇〇〇円。保険施設費三〇一万円などである。

(二) 下部温泉会館会計

五九五万五、〇〇〇円

(三) 恩賜林保護財産区会計

広野村上外九山管理会 一〇六万円

大八坂、川尻、山之神外十五山管理会 五八万六、〇〇〇円

(四) 湯町簡易水道会計

一二〇万三〇〇〇円

(五) 広域簡易水道会計

五、二四四万六、〇〇〇円

(六) 上の平簡易水道会計

五六万三、〇〇〇円

(七) 三保簡易水道会計

九五万七、〇〇〇円

第二節 税制と税収

明治維新によって、徳川幕府が崩壊したのち、政府は直ちに税制の改革に着手したことは、前節で述べたところであるが、その後も税制については幾度か改革を重ね、近年では昭和十五年の税制改革によって法人税が所得税から分離したが、この改正は戦時の要請にこたえて、税負担の均衡、税制の弾力化、簡素化を目的としたものであった。また戦後の税制は連合

昭和53年度下部町一般会計予算
第1表 歳入歳出予算

〔歳入〕

(単位千円)

款	項	金額
(1) 町 税		168,323
	1. 町 民 税	50,123
	2. 固 定 資 産 税	55,636
	3. 転 自 動 車 税	2,329
	4. た ば こ 消 費 税	18,000
	5. 電 気 税	6,500
	6. 木 材 引 取 税	45
	7. 特 別 土 地 保 有 税	1,190
	8. 入 湯 税	34,500
(2) 地 方 譲 与 税		14,200
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	10,000
	2. 地 方 道 路 譲 与 税	4,200
(3) 自 動 車 取 得 税 交 付 金		11,400
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	11,400
(4) 地 方 交 付 税		574,000
	1. 地 方 交 付 税	574,000
(5) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		260
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	260
(6) 分 担 金 及 び 負 担 金		16,659
	1. 負 担 金	16,659
(7) 使 用 料 及 び 手 数 料		4,346
	1. 使 手 用 料	2,796
	2. 手 数 料	1,550
(8) 国 庫 支 出 金		99,106
	1. 国 庫 負 担 助 託 金	80,423
	2. 国 庫 補 助 金	14,847
	3. 国 庫 委 託 金	3,836
(6) 県 支 出 金		109,923
	1. 県 負 担 助 託 金	11,801
	2. 県 補 助 金	97,820
	3. 県 委 託 金	302
(10) 財 産 収 入		474
	1. 財 産 運 用 収 入	474
(11) 寄 付 金		9
	1. 寄 付 金	9
(12) 繰 入 金		5,000
	1. 繰 入 金	5,000
(13) 繰 越 金		500
	1. 繰 越 金	500
(14) 諸 収 入		3,800
	1. 預 金 利 子 入	2,000
	2. 雑 収 入	1,800
(15) 町 債		116,700
	1. 町 債	116,700
歳 入 合 計		1,124,700

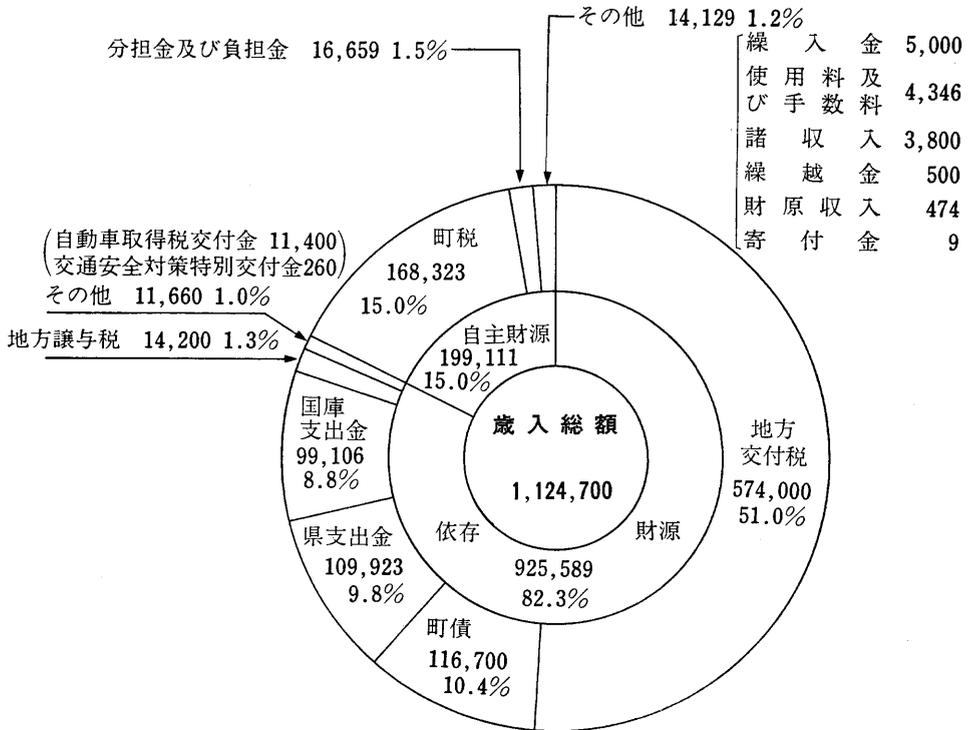
〔歳出〕

(単位千円)

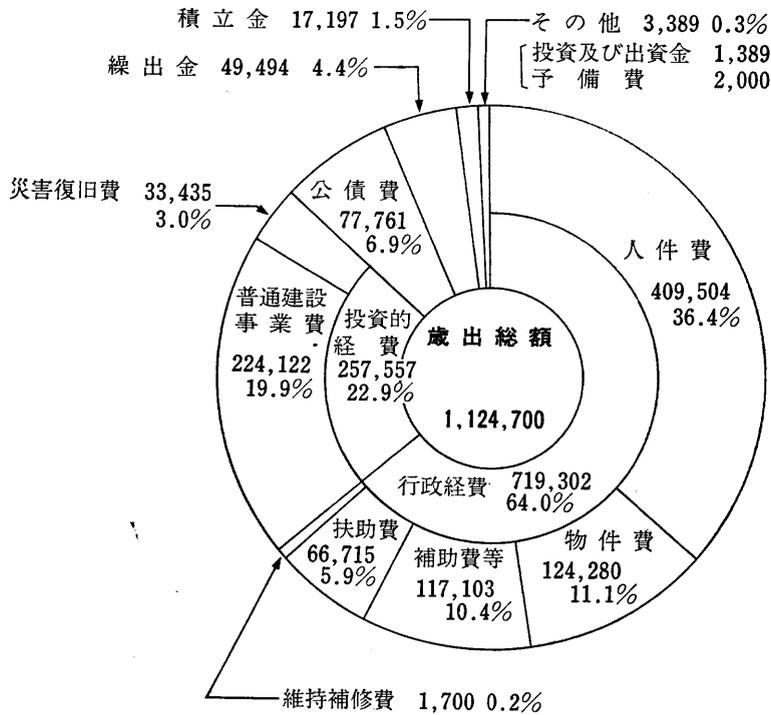
款	項	金額
(1) 議会費	1. 議会費	32,739 32,739
(2) 総務費	1. 総務管理費 2. 徴税費 3. 戸籍住民登録費 4. 選挙調査費 5. 統計委員費 8. 監査員費	218,517 182,273 24,930 8,592 2,152 283 287
(3) 民生費	1. 社会福祉費 2. 児童福祉費	156,227 77,894 78,333
(4) 衛生費	1. 保健衛生費 2. 清掃費 3. 簡易水道運営費	95,652 27,119 24,478 44,055
(5) 農林水産業費	1. 農林業費 2. 林業費	181,046 91,839 89,207
(6) 商工費	1. 商工費	12,513 12,513
(7) 土木費	1. 土木管理費 2. 土道住路梁費 3. 河道住路橋費 4. 河川宅川費	128,862 19,741 105,726 260 3,135
(8) 消防費	1. 消防費	48,925 48,925
(9) 教育費	1. 教育総務費 2. 小中学校費 3. 中学校費 4. 社会体育費 5. 保健体育費	121,826 18,571 28,253 27,426 8,921 38,655
(10) 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費 2. 公共土木施設災害復旧費	33,435 4,392 29,043
(11) 公債費	1. 公債費	77,761 77,761
(12) 諸支出金	1. 普通財産取得費 2. 基金費	15,197 197 15,000
(13) 予備費	1. 予備費	2,000 2,000
歳出合計		1,124,700

昭和53年度一般会計当初予算財源分折図

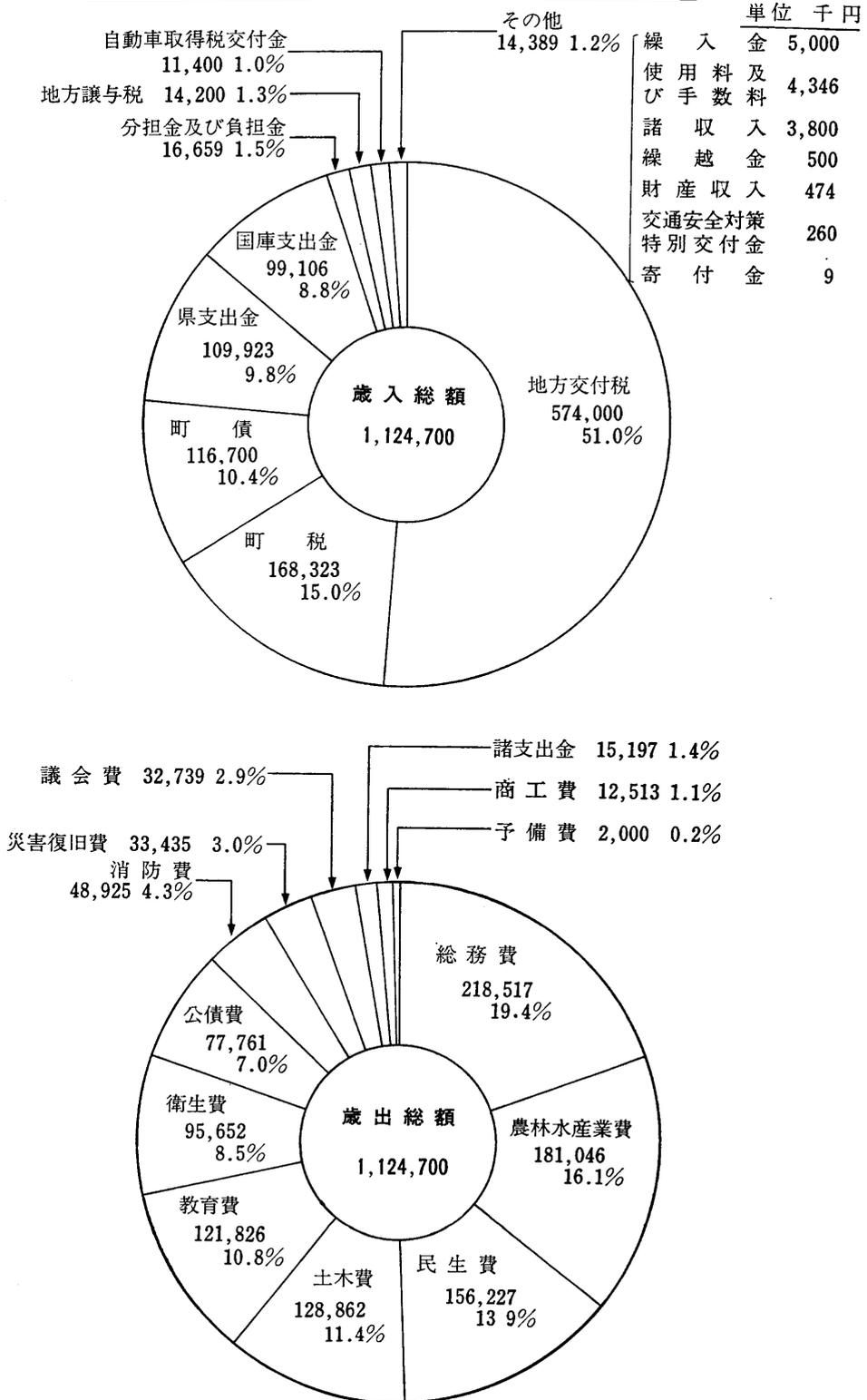
単位 千円



昭和53年度一般会計当初予算性質別歳出分折図



昭和53年度一般会計当初予算款別構成図



(表1) 昭和52年度町県民税所得割の税率

課税標準額の段階	税率	速算控除額	県民税
30万円以下の金額	2%	0円	150万円まで2%
30万円をこえ 50万円以下	3%	3,000	速算控除額 0円
50万円をこえ 80万円以下	4%	8,000	
80万円をこえ 110万円以下	5%	16,000	
110万円をこえ 150万円以下	6%	27,000	
150万円をこえ 250万円以下	7%	42,000	150万円をこえるもの
250万円をこえ 400万円以下	8%	67,000	4%
400万円をこえ 600万円以下	9%	107,000	速算控除額 30,000円
600万円をこえ 1,000万円以下	10%	167,000	
1,000万円をこえ 2,000万円以下	11%	267,000	
2,000万円をこえ 3,000万円以下	12%	467,000	
3,000万円をこえ 5,000万円以下	13%	767,000	
5,000万円をこえる金額	14%	1,267,000	

◎市町民税個人均等割 700円

◎法人税均等割

1. 資本金額又は出資金額が1億円をこえる法人(第3項第3号に掲げる公共法人等を除く、次号において同じ)及び保険業法に規定する相互会社で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(政令で定める役員を含む)の数の合計数(第5項において「従業員数の合計数」という)が百人をこえるもの……………税率年額80,000円
2. 資本金の金額又は出資金額が1億をこえる法人及び保険業法に規定する相互会社で前号に掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が1千万円をこえ1億円以下である法人……………税率年額24,000円
3. 前2号に掲げる法人以外の法人等……………税率年額8,000円

◎町民税法人税割

$$\frac{12.1}{100}$$

◎電気税 $\frac{5}{100}$

◎軽自動車税

- ・ 5000 650円
- ・ 9000 1,000円
- ・ 12500 1,300円

- ・ 四輪貨物
 - 営業 2,900円
 - 自家用 3,300円

- ・ 乗用
 - 営業 5,200円
 - 自家用 5,900円

- ・ 農耕 1,300円
- ・ 二輪小型自 3,300円

◎固定資産税 $\frac{1.4}{100}$ 標準高 $\frac{2.1}{100}$

◎入湯税 1人1日に付 100円

◎木材引取税 $\frac{2}{100}$

◎特別土地保有税

保有分 $\frac{1.4}{100}$

取得分 $\frac{3}{100}$

◎たばこ消費税 18.1 $\frac{100}{100}$

◎国民健康保険税

所得割 $\frac{3.78}{100}$

資産割 $\frac{59.26}{100}$

均等割 (1人当り) 7,156円
平等割 9,398円

軍の占領下といった特殊条件にあったため、外国特にアメリカの税制の影響を強くうけた。すなわち、

- (イ) 昭和二十二年の所得税の申告納税制
- (ロ) 自主的の地方財政の確立を図るための地方税法が改正され、国税の地方への委譲、法定独立税の採用、目的税の整備が行われ、国税の付加税制度が廃止された。

入場税や地租はこのとき、国から地方へ移管されたが、その後入場税だけは、昭和二十九年に国に復帰したが、長い歴史を経てきた地租はついに国税から姿を消し、現在の市町村税、即ち固定資産税へ統合されることになった。戦後日本経済は異常な速度で急激な変化をもたらし、加えて社会情勢の混乱から税務行政の執行も困難を極めたため、税制の根本的改革と税務行政の改善をはかることを目的として、アメリカのシャウプ博士を团长とする税制使節団が来日し、日本税制の改革について、いわゆるシャウプ勧告が出され、これに基づいて、昭和二十四年から二十五年にかけて税制の改革が行われ、それが法律化され昭和二十五年から実施された。

改革のおもな点は

- 一、直接税に重点をおき、所得税、法人税、相続税などに大幅な改正がなされ、間接税はできるだけ軽減または廃止する方向が打ち出された。
- 二、戦後の異常なインフレに伴い資産の再評価を行い、課税の適正をはかった。
- 三、所得税、法人税に青色申告制度を採用し、税務行政の民主化に力を入れた。

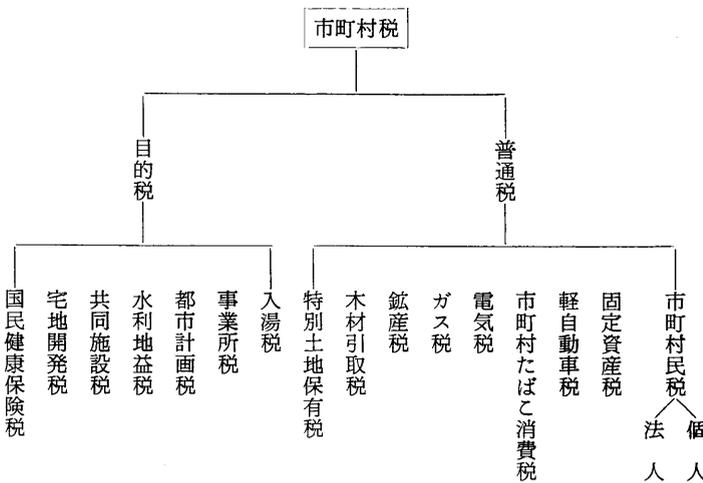
四、生産増強や事業投資、資本蓄積などを促進し、個人及び法人の課税を適正ならしむるため租税特別措置法を設けた。

昭和二十七年わが国は連合国と平和条約を結び、独立国家として経済も次第に安定してきたので、昭和二十六・二十七年には、減税を目的とした税制の改正が行われ、またシャウプ勧告によって改革された税制についても、その後の情勢の変化に対処するための反省がなされ、これに基づく修

正が行われた。更に昭和三十七年には国税通則法が公布され、国税に関する処理手続きが整理されるとともに、直接税以外にも、申告納税制度が導入され、国、地方の税源配分の一環として、県民税、所得割の改正などが行われた。

昭和五十三年度の税目別税率を見ると次のとおり(表2)である。

(表2) 市町村税一覧



本町合併以来の税別税率の推移は、次のとおりである。(表3)

(表3) 一般会計税別(町税) 税収の推移

(単位千円)

年度	税別 町民税	固定 資産税	軽自動 車 税	たばこ 消費税	電気税	入湯税	特別土地 保有税	木 引 取 材 税
32	4,781	10,539	423	2,371	1,361	617		331
33	3,789	12,235	83	2,853	1,428	571		138
34	4,295	13,214	120	2,850	1,369	1,184		131
35	4,490	12,515	182	3,060	1,611	1,066		100
36	4,436	12,533	274	3,314	1,544	1,228		57
37	5,086	13,873	426	4,059	1,947	1,292		77
38	5,682	15,192	492	4,465	1,755	1,355		0
39	5,399	16,345	820	5,730	1,791	1,346		135
40	5,582	16,327	864	5,883	1,896	1,306		154
41	5,899	17,018	990	6,309	2,346	1,300		24
42	7,528	20,682	1,207	9,095	2,806	1,299		13
43	8,518	24,923	1,238	8,900	2,996	1,518		113
44	8,937	25,020	1,505	10,647	3,430	1,827		300
45	10,606	26,542	1,776	11,048	3,979	3,739		107
46	15,992	29,472	1,855	12,128	4,196	8,072		48
47	22,003	32,073	2,022	13,687	4,911	9,022		41
48	27,255	37,335	2,186	14,519	5,180	10,870		45
49	38,049	44,432	2,186	15,264	6,125	10,191	24	140
50	43,819	49,740	2,126	15,618	5,518	23,406	1,620	225
51	53,188	54,291	2,678	17,288	6,800	26,918	1,599	46
52	66,192	63,307	2,656	23,750	7,811	28,170	1,575	176
53	75,075	69,331	2,818	25,160	8,280	39,050	1,148	209

(注) 昭和32年度軽自動車税は自転車荷車税

昭和48年度地方税法の一部改正により特別土地保有税創設

(表4) 昭和53年度町民税負担の状況(当初予算)

税別	区分		昭和53年度町民の税負担		1人(1世帯)当り負担額		説 明
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	
1. 町 民 税	個人		46,832,000		一般町民1人当り	5,649	
	法人		3,291,000		法人その他1人当り	53,080	
2. 固定資産税	個人		23,730,090		一般町民1人当り	2,862	
	法人		24,047,910		法人その他1人当り	387,869	
		交付金 納付金		7,858,000		交付金・納付金	
3. 軽自動車税			2,329,000				1,810台 他に非課税 41 減税5
4. 国民健康保険税	(調定額)		117,531,000		国保加入1世帯当り	74,765	国保加入世帯 (1572世帯)

昭和53年4月1日(現在)

世 帯 数	2,238
人 口	8,290
法 人 数	62

(表5) 下部町財政規模の推移

(単位千円)

年 度	歳入決定額	歳出決定額	繰 越 額
昭和31年度	28,341	53,805	△ 25,464
32	69,356	94,735	△ 25,379
33	68,057	92,968	△ 24,911
34	79,097	96,090	△ 16,993
35	91,948	105,173	13,225
36	88,241	94,106	5,865
37	98,153	89,281	8,871
38	116,682	101,760	14,922
39	163,554	145,243	18,311
40	178,371	168,960	9,411
41	230,689	288,527	2,162
42	296,418	293,992	2,426
43	341,369	324,451	16,918
44	352,683	328,464	24,219
45	397,881	381,893	15,988
46	487,515	456,849	30,666
47	662,979	637,294	25,685
48	668,734	634,539	54,195
49	880,995	843,168	37,827
50	993,331	998,456	4,875
51	1,052,194	1,045,862	6,332
52			
53			

合併時 (昭和31年度)

久那土村	6,328	9,716	△ 3,388
古関村	7,367	6,980	387
下部町	11,391	28,304	△ 16,913
共和村	3,255	8,805	△ 5,550
合 計	28,341	53,805	△ 25,464

第三節 財政規模の推移

昭和二十四年アメリカのシャウプ博士を団長とする税制使節団の来日があつて、同使節団は、日本税制の改革について、いわゆるシャウプ勧告を発表し、この勧告に基づいて、昭和二十四年から二十五年へかけて税制の改革が行われた。この改正の主なものはおおよそ次のようなものである。

- (1) 平衡交付金制度が設けられた。
- (2) 税制全体を通じて直接税に重点をおき、間接税はむしろ軽減、廃止する方向が打ち出された。
- (3) 所得税、法人税に申告納税制を採用し、税務行政の民主化に力を入

れた。

これらの改革のうち(1)の平衡交付金制度は現在地方交付税として歳入源の大きな柱となつており町の財政を支えている。以下このことについて簡単に触れてみよう。

(一) 地方財政平衡交付金(以下交付金という)は町の運営に必要な経費を国が定めた一定の算式によつて算出した基準財政需要額と、町の財政力を国が定めた基準によつて算出した基準財政収入額を比較し、基準財政収入額が基準財政需要額に満たない場合、その不足額を交付し、それぞれの自治体の財政力の均衡をはかりもつて健全なる自治体を育成強化しようとしたものである。

(二) この制度は昭和二十五年から実施されたもので昨年度すなわち昭和

(表6) 下部町における地方交付税の推移

(単位千円)

年 度	基 準 財 政 需 要 額	基 準 財 政 収 入 額	交 付 基 準 額
昭和35年度	39,014	12,931	26,083
36	47,538	13,282	34,256
37	57,466	15,603	41,863
38	67,042	18,143	48,899
39	81,385	21,130	60,255
40	89,758	22,915	66,843
41	97,407	24,328	73,079
42	113,514	27,548	85,966
43	136,893	33,932	102,961
44	167,091	36,498	130,593
45	200,259	42,082	158,177
46	235,243	49,088	186,155
47	304,582	57,466	247,116
48	382,667	69,513	313,154
49	499,254	92,267	406,987
50	540,231	99,802	440,429
51	588,747	118,783	469,964
52	660,907	134,319	532,588
53			

五十二年度を例にとればこの年算出した財政需要額は、六億六千六百九十万七千円で基準財政収入額が、一億三千四百三十一万九千九百九十九円に對して収入額が五億三千二百五十八万八千円不足するので、その不足額が交付された。

本町は、昭和三十一年九月三十日、町村合併促進法にもとづき、旧下部町（昭和二十九年四月一日、富里村を下部村と改め同日、町制を施行、下部町と称す）旧久那土村、旧古関村及び、旧共和村（昭和三十三年四月一日、旧共和村のうち、下田原、宮木が分町して中富町へ編入）が合併して、本町の総面積は、一三〇・七六平方キロメートル、となり西八代郡下随一の広汎な、新下部町となったが、その面積の一・五％を山林で占められ、わずかに四八

％の地域が耕地及び宅地となり、集落が、常葉川、反木川、三沢川、流域とその山間部に点在している。このような宿命的な立地条件のため、町は特定の資源にも恵まれず、財政収入基盤は、極めて貧弱である。しかしながら年ごとに向上する行政水準に伴う財政需要は、増加の一途をたどり、町税も経済成長に伴い、自然増収があるとはいえず、一般財源の町税に占める比率は年ごとに低下し、国や県に對する依存財源が高率を示している現状である。本町が合併した昭和三十三年以降の財政規模を歳入、歳出決算額で見ると、表(5)（下部町財政規模の推移）のとおりで、五年後の昭和三十七年度には、歳出決算額は合併当時よりやや低いが、十年後の昭和四十七年度には三・一倍に、その後わずか四年後の昭和五十一年度には一・〇四倍という実に驚異的な財政規模の膨張振りである。

このことは、ひとり我が下部町ばかりでなく、国、地方を通じて、一般的傾向であり、自主財源に極めて乏しい本町では、地方交付税に大きく依存しなければならぬ現状である。ちなみに本町の昭和三十五年年度から五十三年度までの交付税の推移を示すと次のとおりである。（表6）

終戦後、昭和二十二年五月三日、新憲法と同時に施行された地方自治法は、市町村自治体の民主化への全面転換を示したもので、つまり市町村自治体の自主制及び自主性が認められ、住民生活に密着した事柄については、原則として、住民自からの手で処理運営されるものとされた。その結果市町村自治体の行政事務は、質、量とも増大した。自治体の健全なる行政運営は、財政の確固たる裏付けを得て、はじめて十分な活動を推進することができるのであって、地方自治の確立は、健全なる財政に、その命脈を託しているといつても、決して過言ではない。また一方、国の施策の大きな柱である「社会保障制度の充実」の叫ばれるなかにおいて、民生費の増加、また、小、中学校の教育水準の向上をはかるための教育振興費、遠距離通学児童生徒のための、スクールバスの運営及び維持費、学校給食費など、教育予算の町財政に占める割合は、年ごとに増える傾向にあり、また、総務費も、行政事務の多様化の中にあつて、事務処理機構の整備に伴な

う、峽南広域センター負担金、広報発行費、町誌編さん費、職員給与費など、また農林水産費は、山村振興事業費として、ヤマメの里センター建設、林道改良工事、林業構造改善事業など、その他土木、保健衛生費等においても、町財政を圧迫する要因は枚挙にいとまがない。

このような厳しい財政事情の中にあつて町当局は少ない予算でより効果的な行政活動を行い常に住民奉仕の向上に意を用いているのである。

第四節 町の財産と起債

一 町の財産

町で所有している財産を公有財産という。公有財産は町が行政事務、または事業を行ううえで直接使用することを目的とする本庁舎、支所と町民が共同利用に供することを目的とする公共用財産と、普通財産とに分けられる。開発センター、製茶工場、小・中学校、公民館、診療所、公営住宅、巡査駐在所、広域簡水、青年の家等がこれにあたる。

また普通財産とは前二者以外の財産をいい、分校跡、林野、その他の土地をいう。

本町の町有財産は別表のとおりである。

二 起債

起債を地方債と一時借入金とに分ける。

(1) 地方債

地方公共団体が第三者から資金の借入れを行い長期にわたつてその債務を返済する借入金をいう。地方債は資金を借入れた年度には、その事業の遂行のための財源として繰り入れられるが翌年度以降には債務として償還しなければならないので、住民には負債として負担がかかる。したがつてみだりに財源を地方債に依存しての事業は好ましくなく、極力これを抑えて、毎年度通常の財源をもつて賄うよう町の健全財政を図ることが望ましい。

(2) 一時借入金

地方公共団体が一時的に歳計現金に不足を生じた場合、その不足額を補う目的をもつて一時借入をする借入金をいう。この借入金の償還は当該会計年度内にこれを行い、翌年度にはその債務を繰り越さない。したがつて地方債とは異なるものである。

本町における地方債の状況はつぎのとおりである。

(7) 出資による権利

区 分	現 在 高
山梨県農業信用基金出資金	1,700千円
山梨県信用保証協会出資金	4,400
山梨県家畜、畜産物衛生指導協会出資金	100
計	6,200

(8) 物 品

区 分	現 在 高
普通自動車(バンを含む)	11台
軽自動車	1
ス タ ー ル バ	1
ラ タ ー ド ー ザ	1
フ タ ン ナ ー カ	1
普 通 ガ ン ナ ー カ	1
消 防 ボ ン ナ ー カ	2
小 型 動 力 ボ ン ナ ー カ	34
小 型 動 力 ボ ン ナ ー カ	27
単 車	6
電子リコーピー(印鑑登録事務用)	3
複 写 機	2
印 刷 機	2
ピ ン 写 機	10
映 写 機	6
金 庫	4基
録音拡声装置一式(議場)	一式
ビデオカメラレコーダ	1
緊急時関係機器	1

(9) 債 権

な い

(10) 基 金

1. 財政調整基金

区 分	現 在 高
現 金	126,508千円

2. 国民年金基金

区 分	現 在 高
現 金	6,000千円

3. 土地開発基金

区 分	現 在 高
現 金	12,908千円
不 動 産	10,543
土 地	(994.57㎡)
野 原	23,451
合 計	

4. 湯町簡易水道整備及び湯町下水道建設基金

区 分	現 在 高
現 金	28,500千円

5. 学校建設基金

区 分	現 在 高
現 金	37,627千円

3. 地方債現在高の状況（その1）

（単位 千円）

区 分	昭和52年度	昭和53年度	昭和53年度元利償還額			差引現在高 A + B - C
	末現在高A	発行額B	元金C	利子	計 D	
1. 一般公共事業債	412	6,900	94	25	119	7,218
2. 一般単独事業債	22,560	15,300	990	1,546	2,536	36,870
3. 公営住宅建設事業債	6,770		296	435	731	6,474
4. 義務教育施設整備事業債	10,577		901	672	1,573	9,676
5. 辺地対策事業債	32,606		7,721	2,046	9,767	24,885
6. 産業廃棄物処理事業債						
7. 災害復旧債	28,321	7,200	4,076	1,932	6,008	31,445
(1) 単独災害復旧事業債						
単独災害復旧事業債（除火災）						
(4) 元利補給付小災害債						
歳入欠かん等債						
火災復旧事業債						
(2) 補助災害復旧事業債	28,321	7,200	4,076	1,932	6,008	31,445
8. 一般廃棄物処理事業債						
9. 厚生福祉施設整備事業債	12,599		772	931	1,703	11,827
10. 公共用地先行取得事業債						
11. 市町村民税臨時減税補填債						
12. 退職手当債						
13. 転貸債						
14. 過疎対策事業債	370,396	97,500	23,626	24,710	48,336	444,270
15. 国の予算貸付政府関係機関貸付債						
(1) 転貸によるもの						
(2) その他						
16. 同和対策事業債						
(1) 法第10条によるもの						
(2) その他						
17. 減収補てん債（昭和50年度）	1,700		162	125	287	1,538
18. 財政対策債	28,279		2,177	2,428	4,605	26,102
19. 交付税振替分						
20. 都道府県貸付金	2,700		700	175	875	2,000
21. その他	7,900	1,300		247	247	9,200
合計（1～21）	524,820	128,200	41,515	35,272	76,787	611,505
上記のうち交付公債の直轄事業負担金						

地方債借入先別現在高の状況（その2）

（単位 千円）

区 分	昭和52年度 末現在高 A	昭和53年度 発行額 B	昭和53年度 償還元金額 C	差引現在高 A + B - C
1. 政 府 資 金	466,289	113,400	37,895	541,794
内 (1) 資 金 運 用 部	365,345	111,600	37,224	439,721
内 訳 (イ) (イ) 以外 の も の	352,746	111,600	36,453	427,893
内 訳 (イ) 年 金 融 資 によるもの	12,599		771	11,828
(2) 簡 易 保 険 局	100,944	1,800	671	102,073
2. 公 営 企 業 金 融 公 庫	7,900	13,300		21,200
3. 国 の 予 算 貸 付, 政 府 関 係 機 関 貸 付 (公営企業金融公庫を除く)				
4. 市 中 銀 行	47,931	1,500	2,920	46,511
5. そ の 他 の 金 融 機 関				
6. 保 険 会 社				
7. 交 付 公 債				
内 訳 (1) 直 轄 事 業 負 担 金				
内 訳 (2) そ の 他				
8. 市 場 公 募 債				
9. 共 済 組 合 (恩給組合を含む)				
10. 外 国 債				
11. そ の 他	2,700		700	2,000
合 計 (1~11) ㊦	524,820	128,200	41,515	611,505
㊦ の 内 訳 証 書 借 入 分	524,820	128,200	41,515	611,505
証 券 発 行 分				
う ち 登 録 債				

第三章 選挙制度

第一節 選挙制度の変遷

明治十一年に郡区町村編成法や府県会規則が施行されて、我が国の選挙がようやく制度化して来た。以来約一〇年を経た明治二十二（一八八五）年には大日本帝国憲法が發布され、これに伴って貴族院及び衆議院が設けられたので、衆議院議員選挙法が制定され、更に府県制や市制町村制も公布されて選挙制度はここに確立された。

初めは国の選挙は独立した選挙法によったが、地方公共団体の議員選挙は府県制・市制町村制等の中で決められていた。それが幾多の変遷を経て戦後公職選挙法になったのである。

衆議院議員選挙法については、明治二十二年法律第二二号で制定された時は、選挙権は満二五歳以上の日本国臣民である男子で一年以上直接国税一五円以上納め、かつ一年以上その府県に本籍を有し居住している事が条件とされていた。被選挙権については年齢が満三〇歳以上で住所の要件はないが納税は選挙人と同じである事が定められていた。議員定数は三〇〇人で一区一人の小選挙区制であった。しかし特殊の場合一区二人の例外もあったが、このような区では二人連記投票制であった。投票はすべて記名投票の形式で、候補者名の外に投票人の住所氏名を明記して捺印することになっていた。

選挙運動の取り締まりについては余り嚴重ではなく、買収と暴力行為が禁じられていた程度であった。

以上のような制限選挙であるため有権者は約四五万人で総人口約四、〇〇〇余万人に対する割合は僅か一・一パーセントに過ぎなかった。

この法律は約一〇年を経た明治三十三年法律第七三号で改正になった。その要点は、納税額が従来の一五円が一〇円になった事と、被選挙人については納税要件が廃止されたので、三〇歳以上の日本国臣民たる男子にはすべて被選挙権がある事になった。もちろん一定の欠格条件はあったのだが。この改正で議員定数は三六九人にふえた。選挙区は一区一人の小選挙区制であったのを改めて府県を単位とする大選挙区制（市部・郡部）とし、山梨県は定員五人となった。

投票の方法もこの時から無記名単記秘密投票になった。有権者数が拡大して約九八万人となったが総人口四、四〇〇万人に対してまだ二・二パーセントに過ぎなかった。

大正八年法律第一六号で又改正された。その要点は世界の情勢が普通選挙を実施している国が多く、我が国にもこれを主張する気運が盛り上って来たが、当時の原内閣は時期尚早として、その代り納税要件を一〇円から三元に引き下げた。これによって議員定数は四六四人とふえ、有権者数は三倍の三〇〇万人となった。当時の人口約五、五〇〇万人に対し五・五パーセントまでになった。選挙区は再び小選挙制を採用し東西八代・南巨摩で一区一人を選出することになった。

大正十四年法律第四七号では、選挙権・被選挙権について大幅な改正が行なわれ従来の納税資格は全廃され、日本国臣民たる二五歳以上の男子で一定の欠格事項に該当しない限りすべて選挙権を有するいわゆる普通選挙になった。この改正で選挙区は従来の大選挙区でもなく、さりとて小選挙区でもなく、我が国独特の中選挙区と称する選挙区になった。議員の定数は四六六人で、山梨県は他県に較べて県が小さいので、大選挙区の時と変わりなく一県一区定員五人となった。又今回から不在者投票、点字投票制度及び立候補制度を取り入れた。

納税要件を全廃したため、有権者数は一躍一、二四〇万人となり、当時の総人口六、〇〇〇万人の約二〇パーセントに相当する数となった。

昭和二十年法律第四二号では選挙人の年齢を満二五歳から満二〇歳に、

被選挙人の年齢を三〇歳から二五歳に引下げ、この時から女子にも男子と全く同じ条件で選挙権、被選挙権を与えた。これによって、我が国も欧米先進諸国と同じ男女平等の普通選挙制度を実施した。議員定数は四六八人（含む、沖縄二人）山梨県は全県一区五人、有権者数は女子参政権者合せて三、六八〇万人（昭和二十一年四月現在）我が国の総人口七、三〇〇万人に對し約五〇パーセントに相当する。その後定数の改正が行なわれ現在（昭和五十五年一月）四七一人であるが、当分の間五一一人となっている。

一 貴族院議員の選挙

については明治十二年勅令第一号貴族院令によって、一、成年男子たる皇族、二、満三〇歳以上の公侯爵、三、満三〇歳以上の伯子男爵でそれぞれ同爵の互選によって選ばれた者、四、国家に功勞があり、又学識がある満三〇歳以上の男子で勅任された者、五、帝国学士院会員中互選された者、六、多額納税者の互選された者の六種類の者を以て組織されていた。このうち公選というにふさわしいのは、多額納税議員であったが、その選挙権は極めて制限されていたし、一面議員数も六六人に過ぎず全体の五分の一にも満たない数で、従って旧憲法下における貴族院においては、特に選挙について取り立って記する程のこともない。

二 参議院議員の選挙

昭和二十二年法律第一一号で参議員議院選挙法が制定された。参議院は日本国憲法によって、戦前の貴族院に代って設置されたもので、議員の選挙については、地方選出議員と全国選出議員とがあり、地方区では山梨県は全県一区定員二人、任期六年で半数交替という制度である。

選挙の方法については衆議院議員選挙と同様公選によって行われている。

その後、昭和二十五年法律第一〇〇号をもって公職選挙法が公布されるに及んで、参議院議員選挙法は廃止された。議員の定数は二五二人で、そ

のうち一〇〇人が全国選出議員で、一五二人が地方選出議員である。

三 地方公共団体の議会の議員選挙

明治十一年布告の府県会規則では、府県会議員選挙の選挙人は、年齢が二〇歳以上で一定の地域に居住している男子、被選挙権は同じ条件で二五歳以上とされ、投票は本人が投票所に出頭しなくても代人を以て投票を提出することも許されていた。

選挙区は郡区の区域で議員の任期は四年、級別はなく二年毎に半数交替であった。この規則は明治二十三年法律第三五号で改正された。その要点は被選挙人の資格をその府県において直接国税一〇円以上を一年以上納めることとし、選挙人の直接選挙によらず、郡会及び市会で選ぶいわゆる複選法を採用したので、非民主的であるとの非難が続出した。

よって明治三十三年法律第六四号では、府県制の全面改正が行なわれ、有権者の直接選挙になったが、選挙権の資格要件は従来通りで投票は単記無記名方式がとられた。

大正十一年法律第五五号によって、選挙権の要件である国税納税額の制限は撤廃され、単に府県内に於て一年以上直接国税をたとえ幾らでも納めればよいとし、被選挙権の要件も著しく緩和された。

大正十五年法律第七三号の改正では、府県内の男子たる公民がすべて選挙権及び被選挙権を有するものとして、普通選挙制度を採用と同時に、立候補制度とし、選挙運動制限、選挙運動の罰則強化等が確立されておおむね現在の制度になった。

市町村議会の議員については、明治二十一年法律第一号で定められた市制町村制によって、選挙権は年齢満二五歳以上の男子で二年以上その市町村に居住し、地租を納め又は其の他の直接国税年額二円以上納めることを必要とした。その納税額の多少によって市においては一、二、三級に分け、町村においては一、二級に分けて各級毎に定数の三分の一あるいは二分の一を選挙するいわゆる級別選挙を実施した。投票は無記名単記投票で

あつた。

大正十年法律第五八号及び五九号では、選挙権の資格要件が拡張されて二年以上その市町村において市町村税を納めればよいことになった。金額の制限は廃止となったのである。これと同時に級別選挙の市における一、二、三級は一、二級に、町村では級別は廃止となった。

大正十四年普通選挙法（男子のみ）が制定され、次の総選挙から施行されることになった。

大正十五年法律第七四号及び第七五号で納税要件は廃止された。従つて市における級別も廃止され、市においては候補者制度が採用され、町村は昭和十八年の改正からであつた。

昭和二十一年法律第二八号及び二九号で大幅なしかも面期的改正が行われた。それは日本国憲法の発布に伴ない地方自治法が制定され、女子にも参政権が与えられたことであつて、すなわち同一市町村内に三ヶ月以上引き続き住所を要している日本国民で満二〇歳以上の者には、一定の欠格事項に該当しない限りすべて選挙権を、同二五歳以上の者には被選挙権を与えるというものである。

四 首長の選挙

旧憲法時代には、都道府県知事は地方長官として政府の任命による官吏であり、市町村長は市制、町村制の定むるところによつて、市会及び町村会において選出したので、一般民衆とは無関係の選出方法であつたが、地方自治法と公職選挙法が施行されるに及んで、何れも直接選挙によることとなった。選挙権については議員の場合と同様であるが、被選挙権については知事は年齢三〇歳以上となつてゐる。

第二節 各種選挙の結果

衆議院議員選挙結果（選挙区東西八代南巨摩）

回数	年月日	得票数	当否 (は区域外)	氏名
一回	明三・七・一 八七	二七 二五 一七	当 次 当	古屋専蔵 依田孝 依田義一 八卷九万 田辺有栄
二回	明五・二・一五 八七	三九 三八 一八 一七	当 次 当	加賀美嘉兵衛 古屋専蔵 依田孝 木内信春 浅尾長慶 葉袋義一
三回	明七・三・一 八七	五九 二二 一六	当 次 当	加賀美嘉兵衛 依田孝 依田義一 葉袋義一 依田道長
四回	明七・九・一 九七	五三 三〇 三	当 次 当	加賀美嘉兵衛 広瀬鶴五郎 木内信春 石原彦太郎 依田道長

九回	八回	七回	六回	五回
明治・三・一 六、三三	明治・三・一 七、六六	大選挙区制 明治・八・一〇 八、三五	明治・八・一〇 九、〇一	明治・三・一五 九、七
一、四 一、七 一、四 一、四 一、七 一、四 一、三〇	四、六 八、九 九、九 一、三 一、七 一、七 一、七	三、九 一、七 一、四 一、三 一、三 一、三 一、三	七 三、九 四、七	一、五 六、七
次 当 当 当 当	次 当 当 当 当	次 当 当 当 当	(当) (当) 次 当	(当) (当) 次 当
鷹 乘 佐 長 望 天 広 根 巢 黒 竹 沢 月 野 瀬 津 清 直 作 市 小 董 久 嘉 次 方 太 太 太 平 政 一 郎	佐 小 菊 長 望 広 竹 林 島 沢 月 瀬 作 七 生 市 小 久 太 郎 郎 宜 藏 太 郎 政	佐 中 長 望 葉 広 竹 島 沢 月 袋 瀬 作 謙 市 小 義 久 太 吉 藏 太 一 政	河 齐 葉 望 秋 口 藤 袋 月 山 善 卯 義 小 元 之 八 一 太 藏	河 小 山 葉 口 林 県 袋 善 七 昌 義 之 郎 吉 一

一三回	一二回	補欠選挙	一一回	一〇回
大六・四・〇〇 二、四九	大四・三・二五 二、八〇	大三・二・二五	明治・五・一五 二、三七	明治・五・一五 二、三九
六、一 七、三 一、五七 一、七三 一、四〇〇 一、六六 一、六五	八、五 一、三四 一、五八 一、九八 二、七三 三、四七	二、四六五	九、〇 一、二七 一、〇〇 一、〇〇 二、五五 二、六五	七、九 一、三四 一、六二 一、六五 二、〇六 二、〇五 二、七三
次 当 当 当 当	次 当 当 当 当		次 当 当 当 当	次 当 当 当 当
若 浅 藤 牛 生 河 望 尾 川 田 田 原 西 月 璋 保 胸 田 忠 豊 小 八 平 太 一 五 太 太 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎	大 伊 牛 根 市 望 木 藤 田 津 川 月 喬 政 唯 嘉 文 小 命 重 一 郎 藏 太 郎	宇 佐 美 一 宝	佐 伊 手 堀 市 根 竹 藤 塚 内 川 津 作 政 正 啓 文 嘉 太 重 次 治 藏 一 郎	佐 竹 望 手 天 根 森 竹 内 月 塚 野 津 作 友 小 正 董 嘉 国 太 治 太 次 平 一 郎 造

一六回	〃	〃	補欠選挙	一五回	一四回	補欠選挙
全県一区 昭三・二・一〇 二六、二七 二六、二七	昭二・七・六	昭二・三・元	昭二・二・七	大三・五・一〇 八、四	小選挙区制 大九・五・一〇 七、七六	〃七・三・七
二四、七六 二、七四三 一八、〇七 一六、六元 一五、一六 八、七六 一、七五 一、四六				四、八四 二、三四	三、八五 三、〇六	
次 当 当 当 当 当	当			(当)(当)(当)(当) 次 当	(当)(当)(当)(当) 次 当	当
古 早 高 穴 竹 大 田 河 屋 川 橋 水 内 崎 辺 西 貞 巳 亀 要 友 清 七 豊 雄 之 吉 七 治 郎 作 六 太 郎	土 屋 岩 保	穴 水 要 七	村 松 甚 藏	藤 竹 田 若 堀 望 田 内 辺 尾 内 月 胸 友 七 璋 良 小 太 治 郎 六 八 平 太 郎	三 穴 飯 若 伊 望 枝 水 島 尾 藤 月 彦 要 信 璋 政 小 太 七 明 八 重 太 郎	穴 水 要 七

	一九回		一八回		一七回
	昭二・二・一〇 二六、二七		昭七・二・二〇 一三、四一		昭五・二・二〇 一三、六五
一三、六六	二四、〇六 一六、八七 一三、六三 二、九七 一〇、〇〇		一一、五五 一一、四四 一五、六三 一五、六七 一五、六一 一六、六一 一〇、三三 二四、二四		二五、一三 三三、一五 一九、四五 一三、〇九 一〇、六八 九、一〇五 五、四八 四、〇八 二、四七 二、九
当	次 当 当 当 当 当		次 当 当 当 当 当		次 当 当 当 当 当
田 辺 七 六	宮 竹 川 若 矢 今 平 堀 田 笠 川 内 手 尾 崎 井 野 内 辺 井 千 友 甫 金 新 力 良 七 重 之 治 郎 雄 造 三 平 六 治		堀 笠 福 竹 大 川 田 内 井 田 内 崎 手 辺 良 重 虎 友 清 甫 七 平 治 亀 郎 作 雄 六		安 笠 臼 伊 平 大 竹 田 河 堀 藤 井 井 藤 野 崎 内 辺 西 内 博 治 郎 重 三 作 郎 七 六 太 郎 良 平

	二〇回			
	昭三・四・三〇 一三六、八五			
	一九、三六 一七、四七 一五、三四 一三、六四 一一、六八 九、七三 四、三九 三、五五			
	次 当 当 当 当 当			
	平野力三 野野久 天野三 樋貝三 笠井治 松沢重 笠井一 笠井と 鈴木文 白井正 清水彦			
	二二回			
	昭七・四・三〇 一九、五三			
	一九、七四 一九、六六 一六、四七 一五、九五 一五、一〇 一八、一三 四、九二 三、四三 二、七五 二、八二 一、九〇 一、三五 九			
	次 当 当 当 当 当			
	平野力三 野野久 天野三 樋貝三 笠井治 松沢重 笠井一 笠井と 鈴木文 白井正 清水彦			

	二二回			
	昭三・四・一〇 四四、〇六一			
	一六、四九五 一六、七九 一五、七三 一五、六三 一〇、七八 九、五五 六、〇六 五、四七 五、三八 三、八一 三、三九 二、九七 一、六四 一、六一 一、五三 一、四八 一、二五 一、〇四 一、〇三 八、八 八、八 六、〇 五、一			
	次 当 当 当 当 当			
	大久保松代 矢崎朝雪 雪江雪 大木金次郎 平林太一 三枝一保 川手秀一 内田貞良 望月としの 古屋勤 小林儀光 中島高治郎 田島朋晴 永田利雄 赤池利雄 中島勝太郎 永田三長 星野寛 林野実 池谷治 田中治 竹内晴夫 遠藤秀明			
	二三回			
	昭三・四・二五 四九、三九			
	五、九六 四、七三 四、六四 四、六四 三、九七 三、八二 二、七四 一、六四 一、六四 一、五三 一、四八 一、二五 一、〇四 一、〇三 八、八 八、八 六、〇 五、一			
	次 当 当 当 当 当			
	平野力三 野野久 天野三 松野一 松野文 鈴木正 樋貝三 白井治郎 笠井重治 秋山賢藏			

回数	年月日	得票数	当否	氏名
三五回	昭三・一〇・七	六〇、〇九六 五九、四七四 五七、九七五 五五、五四四 五四、七九八 四四、四四四 二一、九六一	次 当 当 当 当	福田 順郎 及川 順郎 鈴木 強 神沢 浄 堀内 光雄 中尾 栄一 田国 一男
三六回	昭三・六・二	六六、九九九 七五、〇三三 七三、九三三 六五、九九九 五五、〇八九 四六、九三三 三〇、八七五 二六、九六二	次 当 当 当 当 当	石丸 あじき 及川 順郎 神沢 浄 中尾 栄一 堀内 光雄 鈴木 強 田国 一男 金丸 信

参議院議員選挙結果

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭三・四・	一〇三、四六六 九〇、五六六 五九、三四四 一三、三五四	次 当	小宮山 常吉 平野 成子 古屋 貞雄 阿部 淑子
二回	昭三・六・四	一〇一、九一九 七〇、五八八 六三、八四六 五五、三六二 四三、九四三	次 当	平林 太一 丸山 三郎 中村 邦保 柳本 光三 雪江 雪

回数	年月日	得票数	当否	氏名
三回	昭六・四・四	一七六、四五三 一一〇、四三〇 一四、九五五	次 当	広瀬 久忠 鈴木 俊彦 堀内 義之甫
四回	昭三・七・一	一四四、四三七 一三六、三九九 一三三、一九三 五、四九二	次 当	吉江 勝保 安田 敏雄 田中 徹郎 武井 治郎
五回	昭三・六・二	一七〇、六四四 一五、一七五	次 当	安田 敏雄 広瀬 久忠
六回	昭七・七・一	一八二、九三三 一六、七五五 七三、四七五 六、八八四	次 当	神江 勝保 平沢 一 神林 太郎 足達 八郎
七回	昭〇・七・四	一八七、八四三 一四〇、六〇〇 二、九六〇	次 当	広瀬 久忠 安田 敏雄 足達 八郎
八回	昭三・七・七	一八六、八〇〇 一五、七四四 二、三三三	次 当	吉江 勝保 神沢 浄 三森 信
補欠選挙	昭三・一・一	一三六、六六〇 二七、七五〇 三、一八八	次 当	星野 重次 神沢 浄 三森 信
九回	昭三・六・七	一三〇、四九六 一八、八八九 一六、四四六	次 当	大沢 とおる 三森 信 成沢 勇記
一〇回	昭九・七・七	一七、一〇八 一三、二六六	次 当	中村 太郎 鈴木 強

第三章 選挙制度

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	明三・六・	半数改選		渡辺 信喜 依田 貫平 二宮 貫平 葉袋 義一 青柳 行忠 青柳 直道 渡辺 直道 佐野 弘道 二宮 貫平 補欠 （葉袋 義一）
二面	明五・二・	〃	〃	二宮 貫平 渡辺 信喜 依田 貫平 二宮 貫平 葉袋 義一 青柳 行忠 青柳 直道 渡辺 直道 佐野 弘道 二宮 貫平 補欠 （葉袋 義一）

西八代郡選出山梨県會議員一般選挙結果

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭五・七・一〇	三三、九〇 二四、四七 三三、〇八四	次当	中沢 こうめい 桜井 眞作 遠藤 欣之助
二一回	昭五・六・二	三三、〇六六 一七、〇三四 三二、七〇〇	次当	降矢 敬雄 神沢 浄 桜井 眞作 中村 太郎 原 忠三 桜井 眞作

（カッコ内は残留者）

新制複選

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	明四・一〇・	半数改選		二宮 貫平 依田 貫平 若林 謙三 秋山 喜蔵 （依田 季）
二回	明六・一〇・	〃	〃	二宮 貫平 依田 貫平 若林 謙三 秋山 喜蔵 （依田 季）
三回	明六・一〇・	〃	〃	二宮 貫平 依田 貫平 若林 謙三 秋山 喜蔵 （依田 季）

回数	年月日	得票数	当否	氏名
三回	明七・二・	半数改選		二宮 貫平 渡辺 信喜 河西 瀨平 望月 昌瀨 （作野 弘道） （青柳 直道）
四回	明六・三・	〃	〃	二宮 貫平 渡辺 信喜 青柳 行忠 （河西 瀨平） （望月 昌瀨）
五回	明三・一・	〃	〃	二宮 貫平 依田 貫平 望月 昌瀨 （渡辺 信喜） （青柳 行忠）
六回	明三・三・	〃	〃	二宮 貫平 依田 貫平 望月 昌瀨 （河西 瀨平） （望月 昌瀨）

四回	昭三・一〇・	半数改選	(秋山 喜蔵) (藤巻 亀吉)
----	--------	------	--------------------

直接選挙

一回	昭三・三・	一期四年	上田 伴蔵 有泉 米松 (失格就職せず)
二回	昭六・一〇・	"	上田 伴蔵 有泉 米松
三回	昭四〇・一〇・	"	山本 武彦 土橋 孝
四回	昭四四・一〇・	"	若林 弘毅 土橋 静美 一瀬 益吉 補欠
五回	昭四四・一〇・	"	堀内 源太郎 一瀬 益吉 堀内 隆規 補欠
六回	昭八・一〇・	"	伊藤 喜重 依田 辰蔵
七回	昭三三・一〇・	"	伊藤 喜重 都築 照松

普通選挙

一回	昭二・一〇・		伊藤 喜重 有泉 直松
二回	昭六・一〇・		堀内 勝喜 有泉 直松

三回	昭一〇・一〇・			有泉 直松 秋山 真男
四回	昭二四・一〇・			有泉 直松 秋山 真男
五回	昭三三・四・三〇	五、五八三 五、三三一 四、九五一 四、六〇八 四、二五 一、八三三 七六	(当) (当) (当) (次)	太田 卓三 堀内 喜久男 望月 喜久男 青沼 政雄 北沼 義保 河北 清重 小河 嘉幸 小林 幸
六回	昭六・四・三〇	六、〇五三 五、四七 四、六七 三、九三三 三、〇〇 二、九一 一、二八 一四	(当) (当) (当) (次)	太田 政公 青沼 政男 望月 喜久男 丹沢 義保 望月 義保 長沢 誠一 赤池 信一 小林 武重
七回	昭四〇・四・三三	六、四八〇 六、二三五 五、六九〇 三、七三	(当) (当) (次)	丹沢 義保 太田 謙太郎 青沼 政雄
八回	昭四四・四・三三	六、四八〇 六、二三五 五、六九〇 三、七三	(当) (当) (次)	丹沢 義保 太田 謙太郎 青沼 政雄

九回	昭六・四・一七	六、四八 六、四三 五、九四 二、〇二	(次)(当)(当)	秋山亮 有泉亨 太田公 土屋兼雄
一〇回	昭四三・四・一五	無投票当選	(当)(当)	太田公 有泉亨
一一回	昭四二・四・二	八、六〇 六、八五 五、八四	(次)(当)(当)	有泉亨 青沼富秋 太田公
一二回	昭五〇・四・一三	八、四一 六、五三 五、八〇	(次)(当)(当)	有泉亨 青沼富秋 若林正彦
一三回	昭五・四	無投票当選	(当)(当)	有泉亨 青沼富秋

山梨県知事選挙結果

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭三・四・二〇	一八、二七 一〇、四〇 六、五七 二七、八元 七、五四	次当	吉江勝保 松沢貴一 大鷹茂久 川村朝光 柳本朝光
二回	昭六・四・三〇	三三、五九 一六、八五	次当	天野勝久 吉江勝保
三回	昭三〇・二・一七	三六、三六 一八、七〇	次当	天野重久 金丸徳重
四回	昭五・二・一	二四、六八 一四、二五	次当	天野信一 小林信一
五回	昭六・一・一七	一八、四一 一六、二四 八三、六四	次当	天野重久 金丸徳重 星野重次
六回	昭四三・一・元	二〇、七〇 一八、〇三 六、八八	次当	田辺国男 天野久 三森信
七回	昭四一・一・三	二五、六五 三三、三四 三三、二九	次当	田辺国男 田中つお 日向美行

八回	昭 五・二・一	二五、二四〇 二一、四六三	次 当	田 辺 国 男 鈴 木 強
九回	昭 五・二・三	二四、九三六 二五、〇一一 二四、九三六	次 当	田 辺 国 男 望 月 幸 明 福 田 幸 男

山梨県教育委員会委員選挙

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭 三・一〇・五	七三、四〇三 五三、四三七 四三、七五〇 三六、四三三 三三、六六二 三三、四〇八 二一、七五七 二一、七五七 一七、二二八 一七、二二八 二六、六二六 二六、六二六 七三	次 当 当 当 当 当 当 当 当	五味 一 男 森 房 惠 寿 向 井 千 鶴 高 山 千 鶴 堀 内 茂 栄 大 廣 貴 祐 阿 部 淑 子 三 井 若 千 代 中 井 源 三 中 島 源 三 小 沢 市 郎 中 村 条 吉
二回	昭 三・二・一〇	七四、五七四 五三、五三三 四三、五三一 三三、六三三 三三、四三三	次 当 当 当 当	高 山 千 鶴 鷹 野 啓 次 郎 堀 内 茂 栄 中 島 正 行 阿 部 正 行
三回	昭 三・一〇・五	一三、九八八 一〇四、七三六 一〇四、七三六 一〇四、七三六 一〇四、七三六	次 当 当 当 当	近 藤 兵 一 男 山 口 民 藏 伊 藤 茂

補欠選挙	昭 三・二・一七	一五、〇〇〇 九五、〇三三 六六、六三三 二四、三三〇	次 当	坂 本 勝 元 内 藤 正 之 古 屋 脩 則 三 森 信
------	----------	--------------------------------------	-----	--

下部町長選挙結果

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭 三・二・一〇	三、六五〇 三、三六六	次 当	磯 野 辰 一 堀 内 卓 三
二回	昭 三・一〇・三	三、四六二 二、六五五	次 当	上 田 盛 治 堀 内 卓 三
三回	昭 三・一〇・六	三、七〇八 二、八二六	次 当	上 田 謙 太 郎 佐 野 忠 義
四回	昭 四・一〇・三	二、九二二 二、六六三	次 当	太 田 久 則 上 田 謙 太 郎
五回	昭 四・一〇・三	三、〇〇六 一、七四四	次 当	佐 野 喜 光 渡 辺 正 晴
六回	昭 五・一〇・七	二、三〇七 一、二九三 一、〇九一	次 当	小 林 最 将 石 部 源 治 郎 佐 野 喜 光
七回	昭 五・一〇・一	三、四〇三 二、〇三三	次 当	小 林 最 将 二 官 英 男

一英

深沢成寿

旧村教育委員選挙結果

無投票当選		得票数不詳	
当 当		次 当 当 当 当	
渡 赤 古 辺 池 関 昌 肇 村		赤 日 土 保 山 深 上 池 向 橋 坂 田 沢 田 政 英 悦 武 栄 正 謙 哈 治 造 甫 幸 夫 太 義 肇 哈 治 造 甫 幸 夫 太	久那土村 謙太郎

昭二〇・五

	得票数不詳	無投票当選		
次 当 当 当 当	当 当 当 当	当 当		当 当
佐 長 小 依 高 共 野 沢 林 田 野 和 東 公 慶 和 村 徳 夫 治 夫 要		渡 岩 佐 佐 富 辺 松 野 野 里 寛 一 喜 野 村 治 格 光 章 (下部町)	赤 渡 池 辺 栄 清	

下部町農業委員選挙結果

第一回 昭二六・七・三〇 無投票当選

(富里村)

(久那土村)

(古関村)

堀内勝喜 小 林 孝 容 望 月 正 策 佐 野 儀 雄 望 月 脩 一 郎 今 村 源 三 深 沢 千 岩 上 田 兼 作 赤 池 長 治 伊 藤 貴 好 小 林 元 政 堀 内 勝 喜 渡 辺 寛 治 北 条 貢 小 松 斌 鈴 木 春 光 内 藤 光 深 沢 作 太 郎 桐 戸 筆 日 向 退 助 渡 池 昌 義 赤 池 登 義 赤 池 武 正 精 小 林 利 一 小 林 伴 一 依 田 正 義 石 部 近 河 西 忠 雄 赤 池 節 満 山 田 安 之 加 藤 安 博 土 橋 菊 水 赤 池 武 正 精 渡 辺 健 一 桜 田 健 禁 馬 場 文 雄 浦 田 博 伊 藤 将 作 池 田 美 裕 上 田 盛 治 小 林 政 明 若 狭 弘 幸 渡 辺 富 美 蔵 田 中 重 治 磯 部 重 昇 小 林 徳 一 佐 野 忠 一 上 田 昌 蔵 遠 藤 憲 二 上 田 晴 喜 伊 藤 忠 光 赤 池 昌 孝 伊 藤 英 雄

九回	昭 五・七・一五	無投票当選	昭 五・七・一五	一〇回
一五	一四	一三	一二	一一
一〇	〇九	〇八	〇七	〇六
〇五	〇四	〇三	〇二	〇一
次	当	当	当	当
伊藤 藤 一	若狭 重 信	二宮 勝	小林 千代松	小林 光 章
渡辺 兵 治	佐野 隆 喜	赤池 善 計	加藤 善 吉	佐野 靖 夫
渡辺 三 宝	内藤 清 一	堀内 伴 登	堀内 千 秋	渡辺 文 男
赤池 重 勝	赤池 義 夫	渡辺 重 義	磯野 貞 義	赤池 喜 夫
佐野 靖 夫	佐野 元 藏	佐野 昭 三	佐野 孝 正	小林 正 三
浦田 博 正	依田 文 雄	依田 芳 雄	若狭 重 信	若狭 重 信

第三節 選挙管理委員会

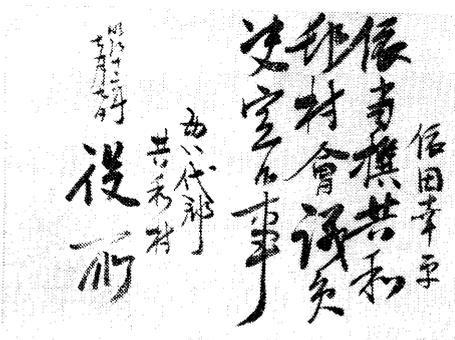
従来の選挙は都道府県知事及び市町村長の手によって行われてきたのであるが、戦後昭和二十二年四月十七日公布の地方自治法によって、都道府県知事や市町村長も住民の直接選挙によって決められることになったので、これらの首長及び議会議員を選挙するため、地方自治法第百八十一条によって、普通地方公共団体に選挙管理委員会を設置することになった。

また、国には中央選挙管理会が設置されて、参議院全国選出議員の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査を管理する合議制の行政機関とし、五人の委員からなり、任期は四年で、内閣総理大臣が任命する非常勤の国家公務員であり、事務は自治省選挙局で行っている。

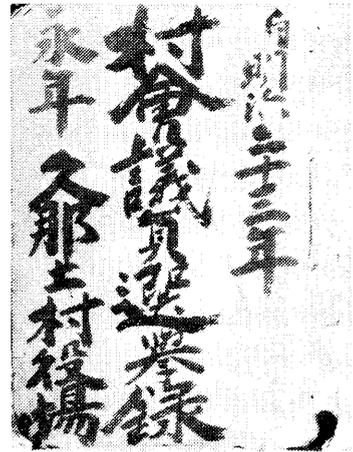
都道府県選挙管理委員会は四人で構成され、任期は四年であって、都道府県議会議員が選挙して決めることになっている。任務は参議院地方区選出議員の選挙、都道府県知事選挙及び同議会議員選挙などを司どる非常勤の都道府県公務員である。

市町村選挙管理委員会は四人の委員で構成され、任期は四年（従前は三年）であって、市町村議会議員が選挙によって選任する非常勤の公務員である。

選挙管理委員になるには、その市町村の議会議員の選挙権を有していなければならない。と同時に人格高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者でなければならない。また、委員は地方公共団体の長及び議会の議員を兼ねることはできない。



村会議員当選證書



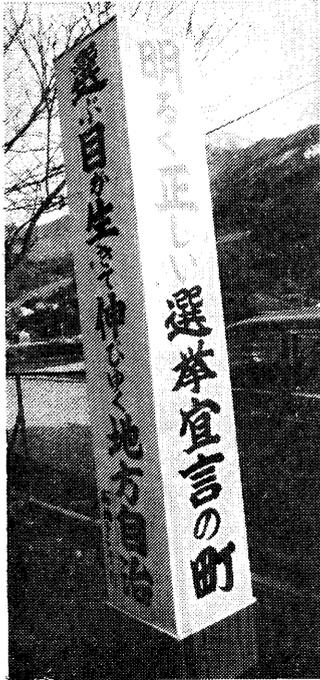
村会議員選挙録

ない。そして補充員が全部なくなった時はまた補充員を仕立てて置かなければならない。

法律の定めるところにより行われる選挙、投票または国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員または補充員となる事はできない。また、任期が切れても後任者が就任するまで在任する。中途において委員長が退職しようとする時は委員会の承認を得なければならず、委員が退職しようとする場合は委員長の承認を得なければならない。

都道府県の選挙管理委員会は、市町村の選挙管理委員会を指揮監督することができる。

選挙管理委員会は委員の中から選挙によって委員長を定め、委員長は委



明正選挙宣言
(下部町役場)

委員の選挙をするに当たっては同時に同数の補充員を選挙して置き、欠員があった場合、委員長は補充員の中から順次補充するのであるが、その順序は選挙の際得票の多かった順による。若し得票が同数の場合はくじで決めなければなら

員会を代表する。若し委員長に事故がある時は委員長の指定する委員が代理する。委員長は委員会を招集し、また委員から請求があればこれを招集しなければならない。委員会は三人以上出席しなければ開くことができない。また委員長及び委員は自己若しくは父母・祖父母・配偶者・子・孫若しくは兄弟姉妹の一人以上に関する事件、または自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についてはその議事に参与することはできない。但し委員会の同意を得たときはこの限りでない。議事に

投票区名	投票所名	区 域 名
第一投票区	常葉保育所	常葉(雨河内を除く)
二	開発センター	清沢、大炊平、岩欠、市之瀬
三	杉山分校	杉山、和名場、栃代
四	元長塩分校	北川、長塩、丸畑(下部分)
五	波高島保育所	上之平(川振石を除く)、波高島
六	下部保育所	下部、湯之奥、常葉の内雨河内、上之平の内川振石
七	古関中学校	古関、丸畑(古関分)釜額、中之倉、瀬戸
八	根子公民館	根子
九	元磯分校	大磯、小磯、峰山
一〇	折八公民館	折門、八坂
一一	久那土小学校	三沢の内大草、樋田、車田、切房木、熊
一二	三沢区事務所	三沢(大草を除く)
一三	道区会場	道、水船、芝草
一四	三保小学校	久保、大山、嶺、山家
一五	一色公民館	一色
一六	上田原公民館	上田原



開票風景（開発センター）

参与することができない委員が出来たため定数に不足を生じた時は補充員をもって臨時にこれにて。議事は出席委員の過半数で決し可否同数の時は委員長が決するところによる。

下部町では合併前の旧町村ごとに選挙管理委員会が設置された。即ち昭和二十三年二月富里村に、同じころ古関村に、十一月久那土村に、同二十六年共和村にそれぞれ設けられ、昭和三十一年九月町の合併と共に管理委員会も合併して今日に及ん

でいる。
次に公職選挙法による選挙の投票区は前の表の通りである。

第四章 町の事業計画と発展

第一節 長期総合計画とその成果

(この項は昭和四十六年の下部町長期総合計画書に基づいたもので、既に計画が実現しているものもあり実施中のももある) ①は現状(昭和四十六年)と施策及び要望②その成果

町の行政を進める上に最も大切なことは、事前に綿密な計画を立てることであり、その計画を着実に実施することによって、町の発展を期する結果となる。

この意味で本町では合併以来、新町建設計画、財政再建計画、新農村建設計画、農業構造改善事業計画、林業構造改善事業計画、造林十五箇年計画、山村振興計画、辺地対策計画など諸計画が次々に策定され、それぞれ効果をあげて来たが、これら計画は皆部分的の計画であって一部地域の振興には役立って来た、総合的な町の行政を進める上には片寄り過ぎている感があるので、昭和四十五年これらを総合した普遍的な長期総合計画を樹立して年次計画に従って着々成果をあげて来た。

たとえそれらが法律によって強制されたものであっても、町独自の計画を立て、さらにそれを実践して効果をあげた事はすばらしいことである。

次に長期総合計画について、その基本目標とするところを左に掲げる。
計画の基本目標

- 一 緑にそびえる山脈、清れつな流れの自然に観光など産業の振興を調和させ、豊かな町民生活の向上を図る。
- 二 明るい生活が出来るよう社会福祉の増進と教育文化の向上を図り、健康にして教養ある町民像を期待する。

- 三 防災と町土保全に積極的に取り組み、安心した生活が営まれるように図る。
- 四 高能率化と合理性を取り入れ、町行政の実を上げる。

さらに具体的施策として昭和四十五年現在で策定の長期総合計画によれば

一 道路

①広汎な面積を有しその八一・五%を山林で占められている本町は、道路網の整備が急務である。町内の国道は昭和四十五年四月、県道身延本栖線が国道三〇〇号線に昇格した路線のみで、その整備は遅れ本格的改良は本年度(昭和四十六年度)からの予定である。

一般県道は町内延長四四、六六二キロメートルで、そのうち四五・六%が舗装整備されている。町道の総延長は一七四、七九八メートル、大部分が砂利道であり、その四三・四%にあたる七五、九七一メートルは幅員二・五メートル以下の道路である。

近年山村においても日常生活に自動車利用が増し、特に消防自動車、ごみ収集車、衛生車など集落内にはいることが要求され、これに伴い集落内部落道の整備が急がれている。また山腹に位置する集落及び小学校分校に車道新設の構想をもっているが、急傾斜地と高地のため建設単価が高く、適正勾配による道路延長は既設道路の数倍にして、その事業費は多額であり、国・県の高率補助策の適用により遂行したい。

集落内の道路整備も拡幅が宅地や家屋にかかることが多く、これらの点が整備を遅らせている原因でもある。

橋梁は六六橋で総延長一、〇〇三メートルで、わずか六橋が永久橋である。大水害時には木橋の流失で孤立する集落も予想され、道路整備とあわせ橋梁の永久化に努める。

イ、国道及び県道に対する要望

1 国道三〇〇号線の早期整備と交通安全面から中之倉峠地内カーブの除去と市街地のバイパス化を図りたい。

主要橋梁整備計画

(昭和46.5)

橋名	長さ	幅員	4.0m
昭栄橋	24.0	"	4.0
和仙橋	20.0	"	4.0
湖村橋	14.0	"	2.0
中宝橋	14.0	"	2.0
大渡橋	17.0	"	4.0
上小磯橋	10.0	"	3.0
中村橋	17.2	"	4.0
大岩橋	15.4	"	4.0
観音橋	15.0	"	4.0
和平橋	15.0	"	4.0
宮の平橋	32.0	"	4.0
日向橋	23.0	"	4.0
下清沢橋	20.0	"	3.5
大岩橋	14.0	"	4.0
下村橋	15.0	"	4.0
渡場橋	14.0	"	4.0
観音橋	15.0	"	3.0
瀬戸橋	15.0	"	3.0
新井橋	35.0	"	4.0
古関橋	15.0	"	3.0
通学橋	13.0	"	3.0
延年橋	12.0	"	3.0
八王子橋	13.0	"	3.0
日影橋	13.0	"	3.0
奥杯橋	38.0	"	4.0
上川渡橋	35.0	"	4.0
湯川橋	60.0	"	3.0
天神橋	35.0	"	3.0
杉の木橋	50.0	"	3.0
三ツ沢橋	16.0	"	3.0

三保線 樋田―堀切間二・四キロメートル
 根子線 瀬戸―根子間一・〇キロメートル
 小磯分校線 芝草―分校間一・六キロメートル
 枋代線 東組―岩欠間〇・二キロメートル

主要町道整備計画(前期)

地域振興はまず基盤となる道路整備である。この観点から主要幹線道路(一級、二級町道)の改良を計画期間(十か年)の前期に重点を置き促進し、これら道路を年次計画をもって舗装化し拠点集落へのバス乗り入れの実現を期することが必要である。

ロ、町道計画

- 2 県道古関割子線、道―芝草間の拡幅舗装の早期実現。
- 3 県道中富本栖線の内出口―一色間の拡幅舗装の促進。
- 4 県道割子中富線の拡幅舗装の促進。
- 5 町道三保線の県道編入と全線県代行で整備されたい。
- 6 富士五湖、下部、身延をつなぐ有料道路の建設を早期実現されたい。

ハ、部落道路計画

生活様式の向上により、各種車の利用が増し、各家庭に通ずる車道建設が要求される。基本的にはこの道路の管理維持は部落であるが、住民福祉の向上を目的とする自治体においては施策として部落道の改良を積極的に進め、消防車、衛生車、清掃車の活動とモーターゼイションとする。

- 前記事業に引き続き二級、三級町道の改良舗装を進め、その六五%を完了する。
- 主要町道整備計画(後期)
- 日向和平線
 - 市之瀬日向線
 - 大草線
 - 清沢線
 - 折門八坂線 沢―八坂御弟子間四・〇キロメートル
 - 初平線 車田上―切房木下間〇・二五キロメートル
 - 長塩岩欠線 かじや―紙屋間〇・〇五キロメートル

ンに対応し、住みより町づくりを進める。現行の舗装率九〇%により最終年度までは地形的に困難な部落を除き、全地域に車道（幅員二・五メートル）が建設されるよう図る。

二、橋梁計画

道路整備と併せて遅れている橋梁の永久化を図り、大水時の橋梁流失による部落の孤立が無いよう橋梁改良を促進する。

②本町では民生の安定と、生活文化の向上をめざし長期総合計画に基づいて、順次建設、改善工事が進められた結果、（昭和五四年七月現在）次のような成果をあげている。

一、国道は全長二一キロであり。このうち常葉地内にバイパスが計画されて、近く着工の運びとなっている。

二、県道は町内延長が計画時三二・九四キロのところ、その後栃代線五・六キロと三保線五・三キロ、折門古関線七・四キロが町道から昇格編入されて総延長五一・二四キロとなり、そのうち既に舗装された分が約九〇%、目下拡幅改修中の箇所二・七キロでまだ完了の域に達してはいない。

県道中、古関割子線・中富本栖線の拡幅舗装は全部完了し、ひとつの話題に上った富士五湖、下部、身延をつなぐ有料道路はその後県財政の都合で延期されたまま今日に至っている。

三、町道の拡幅舗装については、その路線の重要性和工事の難易性などを考慮しながら工事を進めて来ているが、何分にも広汎にわたる地域であるためその進捗が思うにまかせず、ましてや拠点集落（三保、根子、湯之奥など）へのバス乗り入れは当分早急には望めない実情にある。

拡幅舗装の既に完了した道路は、小磯分校線、初平線、長塩岩欠線（かじや紙屋間）大草線、市之瀬日向線で、まだ完了しない路線は根子線、折門八坂線、清沢線、日向和平線などである。部落道の舗装（コンクリート）については、町で資材を供与してそれぞれの部落が工事を進めているが、まだ八〇%ぐらい完了したに過ぎない。

四、橋梁の永久化については当初計画の三十一橋中、八王子橋などを除くほとんどは永久橋化している。

二 鉄道

①町内には四駅、一停留所が設置され、一日二十往復の電車が運行されているが、うち二往復は急行で、下部駅以外は止まらない。市之瀬停留所はさらに二往復が通過している。近年道路網の整備に伴い自動車利用が増加し、さらに過疎化が進み鉄道利用者が減ずる傾向にある。国鉄では財政の建て直しのもと特に赤字路線の合理化を進め、身延線も合理化の対象となり、停留所及び貨物取扱いの廃止、駅の業務委託などが計画されていると聞く。町としてはこれら合理化が地域住民へのサービスに欠けないよう、また合理化案を地元公共団体と協議し決定されるよう、身延線改善促進期成同盟を通じ国鉄側に申し入れを行っている。昭和四十六年合理化発表を控え、地域住民が不便を来さないよう合理化にいかに対処するか。沿線市町村と協同して取り組まなければならない。

一、鉄道に対する要望

1 合理化は地域住民の意志を十分考慮の上、公表前に町と協議されたい。

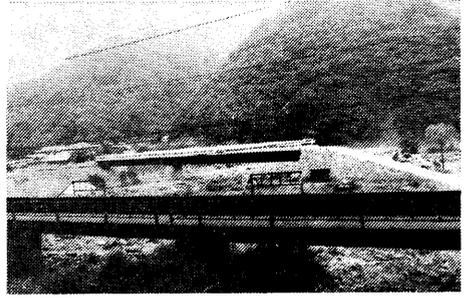
2 各駅の施設整備を行い利用者のサービスに努められたい。

3 身延線の区域を東京鉄道管理局に移管されたい。

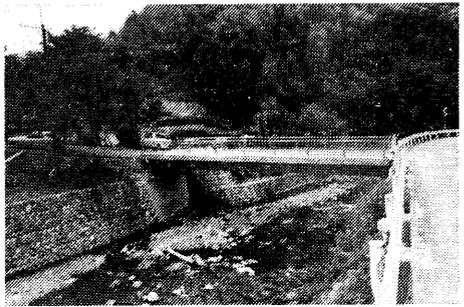
4 停留所通過電車をなくし、市町村の開発とともに利用客の増加を図る対策に協力されるよう望む。

5 中央東線新宿発急行の直接身延線への乗り入れを実現されたい。

②国鉄の合理化案はその運営のあらゆる面が縮小されるので、地域住民としては不便を感じる点が多くなるのでこれに反対を唱え、殊に久那土駅の業務委託化には反対同盟を作ってデモ行進をするなどの挙に出たが、膨大な赤字に悩む国鉄としては、一部地域の要望のみを受け入れるはずもなく、遂に昭和四十八年四月一日をもって久那土駅は業務委託となった。



湯沢橋（上之平地内）



観音橋（瀬戸地内）

また電車の運転回数についても急行の回数が増加した代わりに、普通電車は町民の不便をかえりみず大幅に減少してしまった。ただ増加した急行の中で、中央線新宿発や東海道線静岡岡及び三島発が直接乗り入れるようになったことがせめてもの慰めといふべきだろうか。

三 路線バス

①本町には山梨交通株式会社及び富士急行株式会社運行によるバス路線が七路線あるが、下部駅—下部温泉を除いては運行回数が三往復から七往復となっている。これら路線の利用者から運行回数の増加を要望されているが、過疎化による人口減に加えて自動車の普及により利用者が減少する状況の中で、さらに運行回数の削減と赤字路線廃止が会社側から発表され、利用者はもちろん、地域振興を図ろうとする農山村の市町村に大きな衝撃を与え社会問題となっている。町では道路整備を進め山村の集落にバス乗り入れを実現し、住民生活の向上とこれら地域の児童が適正な規模の施設で、しかも充実した設備により教育されることを願っているなど、バス運

行にかける期待は大きい。

イ、路線バスに対する要望

1 営業成績の悪い路線の間引き運転、運休が会社側から発表されたが、関係市町村と同調し間引き運転、運休に反対する。

2 道路整備を進め三保線、根子線、湯之奥線へのバス乗り入れを進める。

3 甲斐常葉—古関間の運行回数を増加されたい。

4 本栖—身延間の国道整備及び有料道路計画、湯之奥猪之頭間林道の完成に伴い、これら道路を結ぶ観光バス路線の計画を要望する。

これらの要望事項とはうらはらに、現在乗り入れ運行中のバス路線さえ赤字経営の犠牲となって廃止される運命にあるので、ましてや三保線、根子線、湯之奥線などの新設路線などの実現は遠く及ぶべくもない現状である。

現に大塩—田原線の如きは廃止されようとしたところを、同線は上田原地区の保育園児や学童が利用している大切な路線であるので、町から会社へ助成金を幾年かの間支払って運行を継続している状態である。

なお、国道三〇〇号線の一部や林道湯之奥—猪之頭線は目下改修工事につき、完成後は観光バスの運行を要望するものである。

四 通信

①町内四郵便局があるが、郵便物は三保地区が黒沢局、折八地区は上九一色局により集配されている。これら地理的条件から配達遅れの遅れが甚だしいので集配局の変更が望まれる。

電話の普及は地域集団電話が各地区に設けられ、昭和四十五年四月で二、〇九六台で八八・九六%の普及率となっている。さらに富里、下部地区では地域集団電話の第二次募集を行っており、普及率が高くなるものと思われる。これら電話は地域集団電話を除いては富里、下部、久那土、古関の四委託局のため、同一町内でありながら即時通話が出来ないので、統合し

自動化された電話局の設置が望まれる。

イ、主要施策（要望）

- 1、三保・折八区の郵便物集配を地理的条件から久那土郵便局に変更し、集配の敏速化に努めてもらいたい。
- 2、電話局を統合し自動化の促進に努める。
- 3 災害時における有線通信途絶の場合に非常無線電話の設置をすすめる。
- 4 部落などの連絡手段として放送施設の設置を進め連絡の徹底を期したい。
- 5 庁用電話の増設と統合自動化の際は代表番号制として住民の便に供する必要がある。

②郵便局の集配区域は原則としては、市町村の区域によることとなっているが、本町の場合、村が分割による編入合併以前のままの集配区域が今も行われているので、昭和五十一年町議会では地域住民の要望に従い、三保・折八両地区を久那土郵便局の管轄下に編入されるよう決議して、関東郵政局へ申請をしたがまだ実現の運びになっていない。思うに集配区域の分割編入は、編入する方は歓迎しても、分割される方は各種の事情があつて承諾できない場合があるのではなからうか。

非常災害の場合における通信については、無線電話を備えて消防本部と各分団並びに峽南消防署などと通信ができる。さらに携帯用トランシーバーをもって災害発生の場合は現場と本部との交信にも使用している。

町内四つの電話局は既に鯉沢青柳電報電話局に統合されて各個の電話は自動化され、庁用電話は代表番号制となっているが、さらに昭和五十四年には地域集団電話もすべて一般電話に切り換えられて、下部地区は七月二十四日、久那土・古閑地区は八月三十日をもって開通された。

五 児童母子福祉

①福祉の重要性にかんがみ福祉国家の実現を目指して、福祉行政を進めて

いるが、自治体においても国の施策に従い、積極的に諸制度の実施を進め町の使命である住民福祉の向上をおし進めなければならない。

児童福祉については町立七か所の保育所が設置され、二四四人の児童が保育されている。昭和三九―四一年の出生児童数三七七人に対し措置児童二四四人、六九・三％となっており、出生率の低下に伴いさらに減ずる傾向にある。施設についても二保育所を除いては区事務所、旧学校など使用しており、これら施設が老朽化し規模も小さいので、施設の統合も併せた改善が急務である。

現保育所の入所児童は次の通りでA、B階層（生活保護、準生活保護）は少なく、C1（町民税均等割）C2（同五、〇〇〇円以下）の階層が多く占めている。

母子家庭に対する措置としては、母子世帯への資金貸し出しが母子福祉法によりなされ、町では二〇歳未満の子供がある世帯には利子補給を行い、母子家庭にわずかではあるが温かい手をさしのべている。母子福祉年金も国民年金に肩代わりされつつあるが、児童扶養手当と共に引き上げが望まれる。

イ、主要施策

- 1 常葉保育所を改築拡大し、認可定員一三〇人とし下部、波高島保育所を統合する。
 - 2 中学校移転と併せ峽南高校後に久那土保育所を設置し、第一、第二保育所を統合する。
 - 3 児童数の減少が激しい久那土第四保育所は廃止する。
 - 4 幼児教育の重要性に伴い幼稚園の新設を検討する。
- ②町では旧村単位の一地区一保育所の方針を打ち出し、昭和四十七年三月常葉保育所を拡張改築をした。

これは波高島、下部をここに統合する目的であったが、統合の段階となるに及んで各種の事情により、止むなく統合は見送らざるを得なくなつた。次いで久那土第四保育所（三保）は児童減少により昭和四十六年三月

三十一日廃止したが、昭和四十九年残る久那土第一と第二を統合して、中学校裏手に建面積七九〇・五平方メートル、総工費四、八〇五万円の新園舎を建築した。

六 老人福祉

①若年者の流出と計画出産により、高齢人口の占める割合が年々増加している。具体的には昭和三十五年六十五歳以上の高齢者が九二九人で人口に対し占める割合が七・八%であったものが、昭和四十四年では一・一六一人で、占める割合は一・三%と増加している。これら老人に対する福祉措置として、国では老齢福祉年金、県の敬老年金、町でも昭和四十四年度から敬老年金を支給しているが、順次改善を図り老人に対する老後の生活の安定に努める。

世帯構成も核家族と呼ばれる夫婦単位の世帯となり、老人の孤独化の傾向が強くなりつつあり、これら対策が大きな問題である。

イ 主要施策

- 1 老人ホームを建設し老後の生活の保障と安全を図る。
- 2 景勝地本栖湖畔、または下部温泉地区に老人福祉センターを建設し、娯楽集会の場として老人福祉を助長する。
- 3 ねたきり老人及び障害のある老人で施設に収容できない者について

では、家庭奉仕員を派遣してきめ細かい介護をする。

②老人が占める割合がますます大きくなって来ているので、老後の生活保護が切実な問題となっていることはいまでもないことである。老人ホーム建設については、その後峡南広域市町村圏の施策として、南部町に完備した峡南老人ホーム慈生園が建設され、その他にも各種の老人ホームの施設が出来たので、それらを利用することとして、昭和五十四年七月現在町内の老人でこれらを利用している人数は次の通りである。

慈生園	五人	富士川荘	三人	小山荘	三人
青い鳥老人ホーム	三人			和告寮	二人
桃源荘	二人	豊寿荘	一人	春風寮	一人
仁生園	一人	寿の家	一人	長寿荘	一人
				計	二三人

老人福祉センターの建設については、その後山村開発センターが建設され、その一室（浴室付）を老人休養室として充てているが、部屋が一室に限られている関係もあって、狭隘のためか利用者は少なく、下部温泉会館も七十歳以上の町民には無料開放しているが、願わくは娯楽施設を備えた独立の老人福祉センター建設が望まれている。

寝たきり老人及び障害ある老人には、ホームヘルパー（家庭奉仕員）が訪問して、家庭奉仕など細かい介護に努めている。

七 身体障害者及び精神薄弱者福祉

①身体障害者については、身体障害者福祉法の制定により、身体障害者手帳の交付、更生医療などの巡回相談により福祉更生のための施策が講じられている。身体障害者手帳の交付は昭和四十四年現在、一九二人が受けている。

町においても昭和四十五年度から心身障害年金制度を設け、障害の程度（一級から三級の人に年額六、九九九円、四級、六級の人に年額三、〇〇〇円）により交付を行い、これら恵まれない人々の福祉にわずかではあるが援助をしている。

町に身体障害者福祉会が組織され相互扶助の目的で活動しているが、身体の不自由により総会などの出席者が少なく役員への重荷となっている。

精神薄弱児についても県の鑑定を受け該当者については前記年金が支給されている。また町に心身不自由児父母の会が結成され、これらの人達に家族の理解がなされつつあり、県と共催で行った巡回相談には参加者が多く明るい傾向と思われるが、未だ一部の家族の人達は人目をはばかり外出

させず、調査訪問に対しても面接を拒否したり、質問に満足の回答を得ない場合もあり、一層の理解と地域の人達の温かい思いやりが望まれる。

イ 主要施策

- 1 身体障害者に対しては巡回相談を活用し、具関係機関と連係を密にして医療、補装具交付、職業訓練所への入所あっせんを図る。
- 2 身体障害者福祉会の強化を図り、自主的な相互扶助と円滑な会の運営がなされるよう努める。
- 3 精神薄弱者については適切な判定を受けさせ、これに基づく生活指導、治療施設に入所などの処理を積極的に指導し、恵まれない人達の援護に努める。

②身体障害者手帳交付者数は昭和五十四年七月現在二四四人で、これらの人達に対する医療関係、補装具の交付、職業訓練所への入所斡旋などすべて実施して福祉の向上に努めている。

また、精神薄弱者に対する措置としては、生活の指導、治療施設への入所など積極的に進めている。下部町民で昭和五十四年七月現在、施設に入所中の者は次の通りである。

育成センター	八人	清山寮	四人
光風寮	三人	きぼうの家	二人
梨の実寮	二人	立正光正園	一人
あげばの医療福祉センター	一人		
明山荘	一人	明生学園	一人
若葉養護学校	一人	西甲府病院	一人
グリーンヒルホーム	一人	計	二六人

八 生活保護

①本町の生活保護人口は総人口に対する〇・六％と、西八代郡平均〇・九％に対し低く、生活の安定がなされていると言える。年次別に見ると昭和三十八年が一・七％、四十年が一・四％、四十二年が一・三％（いずれも四

月現在）と逐次減少している。

生活保護世帯の要因は生活中心者の疾病、特に入院を必要とする人で、入院と同時に収入が途絶えるケースが多い。保護世帯に準ずるボーダーライン層世帯も六十世帯と推定され、町においてはこれら世帯も含め、町社会福祉協議会では歳末見舞金を贈り、明るい正月を迎えられるよう図った。

イ、主要施策

- 1 保護世帯及びボーダーライン層を含め、これら世帯が各種予防注射、レントゲン、検診など励行し、保健衛生思想の啓蒙普及に努め健康の維持、増進を図る。
- 2 永年保護世帯などは扶助料に対する依存心が高く、更生意欲に欠け家庭内の児童に悪影響が考えられるので、担当民生委員による早期更生指導を図る。

②生活保護世帯は昭和五十四年七月現在で二五世帯、施設入居者で保護を受けている者及びボーダーライン推定者を含んだ数は総人口に対する九・二％である。これらの世帯はもちろん一般町民に対して町では各種予防注射、レントゲン、検診などを随時行って成果を挙げつつあり、さらに永年保護を受けている世帯に対しては、扶助料に対する依存欲を除去して更生の実を上げるよう民生委員によって指導している。

九 国民健康保険

①国民健康保険事業会計は独立採算の特別会計で、その財源は六〇％が国・県の支出金、四〇％を加入者の保険税でまかなっている。運営は昭和三十五年度がわずか赤字であったが、以後黒字に転じ健全財政を維持している。歳出の療養給付に伴い徴収される保険税は年々増額され、昭和四十四年は一世代当たり一二、二〇〇円となり、諸物価高騰の折家庭の生活費にあたえる影響は大きくなりつつある。

保険給付費も昭和四十三年度五、五五九万九千円で、一世代当たり三万

○、四一五円になり、保険税との差額及び事務費などは国・県補助金でまかなわれている。

保険税の軽減は住民が健康であることが絶対的要件で、一般保健衛生の諸施策の充実が国保の運営に大きな力となる。したがって一般保険業務と相互協力し積極的に推し進める。

イ、主要施策

- 1 住民の健康増進のため住民検診、保健施設の充実、機動力による指導体制を整えるなど一般保健行政と協力する。
- 2 保健婦の増員をし保健衛生指導の強化を図る。
- 3 へき地巡回診療所の建設、医療相談、移動保健所、栄養指導、各種予防接種などを実施する。
- 4 国に療養給付費負担率の引き上げ、保健婦設置補助金の実費負担など大幅増額を要望する。

国民健康保険特別会計は現在約四分の三が国・県の補助で、四分の一が税収入である。

保険税は昭和五十三年度一世帯平均七万〇、八五三円（一人平均二万三、五八七円）運営はようやく黒字会計を維持している。医療費についてはその三割を本人が負担し、残り七割を保険で給付しているが、この年間総額が昭和五十三年度は二億六、〇四七万一、四九三円となっている。

②町では住民の健康増進のため住民検診などを実施し、未然に予防方法を講じて健康保持に努めている。住民の健康が増進されることよって医療給付も減少し、引いては税負担も軽減される結果になる。

十 社会福祉

人権擁護については人権擁護委員（法務大臣委嘱）により相談会が年二回ほど実施されている。また、行政相談員が国や自治体の行政と個人間の問題に当たり住民の不平不満の善処をしている。

町においても民生委員が中心となり心配ごと相談日を月一回設け、小さ

い多種多様な事柄も相談を受け住民福祉の一役をになっている。

十一 交通安全

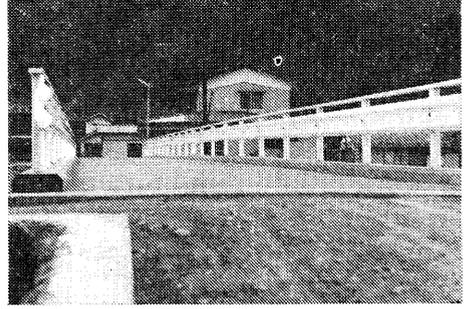
①最近における自動車の増加はめざましく、道路行政の遅れがさらに交通事故に結びつき、大きな社会問題となっている。町内においても国道三〇〇号線におけるダンブカーと観光外来車の増加は、悪路と重なり交通事故が多発している。この路線は近い将来改良舗装がされる予定であるが、中央道富士吉田線経由の車が増加し交通事故増加が予想される。また町内を縦・横断している県道基幹町道の改良舗装の完成と相まって、消防法に規定する救急業務の開始が検討の段階となって来ているが、消防団員の減少する現状から消防常備部の設置、または広域行政による消防署の設置を考えると共に、救急医療機関としての病院の必要性が生ずる。

被害者対策としての交通事故相談所の設置、交通行政専門係の設置などが考えられ、また交通指導面の充実からも交通指導員の委嘱など幅広く取り組まなければならない。

町内で組織されている交通安全対策推進協議会は各種機関団体を網羅し、職域地域ぐるみで交通事故の絶滅を期している。安全教育については保育所、小中学校についてはある程度成果が上がっているが、これ以外の幼児、高校生、一般人者などに対する教育がされて居らず、今後各部落の会合などを利用して安全教育を実施する。特に老人・婦人層及び青年（高校生を含む）には重点的に社会教育の面で取り上げる必要がある。

イ、主要施策

- 1 あらゆる会合を通じて交通道德の高揚を呼びかける。
- 2 救急業務を備えた消防常備部、または広域行政による消防署の配置を考慮する。
- 3 交通安全のため道路反射鏡、危険場所に防護柵、国道三〇〇号線と交差する県道中、交通量の多い危険個所に国道の改良と併せ歩道橋の設置をなす。



奥杯橋（三沢地内）



夜間照明施設

②国道三〇〇号線の改良舗装は中之倉地内及び市之瀬地内は既に完成し、常業地内のバイパスを始めその他沿線の改良工事も近く着工の運びとなっている。県道についても最近編入された三保線・栃代線などを除いてはほとんど舗装され、町道も九〇%ぐらい完了しているうえ、町には交通安全指導員（四名）が委嘱されて常に活躍している。これらによって交通事故も漸減の傾向にあることはよるこぶき現象である。

峡南広域町村圏による消防署が設置され、これに伴う救急車が配備されて防災対策、救急業務に役立っている。また交通安全教育については高齢者教室などの会合を利用して常に啓蒙に努め成果を挙げている。

十二 住宅

①昭和四十年国勢調査では借家世帯二四五世帯、間借り二五世帯となっており、町営住宅建設に対する住民の要望は強く、昭和四十五年度から宅地取得に取り組んでいるが、地価の値上がりはなほだしいにもかかわらず適正価格で購入し、いたずらに地価の高騰を招くことのないよう慎重を期

しているので取得に苦慮している。

また時代に即し、一世帯一住宅で一人一室と住宅内容も変わりつつあり、明るい家庭生活には住宅の改善も積極的に進めなくてはならない。過疎化のほげしい集落においては、交通の便が良い地域への移転を希望する世帯もあり、工場誘致による住宅需要とともにその必要性はさらに増大すると思われる。

イ、主要施策

- 1 昭和四十五年土地取得を完了し、昭和四十六年度は町営住宅の建設を実現する。
- 2 過疎化のほげしい集落については町において平坦地に造成をなしこれら世帯に住宅の建設が出来るよう図る。
- 3 産業の振興、観光の健全な発展を期するため従業員寄宿舎などの建設にも積極的に協力し豊かな町造りを図る。

②昭和四十七・八年度を一・二期に分けて、三沢柿島地内へ町営住宅二十戸を建設し、さらに常葉境畑地内に誘致した鉄筋コンクリート二階建三棟、計二十戸の県営住宅を建設し昭和五十五年四月入居を開始した。

過疎対策の一環としても町民の深い理解を得て町営住宅の増築をすることは必要であり、またそれを望む声も高い。

十三 水道

①本町の水道は簡易水道で昭和四十四年現在二十一施設、給水人口五、五一人が県の認可を受けた水道であり、総人口九、三二八人に対し給水歩合は五九・一%になっている。その他は無認可の簡易給水施設及び井戸などの使用により完全な施設とはいわれない。認可施設についても計画給水人口が千人以上は三施設で、残りは部落及び部落内地区を単位とした小規模なもので、浄水・滅菌施設の整備が必要があり、管理運営は受益者である水道組合が当たっている。集落の点在と無計画による水道のため、一地域に三施設ある集落もあり、今後これらの整理統合を進め、水系を単位と

し名実共に町営とした水道管理をし、生活水準の向上、工場誘致など水の需要増大に対処しなければならない。

イ、主要施策

1 飲用水の不足、施設のない地区の簡易水道建設を計画的にでき得る限り大規模で実施する。

2 浄化滅菌施設強化を進め、口腔伝染病予防に万全を期す。

3 既設の小規模水道を統合整理し実質的な町管理をする。

②飲用水の不足を解消し、併せて町民に衛生的飲用水を供給することを目的として昭和五十二年五月、広域簡易水道を建設。その他三保、清沢、上之平、湯町簡易水道が敷設されている。広域簡易水道の敷設に当たっては総工費五億四、二七〇万円を要し、町内一、一六三戸に給水している。なおこのほか、表面は町営となっているが、実質的には各部落で経営している簡易水道、あるいは給水施設など小規模の水道が二十数か所あり、これが統合はまだされていない。

十四 清掃処理

①昭和三十年、下部温泉地域が特別清掃地区の指定を受けたのを機会に、ごみ焼却場を常葉屋形沢地内に建設し、温泉街から搬出されるごみの処理をしているが、施設が老朽化し、さらに建設当時から搬出されるごみの量が多く、十分な処理がされていない現状である。搬出されるごみも不燃物が多く、焼却場周辺にはこれらあきかんやあきびんで不衛生甚だしく、この処理に苦慮してきたが、幸い峡南衛生一部事務組合により昭和四十五年十二月ごみ処理と不燃物処理施設の着工がされて、昭和四十六年三月にはごみ処理、同十一月には不燃物処理の施設が稼動をはじめた。

しかし町内の河川の汚れは甚だしく、回覧板、広報などで衛生思想の高揚に努めているが、施設がないため抜本的な対策とはならず、下流の人達の苦情が続き、衛生組合での建設が急がれていた。

町内にはごみ処理車の入らない山間地域のごみ処理が、完全に行われる

ような対策を講ずる必要がある。

し尿処理については、昭和四十年十一月峡南衛生一部事務組合によって施設が完成し、処理業務が開始されたが、集落内道路整備の遅れと農村部における自然処理などにより利用率は二二・〇七%と低く、利用地区も下部温泉郷、常葉、古閑、三沢、車田など県道に沿った地域が主である。近年は一般家庭においても浄化槽装置が取り入れられつつあり、環境衛生向上の面からも推進を図りたい。

主要施策

1 峡南衛生一部事務組合で施行するごみ処理施設の早期完成に努める。

2 衛生車のはいらない山間部の集落には簡易焼却装置を補助策により進め、全部のごみが完全処理されるよう図る。

3 衛生思想の高揚と不法なごみ投棄については、県条例の規定とともに指導・監督を強め、河川の清掃を強力に進めよい町づくりを行う。

4 他市町村及び県を通じ牛乳、ヤクルトなどの容器の回収を国及び企業の責任において行うよう運動を展開する。

5 部落道の整備を進め衛生車が部落内にはいり、完全処理されるよう図る。

6 一般家庭の水洗便所（浄化槽）化を進める。

②六郷町花具會利地内へ下部、六郷、中富、早川、身延の五町共同による峡南衛生組合の施設として火葬場、し尿処理場、ごみ処理場が設けられて、毎月塵芥、不燃物、空瓶、空缶などの収集を行っているので前記の諸問題は一応解決された。

然し、これらの町内といえども山間僻遠の地で、道路が整備されないために利用できない集落が若干あることは遺憾である。

河川の清掃については毎年河川愛護デーを実施し、県・町からの補助が実施部落、あるいは団体に交付されて清掃作業を奨励している。

十五 疾病予防

①健康で快適な生活が送れるよう努めることが、町行政の目的の一つである。昭和三十九年度から昭和四十三年度までの主要死因を見ると、第一位が脳卒中、第二位が心臓疾患となつていて悪性新生物(ガン)が昭和三十九年度五位のところ順次上位となり、昭和四十三年は二位と増加の傾向にある。また死亡時期について昭和四十三年度を調査すると、厳寒期の二月が多く、続いて三月、一月の順でこの三か月間に年間死亡者の五一・三%を占めている。四位は八月、九月と暑い時期であり、気候に大きく影響されているといえる。これに対処するため保健所の指導を得、衛生思想の普及を成人講座などにより行なう。また脳卒中、悪性新生物(ガン)は高齢者に多く成人病巡回健康診断などを積極的に受け、早期発見、早期治療の実施体制をとれるよう図る。

結核は医学の進歩により死亡率は減少しているが、発病率は余り減つてはいない。年二回町で行うレントゲン検診も年々受診率が高く、町民の結核に対する関心が深まりつつある。

本町は身延保健所管内においてレントゲンの検診率が高く、罹患率(人口千人に対し患者数)七十九人と低く良い結果が現れている。予防接種についても関心が高く好成績である。過去三年間赤痢病など法定伝染病の発生はみていない。

蚊、ハエ、ゴキブリ、鼠族、昆虫駆除は生活環境の向上と伝染病予防の両面から大切であり、地域の一斉駆除によりその効果は上がる。町では数年前までは薬品の購入に補助金を支出していたが、昭和四十三年十一月下部町環境衛生施設整備事業補助金交付要綱を制定し、根本的に発生源となる下水道、堆肥舎、畜舎及び便所のコンクリート化防疫並びに清掃用機械器具などの購入に適用させ、家庭、地域、社会ひいては町全体の生活環境を清潔で健康的なものにしようとして、実施中である。防除薬品も町で一括各部落の注文を取り、低価で購入配付など斡旋に努め実施期日も一斉に行うよう指導している。

- 1 住民検診率の向上をさらに進め早期発見、早期治療に努める。
- 2 患者管理の徹底、患者家族管理の徹底を保健婦の家庭訪問により行う。

3 住居の清掃により清潔な環境で生活が営まれるよう努める。

②昭和四十三年から十年を経過した昭和五十三年においては死因別疾患順位は第一位が心臓疾患、第二位が脳血管疾患、第三位が悪性新生物(ガン)第四位が肺炎など気管支疾患という順位でほとんど変わりはないが、成人病検診の受診率は九八%と町民の予防意識が高揚しつつあることを示している。

カ・ハエ・ゴキブリ、鼠族、昆虫などの駆除については環境衛生施設整備事業補助金交付要綱の定めるところにより、これらの駆除薬品購入について補助金を交付して防除の奨励をしている。

さらに病原菌の発生源となる下水道、堆肥舎、畜舎、便所のコンクリート化及び水洗化など環境衛生に努めている結果、近年赤痢、腸チブスなどの伝染病の発生が減少したことはよろこばしい現象である。

十六 治山治水

①本町の面積のうち八一・五%を山林が占め、標高は二〇一メートルから一、九四五メートルまでの間にあり、北東南には蛾ヶ岳・釈迦ヶ岳、竜ヶ岳、雨ヶ岳、毛無山などいずれも一、五〇〇メートル以上の嶺がそびえ立っている。山林は落葉樹が多く急傾斜で、六月の降雨期及び台風時に豪雨による山崩れなどその被害は大きく、治山治水が強く望まれている。

昭和四十一年九月の台風二六号による被害総額は三億七、五四八万円に達し、死者六人、住家の被害六八四棟、河川護岸欠壊四一か所、道路欠壊九五か所、田畑の流失埋没二三・八ヘクタール、農業用施設四二か所、林地崩壊四一か所、林業用施設三三か所、橋梁流失五か所など未曾有の被害を記録している。

これら被害防止策としては、崩壊箇所の復旧と危険箇所の防災工事が急

務である。しかもこれら工事は費用が多額にかかる国・県の施策にまつものが多く、積極的に関係機関に働きかける必要がある。また山林の植樹など地域住民も防災に取り組み、町民一体となり町土の保全に努める。

治山事業計画

割子沢、神鎮沢、いたち沢、穴音沢、水船沢、音無沢、道水路、切房木田ノ上沢、大磯小磯、横手、壱野、宮の平、丹那沢、堀沢、島沢、大平沢、平、入沢、中村、小沢、峰中村、樋ノ沢地すべり

熊沢、根子新田、北川、栃沢、

②昭和四十一年九月突如襲った台風二六号によって蒙った大被害についてその後町としては積極的に各関係機関に働きかけ、災害激甚地の指定を受けたので、高額の補助により復旧工事が進み、その大部分は完成した。

治山治水及び地すべり防止工事については危険度の多い箇所を優先的にその度合いを考慮しつつ施工した結果、割子沢、神鎮沢、水船沢、道水路切房木、田ノ上沢、大磯小磯、樋ノ沢、北川などは完成し、他は工事中のものまたは未着工のもので、これらは近い時期に施工される筈である。

十七 防災消防

①昭和四十四年四月、下部町地域防災計画が実施され災害予防、災害応急対策、災害復旧計画が示され、総合的に推進されている。しかし地形的悪条件から予期しない地域の災害（たとえば昭和四十一年九月台風による死者の発生）が予想され、より細密な科学的調査を必要とする。

消防団員は五〇〇人三箇分団二十七部に分かれ、昭和四十四年現在自動車ポンプ一台、小型動力ポンプ二十七台と基準口数三九に對し、現有消防ポンプ口数は二三・七と低く施設整備が急務である。

五〇〇人の団員も他町村工場への勤めや出稼ぎなど、昼間時に集合できる団員は六〇%と推定され、少数精鋭主義で待遇の改善と婦人による後援隊の強化などを進める必要がある。

さらに国道三〇〇号線の整備、有料道路の開発など道路網の完成により救急業務が考えられ、常備消防の検討を始めなければならない。

一、主要施策

- 1 道路整備に伴い救急業務を伴った常設消防の設置をする。
- 2 消防無線を常備し災害時における防災体制を強化する。
- 3 救急業務と常備消防については広域市町村圏で検討、実施を図るを原則とする。

4 昼間時の災害（特に火災）に対処するため婦人による消防組織の強化を図る。

②消防団は少数精鋭主義を建前としているうえに峡南広域市町村圏による消防署の発足により人員を削減し、殊に第三分団は部の編成替えにより第四部（根子）と第六部（折八）が合併するなどして、現在（昭和五十四年七月）団員四一五人になっている。消火器具の基準口数も町全体としては不足はない状態である。

さらに防災に関する事項として昭和五十四年八月七日、本町も地震防災対策強化地域に指定されたので、今後防災に関する諸施策が講じられていくことであろう。

十八 小学校

①本町の小学校は昭和四十年本校三校、分校十一校であったものが、道路の整備と児童数の減少、施設設備の充実した本校での教育など父兄の理解がなされ、昭和四十五年には本校四校（三保分校が独立）分校四校となり、他の六分校は各本校に統合された。

施設整備については昭和四十年古閑小学校改築、各本分校とも学校給食を実施し、さらに三地区に小中共用プール建設も完了し、内部施設整備（机・椅子）に意を用いている。

過疎化の現象は児童数にも現れ、昭和四十三年児童数を一〇〇とした場合、昭和五十四年度指数は四六・四と著しい減少が推計される。

年次別小学校児童数

学校	昭四三	昭四五	昭四七	昭五四
下部	六一五	五一五	四五三	三〇一
久那土	三六九	二九三	二六一	一八〇
古関	二五九	一六六	一二三	八九
三保	一	四三	三四	一〇
計	一、二四三	一、〇一七	八七一	五八〇

これら児童数の減少と道路整備、交通機関の発達に伴いさらに分校の統合を推進し、学校無人化による施設の完備や非常警報器など盗難及び火災の対策、教材教具の充実、通学道路の整備、児童を中心とした信頼あふれる教師との心の触れあい、温かい家族の励ましなど、学校と家庭における精神的な結びつきの強化を図り、教育の向上に努める。

イ、主要施策

- 1 下部小学校及び久那土小学校を老朽化の状況から順次鉄筋コンクリート二階建校舎に改築する。
- 2 下部小学校及び古関小学校に屋内運動場を建設する。
- 3 保健衛生の面から各学校の便所を水洗式(浄化槽)に改築して行く
- 4 道路整備、交通機関の発達と児童数の状況など、地域の理解を得、分校の統合を進める。
- 5 机・腰掛など備品の整備充実を順次進め、完備された施設々備の中で教育が受けられるよう図る。
- 6 心の通った学校教育、家庭教育の推進に努め、明るくたくましい子供を期待する。
- 7 登校、下校の道路整備など通学路の安全施設を積極的に進め、児童を交通事故から守る。

小学校施設整備計画

校舎現状		
学校	一般校舎	屋内運動場
下部	木造二、六四二平方メートル	〇平方メートル
久那土	二、三四六	木造六一三
古関	鉄筋一、五七〇	〇
校舎計画		
学校	一般校舎	屋内運動場
下部	改築二、三一〇平方メートル	六〇一平方メートル
久那土	一、四七三	〇
古関	〇	三三五

②校舎の改築については町財政の関係と、現校舎が未だ使用に堪えるところから老朽校舎としての認定が得られず、従って補助対象にはならず、全額町費負担では財政の都合もあってその運びになっていない。屋内運動場についても財政上などの関係もありその域に達していない。便所の水洗化は保健衛生、環境美化の面から既に昭和五十四年度に完了している。学校の統廃合については、休校中の分校一校を残すほかは全部本校へ統合した。よって机・腰掛など内部施設の充実如意を用い、着々成果を収めつつある。その他各般の事項に対して計画の推進に努めている。

十九 中学校

昭和三十五年四月一日古関中学校に、折八分校の中学生を吸収したため中学校は下部、久那土、古関の三校となり、折八地区の中学生は屋内体育館に宿泊していたが、翌三十六年民家を購入して寄宿舎とした。

昭和三十九年から小学校にならい生徒数が減り、昭和四十三年の七九四人を百とした場合、現在の状況で行くと昭和五十三年の生徒数は三九七人と六〇%に激減することが推計される。

学校別生徒数の推計

年度	下中	久中	古中	計
昭和四三	三九四	二〇二	一七八	七九四
四四	三五〇	二一三	一八五	七四八
四五	三五〇	一九〇	一七三	七一三
四六	三三〇	一七六	一五一	六五七
四七	三二〇	一八〇	一三三	六三三
四八	三〇六	一八七	一二〇	六一三
四九	二七一	一八九	一〇三	五六三
五〇	二五〇	一六四	八五	四九九
五一	二二三	一四七	八三	四五三
五二	二二七	一三〇	七一	四二八
五三	二一五	一二〇	六二	三九七
五四	一八四	一二八	四六	三五八

推計上は以上の生徒数となる。本来中学校教育は専門科目の教師によるべき教育であるが、今後専門教師の配属がきわめて困難となり、教育効果が低下するようないことがあつてはならない。これらの状況から適正規模（十一学級から十八学級）の施設で教育されるべきで、学校統合の必要性が痛感される。通学距離など問題も多いが、教育効果の向上を最重点に取り上げ、住民の理解を得るためにも学校統合を積極的に打ち出し、適正規模と充実した施設々備で専門教師による授業が受けられ、人間形成の基調である義務教育に最大の意を注ぎ、豊かな人づくりを図らなければならない。

イ、主要施策

1 中学校の適正規模による教育効果を重点に取り上げ、統合のため関係機関相互の理解と、部落懇談会などによる住民の理解を求め推し進める。

2 教育機材の充実を図り、科学進歩の著しい現代社会に対応出来る教育がなされるとともに一般備品の拡充も併せ、豊かな知識を修

得させなければならない。

3 久那土中学校移転は昭和四十七年実施される見通しが出来ているが、昭和五十二年一学年生徒数は四四人となり、全学級数が三学級になる推計がなされる。これら実現を考慮し整備する必要がある。

②中学校生徒も減少して、昭和五十四年度には下部中学校一八四人、久那土中学校一八二人、古関中学校四六人、計三五八人となり、六年後の昭和六十年には下部中一二七人、久那土中八五人、古関中二九人、計二四一人と、さらに激減することが予想される。そのような状況の中で学校運営の困難性は想像に難くない。一町村一中学校ということは教育効果のうえからも大いに歓迎すべきことではあるが、他面広大な面積を有する本町では、地理的差異をもち、それぞれの事情があり、町の将来と子供の将来にかかわる中学校教育だけに慎重な態度で望まなければならない。

久那土中学校と峽南高等学校の相互移転は、昭和四十七年四月一日実施済みである。

二十 保健体育

①町内小学校児童の体位を全国及び県と比較すると、身長においては下部小学校三年、四年の女子が全国平均を上回り、古関小学校では一、二年女子、三年男女、五年男女、六年男子の七段階で、久那土小学校では二、六年の女子と四年男子の三段階。体重においては下部小学校の五、六年女子。古関小学校の五年男子。久那土小学校では二年の男女、四年女子が全国平均を上回っている。

以上の状況から身長は古関小学校が七段階に勝っているが、体重は一段階しかなく、久那土小学校は身長・体重とも三段階、下部小学校は身長・体重二段階となり、三校別順位も大差はない。

中学校も同じように全国と比較すると古関中学校で身長三段階、体重一段階、久那土中学校は身長一段階、体重二段階、下部中学校は身長なく体重で一段階上回っており、学校別順位も小学校と同じである。

施設面のうち屋外運動場は下部小、中学校は共用で、屋内運動場も下部小学校及び古閑小学校に無く、建設が望まれている。

学校給食は下部、久那土、古閑の小中学校で実施し、古閑小から根子、磯分校へ運搬されており、久那土小学校から三保小学校へ運搬されている。折八分校のみが実施されていない。給食施設は六施設十五人の給食婦と、二人の栄養士によりなされているが人件費の占める割合が高い。順次建設したため施設が旧式で老朽化しているので統合し、給食センターの建設を進めたい。

イ、主要施策

- 1 屋内運動場を下部小、古閑小に建設する。
- 2 屋外運動場も独立して使用出来るよう施設の整備などを進め実現を図る。

- 3 運動施設整備と運動器具の充実を図る。

- 4 保健室の完備と便所の水洗化（浄化槽）を図る。

② 小学校の屋内運動場及び便所の水洗化の問題については前々項小学校の部に記載した通りであるが、屋外運動場については久那土小学校庭が峽南高校と共用であったが、昭和四十七年、峽南高校が久那土中学校と相互移転をしたため小中学校と共用になっている。運動器具も着々充実しつつある。各学校では保健室を設け保健管理と保健指導に万全を期している。

二十一 社会教育施設の整備拡充

① 町内公民館は中央公民館が常葉に在り、久那土、古閑にそれぞれ地区公民館がある。中央公民館は昭和四十七年建設のもので、内部施設々備が完全でなく、しかも階下の会議室を農業共済組合に貸してあり、社会教育団体の利用は少なく、大規模な中央公民館の建設を強く要望している。

二つの地区公民館も、学校の屋内運動場併設のため内部施設に乏しく、冬期の会議には使用出来ず、公民館としての役割を十分果たし得ない状態にある。

この現況の中で、部落集会場を部落公民館として公民館活動を研究委嘱し、地域社会教育の推進に努めている。研究委嘱公民館は十館で活動を行っているが、施設設備も公民館としての機能を備えたものが要求され、県補助のもと昭和四十五年二館の建設を行った。

イ、計画の構想

- 1 地区公民館として古閑支所を改築し、木造二階建瓦葺九五〇平方メートルの公民館を建設する。

- 2 昭和四十六年度久那土地区に同じく支所を改築し、木造二階建瓦葺一九九・三平方メートルの公民館を建設する。

- 3 昭和四十七年度鉄筋コンクリート四階建内一階駐車場、延一、九三〇平方メートルの中央公民館を常葉に建設する。

- 4 年次部落公民館を県の補助を得て建設して行く。

- 5 勤労青少年にも利用できるよう夜間照明施設を中学校庭に設けてスポーツの振興を図る。

- 6 町民運動場の建設を図る。

② 昭和四十六年五月には古閑、同四十七年三月には久那土両支所を改築してそれぞれの地区公民館となし、以来ほとんど毎日使用してその効果はまことに見るべきものがある。常葉に建設を予定している中央公民館は、昭和四十七年十一月落成した開発センターがその目的の大部分を果たしているので、さしあたり新設の必要もなく公民館運営は順調に進められている。

町民の体育向上をはかるため、昭和四十六年度に下部地区夜間照明施設（被照明面積一・一二〇平方メートル、設備容量三〇キロワット、ランプ数二八、平均照度三〇ルクス）翌四十七年度には久那土地区夜間照明施設（被照明面積六・〇〇〇平方メートル、設備容量三〇キロワット、ランプ数二〇、平均照度三〇ルクス）同年度古閑地区夜間照明施設（被照明面積二・六〇〇平方メートル、設備容量一五キロワット、ランプ数一五、平均照度三〇ルクス）の三施設が学校校庭に設けられスポーツの振興をはかっている。

社会体育は学校施設などを開放（休日・夜間）して行われて来たが、体育

が盛んになるに従い町民スポーツ広場の建設が必要視され、市之瀬地内にこれが建設を計画、昭和五十四年度から土地買収に着手、現在敷地造成を行い五十八年度完成を目ざして着々事業が進められている。

二十二 社会教育活動の推進

① 社会教育のうち公民館活動は、部落公民館を研究委嘱し明るく正しい選挙の推進を中心に活動している。委嘱公民館は次の十館である。

三沢店向公民館、切房木公民館、三沢開持公民館、長塩公民館、北川公民館、和平公民館、湯町公民館、根子公民館、折八公民館、常葉公民館。

家庭教育学級は従来小学校区を中心に開設して来たが、通学距離など関係で集まりが悪く成果が上がらなかった。昭和四十四年から容易に参加できるように部落公民館を単位に八回位を目標に開設し、講師も身延山大学、県社会教育課などから招き、宗教、社会情勢、子供の教育など幅広い課題を取り上げ、青少年の家庭指導に成果を上げつつある。

成人教育は、ともすれば若人の断絶、また社会情勢の目まぐるしい変化に対応できる教育の機会が少ない。これらの状況から成人学級の必要性が認識される、時代に即した課題が学習されている。昭和四十五年度計画では年五回次のテーマにより成人講座が開かれる。第一回山梨県長期計画と我が町の位置。第二回過疎化と町づくり。第三回現代社会と地方自治。第四回青少年育成の諸問題。第五回地域開発と社会教育の役割。以上課題の選択と、優秀な講師により意義あるものとし、さらに広く参加できるように努める。

視聴覚教育については昭和四十年視聴覚推進町村の指定を受け、機械器具の整備充実を図った。現在十六ミリ映写機三台、フィルム四〇〇巻、八ミリ映写機十台、スライド映写機一台、テープ式録音機四台が設備され、各種学級講座、学校教育に利用されている。また技術講習会、教材研究会などを開催し広く利用されるよう努め、その効果を高めるためライブラリー委嘱学級の開設も計画される。

第四章 町の事業計画と発展

芸術文化活動は昭和四十三年、下部町文化協会が短歌、俳句、吟詠、囲碁、将棋、マジック、民謡おどり、盆栽、菊作りの愛好者グループによって設立され、活動の成果を文化祭で発表し情緒豊かな人間生活の推進を図っている。

青年団は上の平、湯町、常葉、古閑、切房木、車田、三沢の七支部九〇人の団員によって構成され、青年の友情と政治的、社会的、文化的向上を図り、地域発展に寄与するを目的として活動している。実践活動には体育局、社会文化局、広報局、女子活動局の四局が設置されているが、該当する年齢層に対し入団者は二二%と少なく、地域的にも支部の設立が望まれ、青少年育成の面からも加入を望んでいる。

青少年対策は国・県においても大きい施策として、青少年の健全な育成が取り上げられ、積極的な推進がなされつつある。町には町長を本部長とする「青少年総合対策本部」が設置され、また民間人による「青少年のための下部町民会議」が設けられ、青少年対策と取り組んでいる。さらに部落には育成会が組織されスポーツ大会、キャンプ、講話会などを開催し、団体生活あるいはスポーツを通じて社会人としての基礎的知識と体験を通じ、相互の友情を深め心身の健全な発達を願うものである。

育成会のキャンプ施設としてテント(五・六人用)二十張、ソフトボール用器具は三地区に二組、バトミントン四組が配備されている。しかし小中学校近隣地区は運動場の使用が可能であるが、その他各部落ともスポーツ広場の設置が困難であり、町の積極的な援助により広場の建設に意を注いでいる。

イ、主要事項

- 1 子供クラブなど指導者層の充実をはかり、適切な指導により活動の推進に努める。
- 2 部落のスポーツ広場の設置を補助策により積極的に進め、健全なスポーツの発展を図る。
- 3 青少年を取り巻く環境を整備し、よい環境で育成されるよう図

る。

②ライブラリー委嘱学級は現在（昭和五十四年八月）はないが、近いうちに委嘱をする予定である。

青年団はその後、在住青年の数が減少するに従って団員数も減り、支部も常葉下部支部と久那土古閑支部の二支部のみとなり、団員数も四十八人となったが、活動は活発で昭和五十四年度の活動方針としては次のように定めてある。

私達は青年団活動を通じていろいろな立場の人達や、いろいろの団体との接触を保ち地域に住む人々の環境や問題を社会活動などを通じて若者として認識していきたいと思う。また文化活動、スポーツ活動、組織活動で同世代の新しい友人との交流を深め、若者の人生におけるあらゆる学習の中で若者同志の連帯統一の仲間意識を深めて行こうと考えています。

高齢者教室は昭和五十四年度は波高島、市之瀬、常葉、道、古閑の五か所が国の補助。根子、三保の二か所は町単でほかに県費補助の久那土高齢者地域活動が指定され、それぞれが学級主事を中心に活動している。

二十三 文化財及び自然の保護

①町内には国指定重要文化財一、県指定天然記念物一、町指定文化財二、町指定無形文化財一があり、国指定の重要文化財は門西家住宅で、昭和四十四年一、四〇〇万円の経費により解体復元工事を行い、約三〇〇年前の姿で保存されている。現在は防火施設として、消火栓の設置を計画中である。

町指定文化財木喰仏十体も保管庫を昭和四十四年建設し、防虫防湿に努めている。同じく町指定の文化財慈観寺の経蔵と一切経は町で防虫のため多量の樟脳を投入してこれの保存に積極的に協力している。

イ、主要施策

1 国・県の指定については関係機関、所有者町と相互協力し防火施

設など保護に努める。

2 町指定のうち木喰仏、慈観寺の一切経については一応防虫防湿施設を了しているが、さらに意を用い所有者と年一回位い点検を実施し完全保護に努める。

3 長塩獅子舞については地域の有志が伝統芸能を守り伝承するため保存会が設立されているが、積極的に町も協力し保存に努める。

②文化財については国の指定による門西家住宅が一件、県指定の一色のニッケイ樹、民俗文化財として木喰仏十軀の二件、町指定のものが現在（昭和五十四年八月）慈観寺の一切経ほか十二件（詳細は第十三編参照）で計十六件がある。

門西家の保護施設として警報器、消火栓など既に完備しており、長塩の獅子舞は太鼓など道具の一部を補給したが、他は町でも指定早々のこととてまだその域に達していない。早晚保護施設をすることにはなっている。

二十四 下部温泉とその周辺

①下部温泉は町の南部に位置し、五老峰と俗称川向山とに挟まれた山あいであり、毛無山を水源とする下部川の両岸に三十三軒の旅館と商店がならぶ温泉街を形成している。

下部川に沿った約一キロ、下部駅附近、さらに南方五〇〇メートルの身延線沿いに数軒の旅館が点在し、これらを合わせて下部温泉郷という。交通は身延線と国道三〇〇号線（富士五湖からの道路）国道五二号線（静岡方面）及び県道市川大門下部身延線（甲府方面）の道路があり、近年はこれら道路により自動車を利用する観光客がふえつつある。

温泉は古く武田信玄時代からあり、将兵が戦いで傷を癒したと伝えられ、信玄公隠し湯として有名である。昭和三十一年六月自然環境と外傷、胃腸病などの効果が認められ、国民保養温泉の指定を受け年々歳々発展して来ている。昭和四十四年度観光客数は二六二、五〇七人を数え、推定消費も六億一、六八九万円となっている。

戦時中は陸軍療養所となり、戦後は近郊の人達が自炊で温泉療養した療養温泉であったが、今は三分の二が観光客で温泉郷も療養温泉としてのたまたまを残りながらも近代的観光地としての施設整備がなされている。

附近の観光地としては富士五湖の一つ本栖湖があり、二分の一が本町の行政区画にはいつている。また、日蓮宗総本山身延山久遠寺は車で十五分の距離(身延線利用も可)にあり、本栖湖―下部温泉―身延山をつなぐ道路が昭和四十五年四月、県道から国道三〇〇号線の完全整備がなされる昭和四十九年度には現在(昭和四十四年度)富士五湖を訪れる年間観光客約七四〇万人の一角が来郷するとしても現在の倍以上の客の増加が予想され、これら観光客の受入れ態勢を民間資本の積極的な導入とともにに行い、観光基盤の充実を図らなければならない。また、富士五湖・身延山を結ぶ観光ルートの設定、湯之奥・猪之頭線の着工に伴い、昭和五十七年までには富士宮市につながり富士宮市方面の奥座敷的存在となり、下部温泉郷の交通道路網は面的に整備され発展が期待できる。

ハイキングコースとして知られている毛無山も林道湯之奥・猪之頭線の開通により登山が容易となり、登山客の激増が予想され、これら対策が計画されなければならない。また、清らかな川での観光と釣りとを結びつけるためにも富士川漁業組合と提携し魚族の保護、ヤマメ・アユの放流を行い川の美化に意を用いなければならない。

イ、主要施策

- 1 観光客増加に伴い駐車場建設が急務である。
- 2 旅館などの防災施設を完全にし、避難所の設定、誘導など従業員教育の徹底を図り観光客の安全対策に万全を期す。
- 3 泉源開発のためボーリングを実施したが、これの活用とさらに一個所ボーリングを行い湧出量の増大と高温を期待する。
- 4 毛無山登山道の整備と下部川の美化、ヤマメの保護と放流など漁業組合と提携し、自然保護を進めながら自然環境の中で楽しめよう努める。

第四章 町の事業計画と発展

5 景勝地富士五湖ルート、身延山を結ぶ観光ルートを設定し滞留拠点とする。

6 観光業主及び従業員のサービス講習会などを開催し、人情厚い精神的サービスの向上と従業員宿舎の建設に協力し、優秀な従業員確保に努める。

7 民謡おどりグループの育成、観光キャラバンなど観光協会、旅館組合と相互連携をとり、積極的に観光宣伝に努める。

8 重要文化財門西家、木喰仏など見学コースを設定し、これらを文化財観光資源として宣伝する。

9 新宿発急行電車の直接身延線乗り入れの早期実現要望。

10 富士五湖・下部温泉を直接結ぶバス路線の設定要望。

11 国道三〇〇号線及び林道湯之奥・猪之頭線の整備完了と同時に富士五湖・下部・身延・富士宮を結ぶ周遊バス運転の実現。

②下部温泉郷の年間浴客数は昭和五十三年度四〇万八、一九三人で十年前の二六万二、五〇七人に比すれば一四万五千余人の増加となっている。このために横道地内及び慈照院の庭に町営無料駐車場を設けたり、ボーリングをして新たに泉源を開発するのほか、滞在中の浴客には重要文化財門西家や木喰仏の見学など観光宣伝を怠らず、一面従業員の資質向上をめざしての講習会を開催したり、東京方面へキャラバン隊を派遣して宣伝受入れ態勢などにもあらゆる手を尽くしている。

新宿発急行電車の身延線乗り入れも実現し、新幹線に接続するため身延線急行電車は、東海道線静岡及び三島まで運行されるようになった。

二十五 本栖湖畔と蛾が岳精進湖間ハイキングコース

富士箱根伊豆国立公園内、富士五湖の一つ本栖湖は西岸が下部町に属し、五湖のうち唯一の俗化されない湖として貴重な存在となっている。

近年モーターボート連合会本栖厚生施設が会員の研修所を設け、また既設のキャンプ施設六か所、ボート業者三業者によって夏季のキャンプ場が

開設され、一二五、〇〇〇人が訪れている。

この湖の開発は国立公園地域内のため厚生省の自然保護政策により開発に強い規制が取られ、また湖が深いために冬の結氷がなく五湖のうち最も開発がおくれている。

結氷しないため冬は鴨などの水鳥が飛来し美しい自然が保たれ、町においても自然保護を重視する声は大きい。湖畔も平坦地が狭く岸から山に続く地勢は開発をおくらせる原因でもある。

昭和四十五年四月県営キャンプ場が町の社会福祉協議会に移譲され運営を始めたが、これら施設の整備を図り町民の憩いの場として涼風清らかな水、緑の山を満喫し自然に親しむ機会を得るための計画がなされている。

昭和四十二年四尾連―精進湖間観光道路開発協議会が設立され、郡下四町一か村により四尾連湖を起点とし、蛾ヶ岳を経て折八峠から三方分山、精進湖へと御坂山系の山々を縦走するコースは五〇万円の県補助を得、総工費一五〇万円で開通された。幅員一・五メートルのコースは甲府盆地、南アルプス、富士の眺めと、春は緑萌え出る中を、夏は深緑に木陰を求め、秋は紅葉と落葉を踏んで四季折々のハイキングコースとしてハイカーが増加する傾向にある。将来折八地域の振興策に結びつけるよう努める。

イ、主要施策

- 1 自然の美観を損なわない開発の促進を図る。
 - 2 湖を利用し養魚(鯉)の振興を図り将来は町内河川に放流できるように図る。
 - 3 町の社会福祉協議会の施設を整備し、町民の憩いの場として利用できるよう図る。
 - 4 甘藷・野菜畑・栗園と観光農園の開設をして、コースの名物にする。
 - 5 民宿などハイキングコースの宿泊拠点とする。
- ②富士五湖のうち唯一の神秘性を有している本栖湖は、自然の美観を損なわぬため毎年町主催で、青年団その他関係者の協力を得てゴミの収集など

を行って来た。昭和五十四年度は県主催のクリーン作戦が行われたので町でもこれに参加して環境美化に努めている。

湖を利用しての養鯉業は数年前個人経営で試みたが、夜間の密漁が絶えず、個人経営では成果を収めるに至らず遂に断念した実績がある。

一方、町では栃代川上流にヤマメの里振興センターを開設してヤマメの養殖を開始した。これによって将来下部温泉の浴客などを誘致して釣りを楽しませる一面、観光地として開発する予定である。さらに漁業組合を通じて町内各河川へ放流、町民にレジャーを楽しませる計画もある。

二十六 民宿

①農山村の振興策として民宿開設の検討がされている際、時を同じうして釜額地域においても民宿の開設が話題となり、町と実施部落の一致した計画のもとに昭和四十五年六月県の指定を受け釜額民宿村が発足した。計画は十五軒であったが、施設整備が遅れたため客の受け入れしたのは四軒に過ぎなかった。それでも延人員約八〇〇人が訪れ、遅れた宣伝としては好成績であった。民宿希望の各世帯では県の整備資金の借入れにより台所、便所、客室の増改築に着手し、四十六年四月からは十五軒揃って開設できる予定となった。

釜額民宿の好評の原因は人情味溢れる接客態度と静かな自然環境、新鮮な材料による料理があげられ、七月開設から十二月までに三回来泊した客もあった。開設数の増加に伴い地域としても駐車場及び客と住民との交流の場、室内球技などが行える民宿集会所の建設を図らなければならない。宿泊客誘致のため早い時期から宣伝に努める必要がある。

イ、主要施策

- 1 民宿集会所を建設し、交流の場また地域の民俗資料などの展示紹介に努め、さらに卓球施設の利用に供する。
- 2 自動車利用客の増加に伴い駐車場の建設をする。
- 3 新鮮な野菜・果実など供給できるよう収穫時期を異にする計画栽



釜額民宿集会所

培を行う。

4 環境美化に努め魚類などの保護を図り来郷者に自然を満喫できるように心掛ける。

5 民宿の魅力である田舎の生活を提供し、施設の改造も台所、風呂場、便所の衛生面と内部改造に意を用い草屋の保存に努める。

②民宿集会所は昭和四十七年四月十一日、木造平屋建瓦葺建面積六八・二平方メートル総工費一六五万円をもって竣工落成した。この施設によって来泊者は卓球その他によって相互に交流を深める場として利用されている。

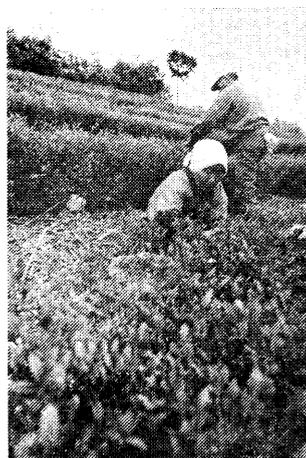
宿泊客に喜ばれるには新鮮な野菜果実などを食膳に供することである。この意味で釜額民宿経営者は山梨県農事試験場八ツ岳分場で試験中の穂・蕨の栽培方法を視察して来て自家の畑で栽培して食膳に供している。

さらに部落の中央を流れる釜額川の美観に努めると同時に、時々川にヤマメなどを放流して宿泊客に釣りを楽しませている。

二十七 農業

①総面積の八一・五%を山林が占め耕地はわずか六・〇%である。これら耕地は河川流域のわずかの平坦地のほか、山間部の急傾斜地が多い。

農家一戸当たり平均耕作面積四一アールで零細農家が多く、労働人口では農業就業者の占める割合は四五・一%であるが、町民総所得での農業の占める割合は一五・八パーセントと少なく農業の生産性の低下がめだち、労働人口も第二次産業へと流動しつつある。



茶栽培

昭和三十五年一、六六一戸で六八・八%を占めていた農家数も昭和四十三年には一、四六七戸で六三・〇%と減少し、さらに専業農家となり兼業農家も農業主が農業従に移行して行く傾向であり、農外収入に対する依

存度は高まりつつある。これら現状に町でも山林振興事業の指定を受け、生産基盤施策として農道整備、集団桑園造成事業、また近代化施策として稚蚕共同飼育所建設、牡蚕飼育施設の設置を実施し、または計画してきているが、地形的悪条件も重なり部分的な成果しか得られず、稲作の減反などと相まって山間地の農業振興は難題であり、総合的な施策のもと基盤整備事業の推進を図り、省力化しさらに協業化した中で適地適作、品種改良の方向で進める必要がある。

農業の生産性低下は農家数の減少とさらに兼業化へと進み、農業就業者も婦女子と高齢者の占める割合が多くなりつつある。

昭和三十五年農家数は一、六六一戸でそのうち兼業農家は一、四二三戸と農家戸数の八五・七%を占めていたが、昭和三十八年は農家数一、五六四戸、うち兼業農家一、三六二戸農家数の八七・一%と兼業農家が増し、昭和四十三年度は農家数一、四六七戸、うち兼業農家一、三一〇戸で農家数の八九・三%と占める割合が大幅に増加している。さらに兼業農家を農業主(第一種兼業農家)と兼業主(第二種兼業農家)に区分してみると昭和三十五年には農業主農家が三五八戸、兼業主農家八八五戸で兼業主農家が六二・二%を占めているが、昭和三十五年に比して一一・五%増加し農家所得が農業以外の産業に依存しなければならぬ状況である。

イ、主要施策

1 地形的悪条件のため企業化した専業農家の育成、及び大規模な土地改良事業は適用されず、農業労働力も高齢化と婦女子の占める割合が多くなりつつある現状では、農道整備により耕運機など小規模機械が容易に搬入利用出来るよう努める。と併せて急峻な山間耕地に索道を架設して適地適作をし、共同稚蚕飼育のための桑園造成、茶園造成転換の事業を進める。

これら事業は山村振興法の適用を受け実施し、さらに水路改良など小規模事業については部落、または団地など農事組合協業体を対象とした下部町農業振興事業補助金交付規程により年次計画をもつて実施する。

2 基幹作目である養蚕については稚蚕共同飼育所が古閑に建設されて町内各地に設置されたことになり、過重労力の軽減と稚蚕飼育が完全に行われ、無駄なく安定した養蚕が営まれる。また増収のため仕蚕飼育保温舎の建設も計画する。

茶栽培を新しく推進作目に指定し、茶園造成実施と関連し製茶工場の建設をする。その他組合または協業体で実施する田植機器具購入についても前記農業振興事業補助規程により積極的に進める。

3 基幹作目に対する技術指導、品種改良を関係機関の助言のもと実施する。国道三〇〇号線、本栖下部身延間有料道路、湯之奥・猪之頭林道の各路線が完全整備されると富士五湖・富士宮の消費地と時間短縮がなされ流通機構の改善とともに野菜・果樹の出荷が容易となり、これら栽培を積極的に進める。また下部温泉及び民宿を訪れる観光客を対象に観光農園、果樹園の設定をなし、観光と併せた農業振興を図る。

4 昭和四十六、四十七年を目途に山村開発センターを建設し、農業指導の充実と技術、経営の研修の場として資料展示、図書室の設置、農村の栄養改善のための施設備品を整備する。

農村青年の教養研修が宿泊して行われるよう宿泊のための施設と

住民健康管理を主体とした保健室、農協、森林組合総会の開催ができる五〇〇人収容の大会議室も設け地域社会の拠点とする。

②農道整備や索道架設など一部分実施はしたものの資金の関係、利用度の関係などのため、未だ実施できない箇所も多々ある。なるべく早い機会に実施できるよう心掛けてはいる。稚蚕共同飼育所については昭和四十二年五月久那土地区に、昭和四十五年三月には市之瀬地内へ富里稚蚕共同飼育所を、さらに昭和四十八年四月古閑中ん沢地内へ建設して協同作業による省力化を進めているが、なお久那土地区稚蚕共同飼育所では昭和五十五年度から人工飼料による飼育を始めている。

茶の栽培については、年々増反して現在の作付面積は一六ヘクタールであり、目標の二三ヘクタールにはまだ達していない。よって目標に到達するまで積極的に奨励している。昭和四十九年五月には市之瀬地内へ町営の茶加工場(鉄骨平屋建スレート葺二四・五平方メートル、総工費一、四二六万二千円)を建設し、同月十一日操業を開始して町内の需要を満たしている。

昭和四十二年十二月町内旧下九一色村及び旧富里村、同四十五年十二月旧山保村及び旧古閑村がそれぞれ山村振興法の適用を受け、これが条件の一つとなって昭和四十七年十一月多額の国庫補助のもとに、常葉地内役場構内へ鉄筋コンクリート三階建一部地下室付きの近代的設備を持つ山村開発センターを建設した。これによって各種会合はもろん結婚式、福祉関係、社会教育などの殿堂として利用され、町の進展に大きく貢献している。

二十八 林業

①本町の林野面積は一〇、六一八ヘクタール、林野率八一・五%と面積から見た林業の占める位置が高いが林野面積の三五・五%は国有林で、残る六四・七%に当たる六、八九一ヘクタールが私有林である。林業形態は従来から薪炭生産を主とした経営が続いたため、近年の燃料革命による薪炭不況は本町林業に大きく影響し、林業に対する依存度を著しく低下させている。しかし本町の林業は農家林業で農林複合経営により成り立っており、

り、農林は不離一体の關係にあり相互振興が必要である。このため民有林蓄積の六三%を占める広葉樹の活用策として、茸類の特殊林産物生産と広大な林野の高度利用策として、低質広葉樹林から針葉樹林に林種轉換のため拡大人工造林が進められている。

一方、林業生産の基盤となる林道は開発が遅れ、林道密度二・六二mと低い。また林家の経営規模は三ヘクタール未満の林家が大半を占め平均〇・四五ヘクタールと零細であり、蓄積資本の過少、急傾斜地による労働過重など条件的制約に林業は他産業との格差が著しく、若年労働力は他産業に流出し労働力の劣弱不足を来たすなど問題が多い。

イ、主要施策

1 昭和四十二年に樹立した下部町造林十五か年計画に基づき、昭和四十二年から同四十六年までの五か年を第一期として、一、二五〇ヘクタール、同四十七年から五十一年までを第二期として一、二五〇ヘクタール、同五十二年から五十六年までを第三期として九六〇ヘクタール計十五か年に三、〇〇〇ヘクタールの造林達成を強力で推進し民有林の六〇・九%を針葉樹とする。

2 拡大造林推進と相まって現有蓄積の広葉樹を活用して、しいたけ・なめこ・しめじなどの茸の生産を高め、農林家経済の安定向上を図り造林計画達成に有機的に結合させる。造林用苗木についても自給自足を原則に樹種の選定など林家の需用に応じた生産を図る。山間地で冷水地帯にはわさび田の開発を進め、下部温泉など観光地の需要に対処する。

3 地域内林道は八路線延長二七・七キロメートルで、しかもこれらの林道は果有林開発のものが多い。地形的特色として小河川、沢が数多く、尾根と尾根の間に所在する急峻な山林に林道を完備するには多数の路線が必要で、現有林道では民有林開発上著しく不備であり、林業経営における機械施設などの利用も十分でまず生産性を阻害している。

将来における林業経営方向を基に、投資的效果を考慮し林道開設を進める。林業構造改善事業（昭和四五～四九年）で、二路線延長二、九〇メートルを計画しているが、さらに引き続き林道開設を図る。

労働力不足に対処し林業の生産性を高めるため、林業施設機械の整備充実と協業体制の確立を図り、生産物の流通機構改善を期す。②造林十五か年計画は昭和五十六年をもって一応完了する予定であるが、その結成については遺憾ながら每期計画の一・五%程度しか成果が上がっていない。これは最初計画の立て方にも若干の無理があったことを認めざるを得ないが、町内の山林の大部分が雑木林でその雑木がほとんど需要がないことと、人手不足がこれに拍車をかけて伐採不可能の状態にあることも原因の一つである。

造林計画と併行して、有り余る原木を活用してしいたけ茸生産協業体を組織して奨励したところ、昭和五十三年の生産高は、生しいたけ四〇・二トン、乾燥しいたけ三トン、なめこ三トンであって、天候などに左右され生産量に多少の差はあっても農林家の経済を大いに潤している。

林道の開設は民有林開発上最も必要とするところであるため、町が林業構造改善事業の指定を受けたのを機として峰山林道、和平林道、勝坂林道の三路線開削に着手、いずれも完工をみている。

二十九 工業振興

①地形的な悪い条件から工業の発展は見られず、印章業、製材工場、編物工場が点在している。昭和四十三年現在事業所数四九か所、従業員数一九〇人、製造品出荷額も相当額には達している。労働力は市川大門、甲府方面と身延、静岡県方面に流出している。中学、高校卒業の若年労働力は町外に大半流出し、過疎化の大きな原因となっている。

これらの状況から町の振興策として工場誘致の必要性を痛感している。現在電気部品メーカーが進出を希望しているので公害、資本、新工場建設

計画など検討し、町施策としての誘致工場の実現を図るとともに、地場産業の育成のための企業近代化懇話会の設立など、複雑多岐な経済情勢の下にある地場産業の発展を図る。

イ、主要施策

- 1 多種多様な地場産業の育成は企業側と町と十分検討し、地場産業共通の振興策を見出し推進しなければならぬ。
- 第一歩として既存企業近代化懇話会の設立を計画し、経営を近代化し諸施策を遂行して行く。

- 2 優良工場を誘致し労働力の町内留保と町民所得の増大を図る。

- 一 村一工場を地形的条件から二工場とし、併せて従業員二〇〇人程度（地場産業保護の面を考慮し）の規模とする。これら工場は公害・資本・従業員給与など確実性を検討しなければならぬ。

② 県の提唱する一村一工場建設の趣旨により、下部町では過疎防止対策の一環として公害のない、然も地場産業を圧迫しない企業という建前で、昭和四十七年十一月下部電子株式会社を誘致、常葉日向地内に工場を新設する。先に操業を開始した下部帝通株式会社及び久那土地区へ個人誘致の荒木製作所とともに三工場がある。

三十 支所の改組

① 地域住民へのサービス機関として、その役割を果たして来た支所であるが、合併から二十三年経過し町の一体性の確立と相まって、そのサービスは道路網の整備、教育施設、住民福利厚生事業の推進と広く深い意味で地域住民の生活向上を図る必要を痛感する。

今までの事務的サービスは、道路整備に伴う自動車の利用、電話の増設などにより少人員で解決できると思われる。また地方行政のよりどころとして精神面に与える影響も大きく、この点町では公民館と併用し集会・講座などの使用が便利になるよう施設を整備する。

現在支所の事務は一般職員六人、常務職員二人が配置され、業務内容も

合併当時とほとんど変わっていない。行政事務と職員を分散すると仕事にロスと二重の手間がかかり、誤りを起こしやすく、当然人件費需用費が増大する。

業務内容は税金など現金の収納事務、戸籍、住民基本台帳事務、民生福祉事務に大別される。現金などの収納事務は支所長（分任出納員）が収納したものを本庁の出納室に送金している。戸籍・住民基本台帳関係事務を見ると基本台帳法の目的である選挙人名簿登録・国民保険・国民年金など住民に関する事務処理の合理化が規定されているが、二重機構のためその効果が発揮できない状況である。民生及び福祉事務にしても支所の係だけで処理できないものが多く二重機構といえる。

以上は現況であるが、実態と行政の要求を地域住民に周知し理解を積極的に求め支所を改組し、半分の労力は地域作りの機関に配属し行政水準の向上を図らなければならない。

イ、主要施策

- 1 支所の建物は改築し住民の各種集会、講演会、講習会ができる広間や談話室などを施設し、住民接触の場である公民館的役割を果たし得るよう支所の事務縮小を図り出張所とする。

- 2 納税・諸証明・謄抄本などは電話で、納税は納期ごとに本庁から係員が出張所に出向き領収する。

- 諸証明・謄抄本などは電話で出張所または本庁へ請求すると、毎日定期に本庁の車が出張所へ配付して回る。

- 3 支所の縮小により人件費（職員八人を四人とする）日宿直料など管理費合わせて三三万六千円の節減が可能となるが人件費（職員）は複雑増大化して行く行政事務処理にあて、職員の新採用をせず地域振興事業財源の確保を図る。

- 4 支所の改築は昭和四十五年度古閑、昭和四十六年度久那土支所を行う。

② 支所の改築については昭和四十六年五月古閑支所、昭和四十七年三月久

那土支所をそれぞれ改築して地区公民館としての機能をも有し、地区における講演会・講習会その他の集會に役立たせている。事務の縮小についてはいずれも地域の要望などを入れてまだ縮小の段階に至っていない。

三十一 事務処理の合理化

① 行政事務の合理化については検討され会計伝票が実施されているが、時代の進歩に合わせ行政事務も複雑化と事務量の増加が先行しがちである。市町村の事務処理は、国や県の行政組織にならない中央の縦割組織に対応したかたちになることは必ずしも不合理とは言えない。

しかし町村は国・県と違い住民と直結する為政者であり、その行政組織も住民の便宜を重点においた能率的な事務処理体制を整えなければならぬ。文書事務については処務規程による分類が明確でなく、編綴内容も統一されておらず、不用文書の廃棄処分が完全でなく倉庫不整理の要因となっている。

また保管保存帳票の作成、決裁並びに公印管理についても適正を欠き、改善の必要がある。住民に接する窓口事務も各課が担当し不便を来たしている。

以上の点を考慮し、住民福祉向上に資する種々の施策を効果的に遂行するため、時代に即応した行政事務の近代化を期す。

イ、計画の構想

- 1 複雑多岐の傾向にある行政事務に対処するには事務組織の合理化及び強化を図る。
- 2 事務の責任と管理組織のなかでできる限り広く分担させ、それぞれの分担者にその職位にみあった権限を与え事務の一本化を図る。
- 3 文書の集中管理を行い、行政科目別に分類保存する。また帳票の登録制度の採用、文書收受発送事務の集中、文書浄書の集中、文書貸出制度などを採用し改善を行う。
- 4 住民係を設置し、各課でもついていた窓口事務の一本化、受付など

訪れる住民のサービスに努める。

- 5 最少の人員で最大の効果を上げるよう、職員の事務研修の実施と事務機構の設備を図り、その時々々の要求に適切な措置がとれる態勢を保つ必要がある。

② 事務処理の合理化はその後昭和四十五年十二月一日、訓令第四号で下部町役場処務規程が改正されると同時に実施され、法令その他別に定めのあるものを除きこの訓令の定めるところによることとなった。もともとこの訓令の定めるところによって処理することの困難な事件が生じたときは、町長の指示を受けて別に処理することができるのである。

これによると事務の責任と管理組織のなかでできる限り広く分担させ、それぞれの分担者にその職位にみあった権利を与え、事務の一本化と合理化を行い、もって文書の集中管理を実施し、さらに窓口事務も一本化している。

三十二 広報、公聴活動

① 広報紙の発行は教育委員会が担当していたが、昭和四十四年八月企画室の設置により企画室に移管された。その名も「広報しもべ」として昭和四十五年から隔月発行とし八ツ切判、六頁×八頁建で各世帯に配付され、町行政施策の正しい理解を願っている。紙面も町民になじんでいただけよう明らかな話題、町民の善行記事、町の伝説など、さらに投稿による文芸欄、グループ訪問など身近な問題も取り上げ単なる告知板にならないよう配慮している。

その他周知の方法としては文書による回覧を区長・組長・駐在員に依頼している。またその状況によっては町の車に放送設備をしてスピーカーによる方法も取っているが、山間の奥地まで知らせることはできない。公聴活動は部落主権による「町政を聴く会」が持たれており、質問に答える消極的な活動となっている。

イ、計画の構想

- 1 まず見ていただく広報紙として写真を多く取り入れ、紙面から固



広報しもべと議会広報

さを除き親しみやすくする。

- 2 月一回発行とする
- 3 広報活動を積極的に進め、全部落に町政の振興を説明し理解と協力を得る。

② 「広報しもべ」は従来隔月刊行していたが、情報活動が複雑になるに従って記載事項も多くなってきたので、昭和四十六年五月発行の第三十四号から月刊として毎月一日発行することになった。然しその後も日を経るにしたがい記事も多くなってきたので、時には特集号を発行したり八頁建てを原則とするようになり、

さらに昭和五十一年七月の第百号からは従来の八ツ切版をA三判(30センチ×21センチ)に拡大して同年十一月百五号から毎月十日を発行日とするようになった。今日に及んでいる。